

1 第171回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第171回国会(常会)は、平成21年(2009年)1月5日に召集された。開会式は召集日当日に参議院議場で行われた。国会の会期は、当初6月3日までの計150日間であったが、6月2日に7月28日まで55日間延長され、その後、7月21日に衆議院が解散されたため、最終的な会期は計198日間となった。

なお、衆議院解散に伴う第45回衆議院議員総選挙の期日については、解散後の臨時閣議で、8月18日公示、8月30日投票とすることが決定された。

(院の構成)

参議院では、1月5日(召集日)の本会議で、議席の指定、常任委員長(総務、外交防衛、財政金融、厚生労働、農林水産、経済産業、基本政策、決算)及び選挙(同)、特別委員会の設置(災害、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA)を行った。また、4月22日の本会議で消費者問題特別委員会が設置され、同委員会に消費者庁関連法案が付託された。

衆議院では、1月5日の本会議で、新設の消費者問題特別委員会を含む7特別委員会が設置された。また、3月19日の本会議で、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会については、目的を海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するためとし、その名称を海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協

力支援活動等に関する特別委員会とすることが決定された。

さらに衆議院では、6月11日の本会議で衆議院憲法審査会規程案が可決されたが、委員の選任等は行われなかった。

(国務大臣の演説・質疑)

1月5日、平成二十年度第二次補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(中川財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は、衆議院本会議で翌6日、参議院本会議で7日に行われた。

1月28日、衆参両院の本会議で政府4演説として施政方針演説(麻生内閣総理大臣)、外交演説(中曽根外務大臣)、財政演説(中川財務大臣)、経済演説(与謝野国務大臣)が行われた。政府4演説に対する質疑(代表質問)は、衆議院本会議で1月29日及び30日、参議院本会議で30日及び2月2日に行われた。

4月27日、平成二十一年度補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(与謝野財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は、衆参両院の本会議で翌28日に行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、5月27日、6月17日に開会され、鳩山民主党代表と麻生内閣総理大臣との間で討議が行われた。

2 予算・決算

(1)平成二十年度第二次補正予算

平成二十年度第二次補正予算3案は、生活対策(平成20年10月30日決定)及び生活防衛のための緊急対策(同年12月19日決定)を実施するために必要な経費の追加等を内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において、「定額給付金」(1人1万2,000円、65歳以上及び18歳以下に8,000円を加算)を給付するための家計緊急支援対策費2兆395億円、中小・小規模企業等の資金繰り対策のためセーフティネットとしての貸付・保証枠の拡大等を行うための経営安定関連金融対策費4,905億円などを計上する一方、歳入面においては、租税及印紙収入7兆1,250億円の減収を見込むとともに、財政投融资特別会計から4兆1,580億円を受け入れるほか、7兆4,250億円の公債の追加発行を行うことなどを内容とするものであった(補正後の公債依存度は37.3%)。これらの結果、平成二十年度一般会計第二次補正後予算の総額は88兆9,112億円(第一次補正後予算に対して4兆7,858億円の増加)となった。このほか、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととされ、1月5日、平成二十年度第二次補正予算3案は提出された。

衆議院では、予算委員会で、平成二十年度第二次補正予算3案並びに一般会計及び特別会計に対する民主、社民、国民の共同提案による両修正案(定額給付金給付事業助成費2兆395億円の削除等)について、1月7日に趣旨説明を聴取し、8日、9日、13日に質疑を行った後、同日に採決の結果、両修正案を否決し、3案を原案どおり可決し

た。同日の本会議で平成二十年度第二次補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、平成二十年度第二次補正予算3案並びに一般会計及び特別会計に対する民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、社民の共同提案による両修正案(一般会計について、歳出において定額給付金給付事業助成費2兆395億円を削除し、歳入において特別会計受入金を同額減額する等)について、1月19日に趣旨説明を聴取し、同日及び20日に質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)、21日に参考人質疑及び一般質疑、23日に視察(東京都)、26日に締めくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、一般会計補正予算及び特別会計補正予算の2案は両修正案を可決して修正議決し、政府関係機関補正予算は否決した。

同日(1月26日)の本会議で、平成二十年度第二次補正予算3案(緊急上程)の採決が行われ、3案のうち一般会計補正予算及び特別会計補正予算の2案は、記名投票をもって採決の結果、委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に回付された。参議院で予算が修正議決されたのは、現行憲法下で初めてのことであった。政府関係機関補正予算は否決され、衆議院に返付された。衆議院は、同日の本会議で、一般会計補正予算及び特別会計補正予算について参議院回付案に同意しないことに決定した。

これらを受け、同日(1月26日)及び27日に平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会が、27日に平成二十

年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会が、それぞれ開かれたが、いずれも成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十年度第二次補正予算3案はすべて成立した。

(2)平成二十一年度総予算

平成二十一年度総予算3案は、一般歳出について、基礎年金国庫負担割合の引上げ分2兆3,002億円を含む社会保障関係費2兆4,834億円、道路特定財源の一般財源化に際し創設される地域活力基盤創造交付金9,400億円、経済金融情勢の変化等を踏まえ果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うための経済緊急対応予備費1兆円(新設)などを計上するものであった。

一般歳出の総額は計5兆1兆7,310億円(前年度当初予算に対して4兆4,465億円増加)となり、これに地方交付税交付金等16兆5,733億円(同9,597億円増加)と国債費2兆2,437億円(同805億円増加)を合わせた一般会計予算の規模は8兆5,480億円(同5兆4,867億円増加)となった。

歳入については、租税及印紙収入は4兆1,030億円(景気の悪化等により同7兆4,510億円減少)、その他収入は財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの4兆2,350億円の受入れを含め9兆1,510億円を見込むほか、公債金は33兆2,940億円(同7兆9,460億円増加)とした。これにより、公債依存度は、37.6%(20年度当初予算30.5%)となった。

平成二十一年度総予算3案は1月19日に提出された。

衆議院では、予算委員会で、2月2日に趣旨説明を聴取し、3日から質疑を行い、27

日に質疑を行った後、採決の結果、撤回のうえ編成替えを求める動議(共産提案)を否決し、3案を原案どおり可決した。同日の本会議で平成二十一年度総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、3月4日に趣旨説明を聴取し、5日及び6日に基本的質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後一般質疑を9日(麻生内閣総理大臣及び関係大臣出席)、10日、11日、16日午前、18日、23日、26日に行った。このほか、集中審議(麻生内閣総理大臣及び関係大臣出席)を12日(経済・雇用・社会保障)、16日午後(行革・天下り・郵政)、19日(外交・安全保障等)に行ったほか、13日に構造改革について参考人質疑を行った。また、公聴会を17日に行い、各委員会における委嘱審査を24日(常任委員会)及び25日(特別委員会)に行った。27日に締めくくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、採決を行った結果、3案は否決された。

同日(3月27日)の本会議で、平成二十一年度総予算3案(緊急上程)は、記名投票をもって採決の結果、否決され、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十一年度総予算3案は成立した。

(3)平成二十一年度補正予算

平成二十一年度補正予算3案は、「経済危機対策」(4月10日決定)を実施するために必要な経費の追加等を内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において

は、経済危機対策関係経費として①雇用対策1兆2,698億円、②金融対策2兆9,659億円、③低炭素革命1兆5,775億円、④健康長寿・子育て2兆221億円、⑤底力発揮・21世紀型インフラ整備2兆5,775億円、⑥地域活性化等1,981億円、⑦安全・安心確保等1兆7,089億円、⑧地方公共団体への配慮2兆3,790億円、合計14兆6,987億円を計上するほか、国債整理基金特別会計へ繰入768億円を計上する一方、経済緊急対応予備費の減額8,500億円を行うこととされた。

他方、歳入面においては、公債金について、建設公債7兆3,320億円、特例公債3兆4,870億円、合わせて10兆8,190億円の公債の増発を行うこととされた。この結果、補正後の公債金は44兆1,130億円、公債依存度は43.0%となった。

これらの結果、平成二十一年度一般会計補正後予算の総額は、102兆4,736億円(当初予算に対して13兆9,256億円の増加)となった。このほか、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととされた。

4月27日、平成二十一年度補正予算3案が提出された。

衆議院では、予算委員会で、4月28日に趣旨説明を聴取し、5月7日から質疑を行い、13日に質疑を行った後可決した。同日の本会議で平成二十一年度補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、5月19日に趣旨説明を聴取し、20日及び21日に質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、22日に参考人質疑、25日、26日に一般質疑、28日に新型インフルエンザ・北朝鮮の核実験と危機管理に関する集中審議(麻生

内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行い、29日に締めくくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、3案を否決した。

同日(5月29日)の本会議で、平成二十一年度補正予算3案(緊急上程)は、記名投票をもって採決の結果、否決され、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十一年度補正予算3案は成立した。

(4)平成十九年度決算等の審議

平成十九年度決算及び国有財産関係2件(平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書)は、第170回国会において平成20年11月21日に提出され、参議院では、11月26日の本会議で平成十九年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、12月15日の決算委員会で平成十九年度決算外2件について全般質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、前国会に引き続き審査を行った。4月6日から6月1日まで7回にわたり省庁別審査を行い、22日に准総括質疑を行った。また、同日の委員会で、決算審査と一括して平成十九年度予備費関係5件(第169回国会提出、4月14日衆議院から送付)の審査を行い、そのうち3件は承諾を与えるべき、2件は承諾を与えるべきでないと決定し、24日の本会議で5件はいずれも承諾しないことに決定した。

6月29日、麻生内閣総理大臣以下全大臣が出席して平成十九年度決算外2件の締めくくり総括質疑を行った後、平成十九年度決

算は是認すべきものでないと決定するとともに、5項目について内閣に対し警告すべきものと議決し、9項目から成る平成19年度決算審査措置要求決議を行った。また、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決定し、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。

7月1日の本会議で、平成十九年度決算は是認しないことに決定し、次いで委員長

報告のとおり内閣に対し警告することに決定し、平成十九年度国有財産関係2件はいずれも是認しないことに決定した。

従来、決算の議決は、本件決算の是認及び内閣に対する警告(いわゆる警告決議)から成っていたが、決算を是認しない場合に警告決議を行ったのは、現行に近い議決方法となった第55回国会(昭和42年)以来初めてのことであった。

3 法律案・条約

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出69件のうち62件が成立し(成立率約89.9%)、継続14件のうち4件が成立した。成立した内閣提出法律案のうち、憲法第59条第2項の規定により衆議院で再議決したものは8件だった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出29件及び継続11件のうち1件が成立した。このほか、今国会提出12件及び継続1件が参議院を通過したが、いずれも衆議院で審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出55件のうち18件が成立した。また、継続36件のうち1件が成立した。

条約は、今国会提出14件及び継続3件のすべてが国会の承認を経た。このうち1件は、衆議院で承認し、参議院で承認しないことに決定し、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(1)平成二十年度第二次補正予算関連法案

1月5日、平成二十年度第二次補正予算

の関連法案として、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)及び平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)が内閣から、また、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)が自民及び公明から、それぞれ衆議院に提出された。

このうち閣法第1号は、平成20年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするものであった。また、衆第1号は、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の再開及び期限の延長(平成24年3月31日まで)を行うとともに、新たに銀行等以外の会社(発行会社)からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずることを内容とするものであった。

衆議院では、閣法第1号及び衆第1号は財務金融委員会、閣法第2号は総務委員会、閣法第3号は国土交通委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも1月13日に各委員会で可決した。このうち閣法第1号については、民主から修正案が提出されたが、否決され、同法案は原案どおり可決された。同日の本会議で、平成二十年度第二次補正予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付・提出された。

参議院では、平成二十年度第二次補正予算関連法案のうち、閣法第2号は総務委員会、閣法第3号は国土交通委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも2月12日の各委員会で可決された。翌13日の本会議で、両案は可決、成立した。

他方、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、社民の共同提案により、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)が1月30日に提出された。同法案は、閣法第1号で定める財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入額4兆1,580億円について、定額給付金の財源に相当する2兆395億円を減額するとともに、定額給付金を給付する事業及び類似の事業に係る国の財政上の措置は行わないものと定めるものであった。

2月9日、本会議で閣法第1号の趣旨説明及び質疑を行った後、同法案並びに参第1号及び衆第1号の3案は財政金融委員会に付託された。

財政金融委員会では、3案について2月

10日に趣旨説明及び質疑、12日に質疑、3月3日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、閣法第1号は否決された。衆第1号は可決し、附帯決議を行った。参第1号は可決された。

翌3月4日の本会議で、閣法第1号は否決され、衆議院に返付された。衆第1号は可決、成立した。参第1号は可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、同日の本会議で、閣法第1号について記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、同法案は衆議院の議決のとおりに成立した。また、参第1号は廃案となった。

(2)平成二十一年度歳入関連法案

平成二十一年度総予算に係る歳入関連法案としては、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)が1月19日に、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)が23日に、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)が27日に、それぞれ衆議院に提出された。

このうち閣法第4号は、財政運営に必要な財源の確保を図るため、平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、臨時の措置として平成21年度及び22年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであった。また、閣法第6号は、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、

金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるとともに、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について規定するものであった。

衆議院では、2月12日の本会議で、歳入関連法案の趣旨説明及び質疑を行った後、閣法第4号及び閣法第6号は財務金融委員会において、閣法第10号及び閣法第11号は総務委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも27日に各委員会で可決された。同日の本会議で、平成二十一年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で各案の趣旨説明及び質疑を行った後、各案は財政金融及び総務の各委員会に付託された。

財政金融委員会では、閣法第4号及び閣法第6号について、3月19日に趣旨説明及び質疑、24日に質疑、25日に参考人質疑、26日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後(質疑終局)、27日に両案を否決した。

総務委員会では、閣法第10号及び閣法第11号について、3月19日に趣旨説明及び質疑、26日に質疑を行った後(質疑終局)、27日、両案を否決した。

3月27日の本会議で、両委員会で審査を終えた各案(緊急上程)の採決が行われ、いずれも否決され、衆議院に返付された。

同日の衆議院本会議では、記名投票をもって採決の結果、各議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、平成21年

度歳入関連法案各案はいずれも衆議院の議決のとおり成立した。

(3)平成二十一年度補正予算関連法案

平成二十一年度補正予算の関連法案として、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)及び独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第66号)が4月27日に内閣から、また、日本年金機構法の一部を改正する法律案(衆第20号)が24日、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)、資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案(衆第23号)、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第24号)が27日に、自民及び公明から、それぞれ衆議院に提出された。

これらのうち、衆第21号、衆第22号、閣法第66号、衆第24号は、衆議院で可決又は修正議決されて参議院に送付され、いずれも参議院で可決、成立した。また、衆第20号及び衆第23号はいずれも廃案となった。

平成二十一年度補正予算関連法案のうち、閣法第65号は、需要不足に対処する観点から、平成21年初から22年末までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さないとの特例を創設するとともに、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特例、中小企業の交際費課税の軽減等の措置を講ずるものであった。

衆議院では、5月13日の財務金融委員会で改正案を可決した(民主、社民、国民退

席)。同日の本会議で、補正予算3案の採決に続いて採決が行われた結果、改正案は可決され(民主、社民、国民退席)、参議院に送付された。

参議院では、財政金融委員会で、6月16日に趣旨説明、18日に質疑を行った後、否決した。翌19日の本会議で、改正案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(4)消費者庁関連法案

平成20年1月18日、福田内閣総理大臣(当時)は、施政方針演説において、消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させることを表明した。2月8日の閣議決定により設置された消費者行政推進会議は、6月13日、「消費者庁(仮称)」の設置を提言する「消費者行政推進会議取りまとめ」を福田内閣総理大臣に提出した。同月27日、「取りまとめ」の内容を取り込んだ「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、法制化作業に入った。

消費者庁関連3法案は、平成20年9月19日に福田内閣(福田総理は同月1日に辞意を表明)の下で閣議決定され、第170回国会において、麻生内閣から衆議院に提出された。消費者庁関連3法案のうち、消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)は、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として「消費者庁」を設置することを内容とするものであった。消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)は、消費者庁設置法の施行

に伴い、関係法律について所要の規定を整備することを内容とするものであった。消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、基本方針の策定、地方公共団体の消費生活相談等の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講じることを内容とするものであった。

他方、民主からは、平成21年3月12日、いわゆるオンブズマン的な役割を担う消費者権利官を中心として消費者問題に迅速に対応する新たな機関として内閣の所轄の下に「消費者権利院」を設置する消費者権利院法案(衆第8号)、事業者が違法に得た利益をはく奪し、消費者の被害を迅速に回復するための消費者団体訴訟法案(衆第9号)が、衆議院に提出された。

衆議院では、政府案3案(第170回国会閣法第1号～第3号)及び民主案2案(衆第8号・第9号)について、3月17日の本会議での趣旨説明及び質疑を行った後、消費者問題特別委員会において審査を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、4月16日の同委員会で、政府案3案について質疑を終局した後、全会派(自民、民主、公明、共産、社民、国民)共同提案による政府案3案に対する修正案を可決し、修正議決した。この修正は、消費者庁設置法案の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改めること、消費者庁に設置することとしていた「消費者政策委員会」を内閣府の審議会等として消費者行政全般に対する監視機能を有する「消費者委員会」に改め、権限を強化すること等を内容

とするものであった。3案は、翌17日の本会議で、委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月22日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、消費者問題特別委員会で23日に趣旨説明及び質疑、27日、28日に質疑、5月7日、8日に参考人質疑、12日に公聴会、22日に質疑(参考人も出席)、28日に質疑(麻生内閣総理大臣出席、参考人も出席)を行った後、同日、3案を可決し、34項目から成る附帯決議を行った。翌29日の本会議で3案は可決、成立した。

(5)海賊対処法案

近年、中東からマラッカ・シンガポール海峡を経由して我が国周辺に至る海域を含む海上輸送路における海賊行為の発生が懸念され、特に、ソマリア沖・アデン湾においては、海賊が多発急増し、日本企業の船舶への被害のみならず、日本人が人質に取られた事件も発生しており、法制度の整備を含む海賊事案への対応強化が求められていた。このような背景から、3月13日、政府は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)を衆議院に提出するとともに、当面の応急措置として、自衛隊法に基づく海上警備行動により自衛隊を派遣することを閣議決定した。

この海賊対処法案は、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としその処罰規定を設けるとともに、保護対象を日本籍船舶に限定せず、海上保安庁による海賊行為への対処、武器の使用、自衛隊による海賊対処行動、海賊対処行動についての内閣総理大臣の承認及び国会報告等について定めることを内容とするものであった。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説

明及び質疑を行った後、海賊対処・テロ防止特別委員会で審査を行った。その間、与野党の間で修正協議が行われたが合意に至らず、4月23日の同委員会で、民主提案の修正案(自衛隊の部隊が海賊対処行動を実施する場合における国会の事前承認に係る規定等)を否決し、同法案を原案どおり可決した。同法案は、同日の本会議(緊急上程)で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で、5月28日に趣旨説明及び質疑、6月2日、4日、11日に質疑、16日に参考人質疑、18日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後、否決した。翌19日の本会議で、同法案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、憲法第59条第2項に基づく同法案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同法案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、同法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(6)国民年金法等改正法等改正案(基礎年金国庫負担割合引上げ)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするるとともに、所得税法等の一部を改正する法律(閣法第6号)の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する等のた

め、関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、1月30日に衆議院に提出された。

衆議院では、3月31日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、4月17日の厚生労働委員会で政府案を修正議決した(施行日修正)。政府案は、同日の本会議(緊急上程)で、委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、厚生労働委員会で、6月2日に趣旨説明及び質疑、4日に質疑、8日に財政金融委員会との連合審査、9日、11日に質疑、16日に財政金融委員会との連合審査、同日に質疑、18日に質疑(午後、麻生内閣総理大臣出席)を行った後、否決した。翌19日の本会議で、改正案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、記名投票をもって採決の結果、同院議決案が出席議員3分の2以上の多数で再可決され、法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(7)臓器移植法改正案

平成9年(第140回国会)に制定された臓器移植法は、本人の生前の書面による意思表示があり、遺族が拒否しない場合に、脳死した者の身体を含む死体からの心臓、肝臓等の臓器の摘出を認めるものであった。同法制定時の国会審議では、脳死が人の死であることを前提とする中山案(衆議院提出)に対し、参議院において、「脳死した者の身体」を「死体」に含めて臓器の摘出ができるのは「臓器が摘出されることとなる者」が脳死に至ったと判定された場合に限定すること、脳死の判定は本人が脳死判定に従う意思を書面で表示している場合に限り行うこ

とができることとする等の修正が行われ、同修正に衆議院が同意することにより臓器移植法が成立した。しかし、同法に基づく脳死下での臓器移植について提供件数が伸び悩み(平成11年2月から21年2月までに81例)、特に子どもが移植を受ける機会が制約されているとの観点から、同法の見直しが課題となっていた。

このような背景から、平成18年(第164回国会)以降、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案として、計4案(以下、A案～D案と通称)が衆議院に提出された。このうち、A案(第164回国会衆第14号)は、「脳死した者の身体」の定義から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」に限定する旨の文言を削除し、本人の生前の意思が不明である場合に、遺族等が書面により承諾しているときは臓器摘出を可能とするほか、本人が親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示できるようにすること等を内容とするものであった。B案(第164回国会衆第15号)は、運用上15歳以上とされている臓器提供可能年齢を明示的に12歳以上に引き下げるほか、本人が親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示できるようにすること等を内容とするものであった。C案(第168回国会衆第18号)は、脳死判定の厳格化、生体移植の規制等を内容とするものであった。D案(衆第30号)は、15歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件(遺族の承諾、遺族による虐待の疑いがないこと等)を新たに設けることを内容とするものであった。

衆議院では、A、B、C各案について、厚生労働委員会及び同委員会に設置された

臓器移植法改正案審査小委員会で審査が行われてきた。今国会に入り、衆議院では、厚生労働委員会で、5月22日に小委員会における審査の経過及び論点等についての中間報告を聴取した後、新たに提出されたD案の趣旨説明を聴取し、27日及び6月5日に4案について質疑を行った。9日の本会議で、委員会審査中の4案について厚生労働委員長の間接報告を求めるの動議を可決し、厚生労働委員長から4案について中間報告を行い、中間報告に関連して各案提出者から発言を行った。16日の本会議で、4案は委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程に追加して一括議題としその審議を進めるべしとの動議を可決し、4案について討論を行った後、次回の本会議において議事を継続することに決定した。18日の本会議で、4案について前会の議事を継続し、討論を終局した後、次いで採決に入り、まずA案を記名投票をもって採決の結果、賛成263票、反対167票で可決した。A案議決の結果、B、C及びDの3案は議決を要しないものとなった旨議長から宣告された。その結果、可決されたA案(第164回国会衆第14号)が、参議院に提出された。

参議院では、6月23日に民主、共産、社民、無所属の有志議員から、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)が提出された。同法案は、脳死した子どもの身体からの移植術に使用されるための臓器の摘出その他子どもに係る臓器の移植に関する制度について検討を行うこととし、当該検討に当たって、法律施行から1年を経過する日までの間、内閣府に臨時子ども脳死・臓器移植

調査会を設置することとするほか、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めるものであった。

衆議院から提出されたA案(第164回国会衆第14号)及び参第26号の両案については、本会議で6月26日に趣旨説明(質疑なし)を行った後、厚生労働委員会で審査が行われた。同委員会では、30日に趣旨説明及び政府に対する質疑を行った後、同日午後、7月2日、6日及び7日午前参考人質疑、同日午後に発議者に対する質疑、8日に視察(東京都)を行った。9日には、発議者に対する質疑の後、自民、民主、公明の有志議員の提案によりA案に対する修正案(現行法の「脳死した者の身体」の定義から削除することとしていた「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」の文言を復活させること等)が提出され、両案及び同修正案を一括して議題として発議者及び修正案提出者に対する質疑が行われ、質疑を終局した。

7月10日の本会議で、A案及び参第26号の両案について厚生労働委員長の間接報告を求めることの動議を可決し、厚生労働委員長から委員会の審査について中間報告を聴取した。次に、両案を本会議において直ちに審議することの動議を可決して、両案を一括して議題とし、A案に対する修正案(委員会に提出されたものと同じ内容)の趣旨説明を聴取し、参第26号について国会法第57条の3の規定により厚生労働大臣から意見を聴取した後、討論が行われ、残余の議事は延期することに決定した。13日の本会議で、前会に引き続き両案を一括して議題とし、討論終局の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、A案に対する修正案を

賛成72、反対135にて否決し、次いで原案は賛成138、反対82にて可決、成立した。A案の議決の結果、参第26号は議決を要しないものとなった。

(8) 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定

日米両政府は、平成18年(2006年)5月の日米安全保障協議委員会において、「再編実施のための日米のロードマップ」を取りまとめ、その具体的施策の一つとして、2014年までに在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族を沖縄からグアムに移転することに合意した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第1号)は、本件移転を実施するため、我が国政府が、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドルを限度とする資金の提供を行うこと等を内容とするものであり、平成21年2月17日に日米両政府間で同協定の署名が行われ、2月24日に衆議院に提出された。

衆議院では、外務委員会において審査を行い、4月10日の同委員会で承認した。同件は14日の本会議で承認され、参議院に送付された。

参議院では、4月15日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、外交防衛委員会で16日に趣旨説明及び質疑、20日に委員派遣(沖縄)、21日、23日に質疑を行い、5月12日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、同件は承認すべきものでないと決定した。翌13日(衆議院通過から30日目)の本会

議で、同件は承認しないことに決定し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(9) 独占禁止法改正案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)は、平成17年の改正法に基づく施行後2年以内の見直し規定を受けて第169回国会に提出された改正案(第170回国会で廃案)に所要の修正を加えたものであり、排除型私的独占や優越的地位の濫用等を課徴金の対象とするとともに、主導的事業者に対する課徴金の割増し、課徴金減免制度の拡充、事業を承継した会社に対する課徴金納付命令規定等について定めるものであり、2月27日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月9日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、経済産業委員会において審査を行い、24日の同委員会で可決した。改正案は、27日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、経済産業委員会で26日に趣旨説明及び質疑、28日に参考人質疑、6月2日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。翌3日の本会議で改正案は可決、成立した。

(10) 農地法等改正案

農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)は、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、将来にわたって国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用が図られるようにするため、農地法第1条の目的規

定の改正、優良農地確保のための農地転用規制の厳格化、一般企業を含む多様な担い手を確保するための農地の貸借規制の緩和、農地に係る賃貸借存続期間の特例(民法の最長20年を50年に延長)、遊休農地対策の強化、農地利用集積円滑化事業の創設による農地の面的集約の促進等の措置を講じようとするものであり、2月24日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月3日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、農林水産委員会において審査を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、30日の同委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、改正案を修正議決した。この修正は、農地法の目的規定に「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割」を踏まえる旨を明記するとともに、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること等を追加すること等を内容とするものであった。改正案は、5月8日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月14日に農林水産委員会が、改正案の付託を前提に視察(静岡県)を行い、6月5日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、農林水産委員会で9日に趣旨説明及び質疑、11日に参考人質疑及び対政府質疑、16日に質疑を行い、討論の後、改正案を可決し、附帯決議を行った。翌17日の本会議で改正案は可決、成立した。

(11) 特定地域タクシー適正化・活性化特別措置法案

タクシー事業をめぐるのは、平成12年の

道路運送法等の改正により14年2月からタクシー事業の需給規制の完全撤廃が行われたが、昨今、長期的にタクシーの需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じている中、20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申された。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣法第27号)は、同答申を受け、タクシーの供給過剰等の問題が発生している地域において、タクシー事業者を始めとする地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づくタクシー事業者による自主的な減車を含む事業再構築等の取組並びに特定地域における増車の認可制に係る道路運送法の特例について定めるものであり、21年2月10日に衆議院に提出された。

他方、5月12日、民主、共産、社民、国民の共同提案により、野党案2案が衆議院に提出された。このうち道路運送法の一部を改正する法律案(衆第28号)は、目的規定にタクシー事業の公正な競争を確保することを追加するほか、事業参入許可の際の需給要件、増車等に係る認可制、運賃及び料金の認可基準の見直し等について定めるものであった。また、特定地域における一般乗用旅

客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(衆第29号)は、政府案について、目的規定に「地域における交通の健全な発達に寄与すること」を追加し、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度を導入する等の修正を加えたものであった。

衆議院では、4月21日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った後、5月13日の国土交通委員会で政府案及び野党案2案の趣旨説明を行い、その後、質疑を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、6月10日の同委員会で、野党案2案の撤回を許可し、政府案について質疑を終局した後、自民、民主、公明、共産、国民共同提案の修正案を可決し、政府案を修正議決した。この修正は、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、タクシー制度の在り方の検討、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準の見直し等を内容とするものであった。政府案は、翌11日の本会議で委員長報告のとおりに修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月12日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、国土交通委員会で16日に趣旨説明及び質疑、18日に質疑を行った後、政府案を可決し、附帯決議を行った。翌19日の本会議で政府案は可決、成立した。

(12) 水俣病被害者救済・水俣病問題解決特別措置法案

日本の公害問題の原点といわれる水俣病被害の救済については、公害健康被害補償法(公健法)の認定を受けた者に対し補償が行われてきたが、認定を棄却された者による訴訟が相次いだことを受け、いわゆる

平成7年の政治解決において、一定の要件を満たす者に対する一時金の支払と紛争の終結等を内容とする解決策が当時の連立与党によって取りまとめられ、当事者間における紛争の解決が図られた。しかし、平成16年、政治解決後も唯一継続された関西訴訟の最高裁判所判決で、公健法の認定に係る判断条件を満たさない者も水俣病の被害者とし、原因事業者のみならず国及び熊本県も不作為による損害賠償責任を負うこととする判断が示され、この判決を契機として水俣病の被害者として救済を求める者が急増した。

こうした現状を踏まえ、与野党から水俣病未認定患者の救済を図る新たな法律案が提出された。

与党側は、平成19年10月に与党水俣病問題に関するプロジェクトチームで取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」を基に、21年3月13日、自民及び公明の共同提案により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(衆第10号)が衆議院に提出された。同法案は、四肢末梢優位の感覚障害を有する者を早期に救済するため、政府は、一時金、療養費及び療養手当の支給(救済措置)に関する方針を定め、公表することとするとともに、公的支援を受けている関係事業者(原因企業であるチッソ)の経営形態の見直し(分社化)、公健法に基づく水俣病の地域指定等の解除について定めるものであった。

他方、参議院では、4月17日、民主から、水俣病被害の救済に関する特別措置法案(参第16号)が提出された。同法案は、全身性の感覚障害や口の周囲の感覚障害を含

む5類型の疾病要件を満たす水俣病被害者に300万円の水俣病被害者給付金、医療費等の自己負担相当額、公健法と同等額の療養手当、月額1万円の特別療養手当の支給について必要な事項を定めるとともに、健康管理事業、特定疾病多発地域居住者等の健康に係る調査研究等について定めるものであった。

両案をめぐって、与党(自民、公明)及び民主の間で協議が行われた結果、7月2日に法案の一本化で合意した。これを受け、翌3日、衆議院では、環境委員会で水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆第45号)の起草及び委員会提出を決定し、同法案は同日の本会議(緊急上程)で可決し、参議院に提出された(衆第10号及び参第16号は、いずれも同日撤回)。同法案は、衆第10号に比して、救済対象として「四肢末梢優位の感覚障害を有する者」のほか、全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を加えるとともに、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し(分社化)については、特定事業者が一時金の支給に同意していること等を分社化の事業再編計画に係る環境大臣の認可の要件に加えること等を内容とするものであった。

参議院では、環境委員会で7月7日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、共産提案による全部修正案(水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等の内容)を否決、法案を原案どおり可決した。翌8日の本会議で、法案は可決、成立した。

(13) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び

核実験への対応

3月12日、北朝鮮から関係国際機関に「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通報があり、4月5日、北朝鮮北東部沿岸地域のテポドン地区からミサイル1発が発射され、日本列島東北地方上空を越えて3,000 km以上飛翔した後、太平洋上に落下した(推定)。

これに対し、参議院では、4月5日のミサイル発射に先立ち、「北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議」(3月30日決議案提出、翌31日本会議可決)を行い、ミサイル発射後に「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議」(4月7日決議案提出、翌8日本会議可決)を行った。

また、政府は、4月10日の閣議で、平成18年10月の北朝鮮の核実験実施発表を契機に我が国が実施している「すべての北朝鮮籍船舶の入港禁止」の措置及び「北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止」の措置の期限が4月13日に到来するため、両措置を継続するとともに、これまで半年ごとの期限としてきた現行措置の期間を1年間に延長することを決定し、4月21日に特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)及び外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)を衆議院に提出した。このうち、閣承認第2号は、6月25日に衆議院を通過し、参議院では、30日の国土交通委員会で承認、7月1日の本会議で承認された。

北朝鮮は、その後も相次いで弾道ミサイ

ルなどの発射を行ったほか、5月25日には平成18年10月以来2回目となる核実験を実施した。

これに対し、参議院では、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」(5月27日決議案提出、同日本会議可決)を行った。

また、国連安全保障理事会は、6月12日(日本時間13日)、決議第1874号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮が実施した核実験を「最も強い表現で非難」し、平成18年の核実験の際に採択された決議第1718号による核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の輸出入禁止の措置を強化するとともに、国連加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施を要請するものであった。

同決議の採択を受け、政府は、6月16日、北朝鮮に向けたすべての品目の輸出を禁止することを決定し、6月18日に外国為替及

び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)を衆議院に提出した。

同承認案件は、先に提出された閣承認第3号とともに一括して審議が行われ、両件は、7月2日に衆議院を通過し、参議院では、8日の経済産業委員会で趣旨説明が行われたが、衆議院の解散に伴い審査未了となった。

また、国連安全保障理事会決議第1874号が北朝鮮禁輸品目の貨物検査を国連加盟国に要請していることを踏まえ、海上保安庁及び税関に貨物検査を行う権限(領海及び公海においては、船長等の承諾が必要)を与える北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(閣法第69号)が7月7日に衆議院に提出され、14日に衆議院を通過したが、衆議院の解散に伴い審査未了となった。

4 調査会

第168回国会に設置された調査会のうち、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、次の表の

とおり、2年目における調査の経過及び結果を記載した調査報告書(中間報告)を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

報告書名	調査テーマ	提出年月日	本会議口頭報告年月日
国民生活・経済に関する調査報告	幸福度の高い社会の構築	21.5.27	21.5.29
少子高齢化・共生社会に関する調査報告	コミュニティの再生	21.6.10	21.6.12

5 その他

(1)国会同意人事案件

今国会、議院運営委員会において所信聴取を行った人事案件は、延べ数で、人事官2名及び検査官1名であった。議決結果は、衆議院同意・参議院不同意のものが人事官1名、衆参両議院が同意したものが人事官1名及び検査官1名であった。

(2)決議

決議案は、10件が提出され、「雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案」(1月7日提出、同日可決)、「第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案」(3月17日提出、同月18日可決)、「北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案」(3月30日提出、同月31日可決)、「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案」(4月7日提出、同月8日可決)、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案」(5月27日提出、同日可決)、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案」(6月17日提出、同日可決)、「内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案」(7月13日提出、14日可決)の7件が可決した。このうち、内閣総理大臣問責決議案は、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、共産、社民の共同提案で提出され、可決した。参議院において内閣総理大臣問責決議案が可決されたのは、昨年6月11日(第169回国会)以来、2例目であった。

(3)参議院改革の動き

(参議院改革協議会)

参議院改革協議会は2回の調査検討を行った。

4月10日、清水谷議員宿舎の整備の経緯について事務局から説明を聴取した後、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

5月27日、前回に引き続き、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

(参議院改革協議会専門委員会(選挙制度))

専門委員会(選挙制度)は、3月11日、これまでの経緯について事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った。

次に、7月1日、各会派における検討状況について報告した後、意見交換を行った。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(21.1.5)	会期中選任
議長		江田 五月 (無)	
副議長		山東 昭子 (無)	
常任委員 長	内閣	愛知 治郎 (自民)	
	総務	内藤 正光 (民主)※	
	法務	澤 雄二 (公明)	
	外交防衛	榛葉 賀津也 (民主)※	
	財政金融	円 より子 (民主)※	
	文教科学	中川 雅治 (自民)	
	厚生労働	辻 泰弘 (民主)※	
	農林水産	平野 達男 (民主)※	
	経済産業	櫻井 充 (民主)※	
	国土交通	田村 耕太郎 (自民)	
	環境	有村 治子 (自民)	
	国家基本政策	大石 正光 (民主)※	
	予算	溝手 顕正 (自民)	
	決算	家西 悟 (民主)※	
	行政監視	山下 栄一 (公明)	
	議院運営	西岡 武夫 (民主)	
	懲罰	藤井 孝男 (自民)	
	特別委員 長	災害対策	鈴木 陽悦 (民主)※
沖縄・北方		市川 一朗 (自民)※	
倫理選挙		谷 博之 (民主)※	
拉致問題		藤田 幸久 (民主)※	
O D A		谷川 秀善 (自民)※	林 芳正 (自民) 21. 3. 25 若林 正俊 (自民) 21. 7. 8 草川 昭三 (公明) 21. 4. 22
調査会 長	国際・温暖化	石井 一 (民主)	
	国民生活	矢野 哲朗 (自民)	
	少子共生	田名部 匡省 (民主)	
政治倫理審査会会長		平田 健二 (民主)	
事務総長		小幡 幹雄	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 22.7.25 任期満了			② 25.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民主党・新緑風会・ 国民新・日本	118 (23)	19 (2)	33 (5)	52 (7)	21 (5)	45 (11)	66 (16)
自由民主党	81 (11)	13 (3)	32 (1)	45 (4)	13 (5)	23 (2)	36 (7)
公 明 党	21 (5)	8 (3)	3	11 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)
日本共産党	7 (1)	4	0	4	3 (1)	0	3 (1)
社会民主党・護憲連合	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
改革クラブ	4	2	1	3	1	0	1
各派に属しない議員	5 (2)	0	2	2	1 (1)	2 (1)	3 (2)
合 計	241 (43)	48 (9)	72 (6)	120 (15)	48 (13)	73 (15)	121 (28)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成22年7月25日任期満了、・印の議員は平成25年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会・国民新・日本 】

(118名)

足立 信也 (大 分)	・相原 久美子 (比 例)	・青木 愛 (比 例)
浅尾 慶一郎 (神奈川)	家西 悟 (比 例)	・池口 修次 (比 例)
・石井 一 (比 例)	・一川 保夫 (石 川)	犬塚 直史 (長 崎)
・岩本 司 (福 岡)	・植松 恵美子 (香 川)	・梅村 聡 (大 阪)
・小川 勝也 (北海道)	小川 敏夫 (東 京)	尾立 源幸 (大 阪)
・大石 尚子 (比 例)	大石 正光 (比 例)	・大河原 雅子 (東 京)
大久保 勉 (福 岡)	・大久保 潔重 (長 崎)	・大島 九州男 (比 例)
・大塚 耕平 (愛 知)	・岡崎 トミ子 (宮 城)	・加賀谷 健 (千 葉)
加藤 敏幸 (比 例)	・風間 直樹 (比 例)	・金子 恵美 (福 島)
・神本 美恵子 (比 例)	・亀井 亜紀子 (島 根)	亀井 郁夫 (広 島)
・川合 孝典 (比 例)	・川上 義博 (鳥 取)	・川崎 稔 (佐 賀)
木俣 佳丈 (愛 知)	喜納 昌吉 (比 例)	北澤 俊美 (長 野)
工藤 堅太郎 (比 例)	郡司 彰 (茨 城)	小林 正夫 (比 例)
・行田 邦子 (埼 玉)	興石 東 (山 梨)	・今野 東 (比 例)
・佐藤 公治 (広 島)	佐藤 泰介 (愛 知)	櫻井 充 (宮 城)
・自見 庄三郎 (比 例)	芝 博一 (三 重)	島田 智哉子 (埼 玉)
下田 敦子 (比 例)	主濱 了 (岩 手)	・榛葉 賀津也 (静 岡)
・鈴木 寛 (東 京)	鈴木 陽悦 (秋 田)	・田中 康夫 (比 例)
田名部 匡省 (青 森)	高嶋 良充 (比 例)	・高橋 千秋 (三 重)
・武内 則男 (高 知)	・谷 博之 (栃 木)	・谷岡 郁子 (愛 知)
千葉 景子 (神奈川)	・ツルネン マルテイ (比 例)	津田 弥太郎 (比 例)
・辻 泰弘 (兵 庫)	・外山 斎 (宮 崎)	・徳永 久志 (滋 賀)
・轟木 利治 (比 例)	富岡 由紀夫 (群 馬)	・友近 聡朗 (愛 媛)
那谷屋 正義 (比 例)	内藤 正光 (比 例)	直嶋 正行 (比 例)
・中谷 智司 (徳 島)	・中村 哲治 (奈 良)	・長浜 博行 (千 葉)
・西岡 武夫 (比 例)	・羽田 雄一郎 (長 野)	長谷川 憲正 (比 例)
白 眞勲 (比 例)	林 久美子 (滋 賀)	・姫井 由美子 (岡 山)
・平田 健二 (岐 阜)	・平野 達男 (岩 手)	・平山 幸司 (青 森)
広田 一 (高 知)	広中 和歌子 (千 葉)	福山 哲郎 (京 都)
藤末 健三 (比 例)	・藤田 幸久 (茨 城)	・藤谷 光信 (比 例)
藤本 祐司 (静 岡)	・藤原 正司 (比 例)	・藤原 良信 (比 例)
・舟山 康江 (山 形)	前川 清成 (奈 良)	前田 武志 (比 例)

- ・牧山 ひろえ (神奈川)
- ・松浦 大悟 (秋 田)
- 円 より子 (比 例)
- 峰崎 直樹 (北海道)
- ・森田 高 (富 山)
- 柳田 稔 (広 島)
- ・横峯 良郎 (比 例)
- 蓮 舫 (東 京)
- 増子 輝彦 (福 島)
- 松岡 徹 (比 例)
- ・水戸 将史 (神奈川)
- ・室井 邦彦 (比 例)
- 築瀬 進 (栃 木)
- 山下 八洲夫 (岐 阜)
- ・吉川 沙織 (比 例)
- ・松井 孝治 (京 都)
- ・松野 信夫 (熊 本)
- 水岡 俊一 (兵 庫)
- ・森 ゆうこ (新 潟)
- 柳澤 光美 (比 例)
- ・山根 隆治 (埼 玉)
- ・米長 晴信 (山 梨)

【自由民主党】

(82名)

- ・愛知 治郎 (宮 城)
- 浅野 勝人 (愛 知)
- ・石井 みどり (比 例)
- 市川 一朗 (宮 城)
- ・衛藤 晟一 (比 例)
- 岡田 広 (茨 城)
- 加納 時男 (比 例)
- 河合 常則 (富 山)
- 岸 信夫 (山 口)
- 小泉 昭男 (神奈川)
- ・佐藤 信秋 (比 例)
- 椎名 一保 (千 葉)
- ・鈴木 政二 (愛 知)
- 田村 耕太郎 (鳥 取)
- ・塚田 一郎 (新 潟)
- 中川 義雄 (北海道)
- ・中山 恭子 (比 例)
- ・西田 昌司 (京 都)
- ・長谷川 大紋 (茨 城)
- ・藤井 孝男 (岐 阜)
- ・舛添 要一 (比 例)
- ・松村 龍二 (福 井)
- ・丸山 和也 (比 例)
- ・森 まさこ (福 島)
- 山崎 正昭 (福 井)
- ・山本 一太 (群 馬)
- 吉村 剛太郎 (福 岡)
- 脇 雅史 (比 例)
- 青木 幹雄 (島 根)
- ・有村 治子 (比 例)
- 泉 信也 (比 例)
- 岩城 光英 (福 島)
- ・尾辻 秀久 (比 例)
- 荻原 健司 (比 例)
- 神取 忍 (比 例)
- 木村 仁 (熊 本)
- 北川 イッセイ (大 阪)
- ・鴻池 祥肇 (兵 庫)
- ・佐藤 正久 (比 例)
- 島尻 安伊子 (沖 縄)
- ・世耕 弘成 (和歌山)
- ・伊達 忠一 (北海道)
- 鶴保 庸介 (和歌山)
- 中曾根 弘文 (群 馬)
- 二之湯 智 (京 都)
- 野村 哲郎 (鹿 児 島)
- ・橋本 聖子 (比 例)
- ・古川 俊治 (埼 玉)
- 松田 岩夫 (岐 阜)
- ・松山 政司 (福 岡)
- 水落 敏栄 (比 例)
- 矢野 哲朗 (栃 木)
- ・山田 俊男 (比 例)
- 山本 順三 (愛 媛)
- ・義家 弘介 (比 例)
- 秋元 司 (比 例)
- ・石井 準一 (千 葉)
- ・磯崎 陽輔 (大 分)
- 岩永 浩美 (佐 賀)
- 岡田 直樹 (石 川)
- ・加治屋 義人 (鹿 児 島)
- ・川口 順子 (比 例)
- 岸 宏一 (山 形)
- 小池 正勝 (徳 島)
- 佐藤 昭郎 (比 例)
- 坂本 由紀子 (静 岡)
- 末松 信介 (兵 庫)
- 関口 昌一 (埼 玉)
- ・谷川 秀善 (大 阪)
- 中川 雅治 (東 京)
- 中村 博彦 (比 例)
- 西島 英利 (比 例)
- 南野 知恵子 (比 例)
- ・林 芳正 (山 口)
- ・牧野 たかお (静 岡)
- 松村 祥史 (比 例)
- ・丸川 珠代 (東 京)
- ・溝手 顕正 (広 島)
- 山内 俊夫 (香 川)
- 山谷 えり子 (比 例)
- ・吉田 博美 (長 野)
- 若林 正俊 (長 野)

【 公 明 党 】

(21名)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 荒木 清寛 (比 例) | ・魚住 裕一郎 (比 例) | 浮島 とも子 (比 例) |
| ・加藤 修一 (比 例) | 風間 昶 (比 例) | ・草川 昭三 (比 例) |
| ・木庭 健太郎 (比 例) | 澤 雄二 (東 京) | ・白浜 一良 (大 阪) |
| 谷合 正明 (比 例) | 西田 実仁 (埼 玉) | 浜田 昌良 (比 例) |
| 浜四津 敏子 (比 例) | 弘友 和夫 (比 例) | ・松 あきら (神奈川) |
| ・山口 那津男 (東 京) | 山下 栄一 (大 阪) | ・山本 香苗 (比 例) |
| ・山本 博司 (比 例) | ・渡辺 孝男 (比 例) | 鰐淵 洋子 (比 例) |

【 日 本 共 産 党 】

(7名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ・井上 哲士 (比 例) | 市田 忠義 (比 例) | ・紙 智子 (比 例) |
| 小池 晃 (比 例) | 大門 実紀史 (比 例) | 仁比 聡平 (比 例) |
| ・山下 芳生 (比 例) | | |

【 社会民主党・護憲連合 】

(5名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 近藤 正道 (新 潟) | 福島 みずほ (比 例) | 渕上 貞雄 (比 例) |
| ・又市 征治 (比 例) | ・山内 徳信 (比 例) | |

【 改革クラブ 】

(4名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 荒井 広幸 (比 例) | ・大江 康弘 (比 例) | 松下 新平 (宮 崎) |
| 渡辺 秀央 (比 例) | | |

【 各派に属しない議員 】

(5名)

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・糸数 慶子 (沖 縄) | 江田 五月 (岡 山) | ・川田 龍平 (東 京) |
| ・山東 昭子 (比 例) | 田中 直紀 (新 潟) | |

5 議員の異動

第170回国会閉会後及び今国会（21.1.5 召集）中における議員の異動

○辞職

坂本 由紀子君（自民・静岡）

21. 6. 17 辞職

1 議案審議概況

閣法は、新規提出69件(本院先議4件を含む。)のうち、国民年金法等改正案、海賊対処法案等62件が成立し、残る7件については、衆議院において6件が審査未了となり、本院において1件が審査未了となった。なお、所得税法改正案等8件は本院において否決し、いずれも衆議院において再議決の結果成立した。また、衆議院で継続審査となっていた14件のうち、消費者庁設置法案等4件が成立し、残る10件については、衆議院において審査未了となった。

参法は、新規提出29件のうち、厚生労働委員会提出の保健師助産師看護師法案1件が成立し、残る28件については本院において14件が審査未了、本会議議決不要及び撤回が各1件となり、衆議院において12件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた3件は、いずれも衆議院において審査未了となり、本院で継続審査となっていた8件は本院において5件が審査未了、2件が撤回となり、衆議院において1件が審査未了となった。

衆法は、新規提出55件のうち、銀行等株式保有制限法改正案、水俣病被害者救済法案等17件が成立し、残る38件については、衆議院において29件が審査未了、1件が本会議議決不要、7件が撤回となり、本院において1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた36件のうち、臓器移植法案1件が成立し、残る35件については、衆議院において31件が審査未了、2件が本会議議決不要、1件が撤回となり、本院において1件が審査未了となった。

予算は、平成20年度一般会計補正予算外2件、平成21年度一般会計予算外2件及

び平成21年度一般会計補正予算外2件が提出された。平成20年度一般会計補正予算外1件は、衆議院において本院回付案に同意せず、平成20年度政府関係機関補正予算、平成21年度一般会計予算外2件及び平成21年度一般会計補正予算外2件は、本院において否決され両院協議会が請求されたものの成案を得ず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり成立した。

条約は、新規提出14件がいずれも承認された。なお、グアム移転協定は本院において承認されず両院協議会が請求されたものの成案を得ず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり承認された。また、衆議院で継続審査となっていた3件はいずれも承認された。

承認案件は、平成21年度NHK予算及び特定船舶入港禁止の実施の2件は承認され、北朝鮮貨物輸入承認義務等措置及び北朝鮮貨物輸出承認義務等措置の2件が本院において審査未了となった。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成19年度予備費関係5件は承諾されず、新規に提出された平成20年度予備費関係3件は、衆議院において審査未了となった。

決算は、平成19年度決算外2件(第170回国会提出)は是認されず、平成19年度NHK決算は是認された。

決議案は、問責決議案2件、その他の決議案8件、計10件が提出された。このうち、内閣総理大臣問責決議案1件、北朝鮮に対する抗議決議案等6件は可決され、残る3件については撤回された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考			
				継続	否決	未了	継続	否決	未了				
閣 法	新 規	6 9	6 2	0	8*	1	0	0	6				
	衆 継	1 4	4	0	0	0	0	0	1 0				
参 法	新 規	2 9	1	0	0	1 4	0	0	1 2	議決不要 1 撤回 1			
	衆 継	3	0	0	0	0	0	0	3				
	参 継	8	0	0	0	5	0	0	1	撤回 2			
衆 法	新 規	5 5	1 7	0	0	1	0	0	2 9	議決不要 1 撤回 7			
	衆 継	3 6	1	0	0	1	0	0	3 1	議決不要 2 撤回 1			
予 算		9	9	0	7*	0	0	0	0				
条 約	新 規	1 4	1 4	0	1*	0	0	0	0				
	衆 継	3	3	0	0	0	0	0	0				
承 認	新 規	4	2	0	0	2	0	0	0				
予備費等	新 規	3	0	0	0	0	0	0	3				
	衆 継	5	0	0	5	0	0	0	0				
決算その他	新 規	1	1	0	0	0							
	継 続	3	0	0	3	0							
決 議 案		1 0	7	0	0	0							撤回 3
規 程		1	1	0	0	0							

(注) ※は衆議院において再議決又は衆議院の議決を国会の議決とした結果成立したものである。

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案(83件)(うち衆議院において前国会から継続14件)

●両院通過(58件)(うち衆議院において前国会から継続4件)

- 2 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案
- 5 雇用保険法等の一部を改正する法律案(修)
- 7 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(修)
- 12 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 14 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
- 17 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 18 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(修)
- 20 電波法及び放送法の一部を改正する法律案
- 21 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
- 25 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案
- 26 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案
- 27 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(修)
- 28 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案
- 29 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(修)
- 30 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 32 農地法等の一部を改正する法律案(修)
- 33 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
- 34 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 35 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 36 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 37 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

- 38 道路交通法の一部を改正する法律案
- 39 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 40 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
- 41 公文書等の管理に関する法律案（修）
- 42 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 沖縄科学技術大学院大学学園法案（修）
- 44 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（修）
- 45 消防法の一部を改正する法律案
- 46 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 青少年総合対策推進法案（修）
- 49 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（修）
- 50 資金決済に関する法律案
- 51 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（修）
- 53 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案
- 54 著作権法の一部を改正する法律案
- 55 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（修）
- 56 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 57 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案
- 58 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 59 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（修）
- 60 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案
- 64 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（修）
- 66 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（修）
- 67 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

- 14 株式会社地域力再生機構法案（修）

（第170回国会提出）

- 1 消費者庁設置法案（修）
- 2 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（修）
- 3 消費者安全法案（修）

●憲法第59条第2項の規定による衆議院再可決（8件）

- 1 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案
- 4 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案
- 6 所得税法等の一部を改正する法律案
- 10 地方税法等の一部を改正する法律案
- 11 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 19 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 61 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

65 租税特別措置法の一部を改正する法律案

●本院未了（1件）

69 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案

●衆議院未了（16件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

9 独立行政法人気象研究所法案

47 成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

52 企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

62 国家公務員法等の一部を改正する法律案

63 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案

68 小規模企業共済法の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）

22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

95 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

97 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

50 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

76 行政不服審査法案

77 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

78 行政手続法の一部を改正する法律案

79 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

80 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（第170回国会提出）

11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（40件）（うち本院において前国会から継続8件、衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（1件）

27 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（19件）（うち本院において前国会から継続5件）

3 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

9 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

11 株式会社中小企業再生支援機構法案

12 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

13 歯の健康の保持の推進に関する法律案

14 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

15 障がい者制度改革推進法案

19 地球温暖化対策基本法案

20 民法の一部を改正する法律案

21 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案

22 予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案

- 23 会計検査院法の一部を改正する法律案
- 28 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案

(第170回国会提出)

- 2 租税特別措置法の一部を改正する等の法律案
- 3 子ども手当法案
- 4 大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案
- 5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 地域金融の円滑化に関する法律案

●衆議院未了（16件）（うち本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続3件）

- 1 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案
- 2 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案
- 4 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案
- 5 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案
- 6 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案
- 8 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 17 法人税法の一部を改正する法律案《修》
- 18 租税特別措置法の一部を改正する法律案《修》
- 24 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 25 生活保護法の一部を改正する法律案

(第168回国会提出)

- 1 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 11 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

(第169回国会提出)

- 17 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案

(第170回国会提出)

- 1 農業協同組合法等の一部を改正する法律案

●本院議決不要（1件）

- 26 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案

●撤回（3件）（うち本院において前国会から継続2件）

- 16 水俣病被害の救済に関する特別措置法案

(第170回国会提出)

- 11 法人税法の一部を改正する法律案
- 12 租税特別措置法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（91件）（うち衆議院において前国会から継続36件）

●両院通過（18件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 15 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 19 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案
- 21 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（修）
- 22 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（修）
- 25 公共サービス基本法案
- 26 バイオマス活用推進基本法案
- 32 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 33 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 45 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案
- 46 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

(第164回国会提出)

- 14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院未了（2件）（うち衆議院において前国会から継続1件）
- 27 政党助成法の一部を改正する法律案

(第170回国会提出)

- 3 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 衆議院未了（60件）（うち衆議院において前国会から継続31件）
- 2 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案
 - 3 特定肝炎対策緊急措置法案
 - 6 求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案
 - 7 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案
 - 8 消費者権利院法案
 - 9 消費者団体訴訟法案
 - 12 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 16 両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案

- 17 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 20 日本年金機構法の一部を改正する法律案
- 23 資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案
- 31 地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案
- 34 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 37 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 38 保険業法の一部を改正する法律案
- 39 P T A ・ 青少年教育団体共済法案
- 40 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 41 天皇陛下御在位二十年を記念する日を休日とする法律案
- 42 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 44 北海道観光振興特別措置法案
- 47 国民年金法の一部を改正する法律案
- 48 低炭素社会づくり推進基本法案
- 49 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案
- 50 障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案
- 51 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案
- 52 スポーツ基本法案
- 53 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案
- 54 地産地消促進法案
- 55 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(第163回国会提出)

- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案

(第164回国会提出)

- 13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
- 27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

(第165回国会提出)

- 2 学校教育法の一部を改正する法律案
- 6 交通基本法案

(第166回国会提出)

- 29 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 38 環境健康被害者等救済基本法案
- 41 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 43 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案
- 44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 51 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案

52 法医科学研究所設置法案

(第168回国会提出)

6 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

8 肝炎対策基本法案

9 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(第169回国会提出)

10 基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案

11 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

12 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案

13 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案

14 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案

20 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案

21 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

23 国民年金法等の一部を改正する法律案

28 離島振興法等の一部を改正する法律案

32 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院議決不要（3件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

30 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

(第164回国会提出)

15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

(第168回国会提出)

18 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（8件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

5 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

10 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案

11 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

13 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

28 道路運送法の一部を改正する法律案

29 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

35 生活保護法の一部を改正する法律案

(第169回国会提出)

5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案

◎予算（9件）

●憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（6件）

▶衆議院において本院回付案に同意せず（2件）

1 平成二十年度一般会計補正予算（第2号）

2 平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）

▶ 本院において否決（7件）

- 3 平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）
- 4 平成二十一年度一般会計予算
- 5 平成二十一年度特別会計予算
- 6 平成二十一年度政府関係機関予算
- 7 平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）
- 8 平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）
- 9 平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）

◎ 条約（17件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

● 両院通過（16件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

- 2 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 7 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 10 クラスタ弾に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 11 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
- 12 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
- 13 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 14 国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

（第170回国会提出）

- 1 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

● 憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（1件）

▶ 本院において承認しないと議決（1件）

- 1 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（４件）

●両院通過（２件）

- 1 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

●本院未了（２件）

- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 4 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（８件）（うち衆議院において前国会から継続５件）

●国会の承諾がなかったもの（５件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第169回国会提出）

- 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

●衆議院未了（３件）

- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（４件）

●是認すると議決（１件）

- 日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●是認しないと議決（３件）

（第170回国会提出）

- 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書
- 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（10件）

●可決（７件）

- 2 雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案
- 4 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案
- 6 北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案
- 7 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

- 8 北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案
- 9 核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案
- 10 内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案

●撤回（3件）

- 1 雇用と住まいを確保する緊急決議案
- 3 財務大臣兼内閣府特命担当大臣中川昭一君問責決議案
- 5 北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案

◎規程案（1件）

●可決（1件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9財政金融委員会付託 3.4本会議否決 ※)

※21.3.4、衆議院へ返付。衆議院において、3.4、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、平成20年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時的措置として、同年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成20年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9総務委員会付託 2.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成20年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成20年度一般会計補正予算(第2号)による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が2兆2,730億9,500万円減少することから、これを補てんするため、平成20年度分の地方交付税の総額の特例として2兆2,730億9,500万円を加算する。

二、一の加算額のうち、1兆2,410億4,750万円に相当する額について、平成23年度から平成27年度までの各年度における地方交付税の総額から2,482億950万円をそれぞれ減額する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9国土交通委員会付託 2.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平成20年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、揮発油税収の減額補正後の予算額の4分の1相当額に引き下げず、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の4分の1に相当する額とする特例措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 21. 2. 27可決 参議院 3. 18財政金融委員会付託 3. 27本会議否決 ※)

※21. 3. 27、衆議院へ返付。衆議院において、3. 27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成21年度及び平成22年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成21年度における公債の発行の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成21年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成21年度一般会計予算において25兆7,150億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成22年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成21年度所属の歳入とする。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成21年度及び平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、予算で定めるところ（平成21年度一般会計予算において4兆2,350億円）により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができる。

三、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 21. 3. 19修正議決 参議院 3. 19厚生労働委員会付託 3. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成21年度の雇用保険率を引き下げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である受給資格者をその対象とすること、施行期日を平成21年4月1日から平成21年3月31日に改めること等の修正が行われた。

第一 雇用保険法の一部改正

一 基本手当の受給資格の改正

特定理由離職者（離職した者のうち、当該離職につき特定受給資格者となる者以外の者で、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が更新を希望したにもかかわらず、合意が成立するに至らなかった場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上で基本手当の受給資格を得られるものとする。

二 基本手当の支給に関する暫定措置

受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）は、当該受給資格者（身体障害者等の就職困難者を除く。）を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する。

三 給付日数の延長に関する暫定措置

1 受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間である受給資格者（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び特定受給資格者に限る。）であって、次の(一)又は(二)に該当するものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

(一) 受給資格に係る離職の日において45歳未満である者又は厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者であって、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難であると認めたもの

(二) 公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2 1の場合に、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、60日を限度とする。

四 就業促進手当に関する暫定措置

平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間に安定した職業に就いた者に係る再就職手当は、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに対して支給する。当該再就職手当の額は、基本手当日額に、支給残日数相当数に10分の4（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものには、10分の5）を乗じて得た数を乗じて得た額とする。また、平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間に安定した職業に就いた者に係る常用就職支度手当の額は、基本手当日額に40を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とする。

五 育児休業給付の改正

1 育児休業者職場復帰給付金を廃止し、育児休業基本給付金に統合し、これを育児休業給付金とする。

2 育児休業給付金の額は、被保険者が休業開始日に受給資格者となったとみなしたときに算定される賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40（当分の間、100分の50）に相当する額とする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

平成21年度の雇用保険率は、1000分の11.5（うち失業等給付に係る率1000分の8）（農林水産業及び清酒製造業は1000分の13.5（同1000分の10）、建設業は1000分の14.5（同1000分の10））とする。

第三 船員保険法の一部改正

雇用保険法の改正に準じて、失業保険金、再就職手当、保険料率等に関する改正を行う。

第四 施行期日

この法律は、平成21年3月31日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の五は平成22年4月1日から施行する。

【附帯決議】（21.3.27厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」（民主、社民、国新提出）の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。

- 二、今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討すること。
 - 三、今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現するおそれがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずること。
 - 四、離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。
 - 五、失業等給付などについては、今後、雇用失業情勢の更なる悪化によって安定的な財政運営に支障が出るおそれがあり、現在、本来の負担額の100分の55に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の負担率である4分の1に戻すことを検討すること。
 - 六、雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働者求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。
 - 七、いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行うこと。
 - 八、基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討すること。
 - 九、再就職が困難な障害者等に対して、きめ細かな相談体制を充実するとともに、必要な訓練の受け皿を確保した上で、雇用保険の訓練延長給付も活用して再就職支援を行い、雇用保険の受給が終了した後も生活の不安なく訓練を受けられるよう支援を行うことについて、早急に検討すること。
- 右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 21.2.27可決 参議院 3.18財政金融委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院において、3.27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

- 1 住宅ローン減税の適用期限を5年間延長した上で、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引き上げる。
- 2 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合及び既存住宅の改修(省エネ及びバリアフリー)を行う場合の所得税額の特別控除制度を創設する。
- 3 平成21年及び平成22年に取得した土地を譲渡した場合の長期譲渡所得（所有期間5年超）について、1,000万円の特別控除制度を創設する。
- 4 土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税の軽減措置について、現行税率を2年間据え置く。

二、法人関係税制及び中小企業関係税制

- 1 エネルギー需給構造改革推進設備等及び資源生産性の向上に資する設備等について、即時償却を可能とする等の制度を創設する。
- 2 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる。
- 3 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について

は、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

三、相続税制

- 1 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入する。
- 2 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の見直しを行う。

四、金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%の軽減税率を3年間延長する。

五、国際課税

外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入する。

六、自動車課税

一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車について、平成21年度から平成23年度までの間に受ける新規・継続車検等について、自動車重量税の減免措置を講ずる。

七、その他

- 1 入国者が輸入するウイスキー等・紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 2 特定の石炭（鉄鋼製造用等）に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。
- 3 既存の租税特別措置の整理合理化を行うとともに、期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

八、施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成21年4月1日から施行する。
- 2 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について規定する。

なお、本法律施行に伴う平成21年度の租税減収見込額は、約4,640億円である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 21.3.17可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとする。
- 2 奄美群島振興開発基本方針及び奄美群島振興開発計画に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する。
- 3 国及び地方公共団体は、奄美群島における就業の促進並びに振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。
- 4 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種として有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加する。

二、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとする。
- 2 小笠原諸島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力

の確保に関する事項を追加する。

3 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

三、この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行する。

【附帯決議】(21.3.30国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発に当たっては、地元の創意や工夫が十分に発揮できるよう、地域主体で策定される振興開発計画を十分尊重し、ハードとソフトの施策が引き続き一体的に実施されるよう配慮すること。また、両地域の自立的発展を促す効果的な振興開発を行うために、こうした施策について評価する仕組みを検討し導入を図っていくこと。

二、奄美群島及び小笠原諸島の多彩で豊かな自然環境の保全に積極的に取り組み、振興開発と環境との調和に留意すること。また、世界自然遺産をめぐる両地域の取組に配慮すること。

三、奄美群島及び小笠原諸島の経済活性化を図るために、両地域における域内企業の受注機会の増大を図られるよう努めること。さらに、奄美群島については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地場産業のより一層の振興を図られるよう配慮すること。また、小笠原諸島については、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等が図られるよう、空港整備等本土との高速交通手段の確保に努めること。

四、住民の生活路線であり、他地域との交流の活性化に欠かせない離島航空路線に関し、航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等に関する実証を行うため、奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずること。また、航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、今後検証・検討を加えること。

五、奄美群島及び小笠原諸島の物価高が船舶運賃をはじめとする割高な物流・流通コストに起因していることにかんがみ、両地域の住民生活の安定を図るために、船舶運賃や流通コストの軽減について必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 21.4.3修正議決 参議院 4.8国土交通委員会付託 4.22本会議可決)

本法律案は、道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

1 毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止する。

2 地方道路整備臨時交付金の制度を廃止する。

二、一の改正に伴い、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる道路を一般国道又は主要な県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

三、一の改正に伴い、特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

1 社会資本整備事業特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる道路を高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

2 揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止するものとする。
なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を改めるとともに、道路整備事業の実施の在り方についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (21. 4. 21国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、道路特定財源の一般財源化に当たっては、真に必要な道路整備は引き続き推進する観点から、費用便益分析による評価結果の適切な活用等により道路整備事業の効率的かつ効果的な執行に努めること。その際、地方における道路整備については、地域の活性化や安全・安心の確保など地域にもたらされる効果についても十分に考慮すること。

また、地域住民等に対して十分な情報公開・開示を行うなど事業の透明性を一層確保すること。

二、道路特定財源の一般財源化後の暫定税率を始めとする自動車関係諸税の在り方については、納税者の理解が得られるものとなるよう、引き続き検討すること。

三、道路関係業務の執行に関し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

四、道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人気象研究所法案(閣法第9号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 21. 2. 27可決 参議院 3. 18総務委員会付託 3. 27本会議否決 ※)

※21. 3. 27、衆議院へ返付。衆議院において、3. 27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人住民税改正

個人住民税については、平成21年から平成25年までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した者について所得税額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税額から控除する新たな住宅借入金等特別税額控除を創設するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る税率を軽減する特例措置を平成23年12月31日まで延長する。

二、不動産取得税改正

土地及び住宅の取得に係る税率を3% (本則4%) に引き下げる措置を平成24年3月31日まで延長する。

三、固定資産税及び都市計画税改正

平成21年度の評価替えに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置等を講じるとともに、条例により、税負担が大幅に増加する住宅用地等について、税額の上昇を1. 1倍まで抑制できる制度

を創設する。

四、自動車取得税改正

電気自動車やハイブリッド自動車等の環境への負荷の少ない新車の取得について、平成24年3月31日までに行われた場合に限り、自動車取得税の税率を引き下げる等の特例措置を拡充する。

五、軽油引取税等の一般財源化

自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止する。

六、その他

- 1 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。
- 2 本法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 21.2.27可決 参議院 3.18総務委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院において、3.27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成21年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆円を加算した15兆8,202億円とする。
- 2 平成22年度分の地方交付税の総額に雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために5,000億円を加算すること等、同年度から平成36年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。
- 3 平成21年度及び平成22年度における措置として「地域雇用創出推進費」を設けるほか、平成21年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

二、地方財政法の一部改正

今後5年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとする。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

地方税法等改正法の施行に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、地方特例交付金を拡充する。

四、地方公営企業等金融機構法の一部改正

地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改める。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 21. 3. 17可決 参議院 3. 24総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとするものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 21. 3. 19可決 参議院 3. 25財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの充実・強化及び通関手続の特例措置の拡充を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税関における水際取締りの充実・強化

- 1 偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加する。
- 2 保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する。

二、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通関手続の特例制度の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加する。

三、個別品目の関税率の改正

絹紡糸及び絹紡紬糸の関税率を無税とする。

四、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成21年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成21年4月1日から施行する。

【附帯決議】(21. 3. 30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

- 一 最近の税関業務を取り巻く環境においては、グローバル化の進展等に伴い業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりとともに、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応することが求められている。このような現状にかんがみ、職務に従事する税関職員については、税関業務の特殊性、今後の国際物流の在り方等を考慮し、国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び首都圏空港における国際航空機能の拡充等に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努める

こと。

- 一 砂糖、でん粉及び乳製品等の輸入農畜産物に係る価格安定を図り、関連産業の健全な発展を促進する等の観点から設けられているいわゆる調整金等の制度については、より効果的な運用の在り方や国境措置の在り方を幅広い観点から検討すること。
右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 21.3.27可決 参議院 3.30財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府が、同基金に対し、156億2,850万特別引出権に相当する金額(現行は133億1,280万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができるとするものである。

【附帯決議】(21.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融・世界経済危機の深刻化に伴い、危機に直面する国に対する国際通貨基金による資金支援の役割が飛躍的に高まっていることから、その資金基盤の充実強化が喫緊の課題となっている。このような状況にかんがみ、今後の増資交渉に当たっては、増資規模等について十分検討するとともに、加盟国の世界経済における相対的地位が、より反映されたものとなるよう努めること。
- 一 我が国が行う国際通貨基金への出資及び融資については、厳しい財政状況の下、国民の税金が使用されることにかんがみ、将来の基金の在り方も展望しながら国益に資するか否か等について不断に検証・評価を行い、国際通貨基金が加盟国に対して行う融資等が適切なものとなるよう、適宜、意見を述べ、我が国の意見が十分反映されるよう努めること。
また、円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等、円の国際化を進めるような運用となるよう配慮すること。
- 一 国際金融システムの安定化に向けこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待される中、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を発揮するために注力すること。
- 一 政府・日本銀行は、経済界・学界等とも協力し、国際通貨基金においてより多くの人材が活躍できるように努め、出資第2位に見合う枢要なポストを確保するとともに、将来の我が国の国際金融交渉を担い得る人脈とスキルを有した人材の育成に努めること。
- 一 我が国が国際通貨基金に多額の出資等を行っていることにかんがみ、国際通貨基金の活動及び国際通貨基金における日本の貢献等について、十分に国会に報告するように努めること。
右決議する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 21.4.9可決 参議院 4.22国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展に伴う高齢者の単身世帯や要介護者の増加が予想される中であって、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定める者に厚生労働大臣を加え、国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で定めることとともに、基本

方針に定める事項に、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項等を追加する。

二、都道府県は、一の基本方針に基づき、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を内容とする高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

三、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録基準の設定等

1 都道府県知事は、現行法で規定する高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を受け入れることとしている住宅）の登録の申請があった場合において、当該申請に係る賃貸住宅が、床面積の規模、構造及び設備、賃貸の条件等に関する基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

2 都道府県知事は、1の登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。また、都道府県知事は、登録住宅が1の基準に適合しないと認めるときは、当該住宅の賃貸人に対し、基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

四、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

1 都道府県知事は、高齢者居宅生活支援施設（高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設をいう。）と一体として整備を行う現行法で規定する高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画に記載された事項が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

2 1の認定を受けた者は、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅について、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム事業）を行う社会福祉法人等に賃貸することができる。

五、地方住宅供給公社は、高齢者居住安定確保計画に基づき、加齢に伴う高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備を有するものとするを主たる目的とする住宅の改良（バリアフリー化）等を行うことができる。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.5.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、基本方針を厚生労働大臣と共同して策定することとした本法の趣旨にかんがみ、高齢者の住宅施策と福祉・介護施策等との効果的な連携を一層推進すること。また、地域における福祉・介護行政を直接担う市町村の意見が都道府県の高齢者居住安定確保計画に適切に反映されるよう、基本方針等において明確化を図るとともに、本法における市町村の位置付け・役割について今後検討を進め、所要の措置を講ずること。

二、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者にとって分かりやすく、使いやすい制度への改善を図るとともに、高齢者の住まい・福祉・介護全般に係る情報提供システムや相談窓口の一層の整備に努めること。また、高齢者向け賃貸住宅や高齢者居宅生活支援施設の適切な運営が確保されるよう、行政による指導監督に万全を期すること。

三、年金生活世帯を始め、障がい者、要介護者、生活保護受給者など住宅の確保に特に配慮を要する高齢者については、福祉施策との連携等により、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなど、高齢者の状況に応じた住まいのセーフティネットが確実に提供されるよう努めること。

四、高齢者向け賃貸住宅の供給促進とともに、高齢者が必要とする福祉・介護施設の適切な供給の確保に十分留意すること。

五、賃貸住宅の供給の促進に当たっては、高齢者及び子育て世帯が適切な家賃負担で住み続けることができるよう、既存住宅のバリアフリー・耐震改修等によるストック活用に重点を置くとともに、家賃補助制度の充実について検討すること。

右決議する。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 21.5.8可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「歩行者ネットワーク協定」という。）の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部改正

- 1 同法に基づく都市再生緊急整備地域内又は都市再生整備計画の一定区域内の一団の土地の所有者等は、歩行者デッキ、地下通路等を適切に整備・管理するための歩行者ネットワーク協定を締結することができる。
- 2 歩行者ネットワーク協定は、市町村長の認可を受けなければならない、認可の公告のあった同協定は、新たに土地等を取得して同協定の対象となる協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 3 国が市町村に対し、都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため交付される、「まちづくり交付金」につき、同事業の早期化、普及の促進を図るため、同交付金を交付する際の勘案事項として、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容を追加する。
- 4 都市再生整備計画に基づき整備される公共施設の管理等を行う都市再生整備推進法人は、市町村に対して、その管理等を適切に行うために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる。

二、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が、都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人が施行する都市開発事業、公共施設等の整備に関する事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の2分の1以内を貸し付けることができるよう、都市開発資金貸付けの対象として同事項を追加する。

【附帯決議】(21.5.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等に十分配慮するとともに、地域の自主性や創意工夫をいかしたまちづくりの推進のため、都市計画法、景観法等関係諸法に基づく各種制度のより効果的かつ積極的な活用が図られるよう努めること。
- 二、NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動については、その透明性の確保に留意しつつ、継続・強化が図られるよう、資金支援、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

また、現在まで一つも設立されていない都市再生整備推進法人については、無利子貸付けの対象や、都市計画提案権が付与されたこと等を周知徹底し、その普及促進に努めること。

三、都市再生歩行者経路協定等については、協定が必要と認められる地区の把握に努めるとともに、まちづくりの円滑な推進のため、その締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止に資する協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて、移動等円滑化経路協定、地区計画など既存制度との適切な役割分担が図られるよう十分配慮すること。

四、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めるとともに、バリアフリーに係る情報提供等、ソフト対策も含めた各種支援制度の充実・強化を図ること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について十分配慮すること。

五、まちづくり交付金制度の交付対象の拡大を図りつつ、まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施する事業の情報公開、実施した事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。また、民間都市再生整備事業に係る財団法人民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行い、その透明性を一層確保すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 21. 3. 19可決 参議院 3. 25法務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,717人に、判事補の員数を35人増加し1,020人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加し、2万2,089人に改める。
- 三、この法律は、平成21年4月1日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)

(衆議院 21. 3. 19修正議決 参議院 3. 25文教科学委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する宮城工業高等専門学校及び仙台電波工業高等専門学校を統合して仙台高等専門学校を、富山工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校を統合して富山高等専門学校を、高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校を統合して香川高等専門学校を、熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を統合して熊本高等専門学校をそれぞれ新設すること。
- 二、独立行政法人国立国語研究所法を廃止し、独立行政法人国立国語研究所の業務を大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管すること。
- 三、独立行政法人メディア教育開発センター法を廃止すること。
- 四、この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、附則の一部の規定を除き、一、二及び附則の一部の規定については平成21年10月1日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、独立行政法人海洋研究開発機構と独立行政法人防災科学技術研究所の統合及び独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合に係る規定を削除すること、並びに独立行政法人国立国語研究所において行われていた「国語に関する調査研究等」の業務が、大学共同利用機関法人人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならないこと等の修正が行われ

た。

【附帯決議】(21.3.30文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、国立高等専門学校的高度化再編に当たっては、各地域のニーズや入学志願者数の動向、卒業生の進路等を踏まえ、個々の高等専門学校の自主性・自律性及び教職員間の議論に基づく学内合意を十分尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮するとともに、全国各校の教育研究の充実が図られるよう十分な予算措置を行うこと。
- 二、国立高等専門学校の今後の在り方については、国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。
- 三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。
- 五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。
- 六、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ICT活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。
- 七、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に教育研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 21.4.17修正議決 参議院 4.27厚生労働委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融資特別会計財政融資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするとともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する等のため、国民年金法等の一部を改正する法律その他の関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、平成21年4月1日とされていた施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 国庫は、平成21年度及び平成22年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合2分の1に基づく負担額との差額を負担する。
 - 二 別に法律に定める年度（以下「特定年度」という。）について、所得税法等の一部を改正する法律附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。
 - 三 特定年度の前年度が平成23年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成22年度以前の年度を除く。）の各年度について、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額と国庫負担割合2分の1に基づく負担額との差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時的法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。
 - 四 保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、次に掲げる事項を行う。
 - 1 平成21年4月から平成23年3月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずること。
 - 2 平成23年4月からの期間に係る保険料免除期間について、1と同様に取られるよう、臨時的法制上の措置を講ずるものとする。
- 第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正
国家公務員共済組合制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正
私立学校教職員共済制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第四 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正
地方公務員共済組合制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第五 施行期日等
- 一 この法律は、一部を除き公布の日（衆議院修正）から施行する。
 - 二 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 21.4.9可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受信機器購入等の支援に係る電波利用料の使途の拡大

電波利用料の使途の特例として、テレビジョン放送の受信設備を設置している者のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助を追加する。

二、移動受信用地上放送の実現のための制度整備

- 1 移動受信用地上放送の定義を、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であって、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものとする。
- 2 移動受信用地上放送の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に設置できるよう、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する。
- 3 移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適

用されている受託放送・委託放送の制度を導入する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.4.16総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、平成23年7月の地上放送の完全デジタル化に向け、必要な調査・支援の実施や国民に対する説明・相談体制の充実等を含め、官民協力してあらゆる方策を講じ、国民生活に支障を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 二、受信機器購入等の支援の実施に当たっては、施策の不知による申請漏れが生じないよう、あらゆる手段を講じて支援対象世帯に対する周知徹底を図るとともに、実施に関係するすべての団体等に対し、支援対象世帯に係る個人情報保護の徹底を指導すること。また、関連省庁は、連携して悪質商法、詐欺事件等の被害防止に万全の対策を講じること。
- 三、受信機器購入等の支援実施団体の選定及び同団体の業務の実施については、地域の実情に配慮しつつ、その透明性・公平性が確保されるよう努めること。
- 四、景気の後退等に伴う支援対象世帯数の増加等情勢の変化があった場合においても、受信機器購入等の支援に支障が生じないよう、適切に対応すること。
- 五、移動受信用地上放送の具体的な制度設計に当たっては、新産業の創出、地域振興、地域情報の確保、利用者保護等の観点に留意するとともに、事業者の決定に際しては、審査における公平性・透明性をより一層徹底すること。
- 六、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。
右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 21.3.19可決 参議院 3.25外交防衛委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在コソボ日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在レンフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止する。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、在レンフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.3.30外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が必要である。他方、サブプライムローン破綻による世界金融危機を契機に国際経済の著しい後退局面が生じる中、我が国経済は未曾有の危機的状況に陥っており、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互

- 主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に關しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないよう留意すること。
- 二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、日常の情報提供、共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在勤基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しをすること。また、研修員手当については、研修地における一般の学生の生計費の実態を十分考慮して、適宜検討を行うこと。
- 五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
- 六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
- 七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
- 八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。
- 右決議する。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 21. 4. 3可決 参議院 4. 6文教科学委員会付託 4. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

- 1 賠償措置額を現行の600億円から1,200億円に引き上げること。
- 2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めることとする。
- 3 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成31年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することとする。
- 4 損害賠償措置を講じずに原子炉の運転等を行った原子力事業者に対する罰金額を現行の50万円以下から100万円以下に引き上げる等、罰則の引上げを行うこと。

二、原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

政府は、原子力損害賠償補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができ

ることとする。

三、施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

【附帯決議】(21.4.9文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、賠償措置額については、国際水準等を勘案した適正な額となるよう、遅滞なくその引上げに努めること。
- 二、原子力損害賠償制度については、被害者保護の充実と原子力事業の健全な発達に資するよう、諸外国の例を参考にしつつ、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の賠償資金の確保や原子力損害賠償補償契約の補償料に関し、その在り方を検討すること。
- 三、国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟については、我が国及び近隣諸国における原子力損害賠償制度の実情と国際的な動向等に十分配慮し、今後も多角的に検討を進めること。
右決議する。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.27文教科学委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設を追加すること。
- 二、日本原子力研究開発機構は、特定中性子線施設の設置者として、中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとともに、文部科学大臣の定める基本方針に即して、当該業務に関する実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 三、文部科学大臣は、特定中性子線施設の設置者として日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定及び利用支援に係る業務の全部又は一部を、登録施設利用促進機関に行わせることができることとする。
- 四、この法律は、平成21年7月1日から施行すること。

【附帯決議】(21.5.21文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、国が主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの進捗よく状況を適切に評価しながら、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政措置等の支援に努めること。また、その意義や研究内容・成果等については、児童・生徒の理数科離れの現状にも留意しつつ、分かりやすい広報に努めること。
- 二、特定先端大型研究施設の共用については、利用者の円滑な施設利用を促進するため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しないよう十分配慮するとともに、科学技術人材育成の観点から、大学院や大学における教育・研究への活用を一層推進すること。特に、特定中性子線施設においては、他の研究機関や産業界による中性子利用研究の更なる拡大と研究成果の適切な情報発信に努めるとともに、利用料金の設定及び会計監査について適切な評価を行うこと。
- 三、大強度陽子加速器施設の運用においては、設置者である独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は、互いに連携・協力して、その安全管理に万全を期すとともに、効率性にも配慮しつつ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めること。
- 四、大強度陽子加速器施設については、国際公共財であるという位置付けにかんがみ、国際的研究・教育拠点としての重要な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進めるなど、外

国人利用者の受入体制の整備に努めること。

五、登録施設利用促進機関については、その登録に際し、適正な情報公開に心がけるとともに、同機関に利用促進業務を行わせることとしたときは、透明性、公正性を確保するため選定委員会の委員を公表するほか、公平かつ効率的な運用が図られるよう努めること。

六、独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七、本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、科学技術の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

右決議する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 21.3.27可決 参議院 3.30厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成21年4月1日における戦没者等の遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は平成21年4月1日から施行する。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 21.4.7可決 参議院 4.10経済産業委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、事業者の資源生産性向上に対する取組への支援、いわゆるオープン・イノベーションを促進する事業活動に対し資金供給等を行う組織の創設、事業者等の共同研究成果の実用化を促進するための技術研究組合から株式会社への組織変更を可能とする制度の創設、国有特許権等を低廉な価格で許諾可能とする制度の創設、中小企業者が他の事業者に事業を承継してその事業の再生を図る取組への支援等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、産業活力再生特別措置法の一部改正

1 法律の題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

2 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講じるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。

3 事業者の資源生産性の向上に対する支援

事業者が自らの資源生産性を向上させるための計画や、資源制約の下で新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する計画の認定制度を創設し、認定を受けた事業者に対し、設備投資や組織再編等に対する支援措置を講じる。

4 事業者の資金調達に対する支援の強化

本法に基づき計画の認定を受けた事業者に融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減す

る措置を講じることにより、当該事業者の資金調達の円滑化を図る。

5 将来の成長の芽となる事業活動に対する支援の強化

株式会社産業革新機構を通じ、自社の経営資源のみならず、技術や知識など他社の経営資源も効果的に活用する事業活動に対して出資等の支援を行う体制を整備する。

6 中小企業の事業再生に対する支援の強化

財務状況が悪化している中小企業が、将来性のある事業を他の事業者を引き継ぎつつ再生する計画の認定制度を創設し、認定を受けた中小企業に対しては、営業に必要な許認可の承継や資金供給の円滑化のための措置を講じる。併せて、中小企業再生支援協会による支援体制を強化する。

二、鉱工業技術研究組合法の一部改正

鉱工業技術研究組合法の技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じる。

三、産業技術力強化法の一部改正

企業等との共同研究成果を産業技術総合研究所等が承継した場合の特許料の特例措置など必要の措置を講じる。

四、附則

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後の見直しについて規定する。

【附帯決議】(21.4.21経済産業委員会議決)

政府は、国際経済の急激かつ構造的な変化に対し、経営資源の一層の効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であることにかんがみ、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫の損失補てん制度に基づく指定金融機関による企業への出資に関しては、当該制度が公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、出資の前提となる事業計画認定の具体的な基準及び手続を早急に定めること。なお、その運用に当たっては、公正性及び透明性を確保しつつ、安易な企業救済とならないよう配慮すること。

二 事業者による認定事業計画の実施がその雇用する労働者に多大な影響を与えるおそれがあることにかんがみ、主務大臣が事業計画を認定するに当たっては、計画が労働組合等との十分な協議を経て作成される等、事業者が従業員の理解及び協力を得るために必要な十分な話し合いを行ったかについて、確認するよう努めること。

三 中小企業承継事業再生計画については、認定の対象となる中小企業者の債務等の基準を基本指針等において明確にするとともに、運用においては要件だけでなく、業態の特性や企業固有の事情等を勘案すること。

四 中小企業承継事業再生計画においては、不採算部門が恣意的に選定され、労働者の切捨てが行われることがないようにすること。また、第二会社に移行する従業員の労働条件が不当に切り下げられることのないよう、計画の作成に当たっては、特定中小企業者が労働組合等と協議により十分な話し合いを行うとともに、中小企業再生支援協会の助言を受けること等を要件とすること。

右決議する。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 21.6.18可決 参議院 6.22国土交通委員会付託 6.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の我が国における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援

助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地形や潮流といった各海域の特性に応じた法規たる航法として、一定の航路の区間において追越しを禁止するとともに、海上保安庁長官又は港長は、船舶の航路の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することができることとする。
- 二、海上保安庁長官又は港長は、航路等を航行する一定の船舶に対して、船舶交通の障害の発生に関する情報等必要な情報の提供、航行の危険防止のための必要な措置を講ずべきことの勧告及び勧告に基づき講じた措置についての報告の徴収ができることとする。また、前記船舶は、航路等を航行している間は、船舶交通の障害の発生に関する情報等の聴取義務を有することとする。
- 三、港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による危険を防止するため、港内にある船舶に対して、停泊の場所及び方法の指定、港内からの退去等を命ずることができることとする。また、危険の防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。また、船舶の長さに応じた効率的な港内交通整理の手法が導入された港においては、港内の一定の水路を航行するための事前の通報を行うべき船舶の基準に船舶の長さを追加することとする。
- 四、瀬戸内海の来島海峡航路において、一定の速力以上の速力での航行の義務付け、潮流の変わる前後における特別な航法の指示、航路への入航前における船舶の名称等の通報の義務付け等を行うこととする。
- 五、一から四のほか、海上保安庁長官による船舶の航行の安全を確保するための航路以外の海域における船舶の航行に適する経路の指定、航路を航行するための事前の通報の対象船舶の拡大、危険防止のための交通管制等の設定手続の迅速化等を行うこととする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（閣法第27号）

（衆議院 21. 6. 11修正議決 参議院 6. 12国土交通委員会付託 6. 19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定の地域における輸送需要等の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の適正化及び活性化を推進するため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づくタクシー事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、タクシーの供給過剰等の状況に照らして、その地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を、特定地域として指定することができる。
- 二、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本方針の策定、特定地域におけるタクシー事業者及びその団体並びに国の責務等について定める。
- 三、特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその団体、タクシー運転者の組織する団体、地域住民等は、協議会を組織し、二の基本方針に基づき、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を作成することができる。
- 四、特定地域のタクシー事業者は、単独で又は共同して、三の地域計画に即してタクシー事業の適正化及び活性化に資する特定事業を実施するための特定事業計画を作成し、一定の基準に適合する場合は国土交通大臣の認定を受けることができる。特定事業計画にはタクシー事業の譲渡、事

業者の合併、減車等の事業再構築に関する事項を定めることができるものとともに、2以上のタクシー事業者が共同で行う事業再構築に関して、公正取引委員会との調整に係る規定を設けるものとする。

五、特定地域においては、タクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシーの合計数を増加させる場合に必要とされる事業計画の変更について、事前届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等の道路運送法の特例を定める。

なお、衆議院において、法律の目的、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、資金の融通、タクシーに係る制度の在り方の検討、運賃及び料金の認可基準等に関し修正が行われた。

【附帯決議】（21.6.18国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、一層のサービスの改善と需要の拡大が図られるよう、タクシー事業の適正化及び活性化に努め、利用者の選択性を高めるための方策、最新のIT技術を活用したサービス提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等を、関係者の緊密な連携により推進すること。

二、全国各地域におけるタクシーの供給過剰とそれに伴う違法不適切な事業運営、労働条件の悪化等の実情を踏まえ、その対策を迅速かつ効果的に行う観点から、特定地域の指定を適切に行うこと。

また、特定地域では、新規参入や増車が需要増を喚起すると明らかに見込める場合を除き、原則としてこれを認めないこととともに、特定地域に指定されなかった地域についても、特定特別監視地域への指定を検討する等供給過剰発生の未然防止に努めること。

三、協議会が策定する地域計画には、過度な運賃競争の回避や労働条件改善・向上のための対策について記載されるよう基本方針に明記すること。

また、協議会においては、地方運輸局は、かつて需給調整を実施していた際の手法等により、地域における適正車両数を算定し示すこと。

四、タクシーが地域における公共交通機関として十分な機能を果たし得るよう、タクシー事業者及びその団体、関係地方公共団体等の関係者の要望を十分踏まえた支援制度の活用・創設に努めること。

また、特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、その経営状況を十分に確認するなど、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から必要な措置を講じること。

五、タクシー事業の健全な競争を図るため、同一地域同一運賃の実現が必要との意見を踏まえつつ、適切な運賃制度及びその運用を検討し、必要な措置を講じること。

六、今後策定される運賃のガイドラインにおいては、各地域の実情を踏まえ、タクシーの安全を確保するための適切な運賃水準が確保されるよう、自動認可運賃の幅の縮小、適切な運賃水準の趣旨を逸脱した下限割れ運賃等の防止に必要な措置を講じること。

七、労働条件の悪化防止、違法不適切な事業運営の排除、タクシー運賃の不当競争の防止、特定事業計画認定時の協調減車に関する迅速な調整等のため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化、労働関係法令違反に対する処分の強化等、必要な措置を講じること。

八、国土交通省及び厚生労働省は、タクシー事業における賃金システム等に関する懇談会などの議論に積極的に関与し、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系に再構築すべく努力すること。

また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。

九、運転者登録制度について、講習の充実等制度の適切かつ円滑な実施を図るとともに、これに必要な支援措置を講じること。

右決議する。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法第28号)

(衆議院 21.3.24可決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中、将来にわたり国民への食料の安定供給を確保するには、国内農業の食料供給力の強化と食料自給率の向上が必要であるため、水田を最大限に活用し、自給率の低い大豆・麦等の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用米等の本格生産を今後継続して推進することにより、関係者が米粉用、飼料用米等に安心して取り組むことができる措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めることとする。
- 二、米穀の生産者と米粉等の製造事業者は、新用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造等までの一連の行程の改善を図るため、共同して生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 三、民間企業等は、米粉及び飼料等の原材料に適した稲の新品種の育成を行う場合、新品種育成計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 四、生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定を受けた者に対して、農業改良資金の償還期間の延長、稲の新品種登録出願料の減免等の特例措置を講じることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 六、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(21.4.16農林水産委員会議決)

政府は、これらの法律の施行に当たり、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。
また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。
- 二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。
- 三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案附則第5条第2項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
- 四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとする事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。
- 五 米粉用米・飼料用米等の新用途米穀の生産拡大を図るには、確実な需要先の確保が重要であることにかんがみ、食品加工業者や畜産農家等の実需者が、新用途米穀の利用に意欲を持って取り組める需要喚起策を講ずること。

右決議する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 21. 3. 24修正議決 参議院 4. 8農林水産委員会付託 4. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年事故米穀の不正規流通問題において、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からなかったことなどから、米製品全般にわたり消費者の不安が生じたという状況を踏まえ、食品事故などの問題事案が発生した場合に、米穀の流通ルートを迅速かつ確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、米穀等の取扱事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録・保存しなければならないこととする。
- 二、米穀等の取扱事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について、一般消費者への販売又は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととする。また、主務大臣は、その違反者に対して勧告及び命令を行うことができることとする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して1年6月(二の産地情報の伝達の規定については、2年6月)を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 四、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、政府が検討すべき事項を追加し、飲食物品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報の記録の作成・保存及び緊急時における国等への情報提供の義務付けについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加えることとする修正が行われた。

【附帯決議】(21. 4. 16農林水産委員会議決)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法28号)と同一内容の附帯決議が行われている。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 21. 3. 24可決 参議院 4. 8農林水産委員会付託 4. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐこととなったため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷・販売事業者がその業務の方法に関し、遵守すべき事項を定めることができることとする。また、農林水産大臣は、遵守事項の違反者に対し、勧告及び命令を行うことができることとする。
- 二、立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととする。
- 三、この法律は、立入検査の拒否等に対する罰則の強化については、公布の日から起算して20日を経過した日から、その他については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行することとする。

【附帯決議】(21. 4. 16農林水産委員会議決)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法28号)と同一内容の附帯決議が行われている。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 21.4.28可決 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、第15旅団の新編等の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を2段階で改定することとし、最終的に陸上自衛官15万1,641人(1,579人の減員)、海上自衛官4万5,550人(166人の減員)、航空自衛官4万7,128人(185人の減員)、共同の部隊に所属する自衛官1,159人(1,007人の増員)、統合幕僚監部に所属する自衛官359人(16人の増員)及び情報本部に所属する自衛官1,909人(6人の増員)の総計24万7,746人(901人の減員)とする。
- 二、防衛大臣の補佐体制を強化するため、防衛大臣補佐官を新設し、また、政治任用者、文官及び自衛官の三者が一体となって防衛大臣による政策決定を補佐するための防衛会議を新設するとともに、防衛参事官の廃止を行う。
- 三、防衛大学校及び防衛医科大学校において自衛隊の任務遂行に必要な理学、工学、社会科学及び医学に関する高度の理論及び応用に係る研究を行うことを明確化する。
- 四、陸上自衛隊の学校の生徒の身分を新設し、防衛省の職員の定員外とするとともに、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止する。
- 五、自衛官候補生の身分を新設し、その任用期間等を定めるとともに、防衛省の職員の定員外とする。
- 六、定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算3年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とする。
- 七、自衛官への定年退職者等の再任用について、現行の1年以内の任期を60歳前に限り3年以内の任期とすることを可能とする。
- 八、即応予備自衛官の員数を2段階で改定することとし、最終的に8,467人(42人の増員)とする。
- 九、陸上自衛隊の部隊として第15旅団を新編する。
- 十、防衛大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官に対する給与等について規定の整備を行う。
- 十一、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、生徒手当の新設等を行う。
- 十二、自衛官候補生の身分の新設に伴い、自衛官候補生手当の新設等を行う。
- 十三、本法律は、平成22年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、一及び八の第1段階の改定、二、三、六、七及び十については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、十一については、平成22年4月1日から、五及び十二については、平成22年7月1日から、四のうち三等陸士等の階級の廃止については、平成22年10月1日から施行する。

農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 21.5.8修正議決 参議院 6.5農林水産委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、将来にわたり我が国の農業生産基盤である農地を確保し、その有効利用が図られるよう、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする制度を改め、農地の貸借規制を緩和するとともに、転用規制の強化、遊休農地対策の充実等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農地法の一部改正
 - 1 目的規定の改正及び責務規定の新設

法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改めるとともに、農地の権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨を明確にすることとする。

2 農地の権利移動規制の見直し

イ 農地の有効利用を促進するため、地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合には、農業生産法人及び農作業常時従事の各要件を課さないこととする（農業に参入できる法人等の範囲の拡大）。

ロ 農業生産法人の議決権制限を受けない構成員として、その法人に農作業を委託している個人を加えるとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者が同法人の構成員である場合には議決権制限を緩和することとする。

3 農地の転用規制の見直し

国又は都道府県の行う公共転用について、法定協議制度を導入するとともに、違反転用に関する行政代執行制度の創設と罰則の引上げ等を行うこととする。

4 遊休農地対策の充実

農業委員会は、毎年1回、農地の利用状況について調査を行い、その調査の結果等により判明した遊休農地の所有者等に対し、必要な指導を行うこととするとともに、所有者が判明しない遊休農地の利用を図る措置等を新たに設けることとする。

二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 市町村の承認を受けた者（農地利用集積円滑化団体）が、農地の所有者からの委任を受け、その者を代理して農地の貸付け等を行うことができる事業（農地利用集積円滑化事業）を創設することとする。

2 農用地利用集積計画の策定の円滑化を図るとともに、特定農業法人の範囲を拡大すること。

三、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

1 国及び都道府県は、確保すべき農用地面積の目標をそれぞれ定めることを法律上明確にするとともに、達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、国は必要な措置を講ずるよう求めることができる仕組みを整備することとする。

2 農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、転用を目的とする同区域からの除外を行うことができないこととする。

四、農業協同組合法の一部改正

農業協同組合自らが、農地の貸借により農業経営を行うことができることとする。

五、検討

政府は、この法律の施行後5年をめぐりとして、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、転用許可事務の実施主体、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定について、農地は地域における貴重な資源であること、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を踏まえること、農地の権利取得の促進においては地域との調和に配慮すること及び耕作者の地位の安定を図ることをそれぞれ明確にすること、農業生産法人以外の法人又は農作業常時従事者以外の個人による農地の貸借について、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること及び法人にあっては業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すると認められることを賃借権等の設定の許可要件に追加すること、農業委員会等が農地の賃借権等の設定を許可する場合に市町村長が関与する規定を追加すること、農地の貸借を受けた者による農地の利用状況の報告義務に関する規定を追加すること、周辺地域の農業に支障が生じている場合等における農業委員会等による是正措置と許可取消し後の適正化措置に関する規定を追加すること、法律の運用について、配慮すべき規定を新たに設けること、政府が検討すべき事項について、農業委員会の組織及び運営等に関する事項を追加することを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.16農林水産委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たること。
- 二 新農地法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、次のとおりとし、その周知徹底を図ること。
 - 1 農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。
 - 2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。
- 三 新農地法第3条第2項第7号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとする。
- 四 新農地法第3条第3項による農地又は採草放牧地の貸借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借り手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。
- 五 国は、農地利用集積円滑化事業の推進に当たり、農地の利用調整に関する地域の円滑な合意形成に向け、専門知識を有する人材の確保等について、十分な支援を行うこと。

また、農地保有合理化事業については、農地利用集積円滑化事業との役割分担を踏まえながら、適正な事業執行を図ること。
- 六 公共転用に導入される法定協議制度の運用に当たっては、転用の許可権者と申請者が同一の場合における協議の客観性及び公正性を確保するとともに、公共転用が周辺農地の転用を誘発しないよう、必要な指導を行うこと。
- 七 違反転用については、年平均約8,000件判明し、その大半が追認処理されている実態にかんがみ、一層実効性のある防止対策及び是正措置を検討すること。

また、都道府県等の行政代執行が適切に発動されるよう、必要な支援措置を検討すること。
- 八 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の貸借において標準小作料が規範としての機能を發揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。

また、企業の農業参入規制が緩和されることなどを踏まえ、農業委員会は、借地料が地域の実勢価格に照らして極端に高くないよう、必要な監視及び指導を行うこと。
- 九 耕作放棄地の復旧に向けた地域の取組に対する支援を継続するとともに、農地の農業上の利用が継続されるよう、中山間地域等直接支払制度の今後の在り方の検討を含め、農業経営の安定化に向けた施策の強化に努めること。
- 十 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民一般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。
- 十一 農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務が適正かつ円滑に執行されるよう、具体的な判断基準を

早期に明確化するとともに、必要な支援及び体制整備を図ること。

また、国は、農業委員会から、適宜、業務の実施状況についての報告を受け、その結果に基づき、都道府県と連携し、必要な指導及び助言を行うこと。

十二 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

十三 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 21. 4. 3可決 参議院 4. 20農林水産委員会付託 4. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、漁業経営は一層厳しさを増していることから、今後とも漁業災害補償制度が漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができるように、漁業者のニーズや漁業実態に即し、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、養殖共済について、すべての災害を共済事故とすることを原則としているが、共済契約者の任意の選択により、共済事故から病害を除外することができることとする。

二、これまで養殖共済の対象にならなかった生産額の小さい魚種についても、共済事故から病害を除外することにより、養殖共済の対象にできることとする。

三、養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する水域ごとに単一とする義務を廃止することとする。

四、漁業施設共済について、特約が設定できる仕組みを導入することとする。

五、漁業共済組合に、総会に代わるべき総代会の制度を導入することとする。

六、原則、1の都道府県の区域とする漁業共済組合の地区を、1又は2以上の都道府県の区域とすることに改めるとともに、2以上の都道府県の区域とする場合に必要としている農林水産大臣の承認制を廃止することとする。

七、この法律は、平成21年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】(21. 4. 23農林水産委員会議決)

漁業災害補償制度は、これまで漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしてきた。こうした中、漁獲量の減少と魚価の低迷の結果、漁業生産額は構造的に減少傾向を示す一方で、共済制度の事業収支が悪化し、平成19年度には327億円の累積赤字となっているなど、制度運営の健全性や安定性が懸念される状況にある。

よって、政府は、漁業経営の安定のため本制度が本来果たすべき役割が十全に発揮し得るよう、本法の施行に当たっては、財政基盤の強化と漁業者にとって魅力ある共済制度の実現に向け、引き続き共済制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずるとともに、漁業共済及び漁業経営安定対策事業への加入促進並びに漁業共済組合の広域合併に対する適切な指導に努めるべきである。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 21. 4. 17可決 参議院 4. 22経済産業委員会付託 5. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するため、難分解性の性状を有しない化学物質を新たに規制対象とし、また、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、流通過程における適切な化学物質管理の実施及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、製造数量及び輸入数量等の届出

本法制定以前から存在していた化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に届出義務を課す。

二、優先評価化学物質(安全性評価を優先的に行う物質)に関する措置

国は、一の届出によって把握した製造・輸入数量等を踏まえ、優先評価化学物質を絞り込み、必要に応じて、有害性に関する試験の実施等を事業者に求めることができるようにする。

三、良分解性化学物質等に関する措置

大気や水などで分解しやすい化学物質についても法の規制対象とするため、目的規定から難分解性の要件を削除する。

四、流通過程にある化学物質の管理強化

優先評価化学物質取扱事業者等は、当該取扱化学物質を譲渡又は提供するときは、相手方に対し、名称等の情報を提供するよう努めなければならない。

五、第一種特定化学物質に関する措置

他の化学物質による代替が困難であり、かつ、使用により環境の汚染が生じて人の健康等に係る被害等を生ずるおそれがない用途については、第一種特定化学物質の使用が制限されないこととする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、優先評価化学物質に関する規定等は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行する。

【附帯決議】(21. 5. 12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを2020年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する省庁の連携・協力と情報共有を一層強化するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。

このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に資する体制の整備や十分な予算を確保すること。

二 すべての化学物質が製造・輸入数量等の届出対象となることにより、収集・分析される情報が格段に増えることを踏まえ、関係事業者の協力を広く求め、有害性調査指示を的確に行うとともに、国においてもリスク評価を着実に進めること。

このため、事業者に対して新たな制度の十分な周知徹底に努めるとともに、自主的なリスク評価・管理を推進するため、低コストのリスク評価手法の開発・普及、データ収集作業の定型化等、事業者の負担軽減に努め、中小企業を始めとする事業者への効果的な支援策を実施すること。

三 化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川

上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。

また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。

四 化学物質のリスク評価を行うに当たっては、人体への直接暴露及び環境暴露を十分に考慮し、予防的な視点に立ち、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な暴露管理または代替の検討を事業者に促すこと。

五 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公表するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性の審査には外部機関を活用すること。

六 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果に応じた措置を行うとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。

七 化学物質のリスクベースでの評価・管理を適切に実施するため、大学及び大学院における専門人材の育成について検討するとともに、関連する研究機関の拡充に努めること。

八 化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を行うこと。

九 人の生命・健康や生態系を守るという観点から、厳正なリスク評価・リスク管理を行うのみでなく、本法に基づく化学物質管理の在り方について、国際的にも先進的なものとなるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

十 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。

また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則にかんがみ、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。

十一 暴露実態を考慮した施策の実施及びその効果等の的確な把握のため、製造・使用の現場、環境中、人体・動植物の体内の化学物質の残留量等を測定するなどのモニタリングを十分にを行い、その結果を施策に着実に反映させること。

また、やむを得ずモニタリング対象外となる化学物質についても、P R T Rデータ等を活用した適切な評価手法の確立など、対策に万全を期すること。

十二 化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。

また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第35号)(先議)

(参議院 21.4.1農林水産委員会付託 4.8本会議可決 衆議院 6.18可決)

【要旨】

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大など、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長するものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 21. 4. 27可決 参議院 5. 13経済産業委員会付託 6. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金制度の見直し

課徴金適用対象の排除型私的独占及び一定の不正な取引方法への拡大、不当な取引制限に係る主導的事業者に対する課徴金割増し制度の導入、課徴金減免制度の対象の最大5者までの拡大等の措置を講じる。

二、企業結合規制の見直し

企業結合に係る届出制度等について、会社の株式取得に係る事前届出制度の導入、届出基準の変更、合併、分割及び事業等の譲受けの届出に係る規定の見直し等を行う。

三、罰則規定の見直し

不当な取引制限の罪等に対する懲役刑及び公正取引委員会の委員等の秘密保持義務違反に対する罰金の引上げ等、罰則の強化を行う。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

1 審判手続に係る規定について、全面にわたって見直し、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2 この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】(21. 6. 2経済産業委員会議決)

最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

三 不正な取引方法に対しては、経済社会状況の変化や、本改正により課徴金の対象となる行為類型が優越的地位の濫用等に拡大することを踏まえ、ガイドラインの作成等によって、構成要件がより明確かつ具体的に示されるよう十分配慮しつつ、規制措置の積極的な運用を図ること。その際、下請関係を含め大企業者と中小企業者の間における公正な取引の確保及び中小企業者の利益保護に配慮すること。

四 談合・カルテルに係る課徴金減免制度については、減額対象事業者数が拡大されることや、企業グループ内の事業者の共同申請制度が導入されることを踏まえ、違反行為の発見、事件の解明がこれまで以上に迅速かつ的確に行われるよう、公正取引委員会の調査・分析能力の向上に努めること。また、同制度の運用に当たっては、制度の悪用を許すことがないように適切な法執行に

万全を期すること。

- 五 企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。
- 六 公正取引委員会事務総局の人員体制の一層の強化を図り、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めるとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立し、きめ細かく実態の把握に努めつつ、不当廉売や優越的地位の濫用等の問題行為を迅速かつ効果的に取り締まること。
- 七 不公正な取引方法の差止請求における文書提出命令の特則については、事業者及び国民にその趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、民事訴訟を通じた救済の促進に資するため、当事者の負担軽減に向けた方策の検討を継続すること。
右決議する。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 21. 4. 9可決 参議院 4. 13法務委員会付託 4. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

- 1 外国等は、この法律に別段の定めのある場合を除き、裁判権（我が国の民事裁判権）から免除される。
- 2 外国等に対する民事裁判手続について、次の場合は、当該外国等に対して裁判権が及ぶ。
 - (一) 外国等が特定の事項又は事件に関して裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合
 - (二) 商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失等に関する裁判手続のうち一定のものである場合
- 3 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、次の場合は、当該外国等に対して裁判権が及ぶ。
 - (一) 外国等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合
 - (二) 外国等の有する商業用財産等に対する民事執行の手続である場合
 - (三) 外国中央銀行等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合

二 民事の裁判手続についての特例

外国等に係る民事の裁判手続についての特例を整備する。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号) (先議)

(参議院 21. 4. 1内閣委員会付託 4. 8本会議可決 衆議院 4. 17可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、高齢運転者が安全に運転を継続できる道路交通環境を整備すること等により、交通の安全を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者等に係る駐停車規制の特例に関する規定の整備

- 1 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。
- 3 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰する。

二、車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ

高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げる。

三、地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を加える。

四、高齢運転者標識表示義務の当分の間における適用除外

75歳以上の者は高齢運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しない。

五、施行期日

一の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、二及び三の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の改正規定は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21. 4. 7内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、高齢者、障害者等が自動車による安全かつ円滑な移動を享受することができるよう、駐車環境を始めとする交通環境の整備に努めるとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、高齢運転者等専用駐車区間への違法駐車に対する反則金の額は、制度導入の趣旨が高齢運転者等の安全運転の支援にあることに十分配慮し、当該区間以外への違法駐車に対するものより多額とすること。

二、高齢運転者標識制度については、表示義務の在り方等を含め、改めて検討を加えること。また、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、引き続き、関係者の意見を十分聴取しつつ検討を進め、必要に応じ見直しを行うこと。

三、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができる自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況にも配慮するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

四、本法成立後速やかに、現在取りまとめが行われている「高齢運転者支援のための重点施策」を実施に移すとともに、高齢運転者の交通安全を支援する対策を更に充実させるための方策について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 21.4.1経済産業委員会付託 4.10本会議可決 衆議院 4.21可決)

【要旨】

本法律案は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、営業秘密侵害罪の構成要件の見直し

- 1 「不正の競争の目的で」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更する。
- 2 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方法を限定することなく罰則を適用する。
- 3 営業秘密の管理者が営業秘密の管理に係る任務に背く形で営業秘密を領得する行為について、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.4.9経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 営業秘密侵害罪における構成要件の拡大が、従業者に対して過度の萎縮効果を与えることがないよう、刑事罰の対象となり得る行為類型を営業秘密管理指針等において具体的に明示するとともに、企業における営業秘密の取扱い等に関しては従業者との認識の共有化が重要であることにかんがみ、営業秘密の適正な管理や従業者による理解の促進を図るよう、労使協議の促進等、事業者へ周知徹底するための措置を講じること。

また、今回の改正が、公益通報者保護制度等による従業者の権利や労働組合等の活動に対する不当な制限とならないようにする観点から、十分な検証を行い、必要があれば見直しを行うこと。

- 二 下請企業が保有する営業秘密に対する元請企業による侵害については、下請企業がその後の取引関係を考慮して、訴訟を提起せず、結局は問題を解決できない事態が生じていることにかんがみ、下請企業の営業秘密侵害の防止の在り方について早急な検討を行い、適正な措置を講じること。
- 三 刑事訴訟手続における営業秘密の取扱いについては、憲法第82条が規定する裁判の公開が被害企業における告訴をちゅうちょさせている実態にかんがみ、当該規定の趣旨及び要請に十分配慮しつつ、営業秘密の実効的な保護強化を図るため、諸外国の法制も勘案しながら、適正な法的措置を講じること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(先議)

(参議院 21.4.1経済産業委員会付託 4.10本会議可決 衆議院 4.21可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い、安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出の懸念が増大していることにかんがみ、安全保障に関連する技術の対外取引に係る規制の対象となる者の範囲を見直すとともに、規制の確実な実施を図るため安全保障に関連する技術の対外取引に係る記録媒体の輸出等を規制し、また、安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術取引規制の見直し

- 1 安全保障に関連する技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする者又は特定国の非居住者に安全保障に関連する技術を提供することを目的とする取引を行おうと

する居住者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 1の規定の確実な実施を図るため、特定国を仕向地として安全保障に関連する技術を内容とする情報が記録された記録媒体等を輸出すること又は特定国において受信されることを目的として安全保障に関連する技術を内容とする情報を電気通信により送信すること等について、経済産業大臣が許可を受ける義務を課することができる。

二、外国相互間の貨物の移動を伴う取引に対する規制の見直し

居住者は、非居住者との間で、外国相互間の貨物の移動を伴う取引であって、安全保障に関連する貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

三、輸出者等に輸出者等遵守基準に従い輸出等を行うことを求める仕組みの創設

1 経済産業大臣は、安全保障に関連する貨物の輸出又は技術の取引（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。

2 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならないが、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、指導、助言、勧告、命令を行うことができる。

四、罰則

1 安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引について罰則を強化し、7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又は併科する。ただし、違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は価格の5倍以下とする。

2 核兵器等又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きい貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引を行った者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、罰金は当該価格の5倍以下とする。

3 偽りその他不正の手段により経済産業大臣の許可又は承認を受けた者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の3倍が100万円を超えるときは、罰金は当該価格の3倍以下とする。

五、附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【附帯決議】（21.4.9経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定技術の取引について、新たに導入されるいわゆるボーダー規制の実効性を確保するため、企業等に対し、新制度の周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化すること。
- 二 新たに設けられる輸出者等遵守基準を具体的かつ実効性の高いものとする一方、本法を遵守し適正な輸出を行っている企業等の手続を簡素化するなど、過度な負担を軽減し、経済活動を阻害することのないよう留意すること。
- 三 迂回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易管理体制の整備に各国と協力して取り組み、特にアジア諸国との連携の強化に努めること。
右決議する。

公文書等の管理に関する法律案(閣法第41号)

(衆議院 21.6.11修正議決 参議院 6.15内閣委員会付託 6.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「国立公文書館等」とは、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館並びに行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、これに類する機能を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。
- 3 「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- 4 「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、国立公文書館等に移管されたもの等をいう。

二、行政文書の管理

- 1 行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微であるものを除き、一定の事項については文書を作成しなければならない。
- 2 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 3 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書について、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては、内閣総理大臣の同意を得て、廃棄しなければならない。
- 4 行政機関の長は、内閣総理大臣の同意を得て、行政文書管理規則を設け、公表しなければならない。

三、法人文書の管理

独立行政法人等は、二の規定に準じて、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの（「法人文書」という。）を適正に管理しなければならない。

四、歴史公文書等の保存

- 1 国の機関（行政機関を除く。2において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、1の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受け、国立公文書館に移管するものとする。
- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等を、その内容、保存状態等に応じ、保存及び利用のために必要な場所において、識別を容易にするための措置を講じた上で永久に保存しなければならない。

五、公文書管理委員会

- 1 内閣府に、公文書管理委員会を置き、本法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理させる。

- 2 内閣総理大臣は、本法律に基づく政令の立案、特定歴史公文書等の廃棄についての同意、六の1に規定する勧告をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

六、雑則

- 1 内閣総理大臣は、特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 2 地方公共団体は、本法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

七、施行期日等

- 1 本法律は、五の規定等を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、本法律の施行後5年を目途として、本法律の施行状況を勘案しつつ、行政文書等の範囲等の事項につき検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。また、国会及び裁判所の文書管理の在り方については、本法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定に「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であること等を明記すること、作成すべき文書の範囲の具体化及び明確化、行政文書の廃棄について内閣総理大臣の同意を要すること、検討条項の追加を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.23内閣委員会議決)

政府は、公文書等が、国民共有の知的資源であり、その適切な管理、体系的な保存及び利用制度の整備が、国の基本的な責務・機能であるとともに、将来の発展への基盤であることを深く認識して、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。
- 二、国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るといふ本法の趣旨にかんがみ、外交・安全保障分野も含む各般の政策形成過程の各段階における意思決定に関わる記録を作成し、その透明化を図ること。また、軽微性を理由とした文書の不作成が恣意的に行われないようにするとともに、文書の組織共用性の解釈を柔軟なものとし、作成後、時間を経過した文書が不必要に廃棄されないようにすること。
- 三、行政機関の政策決定並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするため、行政機関による委託事業に係る元データが確実に取得される仕組みを検討すること。
- 四、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、作成から一定期間が経過した行政文書をその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）の各行政機関への導入について検討を行うこと。
- 五、保存期間の満了により廃棄される行政文書の量が膨大なものであることを踏まえ、廃棄に係る行政文書の内容の審査等に要する内閣総理大臣の補佐体制を強化すること。
- 六、公文書の管理・利活用に関する情報を十分に公開し、その在り方について多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。
- 七、特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。
- 八、公文書の電子化の在り方を含め、セキュリティーのガイドラインの策定、フォーマットの標準化及び原本性確保等の技術的研究を推進し、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。
- 九、国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として30年を超えないものとするべきとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最

小限のものとする。

- 十、特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第16条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性と透明性を担保する方策を検討すること。
 - 十一、宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。
 - 十二、本法に基づく政令等の制定・改廃に際しては、十分に情報を公開し、多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。
 - 十三、公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。
 - 十四、既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。また、国民共有の知的資源を永く後世に伝えるため、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制を整備すること。
 - 十五、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。
 - 十六、一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。
 - 十七、刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。
 - 十八、附則第13条第1項に基づく検討については、行政文書の範囲をより広げる方向で行うとともに、各行政機関における公文書管理の状況を踏まえ、統一的な公文書管理がなされるよう、公文書管理法制における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること。
 - 十九、公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための司令塔として公文書管理に係る政策の企画・立案及び実施を担当する部局及び機構の在り方について検討を行うこと。
 - 二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。
 - 二十一、公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者が適正かつ円滑に実施されるよう万全を期すること。
- 右決議する。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 21.4.3可決 参議院 4.20内閣委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができることとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、構造改革特別区域法の一部改正

- 1 内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共

団体の長が管理し、及び執行することができることとする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例に関する措置を追加する。

2 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等の特例措置についての規定を削除する。

3 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る刑事収容施設法等の特例措置についての規定を削除する。

二、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

刑事収容施設法等の特例に関する次の措置を追加する。

1 法務大臣は、刑事施設等の運営に関する業務のうちの一の特例措置で行われていたものを特定業務とし、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとする。

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を定める。

3 公共サービス実施民間事業者が一定の者を特定業務に従事させることを禁止する。

4 法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件を定める。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 構造改革特別区域法の一部改正等に伴う所要の経過措置を定める。

【附帯決議】（21.4.23内閣委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一、公権力の行使に係る刑事施設等の業務の民間委託に当たっては、事業者選定における透明性・公平性を確保し、業務が適正かつ確実に実施されるようにするとともに、公共サービス実施民間事業者及び特定業務に従事する者に対する人権教育の徹底を図ること。

また、被収容者の個人情報の保護に万全を期すること。

二、刑事施設における改善指導の実施に係る業務を公共サービス実施民間事業者に行わせる場合には、業務実施が適切に行われることを担保し、また、民間事業者との連携を密にして、受刑者の心情や態度の変化、指導効果等を刑事施設側で把握するよう、実施要項の策定、事業者の選定、業務実施前の打合せ等の各段階において十分に配慮すること。

三、刑事施設内の病院等の管理者に労働者派遣制度に基づき派遣された医師を充てる場合には、病院等における管理責任の不明確化や医療の後退が生じないように、万全を期すること。

四、社会教育施設の管理及び整備に関する事務を地方公共団体の長が実施できることとする規制の特例措置により、施設の耐震化、バリアフリー化等を図るとともに、社会教育の一層の充実に資するよう努めること。

右決議する。

沖縄科学技術大学院大学学園法案（閣法第43号）

（衆議院 21.6.11修正議決 参議院 6.16沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.3本会議可決）

【要旨】

本法律案は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とする。

- 二、学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならないものとする。
- 三、学園の理事は、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者及び大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者が含まれるようにしなければならないものとし、その定数の過半数は、外部理事でなければならないものとする。
- 四、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができるものとする。
- 五、学園は、事業計画等について、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 六、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時にいて解散するものとする。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 八、国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
なお、衆議院において、法律の目的、学園の業務運営、学園の理事の選任、学園に対する国の補助金、国の財政支援の在り方等に関する規定について修正が行われている。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24総務委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、市町村の区域外へ住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるようにするとともに、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民基本台帳カードの継続利用

市町村の区域外へ住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを継続して利用できるよう、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出し、当該市町村長は、カード記載事項の変更等の必要な措置を講じ、これを返還するものとする。

二、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例等

- 1 日本の国籍を有しない者を適用除外とする現行の規定を改正し、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えると同時に、外国人住民に係る住民票の記載事項について、氏名、住所等のほか国籍、在留資格、在留期間等を記載する。
- 2 外国人住民となった者の届出、外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出など必要な規定を設ける。
- 3 法務大臣は、外国人住民に係る住民票の記載事項の変更等を知ったときは、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、外国人住民に係る住民票を作成する対象者となっていない仮放免者等について、引き続き行政上の便益を受けられるようにすると観点から、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正がなされた。

【附帯決議】(21.7.7総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、外国人住民への住民基本台帳制度の適用拡大に当たっては、基本的人権に十分配慮するとともに、本改正を基盤として外国人住民が行政サービスを適切に享受できるよう万全の措置を講ずること。
- 二、仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本台帳への記録関係事務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期すること。
- 三、各種行政サービスの手続のワンストップ化を始め、日本における外国人の居住環境を更に改善するため、政府における総合調整機能の整備、国・地方公共団体の行政機関の間での密接な連携強化を図るとともに、本法施行に係るものを含め、地方公共団体に対する財政措置の拡充強化に努めること。
- 四、他の市町村への転入後における住民基本台帳カードの継続利用を可能とするに当たっては、個人情報保護において齟齬が生ずることがないように慎重な配慮を行うこと。
- 五、住民基本台帳ネットワークシステム等のシステム改修に要する費用や、仮住民票の作成に要する費用等、本法施行に伴い地方公共団体に発生する経費については、国による適切な財政措置を講ずるとともに、新たな在留管理制度の実施に要する経費については、地方公共団体に負担を求めないこと。
- 六、電子自治体の推進に当たって、情報システムの開発・維持管理に係る多大なコスト、個人情報等の漏えい・紛失等による住民の権利・利益の侵害を守るための情報セキュリティ対策の高度化など、地方公共団体の財政的・人的負担が一層増していることを勘案し、政府として十分な支援措置を講ずること。
右決議する。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.20総務委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、実施基準の策定等に関する事項

- 1 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの実施に関する基準を定め、公表することとする。
- 2 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 3 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては実施基準を遵守し、医療機関は、傷病者の受入れに当たっては実施基準を尊重するよう努めるものとする。

二、実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

- 1 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うため、消防機関、医療機関等で構成される協議会を組織する。
- 2 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.4.23総務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準については、都道府県間の調整が図られ、区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 二、救急搬送・受入れに関する協議会の設置に関し、既存のメディカルコントロール協議会を活用するに当たっては、救急業務全体に関し実効性ある機能を果たすことができるよう、メディカルコントロール体制の一層の整備を図ること。
- 三、受入医療機関の選定に困難を伴う事案や救急搬送に長時間を要する事案が多発する根本原因として、救急医療に携わる医師、看護師等の不足及び財政措置の不十分さという問題があることに留意し、早急にその改善に取り組むこと。
- 四、消防職員が不足している中、救急出場件数の増加に対する救急搬送体制が必ずしも十分に対応したものとなっていないことを踏まえ、救急業務に係る財政措置を拡充すること。また、救急業務の確実な実施及び一層の高度化を推進する観点から、救急隊員等の人員を確保するとともに、教育の更なる充実に努めること。

右決議する。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 21.6.18可決 参議院 6.29経済産業委員会付託 7.3本会議可決）

【要旨】

本法律案は、商品先物取引をめぐる内外の環境変化にかんがみ、我が国商品先物市場における透明性及び取引の公正の確保、外国商品市場取引等における委託者等の保護の実現及び商品先物市場の利便性の向上を図るための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、使いやすい商品先物市場の実現

- 1 商品先物取引について、国内外、商品取引所内外を問わず、統一した規制体系とする。このため、「商品取引所法」及び「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を一本化し、商品取引所法の題名を「商品先物取引法」に改める。
- 2 商品取引所の業務範囲を拡大し、排出権取引を行う市場開設業務等を加えるとともに、内外取引所等との連携、金融商品取引所との相互乗り入れを可能とするため、商品取引所の議決権の保有規制を緩和する。
- 3 商品取引所における商品先物取引に必要な証拠金の預託について、銀行保証による代用を認める。

二、透明性の高い商品先物市場の実現

- 1 商品取引所外の取引を利用した相場操縦行為を禁止し、違反行為を刑事罰の対象とする。
- 2 主務大臣は、商品市場における秩序を維持しかつ公益を保護するため必要があると認めるときは、商品取引所等に対して、取引証拠金の引上げ等を命じることができる。
- 3 商品取引所における大口取引情報の営業日毎の提出等、商品取引所から主務大臣への報告事項を拡充する。
- 4 海外当局との情報交換手続を整備する。

三、トラブルのない商品先物市場の実現

- 1 現行の商品取引受託業務に加え、店頭商品デリバティブ取引、外国商品市場取引の受託行為等を含むものとして「商品先物取引業」を定義することによって、商品取引所外取引及び海外先物取引についても許可制の対象とする。ただし、大規模業者のみを顧客として商品取引所外取引を行う業者については、届出制とする。
- 2 商品先物市場取引に係る専門的知識・経験を有する者等（プロ）とそれ以外の一般顧客（ア

ま)を区分し、商品先物取引業者の行為規制の程度に強弱を設けるいわゆる「プロ・アマ規制」を導入する。

3 商品取引所外取引について、顧客から要請されない勧誘行為を禁止する。

4 商品先物取引業者が一般委託者から預託を受けた預り金を保全するため、委託者保護基金制度の機能を強化する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 ロコ・ロンドンまがい取引などの取引所外取引や海外商品先物取引をめぐるトラブルが急増していることにかんがみ、不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。

また、本法施行後1年以内を目途に、規制の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に対象範囲を拡大すること。

さらに、商品先物取引未経験者や高齢者等の被害状況を踏まえ、悪質業者に対しては、警察等の関係機関と連携しつつ、立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 商品取引におけるプロ・アマ規制の導入に当たっては、委託者保護の観点からプロ・アマを区別する基準を明確に定めるとともに、本来アマであるべき委託者がプロとして扱われないよう十分配慮すること。

三 商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れについては、商品市場の国際競争力を強化する観点から、商品取引所の経営努力を一層促すとともに、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、多様な商品取引を一元的に行う仕組みの導入や商品取引清算機関と金融商品取引清算機関において共通の清算方式に基づく共同決済機関の創設の検討を促すなど利用者の利便性向上及び市場の活性化に向けた取組を支援すること。

四 商品市場の透明性を向上させることが重要であることにかんがみ、実需とかい離した不当な価格形成により中小企業等の事業者が悪影響が及ぶことがないよう、相場操縦行為等に対する規制を強化するなど市場の公正な価格形成機能の確保に万全を期するとともに、農林水産省、経済産業省及び金融庁は緊密に連携しつつ、専門人材の確保と監視能力の向上を図るなど国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。

右決議する。

成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港の適正な運営の確保を図るため、成田国際空港株式会社の株主の議決権の保有制限に関する規定を設けようとするものである。

青少年総合対策推進法案(閣法第48号)

(衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24内閣委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、基本理念等を定めるとともに、他の関係法律に

よる施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

- 1 子ども・若者育成支援の基本理念として、自立した個人としての自己の確立の実現、個人としての尊厳重視及び最善の利益の考慮、成長過程における良好な家庭的環境での生活の重要性、社会のあらゆる分野の構成員による役割発揮と相互協力、良好な社会環境の整備、関連分野の知見を総合した取組、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の意思を十分に尊重した支援の実施等を定める。
- 2 国は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施の責務を有する。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における子ども・若者の状況に応じた施策の策定及び実施の責務を有する。

二、子ども・若者育成支援施策

- 1 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。
- 2 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の基本的な方針、施策に関する重要事項等について定める、子ども・若者育成支援推進大綱を作成しなければならない。
- 3 地方公共団体は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、区域内における子ども・若者育成支援についての計画の作成に努めるとともに、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保に努める。
- 4 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずる。

三、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

- 1 国及び地方公共団体の機関、公益法人、学識経験者等であって、子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものの状況把握等の措置をとるとともに、当該子ども・若者、その家族等に対し、必要な支援を継続的に行うよう努める。
- 2 国及び地方公共団体は、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関し必要な調査研究を行うとともに、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに支援実施の体制整備に必要な施策を講ずるよう努める。
- 3 地方公共団体は、関係機関等の支援を適切に組み合わせ、効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等により構成され、支援内容に関する協議等を行う、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努める。協議会を構成する関係機関等は、協議の結果に基づき、支援を行う。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会に関する事務の総括等を行う子ども・若者支援調整機関、協議会における支援全般について主導的な役割を果たす子ども・若者指定支援機関を、それぞれ指定することができる。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者に秘密保持義務を課し、違反に対する罰則を設ける。

四、子ども・若者育成支援推進本部

- 1 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び実施の推進等をつかさどる、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部は、事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。また、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め

ることができる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、「子ども・若者育成支援推進法」への題名改正、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念の基本理念への反映、「良好な家庭的環境で生活することの重要性」の基本理念への追加、支援対象となる子ども・若者の範囲拡大、子ども・若者が困難を有することとなった原因究明等に関する調査研究の実施、協議会を設置した地方公共団体の長による「子ども・若者指定支援機関」の指定を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援が効果的に実施できるよう、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。
- 二、子ども・若者支援地域協議会が、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、真に効果的かつ円滑な支援を行うためのネットワーク機能を果たすものとするため、協議会における情報の共有及び責任の明確化が図られるよう十分配慮すること。
また、協議会、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関の相互の関係・役割分担を明確化するとともに、支援を必要とする子ども・若者の家族等のニーズも踏まえた、地域における支援体制のモデルケースを示すよう努めること。
- 三、子ども・若者指定支援機関としての指定を行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。
- 四、子ども・若者指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、財政上の措置について十分留意すること。
- 五、子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用に努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。
- 六、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する上で、その心の問題に対応することが重要であることにかんがみ、子ども・若者に適切な医療又は療養を提供するための体制の整備に努めること。
- 七、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を含め、一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、次の社会の担い手として自立した社会生活を営むことができるよう、家庭をはじめ、学校、職域、地域が一体となって、社会総がかりで育成支援に取り組むことができるようにすること。
- 八、子ども・若者の意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮するに当たっては、次世代の社会の担い手を育成し支援する視点に立つとともに、子ども・若者がその権利を行使するに当たり、その発達しつつある能力に配慮し、その周知徹底に努めること。
- 九、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援に当たっては、社会総がかりで育成支援を行うための互助・共助の考え方に配慮しつつ、支援を受ける子ども・若者本人が自助の責任の自覚を損なわないよう必要な措置を講ずること。
右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 21. 4. 23修正議決 参議院 4. 23財政金融委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、信用格付業者に対する公的規制の導入

- 1 市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者の登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対し利益相反防止措置を含めた体制整備、格付方針の公表等を義務付ける。
- 2 金融商品取引業者等が、無登録業者による信用格付である旨等を説明することなく、無登録業者による信用格付を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行うことを制限する。

二、金融分野における裁判外紛争解決制度の創設

利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）を創設し、紛争解決機関の指定制を導入するとともに、金融商品取引業者等に指定紛争解決機関との契約締結義務を課す。

三、金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れ

公正で利便性の高い市場基盤の整備を行うため、金融商品取引所による商品市場の開設、金融商品取引所と商品取引所のグループ化等を可能とするための制度整備を行う。

四、その他

特定投資家と一般投資家の移行手続の見直し、有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入及び開示制度の見直しの措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定及び金融商品取引業者等による指定紛争解決機関との契約締結義務等に関する規定は、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、政府に対して、施行後3年以内に、指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の責務を課す検討条項を追加する修正が行われた。

【金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案に対する附帯決議】

(21. 6. 16財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。
- 一 金融商品・サービスに関する利用者の利便の増進を図るため、業態ごとの指定紛争解決機関の指定状況及び苦情処理・紛争解決の実施状況並びに専門性の確保等を勘案しつつ、金融分野における業態横断的かつ包括的な紛争解決機関の設置に向け、業界団体等における横断化の取組みを促すこと。特に銀行等の金融機関のコングロマリット化の進展に伴い、融資をめぐる、優越的地位の乱用や利益相反行為などに関連したトラブル発生リスクが高まる可能性もあることから、指定紛争解決機関において、トラブルの実態に即した適切な紛争解決が図られるよう、万全を期すこと。

なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及

び簡易生命保険についても、紛争解決機能が整備されるよう、本法に基づく紛争解決機関と同様の措置を講ずること。

- 一 加入金融機関の顧客以外の者から相談を受けた場合において適切な他の指定紛争解決機関を紹介する等指定紛争解決機関相互の連携について、その確保を図ること。また、金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること。
- 一 指定紛争解決機関と金融商品・サービスの利用者保護に関係する国の機関その他の関係機関との連携を確保し、利用者保護の充実を図るとの法の趣旨を踏まえ、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争に係る情報、指定紛争解決機関の実施する紛争解決等業務に係る情報等の集約・分析・結果の取りまとめを行い、その結果を指定紛争解決機関、金融商品・サービスの利用者保護に関係する国の機関、国民生活センターや法テラスなどの関係機関において共有化を図るとともに、関係者の連携の強化を図ること。
- 一 信用格付業者に対する規制については、国際的に整合性のある枠組み導入の必要性にかんがみ、今後とも国際的な動向を十分踏まえ、規制の充実・強化等に柔軟かつ機動的に対応すること。その際、日米欧の規制の統一性について一方にとらわれることなく、日本の市場、国情にあったものとなるよう十分配慮すること。また、信用格付業者に対して、今般の規制の趣旨及び内容について、十分な周知徹底を図ること。
- 一 信用格付業者の利益相反の回避については、信用格付業者を含む企業グループの組織形態、融資関係及び有価証券の元引受契約関係等を考慮し、実効的な規制に努めること。
- 一 信用格付業者による格付け後のモニタリングの重要性にかんがみ、信用格付業者によるモニタリングの実績の公表の義務化を検討すること。
- 一 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに当たっては、金融商品市場及び商品市場のそれぞれの健全性・適切性を確保する観点から、当面は監督当局内での密接な連携を図ることにより、機能別監督を適切に実施することとし、将来的には監督の在り方を検討するなど、縦割り行政の弊害を除去するための措置を講ずること。
- 一 金融商品取引所については、市場における自主規制業務を担っているというその公共性と我が国金融・資本市場の競争力強化の観点から、業務運営、情報公開及び内部管理がより一層適切に行われるよう、監督に当たっては十分に配慮すること。また、金融商品取引所に対する各省庁からの退職職員の再就職の要請は厳に慎むなど、天下り問題を惹起することのないよう努めること。
- 一 リテールの資金決済に関しては、今後とも従来とは異なる新しいサービスの普及・発達が見込まれることから、前払式支払手段発行者や資金移動業者に対する検査・監督を適切に実施するとともに、これらの業者を含めた新しいサービスの担い手について、その実態を適切に把握し、滞留資金の保全・返金、資金決済の確実な履行の確保等の資金決済に関する制度について検討し、決済システムの安全性、効率性、利便性の一層の向上を図るよう努めること。
右決議する。

資金決済に関する法律案(閣法第50号)

(衆議院 21.4.23可決 参議院 4.23財政金融委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 前払式支払手段

- 1 現行の前払式証券の規制等に関する法律が規制の対象とする商品券やプリペイドカード等の前払式支払手段に加え、発行者がコンピュータのサーバ等に金額を記録するものを新たに規制の対象とする。

- 2 発行者に対してのみ利用できる自家型前払式支払手段の発行者については届出制、第三者に対しても利用できる第三者型前払式支払手段の発行者については登録制とし、未使用発行残高の2分の1以上の資産保全を義務付ける。
- 3 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務付け、資産保全措置として信託銀行等への信託を認めるほか、自家型前払式支払手段の発行者に対する監督規定を整備する等の措置を講ずる。

二 資金移動

- 1 資金移動業として、銀行以外の者が、登録を受けることにより為替取引（少額の取引に限る）を行うことを可能とする。
- 2 資金移動業者について、業務の確実な遂行に必要な財産的基礎を有すること、業務遂行体制・法令遵守体制が整備されていること等を登録の要件とする。
- 3 利用者に引き渡すべき資金と同額以上の資産保全を義務付け、その方法として、供託、銀行等による保証のほか、信託銀行等への信託を認める。

三 資金清算

- 1 銀行間の資金決済の際の資金清算について、債務引受等により資金清算を行う主体（資金清算機関）に免許制を導入する。
- 2 資金清算機関に関し、業務方法書の定めるところにより資金清算業を行うこととするほか、立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備する。

四 認定資金決済事業者協会

前払式支払手段の発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であって、前払式支払手段の発行業務又は資金移動業の適切な実施の確保等を目的とする等の要件を満たすものについて、法令等遵守のための会員への指導、利用者からの苦情処理等の業務を行う者（認定資金決済事業者協会）を認定できる規定を設ける。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 前払式証票の規制等に関する法律を廃止する。

【附帯決議】（21.6.16財政金融委員会議決）

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）と同一内容の附帯決議が行われている。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（閣法第51号）

（衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24法務委員会付託 7.8本会議可決）

【要旨】

本法律案は、法務大臣が外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため所要の改正等を行うほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな在留管理制度の導入

- 1 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するための措置

ア 法務大臣は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（外交・公用の在留資格者等を除く。以下「対象外国人」という。）に対し、氏名、生年月日等を記載した在留カードを交付する。

イ 対象外国人は、上陸後に定めた住居地を、一定期間内に当該住居地の市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならない（住居地を在留カードに記載する。）。

ウ 対象外国人は、在留カードの記載事項のほか、雇用先等の所属機関や身分関係等に変更があった場合には、法務大臣（住居地については市町村の長を経由）に届け出なければならない。

エ 法務大臣は、外国人の所属機関から、対象外国人に関する情報の提供を受けられる。

オ 法務大臣は、対象外国人に関する情報の継続的な把握のため、必要がある場合は、届出事項について事実の調査をすることができる。

カ 虚偽の住居地を届け出た場合や配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること等を取消事由に追加し、取消手続における書面の送達に関する規定の整備を行う。

キ 在留カード偽造行為等について罰則・退去強制事由を整備し、不法就労助長活動に対する罰則を整備する。

2 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置

ア 在留期間の上限を3年から5年に引き上げる。

イ 再入国の許可の有効期間を3年から5年に延長し、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、原則として1年以内の再入国許可を不要とする。

3 特別永住者に係る措置

ア 法務大臣は、特別永住者という法的地位の証明書として、氏名、生年月日等を記載した特別永住者証明書を交付する。

イ 特別永住者の再入国の許可の有効期間を4年から6年に延長し、原則として2年以内の再入国許可を不要とする。

二、外国人研修制度の見直し

1 在留資格「技能実習」の創設

在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とし、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するため、新たに在留資格「技能実習」として整備する。

2 悪質ブローカーに対処するための退去強制事由の整備

事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを幫助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・幫助等に係る退去強制事由を新たに規定する。

三、在留資格「留学」と「就学」の一本化

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。

四、その他

入国者收容所等視察委員会の設置、拷問禁止条約等の送還禁止規定の明文化、不法就労助長行為に係る退去強制事由等の整備等を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、特別永住者証明書の常時携帯義務に関する規定の削除、団体監理型の技能実習の活動に対する団体の責任の明確化、法施行後3年を目途とした見直し規定等の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】（21.7.7法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。

二 みなし再入国許可制度については、特別永住者の歴史的経緯及び我が国における定着性を考慮し、今後も引き続き検討すること。

- 三 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるよう、体制の整備に万全を期すこと。
- 四 在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑念が生じないように、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。
- 五 所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。
- 六 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないように、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。
- 七 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことに正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。
- 八 新たに中長期在留者となった者が、上陸許可の証印等を受けた日から90日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。
- 九 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることにかんがみ、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上させるための公表事案の大幅な追加、ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者の実情に配慮して、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理官署に出頭しやすくなる環境を整備すること。
- 十 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなったことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。
- 十一 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。
- 十二 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。
- 十三 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。
- 十四 入国者収容所等視察委員会については、専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十全な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の特段の配慮を行うこと。
- 十五 新たな在留管理制度の構築や在留外国人に係る住民基本台帳制度の整備がなされることを踏まえ、我が国において真に多文化共生社会の実現がなされるよう、労働、教育、福祉等様々な分

野における諸施策の一層の拡充を図るとともに、外国人が生活しやすい環境の整備に努めること。
右決議する。

企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入するとともに、国民年金の任意加入被保険者が国民年金基金に加入できることとするほか、企業年金制度等における給付の支給を行うために必要となる加入者等の情報の収集、整理又は分析的確に行うことにより当該給付が確実になされるよう、所要の規定を整備しようとするものである。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.1経済産業委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

本法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

二、定義

- 1 「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等が、当該組合等に係る商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業であって、これらの事業を行うことにより商店街への来訪者の増加を通じて主として商店街振興組合等の組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）である中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものをいう。
- 2 「商店街活性化支援事業」とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う組合員等に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

三、基本方針

経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を定め、公表する。

四、商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定

- 1 商店街振興組合等は、商店街活性化事業に関する計画（以下「活性化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 一定の条件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、商店街活性化支援事業に関する計画（以下「活性化支援事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

五、商店街活性化事業に対する支援措置

- 1 活性化事業計画の認定を受けた者又はその組合員等である中小企業者が行う商店街活性化事

業（以下「認定活性化事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講じる。

- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、認定を受けた活性化事業計画に従って商店街振興組合等の組合員等である小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げる。
- 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該貸付けを行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

六、商店街活性化支援事業に対する支援措置

- 1 活性化支援事業計画の認定を受けた者が行う商店街活性化支援事業（以下「認定活性化支援事業」という。）に必要な資金の借入れについて、当該認定を受けた者を中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、保険の対象とする。
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該貸付けを行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

七、国の責務等

- 1 国は、関係省庁相互間の及び中小企業に関する団体との連携を図りつつ、商店街活性化事業及び商店街活性化支援事業を担う人材の育成、商店街の活性化に関する事例その他の事業の実施に有用な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努める。
- 2 国は、認定活性化事業又は認定活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.7.7経済産業委員会議決）

商店街は、単に地域住民が商品やサービスを購入する場であるにとどまらず、地域住民等の交流の場として地域の一体感や文化・産業等を育むなど多様な機能を果たしてきており、今後ともこうした機能が維持・拡大され続けることが、地域の活性化にとって不可欠である。しかしながら、商店街に対してこれまでまちづくり三法を始めとする様々な支援措置が講じられてきたにもかかわらず、商店街は停滞・衰退の度を強め、その多くが危機的な状況にある。

このため、商店街にとって真に有効な活性化策が実現されるよう、政府は、本法を含めたこれまでの商店街活性化策の効果について十分に検証した上で不断の見直しを行い、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立って所要の対策を国の責務として講ずべきである。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 21.5.12可決 参議院 6.8文教科学委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、権利制限規定の改正

- 1 私的使用目的で行う複製のうち、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行うものは、複製権が及ぶこととすること。
- 2 国立国会図書館においては、図書館資料の原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を、必要と認められる限度において作成することができることとすること。
- 3 視覚又は聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、視覚又は聴覚によりその表現が認識される方式により公衆への提供等がされている著作物について、専ら視覚

又は聴覚障害者等の用に供するために必要と認められる限度において、文字を音声又は音声を文字にすること等の必要な方式により、複製すること等ができることとすること。

4 美術又は写真の著作物の原作品等の所有者等は、著作権者の譲渡権又は貸与権を害することなくその原作品等の譲渡等をしようとするときは、譲渡等の申出の用に供するため、これらの著作物の複製又は公衆送信を行うことができることとすること。

5 インターネットに関する著作物利用及び電子計算機を用いた著作物利用の円滑化

① 自動公衆送信装置を他人の送信の用に供することを業として行う者は、自動公衆送信装置の故障等による送信の障害を防止すること等の目的上必要と認められる限度において、送信可能化等がされる著作物を記録媒体に記録することができることとすること。

② インターネット情報検索サービス事業者は、必要と認められる限度において、送信可能化された著作物を記録媒体に記録し、及びその記録を用いて、送信元識別符号と併せて自動公衆送信することができることとすること。

③ 著作物は、電子計算機による情報解析を行うために、必要と認められる限度において、記録媒体に記録することができることとすること。

④ 著作物は、電子計算機において著作物を利用する場合には、情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、電子計算機の記録媒体に記録することができることとすること。

二、著作権者不明等の場合における文化庁長官の裁定制度の申請をした者は、文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定結果が出されるまでの間、裁定の申請に係る利用方法により、著作物を利用することができることとするとともに、著作隣接権についても、同制度の対象とすること。

三、著作権等を侵害する行為によって作成された物等について、情を知って、頒布する旨の申出をする行為を著作権等を侵害する行為とみなす等の措置を講ずること。

四、著作権登録原簿、出版権登録原簿及び著作隣接権登録原簿について、その全部又は一部を磁気ディスクで調製できることとすること。

五、この法律は、平成22年1月1日から施行すること。ただし、四については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】(21.6.11文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、違法配信と知りながら録音又は録画することを私的使用目的でも権利侵害とする第30条第1項第3号の運用に当たっては、違法配信と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないよう留意するとともに、本改正によるインターネット利用への影響について、状況把握に努めること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二、インターネット配信等による音楽・映像については、文化の発展に資するよう、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を勘案しつつ、適正な価格形成が促進されるよう努めること。

三、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、本法の運用及び政令の制定に当たっては、障害の種類にかかわらず、すべての障害者がそれぞれの障害に応じた方式の著作物を容易に入手できるものとなるよう、十分留意すること。

四、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、点字図書、録音図書等の作成を行うボランティアがこれまで果たしてきた役割にかんがみ、今後もボランティア活動が支障なく一層促進されるよう、その環境整備に努めること。

五、著作権者不明等の場合の裁定制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護

と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

六、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、国際的動向や関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、技術革新の見通しと著作物等の利用実態を踏まえた議論を進めること。

七、国立国会図書館において電子化された資料については、情報提供施設として図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、読書に困難のある視覚障害者等への情報提供を含め、その有効な活用を図ること。

八、文化の発展に寄与する著作権制度の重要性にかんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

九、教科書、学校教育用副教材のデジタル化など教育目的での著作物利用に関しては、その著作権及び著作隣接権の許諾の円滑化に努めること。

右決議する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)

(衆議院 21.6.11修正議決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、附則の修正が行われた。

一、基本方針

経済産業大臣は、エネルギー供給事業者（電気事業者、熱供給事業者及び燃料製品供給事業者）による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関し、エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等について基本方針を定め、これを公表する。

二、特定エネルギー供給事業者に係る措置

- 1 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、その利用の目標等について判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。
- 2 一定規模以上の特定エネルギー供給事業者は、非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

三、特定燃料製品供給事業者に係る措置

- 1 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適切かつ有効な実施を図るため、その利用の目標及び取り組むべき措置について判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。
- 2 一定規模以上の特定燃料製品供給事業者は、化石エネルギー原料の有効な利用のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

四、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。ただし、太陽光発電買取価格等の太陽光利用に係る費用負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況については、この法律の施行後2年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる（衆議院修正）。

【附帯決議】（21.6.30経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネルギー原料の有効な利用の目標等及びそれらに関する「判断基準」の検討に当たっては、他の戦略目標と十分に整合性をもたせ、各エネルギー源の特性や導入状況、技術開発動向などの実態及び経済に与える影響を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。また、その際には、関係審議会において慎重に審議を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど決定プロセスの透明性を確保すること。
- 二 非化石エネルギー源の利用の促進に当たっては、基幹エネルギーである原子力等と再生可能エネルギー源との特性の違いに留意し、適切な機能分担が図られるよう条件整備等を行うとともに、化石エネルギー原料の有効な利用の促進に当たっては、石油・石炭・天然ガスのそれぞれの特性に応じた有効利用が図られるよう努め、本法の目的である「非化石エネルギー源の利用」と「化石エネルギー原料の有効な利用」双方の促進施策のバランスに留意しつつ、総合的な政策立案に努めること。
- 三 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基づく施策が新たな国民負担を生じさせることにかんがみ、制度設計及び施策の実施に当たっては、過重な国民負担が生じないよう、あらかじめ十分な検討を行うとともに、負担の程度、必要性等について国民の幅広い理解を得つつ進めること。
また、附則第2条第2項の検討に当たっては、国民負担の軽減及び健全なエネルギー市場の形成等の観点から、太陽光発電設備等の価格動向やエネルギー間の競争条件等を踏まえつつ、十分な実態把握と将来予測に基づき必要な見直しを行うこと。
- 四 再生可能エネルギー源の利用の拡大によって、国民が利用するエネルギーの品質や供給安定性に影響を与える可能性にかんがみ、再生可能エネルギー源の利用実態の把握や利用量の調整等の必要な対応策の検討など、安定供給の確保に資する取組を継続的に行うこと。また、送配電設備などエネルギー供給に係るインフラを整備・改修する場合の費用について、透明性の確保や公的負担の在り方など、公平なルールづくりを引き続き検討すること。
- 五 再生可能エネルギー源の利用拡大に対する支援措置の実施に当たっては、経済対策の観点も踏まえつつ、地域経済の活性化に実効が上がるよう、関係自治体の取組を促し、これと連携して、支援対象の条件や手続などについてきめ細やかな配慮を行うこと。
- 六 本法施行には、革新的技術の普及が欠かせないことにかんがみ、次世代の太陽光発電、蓄電池、送電線網制御、その他エネルギー関連技術の開発導入について、加速的に取り組むこと。
また、我が国が有するヒートポンプ、燃料電池など優れたエネルギー関連技術が国内外における地球温暖化対策の推進等に貢献出来るよう、利用側も含め、適切な支援措置を講ずること。
右決議する。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第56号）

（衆議院 21.6.11可決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、非化石エネルギーを利用することが内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置を講

じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。
- 2 定義の見直しと促進の対象の変更
「非化石エネルギー」について定義するとともに、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更する。
- 3 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務の変更
開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めることに伴い、機構が行う業務範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものを削除する。

二、中小企業信用保険法の一部改正

エネルギー対策保険の対象のうち、「石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を「非化石エネルギーを使用する施設の設置費用」に変更する。

三、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

機構が行う業務の範囲について、「石油代替エネルギー」に関するものを「非化石エネルギー」に関するものに変更するとともに、可燃性天然ガス及び石炭に関する業務を追加する。

四、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.6経済産業委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、クラスター弾に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を担保するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 クラスター弾等とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。
- 2 クラスター弾とは、複数の子弾を内蔵し、複数の子弾を散布するように設計された弾薬をいう。ただし、子弾が十個未満で、各子弾が四キログラムを超え、単一の目標を探知し攻撃できるよう設計されており、自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えているもの等は除く。

二、製造の禁止

何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

三、所持の禁止

何人も、次のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

- 1 経済産業大臣の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、その許可に係るクラスター弾等を所持するとき。
- 2 輸入の承認を受けた者が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。
- 3 クラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならない者が、廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間所持するとき。
- 4 運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を運搬のために所持するとき。
- 5 前記1から4に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。

四、所持の許可とその基準

- 1 クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であり、その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ許可をしてはならない。

五、輸入の承認

クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

六、廃棄等

クラスター弾等を所持することを要しなくなった許可所持者等は、遅滞なく、廃棄し、締約国に輸出し、又は新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならない。

七、罰則

- 1 クラスター弾等を製造した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、またその未遂罪を罰する。
- 2 クラスター弾等をみだりに所持した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

八、施行期日

この法律は、条約が日本国についての効力を生じる日から施行する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.6経済産業委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、生産者等からの誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を創設するとともに、証明書を自ら作成することができる輸出者の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義の改正

- 1 特定原産品とは、経済連携協定の締約国又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令が適用される締約国以外の外国（以下「締約国等」という。）に対して輸出される物品であって、経済連携協定に基づく関税率の適用を受けるための要件を満たすものをいう。
- 2 本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを締約国等の権限のある当局に対し証明する書類であって、経済産業大臣又は指定発給機関が発給するものを第一種特定原産地証明書、経済産業大臣の認定を受けた輸出者（以下「認定輸出者」という。）が作成するものを第二種特定原産地証明書という。

二、生産者等から交付される誓約書による第一種特定原産地証明書の発給

第一種特定原産地証明書の発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、発給申請者は、その物品の生産者等から、同意を得て、物品が特定原産品であることを誓約する書面の交付を受け、特定原産品であることを明らかにする資料に代えて、これを経済産業大臣又は指定発給機関に提出することができる。

三、第二種特定原産地証明書の作成をする者の認定等

- 1 政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができることとするとともに、認定の基準、認定輸出者の義務の創設等の措置を定める。
- 2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、認定輸出者に対して物品が特定原産品であることを誓約する書面を交付した生産者等に対して認定輸出者が行う通知について定める。

四、施行期日

この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】 (21. 7. 9経済産業委員会議決)

経済連携協定 (E P A) ・自由貿易協定 (F T A) は、経済、産業・就業構造、雇用、食料安全保障など多くの面において重要な影響が及ぶものである。したがって、将来の国家像を見据えたE P A ・ F T A戦略を構築した上で、貿易立国として我が国が重視してきたW T Oの理念との整合性を確保しつつ、これを推進していくことが必要である。

A S E A N等我が国周辺諸国においてF T A締結が急速に進んでいる一方で、我が国については、主要な貿易相手国である中国、アメリカ合衆国、韓国等との間においても、いまだにE P Aが締結されていない現状を踏まえ、政府は、本法案提出の背景となった日・スイスE P Aに続く今後の締結交渉を進めていくに当たり、交渉中の韓国等とのE P A締結プロセスを加速するとともに、その他の国とのE P A締結の検討やアジア・太平洋における広域経済連携に向けた取組を積極的に推進すること。

右決議する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 21. 4. 7修正議決 参議院 4. 8環境委員会付託 4. 17本会議決)

【要旨】

本法律案は、土地取引等の際の自主的な土壌汚染調査の増加、土壌汚染地から搬出された汚染土壌の不適正処理などの土壌汚染問題の現状にかんがみ、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充、講ずべき汚染の除去等の措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壌の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものの形質変更を行うおうとする者に対して都道府県知事への届出を義務付けるとともに、当該土地が有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認められるときは、土壌汚染の調査を命ずることができることとする。

また、土地の所有者等が自主的に土壌汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌が汚染されていると思料されるときは、都道府県知事に対して規制対象区域として指定の申請を行うことができることとする。

二、土壌汚染の調査の結果、有害物質による土壌汚染の状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事は、規制対象区域として、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な措置実施区域又は形質の変更の際に届出が必要な形質変更届出区域に指定するとともに、措置実施区域については、講ずべき汚染の除去等の措置の内容を指示することとする。

三、規制対象区域から汚染土壌を搬出しようとする者に対し、都道府県知事への届出及び都道府県知事の許可を受けた処理業者への汚染土壌の処理の委託を義務付けるとともに、汚染土壌の運搬又は処理について、管理票による汚染土壌の管理を義務付けることとする。

四、指定調査機関、罰則などについて所要の規定を設けることとする。

なお、本法律案について、衆議院において、規制対象区域のうち、措置実施区域を要措置区域に、形質変更届出区域を形質変更時要届出区域にそれぞれ改め、また、都道府県知事は、公共施設等を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が一の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努める旨の規定を追加するとともに、施行期日を平成22年4月1日までの間において政令で定める日とする修正が行われた。

【附帯決議】 (21. 4. 16環境委員会議決)

土壌汚染対策法の目的は国民の健康保護にあり、また、土壌汚染問題に対する国民の関心が大きいことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること。
- 二、汚染土壌の適正処理対策については、改正法に基づく措置が着実に実施されるよう都道府県を指導するとともに、不適正処理の実態把握に努め、適宜制度の見直しを行うこと。
- 三、都道府県に対し、改正後の第61条第1項、第2項に沿って、土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び適切な提供、及び公園、学校、卸売市場等の公共施設等の設置者が土壌汚染のおそれを自主的に把握することの促進に努めるよう趣旨を徹底すること。
- 四、大規模な土地の形質変更に対する土壌汚染状況調査などの改正法に基づく施策が確実に行われるよう、施行のための準備を的確かつ早急に行うこと。
- 五、土壌汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壌汚染対策に取り組むための措置を検討すること。
また、土壌からの揮発経路による摂取リスクについても科学的知見を深めるとともに、土壌汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めること。
- 六、国際会計基準へのコンバージェンスにおける資産除去債務の適用に際し、導入が円滑に図られるように周知徹底などに努めるものとし、また資産除去債務以外の環境債務についても適正な基準に関して調査・研究し、企業価値の向上や情報開示などを含めた検討を進めるものとする。その際、中小企業などが抱えている課題について配慮するよう努めるものとする。
右決議する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 21. 4. 17可決 参議院 5. 20環境委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法の目的として、生物の多様性の確保を追加することとする。
- 二、国立公園等の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、環境大臣等の許可を要する行為として、一定の区域内での木竹の損傷、本来の生息地以外への動植物の放出等を追加する。
- 三、海域の保全を推進するため、海中の保護を対象とした現行の海中公園地区制度を、海面及び海上を含む海域公園地区及び海域特別地区制度に改めるとともに、海域における動力船の使用等について、許可を要する行為を追加する。
また、海域公園地区においては、景観の維持と適正な利用を図るため、利用調整地区を指定できることとする。
- 四、生態系の維持又は回復を図るため、国等は、生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の者についても、環境大臣等の認定を受けて当該事業を行うことができることとする。また、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然公園法又は自然環境保全法上の許可等を要しないことができることとする。
- 五、公園事業の執行に関する規定について罰則を追加するとともに、自然環境保全法の規定に違反した場合の罰金の最高額を引き上げることとする。また、その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21. 5. 26環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとつ

- て悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。
- 二、海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。
- 三、公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。
- 四、生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。
- 五、自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。
- 六、自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民等の雇用創出を行うこと。
- 七、気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。
- 八、生物多様性条約において、海洋保護区のグローバルレベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。
- 九、自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。
- 右決議する。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 21.4.23可決 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、船舶に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海又は我が国領海等において行う航行中の他の船舶の強取・運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要及びそれらを行う目的で他の船舶への著しい接近等の行為を、海賊行為と定義する。
- 二、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとする。
- 三、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるため他に手段がない場合においても、武器を使用することができることとする。

四、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海賊対処行動を命ずることができるものとし、当該承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

五、内閣総理大臣は、四、の承認をした場合又は海賊対処行動が終了した場合には、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。

六、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に係るこの法律の規定を準用することとする。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備等を行うものとするものである。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための支援の一層の充実を図るため、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等制度全般について所要の見直しを行おうとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第64号)

(衆議院 21. 6. 16修正議決 参議院 6. 17厚生労働委員会付託 6. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休暇に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 育児休業の改正

1 育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、労働者(当該期間内に産後休業をした者を除く。)が育児休業をした場合は、特例として、再度の育児休業申出をすることができる。

2 配偶者が常態として子を養育することができる労働者については育児休業をすることができないものとして労使協定で定めた場合に、事業主が当該労働者からの育児休業申出を拒むことができる旨の規定を削除する。

3 同一の子について父母がともに育児休業を取得する場合、その子が1歳2か月に達するまでの間に1年間育児休業を取得できる。

二 子の看護休暇の改正

- 1 小学校就学前の子を2人以上養育する労働者については、事業主に申し出ることにより、子の看護休暇を、1の年度において10労働日を限度として取得できる。
- 2 子の看護休暇は、小学校就学前の子の疾病の予防を図るために必要な世話をを行う場合にも取得できる。

三 介護休暇の新設

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、事業主に申し出ることにより、1の年度において5労働日（対象家族が2人以上の場合は10労働日）を限度として、当該世話をを行うための休暇を取得することができる。

四 所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置の新設

- 1 事業主は、特定の場合を除き、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合においては、所定労働時間を超えて労働させてはならない。
- 2 事業主は、特定の場合を除き、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

五 紛争の解決の新設

- 1 都道府県労働局長は、育児休業、介護休業等の事項についての労働者と事業主との間の紛争について、当事者からの求めに応じて必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 都道府県労働局長は、1の紛争について、当事者から調停の申請があった場合において必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

六 公表

育児休業、介護休業等の規定に違反をしている事業主に対し、厚生労働大臣が勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二 雇用保険法の一部改正

同一の子について父母がともに育児休業をしている場合にあっては、その1歳2か月に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付を支給する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、この法律の施行の際常時100人以下の労働者を雇用する事業主等については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一の三及び四の規定は適用しない。
- 二 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、紛争の解決（調停に係る部分を除く。）、公表及び過料に係る規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日、調停に係る規定は平成22年4月1日から施行する旨の修正が行われた。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 21.5.13可決 参議院 6.15財政金融委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成21年及び平成22年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成21年度及び平成22年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設

け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の創設

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さない（この特例は、暦年課税の110万円の基礎控除又は相続時精算課税の3,500万円の特別控除（住宅取得等資金に係る特例を含む）の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする）。

二、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度等の拡充

- 1 平成21年度及び平成22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる。
- 2 平成21年度及び平成22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23年度及び平成24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

三、中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、400万円から600万円に引き上げる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成21年度の租税減収見込額は、約550億円である。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第66号)

(衆議院 21.6.2修正議決 参議院 6.15文教科学委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、振興会は、平成26年3月31日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるために先端研究助成基金を、有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるために研究者海外派遣基金を、それぞれ設けるものとし、併せて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余額の処理について規定するものとする。

二、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。

三、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。

四、振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。

五、この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置付けるため、改正規定の附則第2条の2第1項中「、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置として」を削る修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.18文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を30程度と

限定することなく、ハイリスク研究等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たる者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、透明性を確保しつつ、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。

- 二、先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期すため、原則として公開すること。
- 三、総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定及び選定過程の公表を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。
- 四、独立行政法人日本学術振興会は、3,000億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。
- 五、若手研究者の人材育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。
- 六、基金を使って実施される先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務については、研究者や研究機関等から広く意見を聴取する等、基金化したことによる効果の検証を行うこと。
- 七、我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努め、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.26総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成21年5月1日付けの勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等に対して、同年6月に支給する特別給の額を暫定的に減額する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成21年6月期における一般職の職員の特別給の特例措置として、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は計0.2月分、指定職職員は計0.15月分を暫定的に引き下げる。また、内閣総理大臣等についても、その期末手当の支給割合について、0.15月分を暫定的に引き下げる。
- 二、期末手当等の暫定的引下げ分に相当する支給月数に係る期末手当等の取扱いについては、必要な措置を別途人事院が勧告する。
- 三、指定職職員等の特別給について、勤務実績を適切に反映するため、現行の期末特別手当を廃止し、本省課長級以下と同様に期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.5.28総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の法改正は、人事院の特別調査結果を踏まえた勧告に基づく暫定的かつ極めて異例な措置であることにかんがみ、本年の国家公務員の特別給の最終的な取扱いについては、人事院が職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて行う勧告に基づき、適切な措置を講ずること。

- 二、人事院の特別調査時点において夏季一時金が決定済である企業の割合が極めて低いことにかんがみ、本改正が、今後決定される民間の夏季一時金の引下げ圧力となるような、本末転倒した結果を招くことのないよう、その経緯及び趣旨の周知徹底を図ること。
- 三、地方公務員の特別給の取扱いについては、既に独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上ることにかんがみ、本改正に準ずる対応の要請を一律的に行わないこと。
- 四、指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映に当たっては、公務組織の活性化と効率化、業績評価の公正性と職員間の公平性の確保、職員の志気の向上などに十分配慮し、制度改正の趣旨が達成されるよう、適正な運用に努めること。
- 右決議する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する等の措置を講じる。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(閣法第69号)

(衆議院 21.7.14可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第1718号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第1874号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を

適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号) (衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)

(衆議院 21. 4. 23修正議決 参議院 6. 3経済産業委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小事業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、機構の名称を「株式会社地域力再生機構」から「株式会社企業再生支援機構」に改めるとともに、本法律の題名を「株式会社地域力再生機構法」から「株式会社企業再生支援機構法」に改めること、機構による再生支援の対象となる事業者の要件を「地域経済において重要な役割を果たしているながら過大な債務を負っている」から「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている」に改めるとともに、中堅事業者及び中小企業者を例示すること、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクターを除外すること、再生支援及び債権買取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を追加すること、中小企業者向けの再生支援について、産業活力再生特別措置法との関係の規定を追加すること及びこの法律の施行期日を公布の日から起算して4月(政府原案では6月)を超えない範囲内において政令で定める日に改めること等を内容とする修正が行われた。

一、機構の設立等

- 1 機構は、主務大臣の認可により、1を限り、設立される。
- 2 預金保険機構は、機構の発起人となり、常時、発行済株式総数の2分の1以上を保有しなければならない。
- 3 この法律の主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣として、役員を選任や予算の認可等の必要な監督事務を行う。ただし、再生支援及び債権買取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を加える(衆議院修正)。

二、機構の組織

- 1 機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織し、委員の過半数が社外取締役から構成される企業再生支援委員会(衆議院において政府原案の「地域力再生委員会」の名称を修正。以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、事業者に対する再生支援の決定、債権買取り等の決定、買取申込み等期間の延長の決定、出資の決定、債権又は株式の処分等の決定等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行う。

三、支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に

当たって従うべき支援基準を定める。

四、機構の業務

- 1 機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り、対象事業者に対する資金の貸付け、債務の保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び助言等の業務を営むほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、対象事業者以外の事業者に対する助言を行うことができる。
- 2 機構は、原則として、その成立の日から2年以内に支援決定を行い、支援決定の日から3年以内に、当該支援決定に係る対象事業者につき、すべての再生支援を完了するように努めなければならない。

五、その他

- 1 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の資金の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。また、政府は、預金保険機構が機構に対して出資を行うために、予算で定める金額の範囲内で、預金保険機構に出資することができる。
- 2 機構は、産業活力再生特別措置法の施策と相まって、効果的に再生支援を行うよう努めるとともに、中小企業再生支援協議会等との協力体制を整備する（衆議院修正）。
- 3 金融庁又は日本銀行に対する協力要請、政策金融機関等の協力、国、地方公共団体、機構等の連携及び協力等について、所要の規定を整備する。

六、附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月（衆議院修正）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.6.18経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業の再生においては、市場における企業の自主的な取組を尊重すべきであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、安易な企業の延命とならないよう、具体的な支援基準を定めるとともに、事業者のモラルハザードを招かないよう、その厳正な運用に努めること。
また、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないよう、機構の業務実績に応じて、随時必要な業務の改善等につき適宜指導すること。
- 二 機構は、事業再生計画の策定及び実施に当たって、労使協議により労働者の理解及び協力を得ることができているか等について慎重な確認を行うとともに、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、雇用の安定に十分配慮すること。
- 三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支援協議会との緊密な連携を図りつつ、中小企業の積極的な再生支援に努めること。
また、中小企業者等の事業再生支援を行うに当たっては、業態の特性や事業の実態等を勘案して支援基準を運用するなど、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めること。
- 四 現下の経済情勢にかんがみ、機構の再生支援業務を円滑かつ適正に執行するため、今後も政府による必要かつ十分な追加出資、政府保証枠の拡充等を行う等、機構に対して万全の予算措置を講ずること。
- 五 現下の経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、公布後3か月程度を目標に本法律案を施行し、機構の設立及び再生支援業務を可能な限り速やかに開始できるよう準備を進めること。
右決議する。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第50号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第77号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第78号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第79号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第80号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)

(衆議院 21. 4. 17修正議決 参議院 4. 22消費者問題に関する特別委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念のっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費

者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するとともに、内閣府の審議会等として消費者委員会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

二、消費者庁の所掌事務

消費者庁の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- 1 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項
- 2 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項
- 3 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項
- 4 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関する事項
- 5 宅地建物取引業法等の規定による「取引」の相手方の利益の保護に関する事項
- 6 消費生活用製品安全法等に規定する「安全」に関する事項
- 7 食品衛生法等に規定する「表示」に関する事項
- 8 物価、公益通報者の保護、個人情報の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進等に関する事項

三、資料の提出要求等

長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

四、消費者委員会

- 1 内閣府に、消費者委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
 - ロ 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、イの重要事項に関し、調査審議すること。
 - ハ 消費者安全法第20条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。
 - ニ 消費者基本法等の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 委員会の委員は、独立してその職権を行う。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることのほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、委員10人以内で組織する。委員は任期2年、再任可能とし、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、消費者委員会の委員の常勤化、消費者庁の所管法律の見直し及び消費者行政に係る体制整備、地方公共団体に対する国の支援の在り方、適格消費者団体に対する支援の在り方、不当な収益のはく奪及び被害者救済制度について検討するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改め

ること、消費者庁の任務に「消費者の権利の尊重」を明記すること、消費者庁に設置することとしていた消費者政策委員会を内閣府に設置する消費者委員会に改め、その所掌事務を整備するとともに、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求等を追加すること、委員の人数を10人以内とすること、附則において、消費者委員会の委員の常勤化、消費者庁の所管法律の見直し及び消費者行政に係る体制整備、地方公共団体に対する国の支援の在り方、適格消費者団体に対する支援の在り方、並びに不当な収益のはく奪及び被害者救済制度の在り方についての検討条項を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議】（21.5.28消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第2条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二、消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。
- 三、消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 四、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 五、消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。
- 六、消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。
- 七、初代の消費者委員会の委員の3人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 八、消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。
- 九、消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第8条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等

の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。

十、内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

十一、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。

十二、消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

十三、消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に集約されるよう、その手続を明確化することにより、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

十五、消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六、消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。

また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十七、内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

また、結果の公表は迅速に行うとともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。

十八、消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十九、聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充等を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、

待遇の改善に努めること。

二十、地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一、各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理解体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二、相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。

なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。

二十三、消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

二十四、今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配慮し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O-N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配慮すること。

二十五、消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第4条第1項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十六、消費者安全法第20条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

二十八、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

二十九、適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対

し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三十、地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

三十一、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十二、消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配慮すること。

三十三、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

三十四、食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、OECD消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。

右決議する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)

(衆議院 21.4.17修正議決 参議院 4.22消費者問題に関する特別委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣府設置法に定める、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(以下「内閣補助事務」という。)に、「消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項」を追加するとともに、その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行う。

二、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行う。

三、この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること、消費者政策を掌理する内閣府特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関する内閣補助事務に係る規定を改めること、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.5.28消費者問題に関する特別委員会議決)

消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)と同一内容の附帯決議が行われている。

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)

(衆議院 21. 4. 17修正議決 参議院 4. 22消費者問題に関する特別委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

- 1 消費者安全の確保に関する施策の推進は、消費者被害の発生及び拡大の防止、消費者の利便の増進への寄与等を基本理念とし、国及び地方公共団体は、消費生活についての専門的な知識・経験を有する者の活用、施策推進過程の透明性の確保等を図りつつ、施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 事業者等は、消費者安全の確保並びに国及び地方公共団体の施策への協力に努め、消費者は、消費生活にかかわる事項に関し、必要な知識の修得及び情報の収集に努めなければならない。

二、基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならない。

三、地方公共団体による消費生活センターの設置等

- 1 都道府県及び市町村は、消費生活相談、苦情処理のあつせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行い、国及び国民生活センターは、情報提供その他の必要な援助を行う。
- 2 1の事務を行うため、都道府県は消費生活センターを設置しなければならない。市町村は、消費生活センターを設置するよう努めなければならない。都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、相談員等の人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

四、消費者事故等に関する情報の集約等

- 1 行政機関等の長は、事業者が供給する商品等又は事業者が提供する役務の使用又は利用に伴い消費者の生命又は身体に被害が生じた事故等（以下「消費者事故等」という。）が発生した旨の情報を得た場合で、消費者被害の発生又は拡大のおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し通知するものとする。また、消費者事故等のうち、その被害が重大であるもの（以下「重大事故等」という。）が発生した旨の情報を得たときは、直ちに通知しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、情報の集約及び分析を行い、取りまとめた結果を関係行政機関等に提供し、消費者委員会に報告するとともに、これを公表し、国会に報告しなければならない。

五、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

- 1 内閣総理大臣は、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を地方公共団体に提供するとともに、これを公表するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において必要があると認めるときは、事業者に必要な措置をとることを勧告することができる。事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、あらかじめ消費者委員会の意見を聴き、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害拡大等の急迫した危険がある場合（他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において特に必要があると認めるときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴いた上で、6月以内の期間を定めて、商品等の譲渡等を禁止し、又は制限することができる。事業者がこれに違反した場合は、商品又は製品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 5 消費者委員会は、消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。また、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。
- 6 3及び4に対する違反について、所要の罰則を設ける。

六、施行期日等

- 1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行する。
- 2 政府は、消費者の財産に対する重大な被害を含めた重大事故等の範囲、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、国及び地方公共団体の責務に「消費者事故等に関する情報の開示」及び「消費生活に関する教育活動」を追加すること、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果の概要に代えて結果を公表することとし、国会への報告を義務付けること、消費者委員会の内閣総理大臣に対する権限を意見具申から勧告及び報告要求に改めること、附則に重大事故等の範囲についての検討条項を設けること、消費者政策委員会の名称変更等に伴う規定の整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (21.5.28消費者問題に関する特別委員会議決)

消費者庁設置法案（第170回国会閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第170回国会閣法第11号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の雇用の安定その他の福祉の増進に資するようにするため、日雇労働者について労働者派遣を行うことを原則として禁止するとともに、派遣労働者の雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に関する制度の整備を行おうとするものである。

本院議員提出法律案

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)

(参議院 21. 2. 5財政金融委員会付託 3. 4本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時的措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

政府は、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、2兆1,185億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二、生活・経済緊急対策の実施についての制限

平成20年度における生活・経済緊急対策の実施（平成21年度にわたって実施する場合を含む。）に当たっては、平成20年12月24日の閣議において行うことが決定された定額給付金を給付する事業及びこれに類する地方公共団体がその住民一般に金銭（これに類するものを含む。）を一律に給付する事業に係る国の財政上の措置は、行わない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第2号)

(参議院 21. 3. 30財政金融委員会付託 4. 24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の目的

租税特別措置（租税特別措置法で設けられる国税に関する特例全般）に関し、基本理念、国の責務等、適用実態調査及び正当性の検証（租税特別措置について、相当性・有効性・公平性といった正当性に関する事項を確認すること。）等について定め、整理合理化を推進し、もって「公平・透明・納得」の税制の確立に寄与することを目的とする。

二 基本理念

- 1 租税特別措置については、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、その適用実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われる。
- 2 租税特別措置の新設・変更は、できる限り合理的な推計が行われ、正当性について十分に検討された上で、行われる。

三 国の責務・納税者の責務

国は、租税特別措置の整理合理化を推進する責務を有するとともに、納税者は、適用実態調査に協力しなければならない。

四 適用実態調査

財務大臣は、租税特別措置ごとに、納税者に増減額明細書の添付を求める等の方法により、適用実態調査を行い、毎会計年度終了後7月以内に、正当性に関する事項についての財務大臣の意見を付けて、次に掲げる事項を記載した報告書を国会に提出しなければならない。

- 1 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差
- 2 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差
- 3 租税特別措置ごとに作成した統計
- 4 法人税減免措置（法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置）の適用を受ける法人等の名称、減免額等

五 適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討

財務大臣は、適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理合理化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

六 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査

会計検査院は、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査を行い、その検査方針、検査結果、所見等を国会に提出される検査報告書に掲載する。

七 事後評価等における正当性の検証の実施等

行政機関は、租税特別措置に係る政策について事後評価を継続的に行い、その際には、租税特別措置の正当性の検証が行われなければならない。この正当性の検証の結果は、国会に提出される報告書に記載しなければならない。

八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 適用実態調査・国会への報告は、平成21年度分から適用する。
- 3 平成21年度については、特例として、上半期分の法人税減免措置につき、適用数及び減収額の集計並びに統計の作成を行い、平成22年1月31日にまでに、これらを記載した報告書を国会に提出しなければならない。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がまだまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金の支給その他の戦後強制抑留者に係る問題に関し必要な措置を講じようとするものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第4号)

(参議院 21.5.20文教科学委員会付託 6.10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針等を策定し、学校教育に関連する予算の確保及び充実の目標を定めること等を通じてその着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進し、もって教育の振興に資することを目的とすること。
- 二、学校教育の環境の整備は、すべての者が、児童生徒等としてその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最適な環境で学校教育を受けることができるよう、次に掲げる事項を確保する

ことを旨として、行われなければならないことを基本方針とすること。

- 1 多様な教育の機会を提供すること。
- 2 よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件を整備すること。
- 3 安全かつ快適な学校教育を実現するための諸条件を整備すること。
- 4 安全かつ容易な通学のための諸条件を整備すること。
- 5 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を充実させること。
- 6 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実させること。
- 7 学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習する機会が与えられるようにすること。
- 8 障がいや有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実させること。

三、国は、二の基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することとともに、地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有することとする。

四、政府は、教育振興基本計画の一部として、教職員の配置及び数並びに教員のその有する免許状の種類ごとの比率、学級編制、学校の施設及び設備等の項目のうち学校の種類ごとに必要なものに係る目標水準、その達成の目標年次等について、学校教育環境整備指針（以下「整備指針」という。）を定めなければならないこととともに、地方公共団体は、当該地方における教育振興基本計画を定めるときは、その一部として、整備指針を参酌し、自ら設置する学校の教育の環境に関する整備計画を定めるよう努めなければならないこととする。

五、政府は、整備指針の達成に資するため、教育振興基本計画において、学校教育に関連する国及び地方公共団体の財政支出の国内総生産に対する比率を指標として定めた予算の確保及び充実の目標を定めなければならないこととする。

六、政府は、五の目標を踏まえ、整備指針を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととともに、整備計画を定めた地方公共団体は、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

七、この法律は、公布の日から施行すること。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第5号)

(参議院 21. 5. 20文教科学委員会付託 6. 10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進することを目的とすること。
- 二、国は、三から七までに定める方針等に従って免許状の制度の改革を行い、平成24年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与が開始されるようにすること。
- 三、教諭の普通免許状及び特別免許状等は、初等教育諸学校（幼稚園及び小学校をいう。）、中等教育諸学校（中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。）及び特別支援学校に区分して設けること。
- 四、教諭の資質及び能力の向上を図るため、次に掲げる方針に基づき、教諭の普通免許状の制度を改めること。
 - 1 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。
 - 2 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、教科指

導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。

3 教諭の専門免許状は、次の①から③までの要件を満たす者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

① 教諭の一般免許状を有すること。

② ①の要件を満たした後、教諭の実務その他教育に関する実務に8年以上携わったこと。

③ ②の要件を満たした後、教職大学院において必要な単位を修得したこと。

4 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力を有する者に対して授与する免許状とすること。

5 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、1年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院等において修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

五、一般免許状を有する教諭が、四の3の②の要件を満たすときは、専門免許状の授与を受けるよう努めなければならないこととするとともに、当該教諭を任命し、又は雇用する者は、専門免許状の授与を受けることができる機会を与えるよう努めなければならないこととすること。

六、普通免許状は、文部科学大臣が授与することとし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授与することとすること。

七、教育職員が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げることができる制度を設けること。

八、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 21. 5. 20文教科学委員会付託 6. 10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(以下「人材確保法」という。)の一部改正

1 義務教育諸学校の教育職員については、少人数の児童又は生徒による学級の編制、複数の教育職員の協力による指導等により、きめ細かな教育を行うことができるよう、その十分な人数の配置を確保するために必要な措置が講じられなければならない旨の規定を新設すること。

2 1に伴い題名等の改正を行うこと。

二、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

1 独立行政法人等における人件費の総額の削減を定めた規定の対象から国立大学法人等を除外する等の改正を行うこと。

2 公立学校の教職員その他の職員の総数について児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるための措置を講ずる旨を定めた規定を削除すること。

3 人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行うこと等を定めた規定を削除すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第7号)

(参議院 21. 4. 20文教科学委員会付託 4. 24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校及び各種学校並びに高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の生徒の保護者に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図り、もって高等学校等における教育の機会均等に寄与することを目的とすること。
- 二、市町村長（特別区の区長を含む。）は、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に高等学校等に在学する生徒の保護者に対し、就学支援金を支給すること。
- 三、就学支援金は、毎月の初日において高等学校等に在学する生徒について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、当該生徒が当該年度1年間在学した場合に納めるべき授業料の額（次に掲げる生徒の区分に応じた額）の12分の1の額とすること。
 - 1 国公立の高等学校の生徒については、国公立の高等学校の授業料の年額の標準となるべき額として政令で定める額（以下「標準授業料額」という。）
 - 2 私立の高等学校等及び国公立の専修学校等の生徒については、公立全日制課程の標準授業料額に相当する額として政令で定める額（以下「標準授業料額相当額」という。）
 - 3 私立の高等学校等の生徒であつてその保護者の属する世帯の収入が政令で定める額以下であるものについては、標準授業料額相当額に2を乗じて得た額
- 四、就学支援金の支給月数は、当該高等学校等につき36月（高等学校の定時制及び通信制の課程については48月）とすることとし、支給対象となる生徒の転入学等の場合には、支給月数を調整すること。
- 五、就学支援金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。
- 六、この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 21. 4. 20厚生労働委員会付託 6. 3本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行う合議制の機関において、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断等が円滑に行われるようにするため、当該事実に係る判断に当たって記録の収集等を行うこと及びその判断の基準を定めるとともに、対象事業主に対し特例納付保険料の納付の勧奨を行う場合を限定する等の措置を講ずるほか、国民年金の保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実等に係る判断について、厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断の例によるものとする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保険料を控除した事実に係る判断

- 1 国家行政組織法第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものは、厚生年金保険制度及び国民年金制度により生活の安定が図られる国民の立場に立って厚生年金保険法に規定する事業主が同法の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実がある者が不利益を被ることがないようにする観点から、当該事実があるかどうかを判断するに当たっては、当該事実がある者であることを申し立てた者の当該申立てを十分しん酌するとともに、当該事実があることを直接に明らかにする資料がない事案においては、速やかに、雇用保険又は労働者災害補償保険に係る加入又は給付に関する記録、所得税又は住民

税に係る課税に関する記録その他の官公署が有する記録であって当該事実があることを推測させるものをできる限り収集するほか、必要があると認めるときは、当該申立てに係る事業主その他の関係者の証言、社会保険労務士が保存する資料その他の官公署が有する記録以外の資料又は情報であって当該事実があることを推測させるものをできる限り収集した上で、当該申立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえないと認める場合においては、当該事実がある旨の判断を行うものとする。

2 1の機関が1（三によりその例によることとされる場合を含む。）により行う収集に関し協力を求められた官公署は、これに協力するものとする。

二 特例納付保険料の納付の勧奨等

1 社会保険庁長官が対象事業主に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合に限る。

2 社会保険庁長官が対象事業主であって法人であるものの役員であった者に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合において対象事業主に対する勧奨を行うことができないときに限る。

3 国が特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する場合に、当該特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことについて1の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため1による勧奨を行わない場合を加える。

4 厚生年金基金が未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下「未納掛金等」という。）の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が未納掛金等の額に相当する額の総額を負担する場合並びに企業年金連合会が特例掛金の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が特例掛金の額に相当する額の総額を負担する場合について、1から3までと同様の措置を講ずる。

三 国民年金の保険料を納付する義務を履行した事実等に係る判断

一の1の機関は、一の1の観点と同様の観点から、国民年金法の規定により保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうかその他の厚生年金保険法又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。）に影響を与える事実（一の1の事実を除く。）があるかどうかについては、一の1の例により、当該事実に係る判断を行うものとする。

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 その他所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上等に資するよう特別の措置を定めようとするものである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 21. 4. 20法務委員会付託 4. 24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

- 1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を、同時に、同一の方法により2以上の記録媒体に記録しなければならない。
- 2 1により記録をした記録媒体の1については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならない。
- 3 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができない。
- 4 被疑者の弁解についても、同様とする。

二、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

三、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一1の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならない。

株式会社中小企業再生支援機構法案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

中小企業の健全な経営が我が国の産業の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図り、併せて信用秩序の維持にも資するようにするため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社中小企業再生支援機構を設立する。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

中小企業再生支援指針において定める中小企業の活力の再生の支援に、中小企業における経営の強化に寄与する人材の育成及び確保に関すること並びに中小企業の海外事業活動の推進に関することが含まれるものとする。

歯の健康の保持の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

歯の健康の保持が高齢者をはじめとする国民の健康と質の高い生活を確保するために重要であり、かつ、歯の健康が日常生活における適切な処置等により保持することができるものであることにかんがみ、国民保健の向上に寄与するため、歯の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯の健康の保持の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができるようにするものである。

障がい者制度改革推進法案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、障がい者の自立及び社会参加の支援等を一層推進するとともに、障害者の権利に関する条約において締約国が措置をとることとされている事項を達成するために、障がい者制度改革を行うことが緊要な課題であることにかんがみ、障がい者制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針並びに国の責務を定めるとともに、障がい者制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

水俣病被害の救済に関する特別措置法案(参第16号)

(参議院 21.7.3 撤回)

【要旨】

本法律案は、水俣病の公式確認から50年以上が経過した今もなお、様々な症状に苦しむ多くの水俣病の被害者が救済を求め続けている状況にかんがみ、水俣病の被害者すべてについて救済を図るため、水俣病被害者給付金及び医療費等の支給について必要な事項を定めるとともに、健康管理事業、特定疾病多発地域居住者等の健康に係る調査研究等について定めようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 21.6.17財政金融委員会付託 6.26本会議修正議決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度については、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること、我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること等にかんがみ、これを廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に係る規定を削除する。
- 二 この法律は、平成21年6月1日から施行する。

なお、本法律施行により歳入減となる額は、平年度約160億円の見込みである。

【委員会修正要旨】

- 一 施行期日を平成21年6月1日から公布の日に改める。
- 二 平成21年6月1日以後に終了する事業年度、連結事業年度及び清算中の事業年度に係る法人税について特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止することとし、これに必要な規定の整備を行う。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 21.6.17財政金融委員会付託 6.26本会議修正議決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成21年度においてもなお引き続き我が国経済が危機的状況にあることにかんがみ、中小企業者等の経営を一層支援するため、中小企業者等の法人税率の軽減特例について、平成21年6月1日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人税率を更に引き下げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中小企業者等の平成21年6月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度の所得(年800万円以下の部分)に対する法人税の軽減税率(現行は18%又は19%)を、11%又は12%に引き下げる。

- 二 この法律は、平成21年6月1日から施行する。

なお、本法律案施行により歳入減となる額は、平年度約2,350億円の見込みである。

【委員会修正要旨】

- 一 施行期日を平成21年6月1日から公布の日に改める。
- 二 平成21年6月1日以後に終了する事業年度分又は連結事業年度分の法人税について改正後の規定を適用することとし、これに必要な規定の整備を行う。

地球温暖化対策基本法案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じて経済成長を図りつつ地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、温室効果ガス削減の中長期目標を設定し、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、固定価格買取制度の創設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めようとするものである。

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の予算の執行の適正化の確保に資するため、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における弁償責任の厳格化及び会計検査院による懲戒処分要求制度の強化を図ろうとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化を図るため、検査官の任命資格の整備及び定年の引上げ、実地の検査の結果等の検査報告への掲記の義務付け、不当事項への対処に関する検査の制度の創設、懲戒の処分を要求することができる場合の拡大並びに会計検査院に対する違法又は不当な事実の申出による措置の要請の仕組みの創設等を行おうとするものである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 21.6.19厚生労働委員会付託 6.26本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、父子家庭における生活の状況等にかんがみ、当分の間、父母が婚姻を解消した児童等を監護し、かつ、これと生計を同じくする父等に対し、児童扶養手当に相当する給付を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 父等に対する特例給付

- 1 都道府県知事等は、当分の間、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する児童の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするとき、又は父がないか、若しくは父が監護をせず若しくは生計を同じくしない場合において、当該児童の父以外の者(当該児童の母を除く。)がその児童を養育するときは、その父又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)に相当する給付を行う。ただし、当該児童の母又は養育者が手当の支給要件に該当する者であるときは、この限りでない。

(一) 父母が婚姻を解消した児童

(二) 母が死亡した児童

(三) 母が手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にある児童

(四) 母の生死が明らかでない児童

(五) その他(一)から(四)までに準ずる状態にある児童で手当の支給要件に関し規定する政令で定める児童に準じて政令で定めるもの

- 2 1の本文にかかわらず、1の給付は、児童が次の(一)から(五)までのいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

(一) 日本国内に住所を有しないとき、父若しくは母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)又は里親に委託されているとき。

(二) 父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他手当の支給要件に関し規定する政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる父の監護を受け若しくは当該父と生計を同じくしている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から6年を経過していないとき。

(三) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

(四) 母の監護を受け、又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(五) 父の監護を受け、かつ、父と生計を同じくしている場合であって、その配偶者（手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にある者を除く。）と同居して、その監護を受け、かつ、これと生計を同じくしているとき。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 児童扶養手当法による児童扶養手当制度については、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の状況等を踏まえ、その全般に関して速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 21.6.19厚生労働委員会付託 6.26本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護における母子加算の制度が廃止されたことにより、母子世帯等の養育者が生活に困窮している実情にかんがみ、母子世帯等の養育者について、平成21年10月以降当分の間、生活保護法による保護の基準において、平成16年度以前における母子加算の制度の例による加算が行われることとなるよう、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 母子世帯等の養育者についての加算に関する措置

厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満であって厚生労働大臣の定める障害の状態にある者をいう。以下同じ。）を養育しなければならない場合（当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときを除く。）における当該養育に当たる者（以下「母子世帯等の養育者」という。）について、平成21年10月以降当分の間、厚生労働大臣の定める保護の基準において、平成16年度以前における基準生活費に係る母子世帯等の養育者についての加算に係る制度の例による加算が行われることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)

(参議院 21.6.26厚生労働委員会付託 7.13本会議 議決を要しない)

【要旨】

本法律案は、臓器の移植及びこれに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があること等にかんがみ、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について定めるとともに、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等

一 脳死した子どもの身体からの移植術に使用されるための臓器の摘出その他子どもに係る臓器の移植に関する制度については、次に掲げる事項を含めて検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

- 1 子どもに係る脳死の判定基準
 - 2 臓器の提供に関し子どもの自己決定及びその親の関与が認められる場合
 - 3 虐待を受けた子どもの身体からの臓器の摘出を防止するために有効な仕組みの在り方
- 二 一の検討を行うに当たっては、学識経験を有する者による専門的な調査審議が行われるとともに、広く国民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 三 一の検討は、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の保障に配慮して行わなければならない。
- 四 内閣府に、この法律の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、臨時子ども脳死・臓器移植調査会（以下「調査会」という。）を置く。
- 五 調査会は、二の調査審議を行い、その結果に基づいて、内閣総理大臣に意見を述べる。
- 六 内閣総理大臣は、五の意見を受けたときは、これを国会に報告するものとする。
- 七 調査会は、委員15人以内で組織し、委員は、子どもに係る脳死及び臓器の移植について優れた識見を有する者等の学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第二 組織の移植に関する制度等に関する検討

死亡した者の身体からの組織の摘出及び当該組織の移植に関する制度、生体からの臓器及び組織の摘出並びに当該臓器及び組織の移植に関する制度並びに移植術に使用されるために摘出された臓器及び組織の研究目的への転用に関する制度については、この法律の施行後1年を目途として検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第三 臓器の移植に関する法律の一部改正

- 一 目的に「臓器の移植及びこれに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ」という文言を追加する。
- 二 死体からの移植術に使用されるための臓器の摘出及び当該臓器を使用した移植術は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院又は診療所において行わなければならない。
- 三 脳死の判定、死体からの移植術に使用されるための臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術に関する記録の保存期間を20年とする。
- 四 国は、移植術を受けた者の適切な健康管理に資するため、その者の健康に関する情報に係るデータベースが整備されること等により、その者その他関係者がその者の当該移植術後の健康状態を的確に把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、臓器の移植に関する法律の規定による臓器の移植に関し、臓器を提供する意思表示の有効性、脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における脳死の判定の適正性及び当該判定に関する意思表示の有効性、死体から臓器が摘出される前に検視等が行われた場合における当該検視等の適正性、移植術を受けた者に係る当該移植術の必要性及び当該移植術後の健康状態その他必要な事項の調査及び分析を通じて、移植医療の適正な実施を図るための検証を遅滞なく行い、その結果を個人情報保護に留意しつつ公表するものとする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一の一から三まで及び七（両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）、第二並びに第三の一は、公布の日から施行する。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 21.6.30厚生労働委員長提出 7.1本会議可決 衆議院 7.9可決)

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性にかんがみ、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を

改めるとともに、新たに業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

1 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6月以上から1年以上に延長する。

2 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記する。

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

一 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記する。

二 国の責務について、看護師等の研修等を明記する。

三 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記する。

四 看護師等の責務について、研修を受ける等を明記する。

第三 施行期日等

一 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

二 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置その他所要の規定を整備する。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員及び地方公務員が国及び地方公共団体の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。）には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(第168回国会参第11号)

(参議院 第169回国会20.5.23本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現行の土壌汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壌汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壌汚染状況調査の対象とすることとする。
- 二、土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。
- 三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。
- 四、罰則その他所要の規定を設けることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ることとする。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(第169回国会参第17号)

(参議院 第169回国会20. 6. 6本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。）その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度（後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転換助成事業をいう。以下同じ。）等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。）を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等

- 一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとする。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとする。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとする。

第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。）に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費（被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。）の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とするものとする。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならば

その算定の際に乗すべき割合を乗じて得た額を基本とするものとする。

- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばよるべき方法によるものとする。

第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするため、これらの措置の内容の周知徹底を図る等万全の措置を講ずるものとする。

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第170回国会参第1号)

(参議院 第170回国会20.12.9農林水産委員会付託 21.4.8本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫等について、特定の政党のために利用してはならないこととするため、所要の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法において、それぞれの法律に規定する組織を「特定の政党のために利用してはならない」こととする規定を新たに設けることとする。
- 二、この法律は、公布の日から施行することとする。

租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(第170回国会参第2号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成21年3月31日限り揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例を廃止するとともに、これに伴い、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から揮発油又は軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、特例廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けようとするものである。

子ども手当法案(第170回国会参第3号)

(参議院 第170回国会20.12.15厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6,000円の子どもの手当を支給しようとするものである。

大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(第170回国会参第4号)

(参議院 第170回国会20.12.15経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止することによって、大企業者と中小企業者との取引を公正なものとするとともに、中小企業者の利益を保護する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第170回国会参第5号)

(参議院 第170回国会20.12.15経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

事業者間の取引の公正の確保に資する競争政策の展開を図ることが重要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度を導入する。

地域金融の円滑化に関する法律案(第170回国会参第6号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、金融機関の地域金融に係る業務の適切な運営及び地域経済の活性化を期するため、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けること等により、その推進を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(第170回国会参第11号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 21.5.8撤回)

【要旨】

本法律案は、内国法人又は連結法人が外国子会社から受ける配当等の額を益金に算入しないこととし、併せて当該外国子会社に係る所得に対して課される外国法人税額の控除の仕組みを廃止するとともに、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(第170回国会参第12号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 21.5.8撤回)

【要旨】

本法律案は、欠損金の繰戻還付制度について適用の停止を解除するとともに、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり又は資本若しくは出資を有しない普通法人等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に係る法人税率を平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について「100分の22」から「100分の11」に軽減しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 21. 1. 13可決 参議院 2. 9財政金融委員会付託 3. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法上、平成18年9月30日までとされている銀行等保有株式取得機構が行う株式の買取り等の期限を、平成24年3月31日まで延長する。
- 二 事業法人からの株式の買取りについて、新たに事業法人から先行して銀行株式を銀行等保有株式取得機構に売却することを可能とし、その買取り期間を平成24年3月31日までとする。
- 三 現行法上、平成29年3月31日までとされている銀行等保有株式取得機構が買い取った株式の処分の期限を、平成34年3月31日まで延長する。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21. 3. 3財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国の金融システムの安定性を確保することは、政治が果たすべき重大な使命であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開という臨時的措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。
- 一 今般の銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開に当たっては、買取要件の厳格な設定等を通じ、機構による買取りが、例えば短期売買による値ざや稼ぎ等に使用されることのないよう、慎重な運用を期すとともに、買取り及び売却等の状況について、適切な情報開示を行うこと。
- 一 景気及び金融証券市場等の状況によっては、企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

右決議する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 21. 3. 4可決 参議院 3. 31議院運営委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

- 一、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間について改定を行う。
- 二、この法律は、平成21年4月1日から施行する。

あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 21.4.3可決 参議院 4.13厚生労働委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「あん摩マツサーズ指圧師試験」、「はり師試験」、「きゆう師試験」、「歯科衛生士試験」、「診療放射線技師試験」、「歯科技工士試験」及び「柔道整復師試験」につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ「あん摩マツサーズ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」、「きゆう師国家試験」、「歯科衛生士国家試験」、「診療放射線技師国家試験」、「歯科技工士国家試験」及び「柔道整復師国家試験」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正

「あん摩マツサーズ指圧師試験」、「はり師試験」及び「きゆう師試験」の名称をそれぞれ「あん摩マツサーズ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」及び「きゆう師国家試験」に改める。

第二 歯科衛生士法の一部改正

「歯科衛生士試験」の名称を「歯科衛生士国家試験」に改める。

第三 診療放射線技師法の一部改正

「診療放射線技師試験」の名称を「診療放射線技師国家試験」に改める。

第四 歯科技工士法の一部改正

「歯科技工士試験」の名称を「歯科技工士国家試験」に改める。

第五 柔道整復師法の一部改正

「柔道整復師試験」の名称を「柔道整復師国家試験」に改める。

第六 施行期日

この法律は、平成21年9月1日から施行する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 21.4.9可決 参議院 4.20農林水産委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を適用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示することとする。

二、食品の製造業者等は、品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を新たに設けるとともに、農林水産大臣等は、品質表示基準違反に係る是正の指示又は命令を行うときは、その旨を公表することとする。

三、食品の販売者が原産地（原材料の原産地を含む。）を偽装した場合は、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処することとする。

四、この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとする。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(衆第18号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限

又は納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減

一 納期限又は納付期限から一定の期間を経過するまでの間の延滞金の割合の軽減

第二に掲げる保険料、掛金その他の徴収金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について、現行では、年14.6パーセントの割合で徴収しているところ、納期限又は納付期限の翌日から3月（第二の13から15までに掲げる保険料等にあつては、2月）を経過する日までの間は、年7.3パーセントの割合で徴収する。

二 延滞金の割合の特例

一の延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、一にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

第二 延滞金の軽減措置を講ずる保険料等

保険料等とは、次に掲げるものをいう。

- 1 厚生年金保険の保険料並びに厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険法第140条第1項の規定による徴収金（確定給付企業年金法の規定により企業年金基金が厚生年金基金とみなされて徴収する場合を含む。）
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料、未納掛金に相当する額及び特例掛金
- 3 児童手当法の規定による拠出金
- 4 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
- 5 日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金
- 6 地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金
- 7 私立学校教職員共済法の規定による掛金
- 8 石炭鉱業年金基金の掛金
- 9 旧農林漁業団体等に係る特例業務負担金
- 10 農業者年金の保険料
- 11 健康保険の保険料
- 12 船員保険の保険料
- 13 労働保険料
- 14 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による特別保険料
- 15 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成22年1月1日から施行する。

二 適用区分

第一の延滞金の軽減措置は、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(衆第19号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなさ

れた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特別加算金の支給

1 保険給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上でこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる保険給付（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（以下「時効特例法」という。）の規定により支払うものとされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「保険給付遅延特別加算金」という。）を、当該保険給付を支払うこととされる者に対し支給する。

2 給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、国民年金の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる給付（時効特例法の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「給付遅延特別加算金」という。）を、当該給付を支払うこととされる者に対し支給する。

二 費用

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に要する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとする。

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置

(一) 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金は、施行日前に一の1又は2の裁定が行われた者に対しても支給する。ただし、施行日前に当該保険給付又は当該給付を支払われた者に対する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行う。

(二) (一)のただし書の請求は、施行日から5年以内に行わなければならない。

四 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 21.6.4修正議決 参議院 6.17財政金融委員会付託 6.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成24年3月31日までの間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政府の出資

政府は、平成24年3月31日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

二、国債の交付

政府は、平成24年3月31日までの間、危機対応業務を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、会社に交付することができる。

三、登録免許税の課税の特例

政府の出資があった場合又は国債の償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

四、政府保有株式を処分する時期の変更

政府は、保有する会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成24年4月1日（現行は平成20年10月1日）から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。

五、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、平成23年度末を目途として、政府の出資の状況、国債の償還の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。

3 政府は、2の措置が講ぜられるまでの間、保有する会社の株式を処分しない。

【附帯決議】（21.6.25財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

（衆議院 21.6.4可決 参議院 6.17財政金融委員会付託 6.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りの対象に、銀行等の保有する上場投資信託（ETF）、

上場不動産投資信託（Ｊ－ＲＥＩＴ）、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等が発行した優先株式及び優先出資証券を加える。

二 この法律は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.6.25財政金融委員会議決）

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案は、本年３月の銀行等保有株式取得機構による買取りの再開のための法律案の審議に際し、当委員会が付した附帯決議の趣旨を踏まえ、その後の企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システムの安定に向けた追加的措置として講じられるものであることを重く受け止め、買取りの実施に当たっては的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。
- 一 銀行等保有株式取得機構によるＥＴＦ（上場投資信託）及びＪ－ＲＥＩＴ（上場不動産投資信託）の買取りに当たっては、国民負担を最小にするように、慎重な審査を行うこと。
また、今後の金融機関によるＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴのような価格変動の大きい金融商品の投資に当たっては、金融機関が中小企業金融を始めとする金融仲介機能を適切に発揮できるよう配意し、適切なリスク管理体制の整備に努めること。
- 一 銀行等保有株式取得機構による買取商品の選定に当たっては公平性を担保するとともに、買入価格の透明性に十分配慮すること。
- 一 取得株式の議決権については、国民資産を守る等の公共性の観点から踏まえ、適切に行使するとともに、取得株式等の買取商品の将来の売却に当たっては、市場の安定性に配慮しながら、売却価値がより高まるよう努めること。
- 一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果等を検証するため、買取り及び売却等の状況について適切な情報開示を行うこと。
右決議する。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（衆第24号）

（衆議院 21.6.4修正議決 参議院 6.8経済産業委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢の下、大幅に悪化している中小企業者、中堅事業者等の資金調達状況を改善するため、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構（以下「産業革新機構」という。）の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正
 - 1 危機対応準備金を設置し、政府の出資等についての規定を設ける。
 - 2 危機対応準備金について、欠損のてん補を行う場合の額の減少、国庫納付金等に係る規定を設ける。
 - 3 政府は、保有する商工組合中央金庫の株式について、平成24年４月１日から起算しておおむね５年後から７年後を目途として、その全部を処分する。
- 二、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正
 - 1 産業革新機構は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出してその認可を受けなければならない。
 - 2 政府は、産業革新機構の債務について保証契約をすることができる。
- 三、その他
 - 1 政府は、平成23年度末を目途として、危機対応準備金に対する政府の出資の状況、危機対応

業務の実施状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府保有株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正し、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に対する政府出資については、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.6.11経済産業委員会議決)

中小企業者及び中堅事業者等（以下「中小企業者等」という。）の大幅に悪化している資金繰りを改善し、経営の安定化や活性化を図るとともに、中小企業者等に対する資金供給を長期にわたって確保することが喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の危機対応準備金が創設された趣旨にかんがみ、不況時の中小企業の資金需要に的確かつ十分に対応するため、危機対応業務の一層円滑な実施が図られるよう、財源の確保や借り手の立場に立った対応の徹底など万全の措置を講ずること。

二 本法施行後の検討に当たっては、商工中金に対する政府出資が中小企業向け資金供給に十分つながっているかどうかを定期的に検証するとともに、国が中小企業金融の円滑化に責任を果たすべきとの観点から、国の中小企業政策との連携の確保及び商工中金の財政基盤の更なる強化等について結論を得ること。

また、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第6条における商工中金の位置づけについて、見直しの検討対象とすること。

三 資金調達のための政府保証制度の創設により、株式会社産業革新機構が多額の資金を調達し、それらをリスクマネーとして供給することが可能となることにかんがみ、支援基準の明確化や民間の優秀な目利き人材の確保と活用等により、出資対象の審査及び出資後の監理を厳格に実施する等その運営において公正性かつ透明性が確保され、また、財政資金の保全・回収が図られるよう体制の整備に努めること。

右決議する。

公共サービス基本法案(衆第25号)

(衆議院 21.4.28可決 参議院 5.11総務委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

公共サービスの実施等は、安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、多様化する国民の需要への的確な対応、国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利として尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

二、国等の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスを実施する等の責務を有するとともに、公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠

実に職務を遂行する責務を有する。

三、基本的施策

公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化、国民の意見の反映等、公共サービスの実施に関する配慮及び公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を、国及び地方公共団体の基本的施策として定める。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

バイオマス活用推進基本法案(衆第26号)

(衆議院 21.5.8可決 参議院 6.3農林水産委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）をいうこととする。
- 2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料として利用すること又はエネルギー源として利用することをいうこととする。

二、基本理念

バイオマスの活用の推進に関し、総合的、一体的かつ効果的な推進、地球温暖化の防止に向けた推進、循環型社会の形成に向けた推進、地域の主体的な取組の促進、環境の保全への配慮等について基本理念を定めることとする。

三、バイオマス活用推進基本計画の策定

- 1 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないこととする。
- 2 都道府県は、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないこととする。
- 3 市町村は、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないこととする。

四、基本的施策

1 国の施策

国は、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出、国民の理解の増進等について必要な施策を講ずることとする。

2 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を実施することとする。

五、バイオマス活用推進会議

政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】(21.6.4農林水産委員会議決)

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。
- 二 第20条第5項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。
- 三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、
 - 1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。
 - 2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。右決議する。

政党助成法の一部を改正する法律案(衆第27号)

(衆議院 21.7.9可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第32号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.28議院運営委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成21年6月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を2割削減すること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.28議院運営委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成21年6月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第36号)

(衆議院 21.6.11可決 参議院 6.30沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北方領土問題が未解決なことに加え、北方領土隣接地域における活力の低下や四島交流事業の進展等北方領土問題をめぐる情勢の変化等を踏まえ、法律の目的や北方領土隣接地域の振興等に係る規定について見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法の目的に、北方領土が「我が国固有の領土」であることを明記するものとする。
- 二、四島交流、墓参及び自由訪問の交流等事業を定義に追加するとともに、国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努めることとし、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をするものとする。
- 三、国は、北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をするものとする。
- 四、国は、北方地域元居住者が北方領土返還運動の有力な担い手として引き続きその重要な役割を果たすことができるよう、返還運動の後継者の育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 五、振興計画に基づいて特定事業を行う北方領土隣接地域の市及び町が実質的かつ確実に特別の助成が受けられる仕組みに改めるものとする。
- 六、国は、北方地域の領海における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 七、北方領土隣接地域振興等基金の対象事業として、技能研修に係る事業に加え、知識の習得に係る事業を加えるものとする。
- 八、この法律は、平成22年4月1日から施行するものとする。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第43号)

(衆議院 21.7.2可決 参議院 7.2議院運営委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録
 - 1 館長は、公用に供するため、国、地方公共団体、独立行政法人等が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。
 - 2 国、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、1の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。3において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が1の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。
 - 3 館長は、国、地方公共団体、独立行政法人等に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、1の目的を達成するため特に必要があるものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。
- 二、施行期日等
 - 1 この法律は、平成22年4月1日から施行する。
 - 2 インターネット資料に係る著作物の記録及び複製のため著作権法に係る所要の規定の整備を行う。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆第45号)

(衆議院 21.7.3可決 参議院 7.3環境委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、救済措置の方針

政府は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとする。なお、一時金については関係事業者が支給する等とする。

二、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し

環境大臣は、公的支援を受けかつ債務超過である関係事業者が一時金を支給する場合において、必要があると認める場合には、当該関係事業者を特定事業者に指定するものとする。

環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請をしなければならず、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとする。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするときはあらかじめ環境大臣の承認を得なければならないものとし、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結するものとする。

三、調査研究

政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(衆第46号)

(衆議院 21.7.3可決 参議院 7.3環境委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等の責任の明確化、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体等の適切な役割分担と連携の確保等の基本理念にのっとり、海岸漂着物対策の総合的な施策を策定し、実施する。

二、政府は、一の基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める。また、都道府県は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、地域計画を作成する。

三、都道府県は、地域計画等の事務を行うため、海岸漂着物対策推進協議会を組織することができる。とともに、同知事は、海岸漂着物対策活動推進員を委嘱することができる。

四、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地における清潔保持の観点から、海岸漂着物等について、必要な措置を講ずる。また、市町村は、海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、必要な措置を講ずる

よう要請することができる。

五、外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応する。

六、国及び地方公共団体は、他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、市街地、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。

七、政府は、必要な財政上の措置を講ずるとともに、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域については、当該海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。

八、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (21.7.7環境委員会議決)

政府は、海岸漂着物等の円滑な処理が我が国の海岸における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

二、漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際しては、地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること。

三、船舶等から流出した油については、本法律の制定後も、引き続き、海洋汚染防止法等に基づいて防除措置等の適切な実施を図ること。

右決議する。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)

(衆議院 21.6.18可決 参議院 6.26厚生労働委員会付託 7.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているときに、医師は、当該臓器を移植術に使用するために死体から摘出することができることとするとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができることとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 臓器の摘出要件等の改正

1 医師は、次のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出することができる。

(+) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

(-) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 「脳死した者の身体」の定義から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除する。

3 臓器の摘出に係る脳死判定は、次のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

(+) 当該者が1の(+)の意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者

の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

(二) 当該者が1の(一)の意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

二 親族への優先提供

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

三 普及・啓発に係る事項

国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

五 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第170回国会衆第3号)

(衆議院 21.7.9可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における選挙の実情にかんがみ、選挙運動用自動車の規格制限の緩和及び簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等、供託金の額及び没収点の引下げ並びに投票をした旨を証する書面の交付の禁止等を行おうとするものである。

予 算

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 1.13予算委員会付託 1.26本会議修正議決 ※)

※21.1.26、衆議院へ回付。衆議院、参議院回付案に不同意。衆議院、両院協議会請求。1.27、両院協議会成案を得ず。1.27、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 1.13予算委員会付託 1.26本会議否決 ※)

※21.1.26、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。1.27、両院協議会成案を得ず。1.27、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成20年12月20日、平成二十年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十年度第2次補正予算は、米国に端を発した金融危機が世界中に波及し、そして世界的な景気後退が拡がる中、10月30日に決定された「生活対策」及び12月19日に決定された「生活防衛のための緊急対策」の実施等のために編成された。

歳出面では、生活対策関係経費として、家計緊急支援対策費2兆395億円、生活安心確保等対策費5,177億円、中小・小規模企業支援等対策費5,048億円、成長力強化対策費321億円、地域活性化対策費7,546億円、住宅投資・防災強化対策費2,393億円、地方公共団体支援対策費6,000億円が計上されるほか、雇用対策費1,600億円、義務的経費の追加2,034億円、地方交付税交付金2兆2,731億円(減額分の補てん)、国際分担金及び拠出金2,096億円などが計上された。なお、所得税、法人税等の減額に伴い地方交付税交付金が2兆2,731億円減額されるほか、国債費の減額など7,569億円の既定経費の節減が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入が当初見積りより7兆1,250億円減額される一方、財政投融资特別会計受入金などその他収入4兆4,858億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債7,360億円、特例国債6兆6,890億円、合わせて7兆4,250億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加4兆7,858億円を加えた補正後の規模は、88兆9,112億円となった。

平成二十年度第2次補正予算のフレーム

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
1. 生活対策関係経費	46,880	1. 租税及印紙収入	△71,250
(1) 家計緊急支援対策費	20,395	2. 政府資産整理収入	218
(2) 生活安心確保等対策費	5,117	3. 雑収入	44,639
(3) 中小・小規模企業支援等対策費	5,048	4. 公債金	74,250
(4) 成長力強化対策費	321	公債金	7,360
(5) 地域活性化対策費	7,546	特例公債金	66,890
(6) 住宅投資・防災強化対策費	2,393		
(7) 地方公共団体支援対策費	6,000		
2. 雇用対策費	1,600		
3. 義務的経費の増加	2,034		
4. 地方交付税交付金	22,731		
5. 国際分担金及び拠出金	2,096		
6. その他の経費	2,816		
7. 既定経費の節減	△7,569		
8. 地方交付税交付金の減額	△22,731		
歳 出 計	47,858	歳 入 計	47,858

平成二十一年度一般会計予算
平成二十一年度特別会計予算
平成二十一年度政府関係機関予算

(衆議院 21.2.27可決 参議院 2.27予算委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3.27、両院協議会成案を得ず。3.27、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成二十一年度総予算3案は平成20年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、平成19年秋頃より景気後退色が強くなり、20年に入ると、さらに原油等資源価格や食料品価格の急激な上昇に見舞われ、企業収益の圧迫、物価上昇に伴う消費抑制の動きが目立つようになった。その後、9月15日には米国の証券会社リーマンブラザーズが経営破綻し、それを機に金融危機が一気に顕在化した。その影響はヨーロッパへも飛び火し、世界同時株安、国際的な金融危機を招くこととなった。

当初、日本は、金融機関の損失が諸外国に比べ小さかったことから、その影響は限定的との見方もあったが、米国向けをはじめ輸出が大幅に減少することとなり、それまで主に外需依存で成長を続けてきた日本経済への影響は、実体経済の面では、非常に大きなものとなった。特に、これまで経済を引っ張ってきた輸出企業を中心に、生産や設備投資が大きく減少するほか、派遣社員の解雇・雇止めなど非正規雇用をはじめとした人員の大幅削減が行われるなど、景気は急激に悪化することとなった。

こうした状況下で編成された平成二十一年度予算は、世界的な経済金融危機にあつて、国民生活と日本経済を守ることを最優先して諸施策を実行することとし、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うとともに、財政規律を維持する観点から「基本方針2006」等に基づく改革を継続し、さらに、行政支出総点検会議の指摘等も踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査して行政支出全般を徹底して見直すこと等を基本方針として編成された。

平成二十一年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比6.6%増の88兆5,480億円と3年連続して増加し、当初予算としては過去最大の規模となった。政策的経費である一般歳出は51兆7,310億円、同9.4%増で、初めて50兆円を超えた。

地方交付税等は16兆5,733億円、同6.1%増となり、3年連続の増加となった。原資となる国の税収が景気悪化に伴い大幅に落ち込む中、雇用創出を図るとともに地域活性化に向けた事業等を円滑に実施できるよう、予算編成過程で1兆円が増額された。また、国債費は20兆2,437億円、同0.4%増となり、微増ながら2年ぶりに増加に転じた。このうち、利払費は9.4兆円、一般会計に占める割合は10.6%となり、14年度以来7年ぶりに10%を上回った。なお、長期金利の想定は2.0%と20年度と同じ水準に据え置かれた。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が24兆8,344億円、同14.0%増で、一般歳出に占める比率は48.0%に上昇した。基礎年金の国庫負担割合引上げに要する経費(2.3兆円程度)が計上されたほか、少子化対策、雇用対策等に厚めの予算配分が行われた。2,200億円の抑制方針については、後発医薬品の使用促進(▲230億円)によって歳出抑制を図るほか、道路特定財源の一般財源化に際した社会保障財源への拠出、年金特別会計に設置された特別保健福祉事業資金の精算により財源確保を図り、対応することとした。また、中小企業対策費が地域・経済の活性化、資金調達の円滑化等から1,890億円、同7.3%増、公共事業関係費が7兆701億円、同5.0%増などとなった。なお、公共事業関係費の増加は、道路特定財源の一般財源化に伴い、特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額が一般会計に計上されることに伴うもので、この特殊要因を除くと5.2%減となる。他方、文教及び科学振興費については、国立大学法人運営費交付金や私学助成費が減少する一方、教職員定数の増加、科学技術振興費の増等により5兆3,104億円、同0.0%減、防衛関係費が円高や燃料・資材調達費等による防衛装備品のコスト削減等で4兆7,741億円、同0.1%減、経済協力費が6,295億円、同5.5%減などとなった。なお、通常の前備費と別に、予算総則において使途を雇用、中小企業金融、社会資本整備等に限定した1兆円の経済緊急対応前備費が新設された。

近年、社会保障関係費以外は減額となる経費が多くを占めていた。しかし、二十一年度予算では、少子高齢化の進展、医師不足対策、基礎年金国庫負担の引上げ等で社会保障関係費が大幅に増加するほか、景気対策等の観点から中小企業対策費や科学技術振興費等が増加するとともに、経済緊急対応予備費が新規に計上されるなど、前年度に続き、増加する経費が目立ち始めている。

一方、歳入では、一般会計税収は46兆1,030億円、同13.9%減と5年ぶりの減額となった。景気が急激に悪化する中、法人税収が大幅に減少するほか、消費税も低迷し、加えて、住宅ローン減税や中小企業に対する減税等もあって、税収は3年ぶりに50兆円を下回った。税外収入は、9兆1,510億円、同120.0%増の大幅増加となった。財政投融资特別会計からの臨時・特例的な繰入（4兆2,350億円）のほか、外為特会の剰余金（2兆4,000億円）など、特別会計からの剰余金等の繰入が大きく増加した。公債金は33兆2,940億円で前年度当初より7兆9,460億円増加し、4年ぶりに当初予算段階で30兆円を超えた。公債依存度は37.6%となり、前年度当初（30.5%）より、大幅に悪化した。

基礎的財政収支（一般会計）は13.1兆円の赤字で、前年度の5.2兆円から赤字幅が大きく拡大した。また、国と地方の長期財務残高は804兆円、対GDP比157.5%となった。

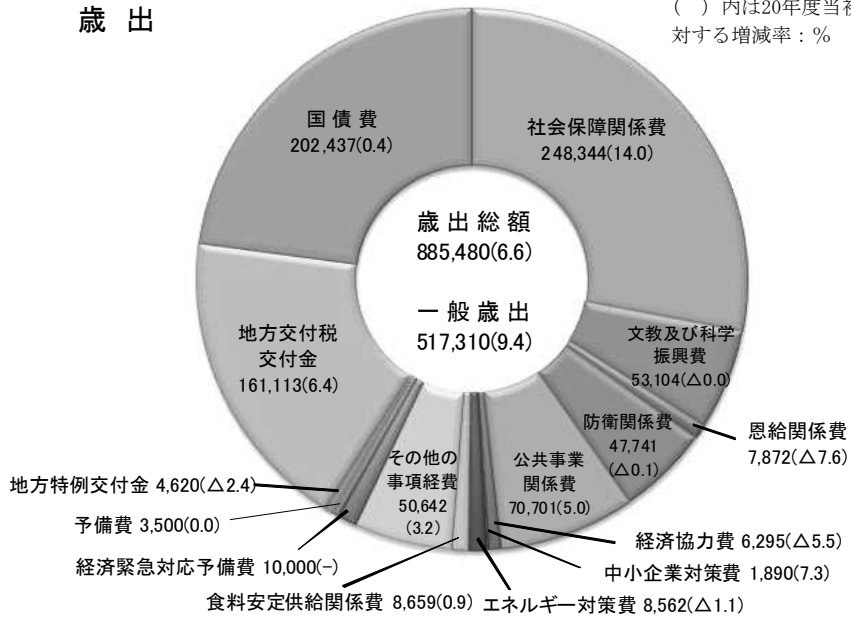
政府は、世界金融危機を受けて、「当面は景気対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」の3段階で経済財政政策を進めることを基本としている。世界的に景気後退が続き、先行きの見通しが立たない中、今後の経済財政運営が注目されている。

平成21年度一般会計予算の内訳

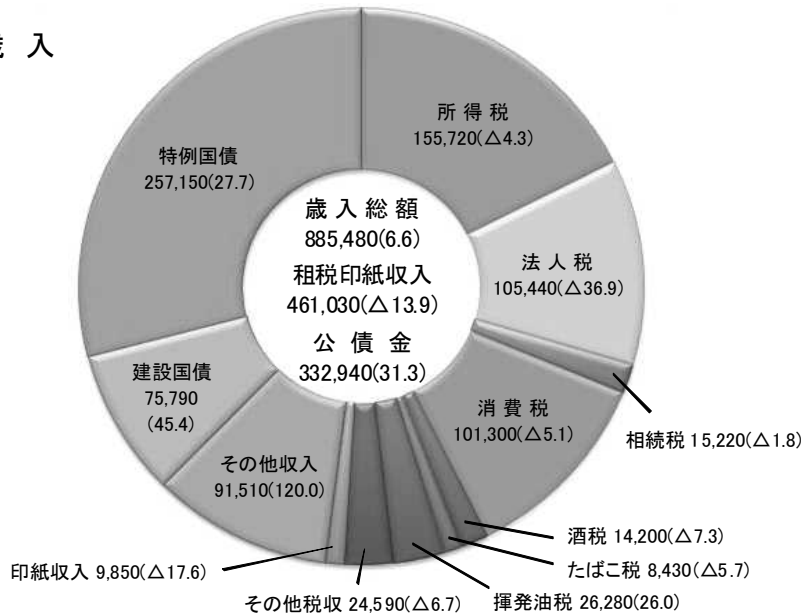
単位：億円

()内は20年度当初予算に対する増減率：%

歳出



歳入



資料) 財務省「予算の説明」等より作成

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)
 平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)
 平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 21.5.13可決 参議院 5.13予算委員会付託 5.29本会議否決 ※)

※21.5.29、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。5.29、両院協議会成案を得ず。5.29、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成21年4月27日、平成二十一年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十一年度補正予算は、世界的な金融経済危機の影響等により、日本経済が急激に落ち込む中、4月10日に決定された「経済危機対策」を受け、編成された。

歳出面では、経済危機対策関係経費として、雇用対策1兆2,698億円、金融対策2兆9,659億円、低炭素革命1兆5,775億円、健康長寿・子育て2兆221億円、底力発揮・21世紀型インフラ整備2兆5,775億円、地域活性化等1,981億円、安全・安心確保等1兆7,089億円、地方公共団体への配慮2兆3,790億円が計上されるほか、国債整理基金特別会計への繰入768億円が計上された。なお、経済緊急対応予備費が8,500億円減額されている。

歳入面では、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から3兆1,000億円を受け入れるなどにより、その他収入3兆1,066億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債7兆3,320億円、特例国債3兆4,870億円、合わせて10兆8,190億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加13兆9,256億円を加えた補正後の規模は102兆4,736億円となり、初めて100兆円を超えることとなった。

平成二十一年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 経済危機対策関係経費	146,987	1. 雑収入	31,066
(1) 雇用対策	12,698	2. 公債金	108,190
(2) 金融対策	29,659	公債金	73,320
(3) 低炭素革命	15,775	特例公債金	34,870
(4) 健康長寿・子育て	20,221		
(5) 底力発揮・21世紀型インフラ整備	25,775		
(6) 地域活性化等	1,981		
(7) 安全・安心確保等	17,089		
(8) 地方公共団体への配慮	23,790		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	768		
3. 経済緊急対応予備費の減額	△8,500		
歳 出 計	139,256	歳 入 計	139,256

条 約

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 21. 4. 14承認 参議院 4. 15外交防衛委員会付託 5. 13本会議不承認 ※)

※21. 5. 13、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会を請求。5. 13、両院協議会成案を得ず。5. 13、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【要旨】

この協定は、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の再編の一環としての第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るため、日米両国政府間で交渉を行った結果、2009年(平成21年)2月17日に東京において、中曽根外務大臣とクリントン国務長官との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文11箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府は、二、の措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件として、合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億ドルの額を限度として資金の提供を行う。
- 二、アメリカ合衆国政府は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること、(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件として、グアムにおける施設及び基盤を整備するアメリカ合衆国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。
- 三、アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。
- 四、アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。
- 五、日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、28億ドルの額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。
- 六、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に当該資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の同意を得て使用する場合を除き、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。
- 七、日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の同意を得て使用する場合を除き、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。
- 八、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定における取引に関する報告書を提出する。
- 九、アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。
- 十、両国政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。
- 十一、この協定は、両国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

政府は、日中間の人的往来の緊密化に伴い急増する領事業務を一層効果的に処理する必要性が高まったことを受け、領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的とした国際約束の作成に向け、2003年(平成15年)4月に、両国間で交渉を開始した。鋭意交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2008年(平成20年)10月24日に北京において、日本側宮本在中国大使と中華人民共和国側胡正躍外交部部長助理との間でこの協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、領事任務は、総領事館等の領事機関によって遂行される。領事任務は、また、この協定の定めるところにより、外交使節団によっても遂行される。
- 二、接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限ある当局に通知する。
- 三、接受国は、領事機関の任務の遂行のため、十分な便益を与える。
- 四、領事機関の公館は、不可侵とする。領事官の住居は、領事機関の公館と同様の不可侵及び保護を享有する。
- 五、領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。
- 六、派遣国の国民に関する領事任務の遂行を容易にするため、接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が逮捕された場合等には、そのような事実及びその理由を、遅滞なく、遅くとも逮捕等の日から4日以内に、領事機関に通報する。
- 七、接受国の権限のある当局が、派遣国の国民が死亡した場合等、関係のある情報を入手した場合には、遅滞なく領事機関に通報する。
- 八、領事官は、任務の遂行に当たり、領事管轄区域内の権限のある地方当局等にあてて通信することができる。
- 九、この協定により明示的に規律されない事項については、領事関係ウィーン条約により引き続き規律される。
- 十、この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用する。
- 十一、両締約国の代表者は、共通の関心事である領事に関する事項(この協定の解釈又は実施に係る事項を含む。)について相互に協議するために随時会合する。
- 十二、この協定は、批准されなければならないが、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスペインとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2008年(平成20年)1月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年11月12日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、船舶又は航空機において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、前記二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、前記二又は四に従う場合には日本国の法令のみが適用されることとなる被用者及び自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。当該被用者が就労するスペインに所在する事業体及び当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。
- 六、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、当該締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。これにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得することができるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助し、この援助は無償で行う。
- 八、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。
- 十、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とイタリアとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2008年（平成20年）5月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、2009年（平成21年）2月6日にローマにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用する。また、イタリアについては、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度について適用するとともに、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適

用する。

三、雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

四、船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

五、一定の要件が満たされる場合には、前記二から四までの例外を認めることについて合意することができる。

六、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供し、この援助は無償で行う。

七、両締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

八、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

九、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 21. 6. 25承認 参議院 7. 6外交防衛委員会付託 7. 10本会議承認)

【要旨】

この協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とブルネイとの間で課税権を調整するものであり、2009年（平成21年）1月20日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。

八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

九、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が183日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。

十、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。

十一、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則について定める。

- 十二、前記の所得以外の所得については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十五、この協定の実施又はすべての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十六、この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 21. 6. 25承認 参議院 7. 6外交防衛委員会付託 7. 10本会議承認)

【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とカザフスタンとの間で課税権を調整するものであり、2008年(平成20年)12月19日に東京で署名されたものである。

この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体(政府、地方公共団体、中央銀行等)が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセント(ただし、議定書の規定により実質的に5パーセント)を超えないものとする。
- 八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が183日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 十一、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則について定める。
- 十二、前記の所得以外の所得については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十五、この条約の実施又はすべての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十六、各締約国は、他方の締約国に対し、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 21.5.28承認 参議院 6.17外交防衛委員会付託 6.24本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とベトナムとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動を円滑化し、知的財産の保護を確保すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2008年(平成20年)12月25日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文129箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農産品等

えび及びえび調製品について関税を即時撤廃。天然はちみつについて関税割当を設定(枠内税率は現行関税率を半減する。また、その枠については、1年目の100トンから段階的に増やし協定発効後11年目及びそれ以降の各年は年間150トン)

ロ 林産品(合板等を除く)

関税を協定発効後10年以内に撤廃

ハ 鉱工業品

ほぼすべての品目について関税を即時撤廃

2 ベトナムによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

切花について関税を即時撤廃。生鮮の温帯果実(なし、りんご、みかん)について関税を協定発効後10年以内に撤廃

ロ 自動車部品

ギアボックス、ボルト・ナット、エンジン・エンジン部品、ブレーキについて関税を協定発効後5年から15年以内に撤廃

ハ 鉄鋼(冷延鋼板、亜鉛めっき鋼板)

関税を協定発効後10年から15年以内に撤廃

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、日本国とベトナム社会主義共和国との間の投資協定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

四、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

五、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

六、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

七、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。日本国は、可能な場合には1年以内に、遅くとも2年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

八、両締約国は、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保するとともに

に、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令並びに透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。

十、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

十一、各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること等を行うように努める。

十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十三、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 21. 6. 18承認 参議院 7. 2外交防衛委員会付託 7. 8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とペルー共和国との間において、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年(平成20年)11月にリマで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

三、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。

四、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。

五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。

また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

七、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

八、一方の締約国又はその指定する機関による自国の投資家の損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない

- 場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす等の場合には、前記九（資金の移転）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。また、投資環境改善小委員会を設置する。
- 十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定の有効期間は10年であり、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 21. 6. 11承認 参議院 6. 24外交防衛委員会付託 7. 3本会議承認)

【要旨】

国際通貨基金（以下「基金」という。）においては、1945年（昭和20年）の創設以来、すべての加盟国に均等に分配される基本票数の増加が行われず、その総投票権数に占める割合が減少したことにより低下した低所得国の発言力の強化が課題とされてきた。また、アフリカ諸国を代表する理事は、基金の融資及び技術支援の対象となっている多数のアフリカ諸国の選挙母体から選出されていることから、理事代理の増員による理事室の機能強化が必要となっている。さらに、基金の財政は、近年深刻な状況であり、安定的な歳入構造の確立も緊急かつ重要な課題となっている。

このような課題に対処するため、加盟国間で基金の改革について検討を行ってきた結果、基本票の増加及び理事代理の増員を主たる内容とする国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正（以下「投票権及び参加を強化するための改正」という。）案及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正（以下「投資権限を拡大するための改正」という。）案が、それぞれ2008年（平成20年）4月28日及び同年5月5日に総務会において承認された。主な内容は次のとおりである。

一、投票権及び参加を強化するための改正

- 1 総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が2人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。
- 2 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の5.502パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。
- 3 投票権を停止された加盟国に割り当てられた票の総投票権数への算入禁止の例外として、基本票数の計算を目的とする場合を追加する。

二、投資権限を拡大するための改正

- 1 基金は、総投票権数の70パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。

- 2 基金は、総投票権数の70パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。
- 3 基金が協定の第2次改正の日の後に取得した金を売却する場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。また、この改正の発効以前であっても、2008年4月7日以降に金の売却を行った場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。

三、改正の効力発生

これらの改正は、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を基金がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した日に、すべての加盟国について効力を生ずる。

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

内蔵する複数の子弾を空中で広範囲に散布等するように設計されたクラスター弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことから、2007年(平成19年)2月、オスロ(ノルウェー)において、49箇国が参加する国際会議が開催され、クラスター弾の使用、生産等を禁止する国際約束を2008年(平成20年)中に作成する旨のオスロ宣言が発出された。その後、いわゆるオスロ・プロセスの名の下に、一連の国際会議が開催され、2008年5月のダブリン会議(アイルランド)において、107箇国の参加の下、この条約がコンセンサスによって採択された。

この条約は、前文及び本文23箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、いかなる場合にも、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有若しくは移譲又はこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないことを約束する。
- 二、「クラスター弾」とは、それぞれの重量が20キログラム未満の爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弾を内蔵するものをいう。ただし、(1)内蔵されている子弾の数が10未満であること、(2)各子弾の重量が4キログラムを超えていること、(3)各子弾が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること、(4)各子弾が電子式の自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えていることとのすべての特性を有するもの等は除く。
- 三、締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも8年以内に廃棄することを約束する。ただし、締約国会議等の承認の下、最長8年の期間延長が可能である。
- 四、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物(不発の子弾等)につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも10年以内に除去し、及び廃棄することを約束する。ただし、締約国会議等の承認の下、最長10年の期間延長が可能である。
- 五、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。)を適切に提供する。
- 六、援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。
- 七、締約国は、この条約に基づく義務の履行の状況(国内の実施措置、貯蔵されているクラスター弾の総数及び廃棄の状況等)につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも180日以内に報告し、その後も、毎年更新の上報告する。
- 八、締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関する問題を解決するため、当該他の締約国に

対し、国際連合事務総長を通じて説明を行うよう要請することができ、回答が得られなかった場合等には、締約国会議に当該問題を付託することができる。

九、締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適当な措置（罰則を設けることを含む。）をとる。

十、この条約の解釈等に関して2以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は国際司法裁判所への付託その他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。

十一、締約国会議は、この条約が効力を生じた後第1回検討会議が開催されるまでの間においては毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行う。検討会議は、この条約が効力を生じた後5年後等で開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行う。

十二、締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担する。

十三、この条約は、30番目の批准書等が国際連合事務総長に寄託された月の後6番目の月の初日に効力を生ずる。

十四、この条約の規定については、留保を付することができない。

十五、締約国は、非締約国がこの条約を締結するよう奨励する。また、一、にかかわらず、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、当該締約国がクラスター弾を開発、生産及び取得しないこと等を条件として、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

この条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものであり、2004年（平成16年）12月2日にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものである。この条約は、前文、本文33箇条、末文及び附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。

二、いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が享有する免除が尊重されるよう職権によって決定することを確保する。

三、いずれの国も、国際的な合意等により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該裁判権からの免除を援用することができない。

四、いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該裁判権からの免除を援用することができない。

五、いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であって、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

六、いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者がその時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若し

くは滅失に対する金銭による補償に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

七、いずれの国も、法廷地国にある不動産に関する自国の権利若しくは利益等についての決定に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

八、いずれの国も、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

1 すべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であって、法廷地国において法的な保護措置の対象となるものについての決定

2 1に規定する性質を有する権利であって、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行ったとされる侵害

九、いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、仲裁の合意の有効性、解釈又は適用等に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

十、いずれの国の財産に対するいかなる判決前又は判決後の強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、当該国が、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合等は、この限りでない。

十一、呼出状その他いずれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法等によって実施する。

十二、欠席判決は、裁判所が十一、に定める要件が満たされたこと等を認定しない限り、いずれの国に対してもこれを言い渡してはならない。

欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、4箇月を下回らないものとし、国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。

十三、この条約は、30番目の批准書等が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

1970年代、主に軍事政権下の中南米諸国において、一般の市民等が国家権力により身体の自由を不法にはく奪された上で、秘密裡に拘禁される例が見られた。このことに対する反省から、国家によるこのような不法な拘禁を禁止するとともに、このような犯罪を強制失踪犯罪としてこれを行った個人を処罰することにより、再発を実効的に防止するための新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。この条約は、こうした状況を背景に作成作業が行われた結果、2006年(平成18年)12月の第61回国際連合総会において採択された。

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、前文及び本文45箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

一、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。

二、締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をと

- る。
- 三、強制失踪の広範又は組織的な実行は、適用可能な国際法に定める人道に対する犯罪を構成し、及び当該適用可能な国際法の定めるところにより決せられた結論を引き受けなければならない。
- 四、締約国は、少なくとも強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者、また、上官であってこの条約に定める一定の条件を満たすものについて刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとる。公的機関、文民、軍人その他の者によるいかなる命令又は指示も、強制失踪犯罪を正当化する根拠として援用することはできない。
- 五、締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 六、強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、刑事手続の時効期間に関して、長期間にわたるものであり、かつ、この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること及び強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終わった時から起算することを確保するために必要な措置をとる。
- 七、締約国は、強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶内若しくは航空機内で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合及び失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合において、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。
- 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。
- 八、強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある領域内で発見された締約国は、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 九、条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。
- 十、締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。
- 十一、強制失踪に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、10人の専門家により構成する。
- 十二、締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であって自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のために行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することができる。
- 十三、締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することができる（我が国は、この条約の締結に際してこの宣言を行う予定である。）。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 21. 5. 28承認 参議院 6. 17外交防衛委員会付託 6. 24本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスイスとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進

め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2009年（平成21年）2月19日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文154箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

ワイン（ボトル）について関税を協定発効後9年間で撤廃。一部のスイス特産のナチュラルチーズについて関税割当を設定（枠内税率は現行関税率を5年間で半減する。関税割当数量は、段階的に増やし協定発効後11年目及びそれ以降の各年は1,000トン）

ロ 鉱工業品

ほぼすべての品目について関税を即時撤廃

2 スイスによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等について関税を即時撤廃

ロ 鉱工業品

すべての品目について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明書、原産地申告及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。なお、輸出締約国が予め認定した輸出者については、自ら原産地を申告することを認める。

三、衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

四、両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

五、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

六、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

七、一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国又は第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。両締約国は電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

八、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

十、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

十一、政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、政府調達協定によって規律する。

十二、両締約国は、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。また、経済関係の緊密化に関する小委員会を設置する。

十三、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十四、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

国際復興開発銀行（世界銀行。以下「銀行」という。）においては、1945年（昭和20年）の創設以来、出資額に関係なくすべての加盟国に均等に分配される基本票数は、増加されておらず、累次の増資の結果、その総投票権数に占める割合が減少し、出資額の少ない途上国の発言力が低下していた。

この改正は、このような状況を踏まえ、銀行の意思決定において途上国の意見を一層反映するため、基本票の倍増等を骨子とする協定改正案の合意を経て、2009年（平成21年）1月30日に銀行の総務会において承認されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。
- 二、各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の5.55パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。
- 三、各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する1株式ごとに1票を分配して算出される票数とする。
- 四、この改正は、協定第8条の規定に基づき、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を銀行がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した後3か月ですべての加盟国につき効力を生ずる。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣条第1号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

政府は、平成17年11月、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）から我が国に対し刑事共助協定に係る公式協議の開始を申し入れてきたことを受け、平成18年9月より交渉を行った。この結果、協定及び合意された議事録の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成20年5月23日に香港において、日本側佐藤在香港総領事と香港特別行政区側李少光保安局長官との間でこの協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成っているほか、この協定とともに合意された議事録が作成されており、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言、供述又は物件（証拠となる書類、記録その他の物をいう。以下同じ。）の取得、②人、物件又は場所の見分、③人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、④共助の請求を受けた締約者（以下「被請求締約者」という。）の当局（日本国については、その立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体、香港特別行政区については、その立法機関、行政機関又は司法機関）の保有する物件の提供、⑤共助の請求を行った締約者（以下「請求締約者」という。）の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達、⑥拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、⑦裁判上の文書の送達、⑧犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑨被請求締約者の法令により認められるその他の共助であって両締約者の中央当局間で合意されたものを含む。
- 三、この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定する。この協定に基づく共助の請求は、請求締約者の中央当局から被請求締約者の中央当局に対して行われる。

- 四、被請求締約者の中央当局は、被請求締約者が、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。
- 五、請求締約者の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求締約者の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 六、被請求締約者は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 七、請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。
- 八、両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。また、この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決する。
- 九、この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の法的手続を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣条第2号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とウズベキスタン共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年(平成20年)8月にタシケントで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により当該投資家の投資活動を妨げてはならず、また、当該投資家の投資財産等に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならない。
- 四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方

の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

九、一方の締約国又はその指定する機関による自国の投資家の損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十一、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす等の場合には、前記一（投資活動に関する内国民待遇）の義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国の投資家に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けない。

十五、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目日に効力を生じる。この協定の有効期間は10年であり、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣条第3号)

(衆議院 21.5.28承認 参議院 6.17外交防衛委員会付託 6.24本会議承認)

【要旨】

我が国とサウジアラビアとの間の定期航空路開設に関しては、かねてよりサウジアラビア側から希望が表明されていたが、近年、両国の関係が緊密化してきていること等を踏まえ交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至り、2008年（平成20年）8月18日にサウジアラビアのジッダにおいてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とサウジアラビアとの間及びその以遠における定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、両国の指定航空企業は、附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えら

れるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について相手国の関税等を免除される。

四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、両国がそれぞれ、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

五、両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、運賃に関する合意は、適当な国際的な仕組みを通じて、又は関係指定航空企業の間で行うものとし、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受ける。

八、両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し、又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

九、両国は、相手国に対し、相手国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航の安全に係る規制等についての協議を要請することができる。当該相手国は、協議の結果、自国の規制等が国際標準に適合していないことを確認した場合には、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、両国は、相手国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、当該航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等の検査を行うことができる。

十、両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点—中間地点—ジッダ、リヤド及び（又は）ダンマン」、サウジアラビア側は「サウジアラビア王国内の地点—中間地点—大阪及び（又は）名古屋」とする。

十一、この協定は、両国によりそれぞれの憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 21. 3. 27承認 参議院 3. 30総務委員会付託 3. 31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成21年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,699億円、事業支出は6,728億円であって、29億円の収支不足となる。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成21年度は、3か年経営計画の初年度として、放送の自主自律の堅持、信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、日本や地球規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実、国際放送による海外への情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織風土改革、構造改革の推進による効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担のための取組強化と受信料制度への理解促進、効率的な契約収納活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,016億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,932億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、これを着実に遂行すべきものと認めるとしながら、信頼回復のための一層の改革及び受信料の公平負担の徹底に向けた取組が必要であり、その上で、あまねく全国においてデジタル放送を受信できるよう措置する等、公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(21. 3. 30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人ひとりが、視聴者の視点に立ち、公共放送に携わるものとしての高い倫理意識を確立するよう、組織一体となって改革に取り組むこと。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

三、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のために一層の努力を行うこと。また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、協会は、受信料の不払い・未契約の割合が依然として全体の約三割に達している現状にかんがみ、引き続き、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元方法を含め、受信料体系の総合的な検討を行うこと。また、受信料収入に対する経費の比率が未だに高い水準にあることから、受信料制度に対する視聴者の理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつ、今後契約収納業務の効率化を更に進め、経費削減に努めること。

五、協会が行う外国人向けテレビ国際放送については、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。

また、総務大臣が国際放送の実施要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、番組編集の自

由を最大限尊重すること。

六、協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、デジタル放送に対応した受信機器の普及促進、共聴施設の改修等の支援などあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約の比率が高いことから、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。

八、協会は、地域の活性化に資するよう地域からの情報発信強化等地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実に努めること。

十、協会は、番組アーカイブについては、早期の収支改善に努めるとともに、提供するコンテンツの充実及び利便性の向上に取り組むこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 21.6.25承認 参議院 6.29国土交通委員会付託 7.1本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成21年4月10日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要であると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成22年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成22年4月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 21.7.2承認 参議院 7.8経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 21. 7. 2承認 参議院 7. 8経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から20年12月26日までの間に使用を決定した金額は213億円で、その内訳は、①年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、②国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円、③賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費30億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成21年3月13日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は83億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②西日本じん肺第2次訴訟、新・北海道石炭じん肺第2陣訴訟及び芦別石炭じん肺訴訟における和解の履行に必要な経費11億円である。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、①特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、②主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、③地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成19年11月6日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成20年2月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

決算その他

平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

(衆議院 21. 6. 25議決 参議院 第170回国会20. 11. 26決算委員会付託 21. 7. 1本会議是認しない)

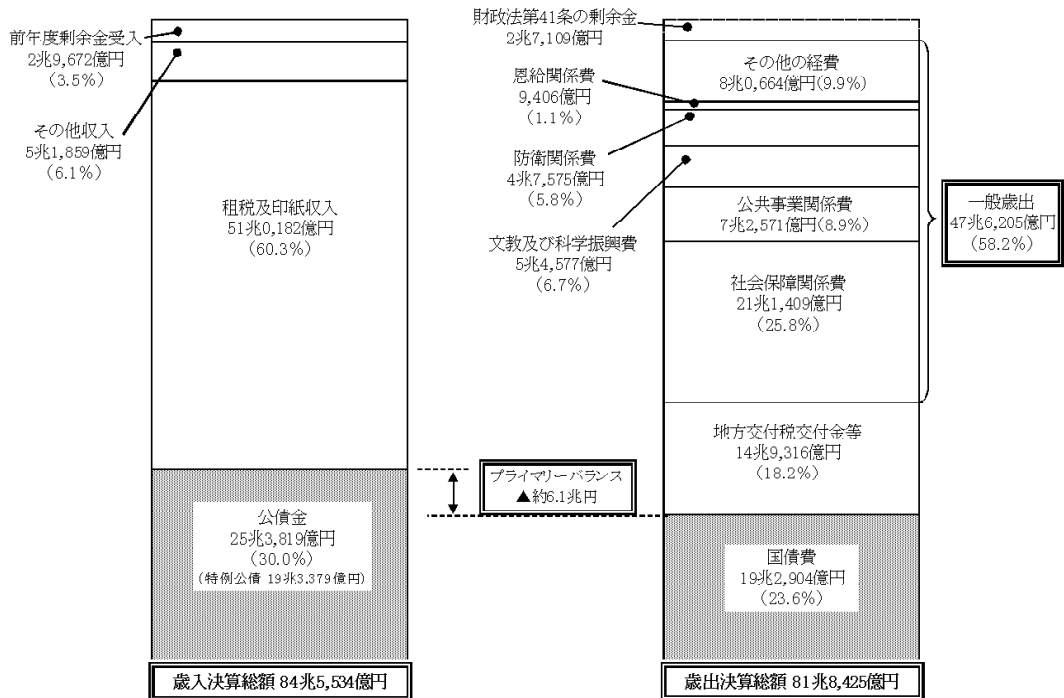
平成十九年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆5,534億円、歳出決算額は81兆8,425億円であり、差引き2兆7,109億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,319億円である。

平成十九年度特別会計歳入歳出決算における28の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は395兆9,203億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は353兆2,831億円である。

平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は62兆7,037億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は61兆9,686億円であるため、差引き7,350億円の剰余を生じた。

平成十九年度政府関係機関決算書における7機関の収入済額を合計した収入決算額は2兆6,038億円、支出済額を合計した支出決算額は2兆645億円である。

〈平成十九年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、20年度への繰越額2兆755億円、18年度までに発生した剰余金の使用残額34億円、財政法第6条の純剰余金6,319億円である。

(資料) 「平成19年度 決算の説明」より作成

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 21.6.25是認 参議院 第170回国会20.11.26決算委員会付託 21.7.1本会議是認しない)

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書における19年度中の国有財産の差引純減少額は1兆5,891億円、19年度末現在額は105兆1,676億円である。

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 21.6.25是認 参議院 第170回国会20.11.26決算委員会付託 21.7.1本会議是認しない)

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書における19年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は18億円、19年度末現在額は1兆859億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 21.6.24総務委員会付託 6.26本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成19年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成19年度における一般勘定の損益の状況は、経営事業収入の6,847億円に対し、経常事業支出は6,416億円、差引き経常事業収支差金は431億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は375億円である。このうち8億円を債務償還に充当するため、収支過不足は367億円の黒字となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

5 議案審議表

凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)☆	21.2.27	— 4.8 内閣	4.15 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯決議	4.8 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	—	4.24 21号	67	
構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)	21.3.3	— 3.19 内閣	4.1 可決(多)	4.3 可決(多)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 改く、無	民主(一部)、 共産、社民、 無	5.1 33号	72	
公文書等の管理に関する法律案(閣法第41号)	21.3.3	— 5.21 内閣	6.10 修正(全) 附帯決議	6.11 修正(全)	— 6.15	6.16	6.23 質疑	6.23 可決(全) 附帯決議	6.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	—	7.1 66号	70	
青少年総合対策推進法案(閣法第48号)	21.3.6	— 6.15 青少年問題	6.18 修正(全) 附帯決議	6.19 修正(多)	— 6.24	6.25	6.30 質疑	6.30 可決(全) 附帯決議	7.1 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 改く、無	社民	7.8 71号	77	

総務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	21.1.5	— 1.6 総務	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	— 2.9	2.10	2.12 質疑	2.12 可決(多)	2.13 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改く、無	共産	2.20 1号	35	
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	21.1.27	(2.12) 2.12 総務	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(3.18) 3.18	3.19	3.19 質疑	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改く、無	民主、共産、 社民、無	3.31 9号	41	3.27 衆へ返付
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	21.1.27	(2.12) 2.12 総務	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(3.18) 3.18	3.19	3.19 質疑	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改く、無	民主、共産、 社民、無	3.31 10号	42	3.27 衆再可決
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)※	21.1.27	— 2.24 総務	3.13 可決(全)	3.17 可決(全)	— 3.24	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	—	3.31 12号	43	

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	21.2.6	— 3.19 総務	3.26 承認(全) 附帯決議	3.27 承認(全)	— 3.30	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(全) 附帯決議	3.31 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—		163	
電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	21.2.3	— 4.6 総務	4.9 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改久、無	共産、無	4.24 22号	49	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	21.3.3	— 4.9 総務	4.17 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	5.1 34号	75	
公共サービス基本法案(総務委員長提出)(衆第25号)	21.4.28			4.28 可決(全)	— 5.11	5.12	5.12 質疑	5.12 可決(全)	5.13 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	5.20 40号	133	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)	21.5.15	— 5.21 総務	5.26 可決(多)	5.26 可決(多)	— 5.26	5.26	5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	5.29 41号	98	
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	21.2.6	—	—	—	— 6.24	6.25	6.25 質疑	6.25 是認(全)	6.26 是認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—		169	
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第44号)	21.3.3	— 4.27 総務	6.19 修正(多) 附帯決議	6.19 修正(多)	— 6.24	6.25	6.26 参考人 6.30 質疑 7.7 質疑	7.7 可決(多) 附帯決議	7.8 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	7.15 77号	74	

法務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	21.1.30	— 3.10 法務	3.17 可決(全)	3.19 可決(全)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	3.31 11号	47	
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)	21.2.27	— 4.2 法務	4.7 可決(全)	4.9 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(全)	4.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	4.24 24号	66	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外5名発議)(参第10号)	21.4.3	—	—	—	— 4.20	4.23	4.23 質疑	4.23 可決(多)	4.24 可決(多)	民主、自民 (一部)、共産、 社民、無	自民(一部)、 公明、改ク、 無	—	116	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)	21.3.6	— 4.23 法務	6.19 修正(多) 附帯決議	6.19 修正(多)	— 6.24	6.25	6.30 質疑 7.2 参考人 7.7 質疑	7.7 可決(多) 附帯決議	7.8 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	7.15 79号	82	

外交防衛委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	21.2.3	— 3.12 外務	3.18 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産	—	3.31 7号	50	
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	21.2.24	— 3.26 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	(4.15) 4.15	4.16	4.16 質疑 4.16 質疑 4.21 質疑 4.23 質疑 5.12 参考人 質疑	5.12 不承認	5.13 不承認	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	—	—	146	5.13 衆へ返付 衆両院協 議会請求 5.13 両院協議 会成案を 得ず 5.13 憲法第61 条の規定 により衆の 議決が国会の議決となる
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)※	21.2.17	(4.17) 4.17 安全保障	4.28 可決(多)	4.28 可決(多)	— 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 可決(多)	5.27 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	—	6.3 44号	59	
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)	21.3.13	(4.14) 4.14 海賊・テロ	4.23 可決(多)	4.23 可決(多)	(5.27) 5.27	5.28	5.28 質疑 6.2 質疑 6.4 質疑 6.11 質疑 6.16 参考人 6.18 質疑	6.18 否決	6.19 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	—	6.24 55号	94	6.19 衆へ返付 6.19 衆再可決
クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	21.3.6	— 4.23 外務	5.8 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.3	6.4	—	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	—	—	154	
国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	21.3.6	— 4.23 外務	5.8 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.3	6.4	6.9 質疑	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	—	—	155	
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	21.3.6	— 4.23 外務	5.8 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.3	6.4	—	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	—	—	156	
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	21.2.24	— 5.21 外務	5.27 承認(多)	5.28 承認(多)	— 6.17	6.18	—	6.23 承認(多)	6.24 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産	—	—	151	

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)	21.3.6	— 5.21 外務	5.27 承認(多)	5.28 承認(多)	— 6.17	6.18	6.23 質疑	6.23 承認(多)	6.24 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産	157
航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣条第3号)	20.11.11 (170回)	— 21.1.5 外務	5.27 承認(全)	5.28 承認(全)	— 6.17	6.18		6.23 承認(全)	6.24 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めめるの件(第170回国会閣条第1号)	20.11.11 (170回)	— 21.1.5 外務	6.10 承認(全)	6.11 承認(全)	— 6.24	6.30	7.2 質疑	7.2 承認(全)	7.3 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	159	
領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第2号)	21.2.24	— 6.4 外務	6.10 承認(全)	6.11 承認(全)	— 6.24	6.30		7.2 承認(全)	7.3 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	147	
国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めめるの件(閣条第9号)	21.3.6	— 6.4 外務	6.10 承認(多)	6.11 承認(多)	— 6.24	6.30		7.2 承認(多)	7.3 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産、無	/	153	
国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めめるの件(閣条第14号)	21.3.6	— 6.4 外務	6.10 承認(多)	6.11 承認(多)	— 6.24	6.30		7.2 承認(多)	7.3 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産、無	/	159	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(第170回国会閣条第2号)	20.11.11 (170回)	— 21.1.5 外務	6.17 承認(全)	6.18 承認(全)	— 7.2	7.2	7.7 質疑	7.7 承認(全)	7.8 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	160	
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とベルギー共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第8号)	21.2.24	— 6.11 外務	6.17 承認(全)	6.18 承認(全)	— 7.2	7.2		7.7 承認(全)	7.8 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	152	
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第3号)	21.2.24	— 6.11 外務	6.17 承認(全)	6.18 承認(全)	— 7.2	7.2		7.7 承認(全)	7.8 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	147	
社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第4号)	21.2.24	— 6.11 外務	6.17 承認(全)	6.18 承認(全)	— 7.2	7.2		7.7 承認(全)	7.8 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	/	148	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第5号)	21.2.24	— 6.18 外務	6.24 承認(多)	6.25 承認(多)	— 7.6	7.7	7.9 質疑	7.9 承認(多)	7.10 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産	/	149	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第6号)	21.2.24	— 6.18 外務	6.24 承認(多)	6.25 承認(多)	— 7.6	7.7		7.9 承認(多)	7.10 承認(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産	/	150	

財政金融委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外7名発議)(第170回国会参第2号)	20.12.11 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	20.12.16 (170回)	(170回) 20.12.18 質疑	審査未了	—	—	—	—	125	
地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外7名発議)(第170回国会参第6号)	20.12.11 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	—	—	—	—	—	126	
法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名発議)(第170回国会参第11号)	20.12.15 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	—	—	—	—	—	126	21.5.8 撤回
租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名発議)(第170回国会参第12号)	20.12.15 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	—	—	—	—	—	126	21.5.8 撤回
平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外12名発議)(参第1号)	21.1.30	—	—	—	— 2.5	2.10		3.3 可決(多)	3.4 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	110	
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)	21.1.5	— 1.6 財務金融	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	— 2.9	2.10	2.10 質疑 2.12 質疑 3.3 質疑	3.3 可決(多) 附帯決議	3.4 可決(多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	3.4 3号	127	
平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)	21.1.5	— 1.6 財務金融	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	(2.9) 2.9	2.10		3.3 否決	3.4 否決	自民、公明、 改久、無	民主、共産、 社民、無	3.4 4号	35	3.4 衆へ返付 3.4 衆再可決
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)※	21.1.19	(2.12) 2.12 財務金融	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(3.18) 3.18	3.19		3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改久、無	民主、共産、 社民、無	3.31 17号	36	3.27 衆へ返付 3.27 衆再可決
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	21.1.23	(2.12) 2.12 財務金融	2.27 可決(多) 附帯決議	2.27 可決(多)	(3.18) 3.18	3.19	3.19 質疑 3.24 質疑 3.25 参考人 3.26 質疑	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改久、無	民主、共産、 社民、無	3.31 13号	38	
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)※	21.1.27	— 3.13 財務金融	3.18 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改久、無	共産	3.31 14号	43	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)	21.1.27	— 3.19 財務金融	3.25 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	— 3.30	3.30	3.30 質疑	3.30 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改久、無	共産、無	3.31 16号	44	

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(峰崎直樹君外5名発議)(参第2号)	21.3.18	— 5.11 財務金融	審査未了	—	— 3.30	3.30	4.23 質疑	4.23 可決(多)	4.24 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	110	
--	---------	----------------	------	---	-----------	------	---------	---------------	---------------	----------------	----------------	---	-----	--

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)	21.3.6	(4.7) 4.7 財務金融	4.22 修正(多) 附帯決議	4.23 修正(多)	— 4.23	4.23	6.2 質疑 6.4 質疑 6.9 参考人	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、改く、 無	共産、社民、 無	6.24 58号	80	
資金決済に関する法律案(閣法第50号)	21.3.6	(4.7) 4.7 財務金融	4.22 可決(全)	4.23 可決(全)	— 4.23	4.23	6.11 質疑 6.16 質疑	6.16 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	—	6.24 59号	81	
租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)	21.4.27	— 5.7 財務金融	5.13 可決(多)	5.13 可決(多)	— 6.15	6.16	6.18 質疑	6.18 否決	6.19 否決	自民、公明、 改く、無	民主、共産、 社民、無	6.26 61号	96	6.19 衆へ返付 6.19 衆再可決
法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外5名発議)(参第17号)	21.4.23	—	—	—	— 6.17	6.18		6.25 修正(多)	6.26 修正(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改く、無	—	117	
租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外5名発議)(参第18号)	21.4.23	—	—	—	— 6.17	6.18		6.25 修正(多)	6.26 修正(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改く、無	—	118	
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外11名提出)(衆第21号)	21.4.27	— 5.7 財務金融	6.3 修正(多)	6.4 修正(多)	— 6.17	6.18	6.23 質疑 6.25 質疑	6.25 可決(多) 附帯決議	6.26 可決(多)	民主、自民、 公明、改く、 無	共産、社民	7.3 67号	130	
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外11名提出)(衆第22号)	21.4.27	— 5.7 財務金融	6.3 可決(多) 附帯決議	6.4 可決(多)	— 6.17	6.18		6.25 可決(多) 附帯決議	6.26 可決(多)	民主、自民、 公明、改く、 無	共産、社民	7.3 68号	131	

文教科学委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)※	21.1.30	— 3.10 文部科学	3.18 修正(多) 附帯決議	3.19 修正(多)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、改く、 無	共産、社民、 無	3.31 18号	47	
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	21.2.3	— 3.19 文部科学	4.1 可決(全)	4.3 可決(全)	— 4.6	4.7	4.9 質疑	4.9 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	—	4.17 19号	51	
国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(鈴木寛君外6名発議)(参第7号)	21.3.25	— 4.24 文部科学	審査未了	—	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(多)	4.24 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改く、無	—	114	

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第23号)※	21.2.3	— 4.6 文部科学	4.15 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	— 4.27	4.28	4.30 質疑	5.21 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	6.3 46号	52
--	--------	---------------	-----------------------	---------------	-----------	------	---------	-----------------------	---------------	---------------------------------	---	------------	----

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(鈴木寛君外6名発議)(参第4号)	21.3.25	—	—	—	— 5.20	5.21		6.9 可決(多)	6.10 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	111	
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(鈴木寛君外6名発議)(参第5号)	21.3.25	—	—	—	— 5.20	5.21	6.9 質疑	6.9 可決(多)	6.10 可決(多)	民主、社民、 無	自民、公明、 共産、改久、 無	—	112	
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木寛君外6名発議)(参第6号)	21.3.25	—	—	—	— 5.20	5.21		6.9 可決(多)	6.10 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	113	
著作権法の一部を改正する法律案(関法第54号)	21.3.10	— 4.23 文部科学	5.8 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	— 6.8	6.9	6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.19 53号	86	
独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(関法第66号)	21.4.27	— 5.7 文部科学	5.29 修正(多) 附帯決議	6.2 修正(多)	— 6.15	6.16	6.18 質疑	6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	6.26 60号	97	

厚生労働委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
子ども手当法案(神本美恵子君外8名発議)(第170回国会参第3号)	20.12.11 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	審査未了	—	—	—	—	125	
雇用保険法等の一部を改正する法律案(関法第5号)※	21.1.20	(3.10) 3.10 厚生労働	3.18 修正(全) 附帯決議	3.19 修正(全)	— 3.19	3.24	3.24 質疑 3.26 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	3.30 5号	36	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(関法第24号)※	21.2.3	— 3.17 厚生労働	3.25 可決(全)	3.27 可決(全)	— 3.30	3.30	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	3.31 15号	53	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第14号)	21.4.1			4.3 可決(全)	— 4.13	4.14	—	4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.22 20号	128	
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外8名発議)(参第8号)	21.3.26	—	—	—	— 4.20	4.23	4.23 質疑	6.2 可決(多)	6.3 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	114	

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第18号)	21.4.17			4.17 可決(全)	— 4.22	4.23	—	4.23 可決(全)	4.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改夕、 無	—	5.1 36号	128	
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第19号)	21.4.17			4.17 可決(全)	— 4.22	4.23	—	4.23 可決(全)	4.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改夕、 無	—	5.1 37号	129	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院								公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	21.1.30	(3.31) 3.31 厚生労働	4.17 修正(多)	4.17 修正(多)	(4.27) 4.27	6.2	6.2 質疑 6.4 質疑 6.8 連合審査 会 6.9 質疑 6.11 質疑 6.16 連合審 査会/質疑 6.18 質疑	6.18 否決	6.19 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	6.26 62号	48	6.8 6.16 厚生労働 委員会、財 政金融委 員会連合 審査会 6.19 衆へ返付 6.19 衆再可決	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第64号)	21.4.21	— 4.21 厚生労働	6.12 修正(全) 附帯議決	6.16 修正(全)	— 6.17	6.18	6.23 質疑	6.23 可決(全)	6.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	7.1 65号	95		
児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外8名発議)(参第24号)	21.6.5	—	—	—	— 6.19	6.23	6.25 質疑	6.25 可決(全)	6.26 可決(全)	民主、共産、 社民、無	—	—	119		
生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外8名発議)(参第25号)	21.6.16	—	—	—	— 6.19	6.23	6.25 質疑	6.25 可決(全)	6.26 可決(全)	民主、共産、 社民、無	—	—	120		
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外5名提出)(第164回国会衆第14号)	18.3.31 (164回)	— 21.1.5 厚生労働	—	6.18 可決(多)	(6.26) 6.26	6.30	6.30 質疑/参 考人 7.2 参考人 7.6 参考人 7.7 参考人/ 質疑 7.9 質疑	—	7.13 可決(多)	(共産は反対、他の会派は党 議拘束なし)	—	7.17 83号	138	7.10 本会議中 間報告 7.10 南野知恵 子君修正 案提出 7.13 上修正案 否決	
子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外8名発議)(参第26号)	21.6.23	—	—	—	(6.26) 6.26	6.30	—	—	7.13 (議決を 要しな い)	—	—	—	120	7.10 本会議中 間報告	
保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第27号)	21.6.30	— 7.7 厚生労働	7.8 可決(全)	7.9 可決(全)	/	/	/	/	7.1 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	7.15 78号	121		

農林水産委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
農業協同組合法等の一部を改正する法律案 (郡司彰君外4名発議)(第170回国会参第1号)	20.11.25 (170回)	—	—	—	— 20.12.9 (170回)	20.12.11 (170回)	4.2 質疑	4.2 可決(多)	4.8 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 改久、無	—	125	
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部 を改正する法律案(閣法第35号)☆	21.2.24	— 4.28 農林水産	6.18 可決(全)	6.18 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑	4.7 可決(全)	4.8 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.24 56号	64	
米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律 案(閣法第28号)	21.2.17	— 3.11 農林水産	3.19 可決(全) 附帯決議	3.24 可決(全)	— 4.8	4.9		4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.24 25号	57	
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地 情報の伝達に関する法律案(閣法第29号)	21.2.17	— 3.11 農林水産	3.19 修正(全) 附帯決議	3.24 修正(全)	— 4.8	4.9	4.14 質疑 4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.24 26号	58	
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 律の一部を改正する法律案(閣法第30号)	21.2.17	— 3.11 農林水産	3.19 可決(全) 附帯決議	3.24 可決(全)	— 4.8	4.9		4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.24 27号	58	
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に 関する法律の一部を改正する法律案(農林水 産委員長提出)(衆第15号)	21.4.7			4.9 可決(全)	— 4.20	4.21	—	4.21 可決(全)	4.22 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.30 31号	128	
漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣 法第33号)	21.2.24	— 3.23 農林水産	4.2 可決(全) 附帯決議	4.3 可決(全)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	5.1 35号	62	
バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員 長提出)(衆第26号)	21.4.30			5.8 可決(全)	— 6.3	6.4	—	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.12 52号	134	
農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32 号)	21.2.24	(4.3) 4.3 農林水産	4.30 修正(多) 附帯決議	5.8 修正(多)	(6.5) 6.5	6.9	6.9 質疑 6.11 参考人/ 質疑 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 改久、無	民主(一部)、 共産、社民、 無	6.24 57号	59	

経済産業委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外7名発議)(第170回国会参第4号)	20.12.11 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	審査未了	—	—	—	—	125	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外7名発議)(第170回国会参第5号)	20.12.11 (170回)	—	—	—	— 20.12.15 (170回)	—	—	審査未了	—	—	—	—	126	
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第39号)☆	21.2.27	— 4.14 経済産業	4.17 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	— 4.1	4.2	—	4.9 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	4.30 30号	68	
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第40号)☆	21.2.27	— 4.14 経済産業	4.17 可決(全)	4.21 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑 4.9 質疑	4.9 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	4.30 32号	68	
我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)※	21.2.3	(3.24) 3.24 経済産業	4.3 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	(4.10) 4.10	4.14	4.14 質疑 4.16 参考人 4.21 質疑	4.21 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	4.30 29号	53	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)	21.2.24	— 4.2 経済産業	4.15 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	— 4.22	4.23	4.28 連合審査 会 4.30 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	5.20 39号	63	4.28 経済産業 委員会、環 境委員会 連合審査 会
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)	21.2.27	(4.9) 4.9 経済産業	4.24 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	(5.13) 5.13	5.26	5.26 質疑 5.28 参考人 6.2 質疑	6.2 可決(全) 附帯決議	6.3 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	6.10 51号	65	
株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)※	20.2.1 (169回)	— 21.1.5 内閣	4.22 修正(多) 附帯決議	4.23 修正(多)	— 6.3	6.16	6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産、無	6.26 63号	100	
中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外6名提出)(衆第24号)	21.4.27	— 5.7 経済産業	6.3 修正(多) 附帯決議	6.4 修正(多)	— 6.8	6.9	6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	6.19 54号	132	
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)	21.3.10	(4.23) 4.23 経済産業	6.10 修正(多) 附帯決議	6.11 修正(多)	— 6.17	6.18	6.23 質疑 6.30 参考人/	6.30 可決(全) 附帯決議	7.1 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	7.8 72号	88	

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第56号)	21.3.10	(4.23) 4.23 経済産業	6.10 可決(多)	6.11 可決(多)	— 6.17	6.18	質疑	6.30 可決(全)	7.1 可決(多)	民主、自民、 公明、改ク、 無	共産、社民、 無	7.8 70号	89	
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	21.3.3	— 6.9 経済産業	6.17 可決(多) 附帯決議	6.18 可決(多)	— 6.29	6.30	7.2 質疑	7.2 可決(全) 附帯決議	7.3 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改ク、無	共産、無	7.10 74号	76	
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第53号)	21.3.6	— 6.12 経済産業	6.19 可決(全)	6.25 可決(全)	— 7.1	7.2	7.7 質疑	7.7 可決(全) 附帯決議	7.8 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改ク、 無	—	7.15 80号	85	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第57号)	21.3.10	— 6.18 経済産業	6.24 可決(全)	6.25 可決(全)	— 7.6	7.7	7.9 質疑	7.9 可決(全)	7.10 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.17 85号	90	
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)	21.3.10	— 6.19 経済産業	6.24 可決(全)	6.25 可決(全)	— 7.6	7.7	7.9 質疑	7.9 可決(全) 附帯決議	7.10 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.17 84号	91	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	21.4.21	— 6.19 経済産業	7.1 承認(全)	7.2 承認(全)	— 7.8	7.9	—	審査未了	—	—	—		164	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)	21.6.18	— 6.23 経済産業	7.1 承認(全)	7.2 承認(全)	— 7.8	7.9	—	審査未了	—	—	—		165	

国土交通委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)	21.1.5	— 1.6 国土交通	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	— 2.9	2.10	2.12 質疑	2.12 可決(全)	2.13 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 改久、無	共産	2.20 2号	35	
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)※	21.1.23	— 3.11 国土交通	3.17 可決(全) 附帯決議	3.17 可決(全)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	3.31 8号	39	
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	21.1.23	(3.13) 3.13 国土交通	4.3 修正(多) 附帯決議	4.3 修正(多)	(4.8) 4.8	4.9	4.9 質疑 4.14 質疑 4.16 参考人 4.21 質疑	4.21 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 共産、社民、 改久(一部)、 無	民主(一部)、 改久(一部)	4.30 28号	40	
高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)※	21.1.27	— 4.2 国土交通	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	— 4.22	4.23	4.28 質疑 5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	5.20 38号	44	
都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)※	21.1.27	— 4.9 国土交通	5.8 可決(全) 附帯決議	5.8 可決(全)	— 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.3 45号	46	

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣法第27号)	21.2.10	(4.21) 4.21 国土交通	6.10 修正(全) 附帯決議	6.11 修正(全)	(6.12) 6.12	6.16	6.16 質疑 6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改欠、 無	—	6.26 64号	55
港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(閣法第26号)	21.2.10	— 6.9 国土交通	6.17 可決(全)	6.18 可決(全)	— 6.22	6.23	6.25 質疑	6.25 可決(全)	6.26 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改欠、 無	—	7.3 69号	54
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件(閣承認第2号)	21.4.21	— 6.17 国土交通	6.24 承認(全)	6.25 承認(全)	— 6.29	6.30	—	6.30 承認(全)	7.1 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改欠、 無	—	164	

環境委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	21.3.13	— 3.24 環境	4.3 修正(全)	4.7 修正(全)	— 4.8	4.9	4.14 参考人 4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	4.24 23号	92	
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)	21.3.13	— 4.6 環境	4.14 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	— 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.3 47号	93	
水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(環境委員長提出)(衆第45号)	21.7.3			7.3 可決(多)	— 7.3 予備付託 7.3 本付託	7.7	7.7 質疑	7.7 可決(多)	7.8 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 改久、無	民主(一部)、 共産、社民、 無	7.15 81号	137	
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(環境委員長提出)(衆第46号)	21.7.3			7.3 可決(全)	— 7.3 予備付託 7.3 本付託	7.7	—	7.7 可決(全) 附帯決議	7.8 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.15 82号	137	

予算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						議案要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(関予第1号)	21.1.5	(1.5 財政演説) 1.5 予算	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	(1.5 財政演説) 1.5 予備付託 1.13 本付託	1.19		1.26 修正(多)	1.26 修正(多)	民主、社民、 無	自民、公明、 共産、改ク、 無	140	1.26 衆へ回付 1.26 衆不同意 衆両院協議会請求 1.27 両院協議会成案を得ず
平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(関予第2号)	21.1.5	(1.5 財政演説) 1.5 予算	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	(1.5 財政演説) 1.5 予備付託 1.13 本付託	1.19	1.19 総括質疑 1.20 総括質疑 1.21 質疑/一般	1.26 修正(多)	1.26 修正(多)	民主、社民、 無	自民、公明、 共産、改ク、 無	140	憲法第60条第2項の規定により衆の議決が国会の議決となる
平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(関予第3号)	21.1.5	(1.5 財政演説) 1.5 予算	1.13 可決(多)	1.13 可決(多)	(1.5 財政演説) 1.5 予備付託 1.13 本付託	1.19	1.26 締めくくり 質疑	1.26 否決	1.26 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	140	1.26 衆へ返付 1.26 衆両院協議会請求 1.27 両院協議会成案を得ず
平成二十一年度一般会計予算(関予第4号)	21.1.19	(1.28 財政演説) 1.19 予算	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.19 予備付託 2.27 本付託	3.4	3.5 基本的質疑 3.6 基本的質疑 3.9 一般質疑 3.10 一般質疑 3.11 一般質疑 3.12 集中審議 3.13 参考人	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	142	3.24、3.25 委嘱審査 3.27 衆へ返付 3.27 衆両院協議会請求
平成二十一年度特別会計予算(関予第5号)	21.1.19	(1.28 財政演説) 1.19 予算	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.19 予備付託 2.27 本付託	3.4	3.16 一般質疑/ 集中審議 3.17 公聴会 3.18 一般質疑 3.19 集中審議 3.23 一般質疑 3.26 一般質疑	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	142	3.27 衆両院協議会成案を得ず 3.27 衆両院協議会成案を得ず
平成二十一年度政府関係機関予算(関予第6号)	21.1.19	(1.28 財政演説) 1.19 予算	2.27 可決(多)	2.27 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.19 予備付託 2.27 本付託	3.4	3.27 締めくくり 質疑	3.27 否決	3.27 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	142	憲法第60条第2項の規定により衆の議決が国会の議決となる
平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)(関予第7号)	21.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	5.13 可決(多)	5.13 可決(多)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 5.13 本付託	5.19	5.20 総括質疑	5.29 否決	5.29 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	145	5.29 衆へ返付 5.29 衆両院協議会請求

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第8号)	21.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	5.13 可決(多)	5.13 可決(多)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 5.13 本付託	5.19	5.21 総括質疑 5.22 参考人 5.25 一般質疑 5.26 一般質疑 5.28 集中審議 5.29 締めくくり 質疑	5.29 否決	5.29 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	145	求 5.29 両院協議会成案 を得ず 5.29 憲法第60条第2 項の規定により 衆の議決が国会 の議決となる
平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)(関予第9号)	21.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	5.13 可決(多)	5.13 可決(多)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 5.13 本付託	5.19		5.29 否決	5.29 否決	自民、公明、 改ク、無	民主、共産、 社民、無	145	

決算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							議案要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書	20.11.21 (170回)	— 21.1.5 決算行政監視	6.24 議決(多)	6.25 議決(多)	(20.11.26財務大臣の報告聴取) 20.11.26 (170回)	20.11.26 (170回)	(170回) 20.12.15 全般質疑	6.29 是認しない 内閣に対する警告(多) 措置要求決議(全)	7.1 是認しない	7.1 是認しない	自民、公明、改ク、無	民主、共産、社民、無	168	6.22は予備費関係5件と一括
平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	20.11.21 (170回)	— 21.1.5 決算行政監視	6.24 是認(多)	6.25 是認(多)	— 20.11.26 (170回)	20.11.26 (170回)	21.4.6 質疑 4.13 質疑 4.20 質疑 4.24 質疑 4.27 質疑 5.11 質疑 6. 1 質疑	6.29 是認しない	7.1 是認しない	自民、公明、改ク、無	民主、共産、社民、無	169		
平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	20.11.21 (170回)	— 21.1.5 決算行政監視	6.24 是認(多)	6.25 是認(多)	— 20.11.26 (170回)	20.11.26 (170回)	6.22 准総括質疑 6.29 締めくくり総括質疑	6.29 是認(多)	7.1 是認しない	自民、公明、共産、社民、改ク、無	民主(一部)、自民、公明、共産、社民、無	民主(一部)、無	169	
平成十九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)	20.3.18 (169回)	— 21.1.5 決算行政監視	4.13 承諾(多)	4.14 承諾(多)	— 21.6.18	6.22		6.22 不承諾	6.24 不承諾	6.24 不承諾	自民、公明、改ク、無	民主、共産、社民、無	166	質疑は決算外2件と一括 6.24 衆へ返付 6.25 衆両院協議会請求せず 6.25 衆より国会の承諾がなかった旨の通知書を受領した
平成十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)	20.3.18 (169回)	— 21.1.5 決算行政監視	4.13 承諾(多)	4.14 承諾(多)	— 21.6.18	6.22		6.22 承諾	6.24 不承諾	6.24 不承諾	自民、公明、共産、社民、改ク、無	民主、無	166	
平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)	20.3.18 (169回)	— 21.1.5 決算行政監視	4.13 承諾(多)	4.14 承諾(多)	— 21.6.18	6.22	6.22 質疑	6.22 不承諾	6.24 不承諾	6.24 不承諾	自民、公明、改ク、無	民主、共産、社民、無	167	
平成十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)	20.5.20 (169回)	— 21.1.5 決算行政監視	4.13 承諾(多)	4.14 承諾(多)	— 21.6.18	6.22		6.22 承諾	6.24 不承諾	6.24 不承諾	自民、公明、共産、社民、改ク、無	民主、無	167	
平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)	20.5.20 (169回)	— 21.1.5 決算行政監視	4.13 承諾(多)	4.14 承諾(多)	— 21.6.18	6.22		6.22 承諾	6.24 不承諾	6.24 不承諾	自民、公明、共産、社民、改ク、無	民主、無	167	

議院運営委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第4号)	21.3.4			3.4 可決(全)	— 3.31	—	—	3.31 可決(全)	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、公明、共産、社民、改ク、無	無	3.31 6号	127	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第32号)	21.5.26			5.26 可決(全)	— 5.28	—	—	5.29 可決(全)	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	5.29 42号	135
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第33号)	21.5.26			5.26 可決(多)	— 5.28	—	—	5.29 可決(全)	5.29 可決(多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	5.29 43号	135
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第43号)	21.7.2			7.2 可決(全)	— 7.2	—	—	7.3 可決(全)	7.3 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.10 73号	136

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)	21.3.3	— 5.27 沖縄北方	6.11 修正(全)	6.11 修正(全)	— 6.16	6.19	6.19 参考人 7.1 質疑	7.1 可決(全)	7.3 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.10 76号	73	
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第36号)	21.6.11			6.11 可決(全)	— 6.30	7.1	—	7.1 可決(全)	7.3 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	7.10 75号	136	

消費者問題に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)	20.9.29 (170回)	(21.3.17) 21.1.5 消費者問題	4.16 修正(全) 附帯決議	4.17 修正(全)	(21.4.22) 21.4.22	4.23	4.23 質疑 4.27 質疑	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.5 48号	102	
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)	20.9.29 (170回)	(21.3.17) 21.1.5 消費者問題	4.16 修正(全) 附帯決議	4.17 修正(全)	(21.4.22) 21.4.22	4.23	4.28 質疑 5.7 参考人 5.8 参考人 5.12 公聴会	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.5 49号	107	
消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)	20.9.29 (170回)	(21.3.17) 21.1.5 消費者問題	4.16 修正(全) 附帯決議	4.17 修正(全)	(21.4.22) 21.4.22	4.23	5.22 質疑 5.28 質疑	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	—	6.5 50号	108	

1 本会議審議経過

○平成21年1月5日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長	高嶋	良充君
外交防衛委員長	北澤	俊美君
財政金融委員長	峰崎	直樹君
厚生労働委員長	岩本	司君
農林水産委員長	郡司	彰君
経済産業委員長	山根	隆治君
国家基本政策委員長	山下	八洲夫君
決算委員長	小川	敏夫君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	内藤	正光君
外交防衛委員長	榛葉	賀津也君
財政金融委員長	円	より子君
厚生労働委員長	辻	泰弘君
農林水産委員長	平野	達男君
経済産業委員長	櫻井	充君
国家基本政策委員長	大石	正光君
決算委員長	家西	悟君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時5分

再開 午後2時41分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

中川財務大臣は、財政について演説をした。国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時50分

○平成21年1月7日(水)

開会 午後2時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

山下八洲夫君、岩城光英君、風間昶君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案(西岡武夫君外9名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

舛添厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午後3時35分

○平成21年1月26日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 平成二十年度一般会計補正予算(第2号)

日程第2 平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)

日程第3 平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1及び第2は本院規則第138条に基

づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成124、反対115にて修正議決、日程第3は押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成108、反対130にて否決された。

休憩 午後1時40分

再開 午後3時26分

議長は、衆議院から、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後3時29分

再開するに至らなかった。

○平成21年1月28日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会参議院協議委員議長報告

日程第2 平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会参議院協議委員議長報告

以上両件は、協議委員議長北澤俊美君からそれぞれ両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

休憩 午前10時11分

再開 午後3時1分

日程第3 国務大臣の演説に関する件

麻生内閣総理大臣は施政方針に関し、中曽根外務大臣は外交に関し、中川財務大臣は財政に関し、与謝野国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後4時20分

○平成21年1月30日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

輿石東君、尾辻秀久君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時56分

○平成21年2月2日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

白浜一良君、広中和歌子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時16分

休憩前に引き続き、水落敏栄君、高嶋良充君、自見庄三郎君、市田忠義君、福島みずほ君、松下新平君は、それぞれ質疑をした。議長は、質疑が終了したことを告げた。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、風間昶君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員予備員に松浦大悟君、皇室経済会議予備議員に津田弥太郎君、検察官適格審査会委員に足立信也君、同予備委員に白眞勲君(足立信也君の予備委員)、国土審議会委員に長浜博行君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、松浦大悟君を第4順位とし、第4順位の松あきら君を第5順位とし、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は、津田弥太郎君を第1順位とした。

散会 午後3時54分

○平成21年2月9日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの

繰入れの特例に関する法律案(趣旨説明)

本件は、中川財務大臣から趣旨説明があった後、大塚耕平君が質疑をした。

散会 午後1時43分

○平成21年2月13日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対7にて可決された。

日程第2 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対7にて可決された。

散会 午前10時6分

○平成21年2月23日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に千野境子君を任命することに賛成99、反対128にて同意しないことに決し、総合科学技術会議議員に青木玲子君、公正取引委員会委員に濱田道代君、預金保険機構監事に飯田小夜子君、日本放送協会経営委員会委員に勝又英子君、安田喜憲君、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに賛成228、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君、森田朗君、中央社会保険医療協議会委員に前田雅英君

を任命することに賛成100、反対128にて同意しないことに決し、

日本放送協会経営委員会委員に石島辰太郎君を任命することに賛成220、反対7にて同意することに決した。

散会 午後1時6分

○平成21年3月4日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第3 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外12名発議)

以上3案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第1に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成107、反対133にて否決、日程第2は賛成220、反対14にて可決、日程第3は賛成133、反対107にて可決された。

休憩 午前10時22分

再開するに至らなかった。

○平成21年3月18日(水)

開会 午前10時2分

日程第1 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(田名部匡省君外7名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、田名部匡省君から趣旨説明があった後、可決された。塩谷文部科学大臣は、本決議について所信を述べた。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入

れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、与謝野財務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君、西田実仁君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件（平成二十一年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、鳩山総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、加藤敏幸君、河合常則君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時13分

○平成21年3月25日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に篠塚英子君を任命することに賛成231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

検査官に重松博之君を任命することに賛成230、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

原子力安全委員会委員に久住静代君、小山田修君、久木田豊君を任命することに賛成216、反対14にて同意することに決し、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に村松岐夫君、稲葉馨君、大石眞君、小田原満知子君、早川正徳君、眞柄秀子君、

国地方係争処理委員会委員に磯部力君、長谷部恭男君、岩崎美紀子君、大橋洋一君、

公害健康被害補償不服審査会委員に小幡雅男君を任命することに賛成231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に吉田弘正君、

宇宙開発委員会委員に池上徹彦君を任命することに賛成224、反対8にて同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に篠崎由紀子君を任命することに賛成226、反対6にて同意することに決した。

散会 午前10時8分

○平成21年3月27日(金)

開会 午後1時1分

日程第1 平成二十一年度一般会計予算

日程第2 平成二十一年度特別会計予算

日程第3 平成二十一年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成105、反対133にて否決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成105、反対133にて否決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成105、反対133にて否決された。

休憩 午後1時55分

再開 午後3時36分

議長は、衆議院から、平成二十一年度一般会計予算外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後3時38分

再開 午後5時26分

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長北澤俊美君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

休憩 午後5時30分

再開するに至らなかった。

○平成21年3月31日(火)

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、林芳正君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によること及び皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に岸宏一君、皇室経済会議予備議員に谷川秀善君(第2順位)を指名した。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(西岡武夫君外7名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

麻生内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対7にて可決された。

日程第2 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成235、反対0にて全会一致をもって可決、日程第3は賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成228、反対7にて可決、日程第5は賛成227、反対8にて可決された。

日程第6 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、

反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第9 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対1にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午前10時37分

○平成21年4月8日(水)

開会 午前10時1分

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(西岡武夫君外7名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、可決された。

麻生内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、金子国土交通大臣から趣旨説明があった後、平山幸司君が質疑をした。

日程第1 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第170回国会郡司彰君外4名発議)

日程第2 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成131、反対100にて可決、日程第2は賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時58分

○平成21年4月10日(金)

開会 午前10時1分

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、二階経済産業大臣から趣旨説明があった後、津田弥太郎君が質疑をした。

日程第1 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第2 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時43分

○平成21年4月15日(水)

開会 午前10時1分

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の

締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中曽根外務大臣から趣旨説明があった後、谷岡郁子君、島尻安伊子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時49分

○平成21年4月17日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対8にて可決された。

日程第6 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時15分

○平成21年4月22日（水）

開会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る消費者問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、野田国務大臣から趣旨説明があった後、徳永久志君、岩城光英君、山本香苗君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対9にて可決された。

日程第2 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時18分

○平成21年4月24日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案（鈴木寛君外6名発議）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対103にて可決された。

日程第2 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（松野信夫君外5名発議）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対102にて可決された。

日程第3 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（峰崎直樹君外5名発議）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対103にて可決された。

日程第4 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対19にて可決された。

日程第6 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第7 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時23分

○平成21年4月27日(月)

開会 午後1時31分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

与謝野財務大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、舛添厚生労働大臣から趣旨説明があった後、中村哲治君、西島英利君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後2時32分

○平成21年4月28日(火)

開会 午後4時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

直嶋正行君、吉村剛太郎君、浜四津敏子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後5時27分

○平成21年5月13日(水)

開会 午前10時1分

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河村国務大臣から趣旨説明があった後、轟木利治君が質疑を

した。

日程第1 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成105、反対133にて承認しないことに決した。

日程第2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 公共サービス基本法案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午前10時42分

再開 午後1時36分

議長は、衆議院から、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後1時38分

再開 午後3時41分

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長浅尾慶一郎君から両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があった。

散会 午後3時46分

○平成21年5月27日(水)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、浅野勝人君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、若林正俊君を指名した。

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（西岡武夫君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

麻生内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、金子国務大臣から趣旨説明があった後、風間直樹君、木村仁君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対14にて可決された。

日程第4 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時13分

○平成21年5月29日（金）

開会 午後1時3分

平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）

平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成105、反対132にて否決された。

日程第1 消費者庁設置法案（第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第2 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第3 消費者安全法案（第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

以上3案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対12にて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決、第2の議案は賛成220、反対12にて可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があつた。

休憩 午後2時10分

再開 午後3時6分

議長は、衆議院から、平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後3時8分

再開 午後5時16分

平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会参議院協議委員長報告

本件は、協議委員長議長峰崎直樹君から両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があつた。

散会 午後5時21分

○平成21年6月3日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（津田弥太郎君外8名発議）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対102にて可決された。

日程第2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対14にて可決された。

散会 午前10時9分

○平成21年6月5日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

食品安全委員会委員に吉川泰弘君を任命することに賛成100、反対125にて同意しないことに決し、

食品安全委員会委員に小泉直子君、預金保険機構理事に田邊昌徳君を任命することに賛成221、反対7にて同意することに決し、

食品安全委員会委員に長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君、村田容常君、情報公開・個人情報保護審査会委員に中村晶子君、

預金保険機構理事に波多野睦夫君、労働保険審査会委員に伊藤博元君、中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君、森田朗君、

運輸審議会委員に松田英三君を任命することに賛成228、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

預金保険機構理事に井上美昭君を任命することに賛成224、反対5にて同意すること

に決した。

農地法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、石破農林水産大臣から趣旨説明があった後、主演了君が質疑をした。

日程第1 バイオマス活用推進基本法案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時40分

○平成21年6月10日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 クラスタ弾に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 強制失踪^{そう}からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（鈴木寛君外6名発議）

日程第5 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（鈴木寛君外6名発議）

日程第6 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案（鈴木寛君外6名発議）

以上3案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し

ボタン式投票をもって採決の結果、日程第4及び第6は賛成132、反対99にて可決、日程第5は賛成125、反対106にて可決された。

散会 午前10時11分

○平成21年6月12日(金)

開会 午前10時1分

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、金子国土交通大臣から趣旨説明があった後、植松恵美子君が質疑をした。

日程第1 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対12にて可決された。

日程第2 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、少子高齢化・共生社会に関する調査会長から報告があった。

散会 午前10時48分

○平成21年6月17日(水)

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、坂本由紀子君の辞職を許可することに決した。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(西岡武夫君外8名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに

決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

麻生内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 資金決済に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成214、反対14にて可決、日程第2は賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対19にて可決された。

散会 午前10時20分

○平成21年6月19日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 株式会社地域力再生機構法案(第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対8にて可決された。

日程第2 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第3 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、

本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成99、反対131にて否決された。

日程第4 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成99、反対131にて否決された。

日程第5 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成98、反対131にて否決された。

日程第6 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午前11時45分

再開するに至らなかった。

○平成21年6月24日（水）

開会 午前10時1分

元議員植木光教君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結

について承認を求めるの件（第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成214、反対7にて承認することに決し、日程第3は賛成222、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第5 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第6 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第7 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第8 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第169回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

以上5件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4及び第6は賛成91、反対130にて承諾しないことに決し、日程第5、第7及び第8は賛成106、反対116にて承諾しないことに決した。

日程第9 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第10 公文書等の管理に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時23分

○平成21年6月26日(金)

開会 午前10時1分

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、衆議院議員富岡勉君、本院議員川田龍平君から順次趣旨説明があった。

日程第1 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外8名発議)

日程第2 生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外8名発議)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第5 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第6 法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外5名発議)

日程第7 租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外5名発議)

以上4案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4及び第5は賛成216、反対12にて可決、日程第6及び第7は賛成130、反対98にて修正議決された。

日程第8 日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

散会 午前10時42分

○平成21年7月1日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

日程第2 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1はまず賛成97、反対131にて是認しないことに決し、次いで賛成131、反対97にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成97、反対131にて是認しないことに決し、日程第3は賛成112、反対115にて是認しないことに決した。

麻生内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院

送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

本案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対14にて可決された。

日程第8 青少年総合対策推進法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対5にて可決された。

散会 午前10時51分

○平成21年7月3日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付）

日程第2 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送

付)

日程第3 国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第4 国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成217、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3及び第4は賛成209、反対8にて承認することに決した。

日程第5 沖縄科学技術大学院大学学園法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対8にて可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

○平成21年7月8日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会内閣提出、第171回国会衆議院送付)

日程第2 投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆議院提出)

日程第7 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6は賛成205、反対15にて可決、日程第7は賛成223、反対0にて全会一致をもって可決

された。

日程第8 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対14にて可決された。

日程第9 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対14にて可決された。

散会 午前10時22分

○平成21年7月10日(金)

開会 午前10時2分

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対7にて承認することに決した。

日程第3 クラスタ一弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 経済連携協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成

222、反対0にて全会一致をもって可決された。

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、速やかに厚生労働委員長の間接報告を求めることの動議（小川勝也君外2名提出）

本動議は、日程に追加し、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対13にて可決された。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案の中間報告

本件は、厚生労働委員長から委員会の審査について中間報告があった。

中間報告があった臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議（小川勝也君外2名提出）

本動議は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対23にて可決された。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外8名発議）

以上両案を議題とし、南野知恵子君から第1の議案に対する同君提出の修正案の趣旨説明があつて、第2の議案につき国会法第57条の3の規定により舛添厚生労働大臣から内閣の意見を聴取した後、討論があつた。残余の議事は、延期することに決した。

散会 午前11時25分

○平成21年7月13日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）（前

会の続）

日程第2 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外8名発議）（前会の続）

以上両案は、前会に引き続き議題とし、討論終局の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1に対する南野知恵子君提出の修正案を賛成72、反対135にて否決、次いで原案は賛成138、反対82にて可決された。

議長は、日程第1の議決の結果、日程第2は議決を要しないものとなった旨を告げた。

休憩 午後1時5分

再開するに至らなかった。

○平成21年7月14日(火)

開会 午後3時31分

日程第1 内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案（興石東君外20名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、興石東君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成132、反対106にて可決された。

散会 午後4時22分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
21. 1. 5	財政演説	中川財務大臣	1. 7	山下 八洲夫君(民主) 岩城 光英君(自民) 風間 昶君(公明)
21. 1. 28	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	麻生内閣総理大臣 中曽根外務大臣 中川財務大臣 与謝野国務大臣	1. 30	輿石 東君(民主) 尾辻 秀久君(自民)
			2. 2	白浜 一良君(公明) 広中 和歌子君(民主) 水落 敏栄君(自民) 高嶋 良充君(民主) 自見 庄三郎君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民) 松下 新平君(改ク)
21. 4. 27	財政演説	与謝野財務大臣	4. 28	直嶋 正行君(民主) 吉村 剛太郎君(自民) 浜四津 敏子君(公明)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
21. 3. 18	平成二十一年度地方財政計画 について	鳩山総務大臣	同日	加藤 敏幸君(民主) 河合 常則君(自民)

3 決算に対する議決

平成21年7月1日

平成十九年度決算に対する議決

- 一、本件決算は、これを是認しない。
- 二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

 - 1 平成十九年度決算検査報告において、依然として会計法令等に違反した不当事項等が数多く見られ、指摘件数967件、指摘金額1,253億6,000万円と件数、金額ともに過去最悪となっていることに加え、過去に指摘を受けた不当事項のうちは正措置が未済となっているものが465件、13億8,000万円に上っていることは、遺憾である。

政府は、こうした事態を重く受け止め、会計規律の厳正な保持や検査結果を踏まえた事務事業の徹底した見直しによって不当事案の再発防止に努めるとともに、適切な債権管理を行うなど過去に指摘を受けた不当事案の是正に向けて、より厳正に対処すべきである。
 - 2 地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成十三年度決算検査報告において低調な利用状況を改善するよう指摘されたにもかかわらず、その後も全般的に利用状況が極めて低調で事業目的が達成されていなかったことは、遺憾である。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種補助金の交付に当たっては、利用見込みの調査を厳格に行うとともに、交付後の利用実績を随時把握するなどして、補助金の効果の発現、有効活用が図られるよう努めるべきである。
 - 3 国際機関の信託基金について、国際連合からその閉鎖の照会文書等を受けていたにもかかわらず、これを長期にわたり回答することもなく放置していたり、また、信託基金が閉鎖状態にあることを把握できたにもかかわらずその事実の把握を怠っていたりしたため、我が国が拠出した10基金、計726万米ドルの拠出残余金が有効に活用されない事態となっていたことは、遺憾である。

政府は、このようなずさんな事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の改善など確実な再発防止策を徹底すべきである。
 - 4 厚生労働省及び同省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託事業に係る4件の不当事項に関して、委託先である公益法人を始めとする団体226のうち149もの多くの団体で、委託費から、不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用など、不適正な会計経理によって目的外の用途への支出を行っていた事態が多数明らかになったことは、遺憾である。

政府は、このような委託事業に係る不適正経理事案に対して徹底的な再発防止策を講ずることはもとより、委託費の不正な使用等に対する関係職員の処分や加算金の引上げによる懲罰的措置の厳格化を行い、委託費の適正な執行の確保に万全を期すべきである。
 - 5 厚生年金の標準報酬月額等について、不適正な遡及訂正処理による記録の改ざんが組織的に行われていた疑いのある事例が約6万9,000件もあることが明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、年金記録をめぐる問題が次々と明らかになる現状を重く受け止め、標準報酬月額等の記録の改ざんが行われた被害者の救済に全力を尽くすとともに、社会保険事務所職員による関与の実態の全容解明に努め、関与が明らかになった職員に対しては刑事告発を含む厳正な処分を行うことにより、公的年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	雇用と住まいを確保する緊急決議案	山下 八洲夫君 外8名	21. 1. 6				21. 1. 7 撤回
2	雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案	西岡 武夫君 外9名	21. 1. 7			21. 1. 7 可決	
3	財務大臣兼内閣府特命担当大臣中川昭一君問責決議案	築瀬 進君 外14名	21. 2. 17				21. 2. 18 撤回
4	第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案	田名部 匡省君 外7名	21. 3. 17			21. 3. 18 可決	
5	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案	西岡 武夫君 外7名	21. 3. 30				21. 3. 30 撤回
6	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案	西岡 武夫君 外7名	21. 3. 30			21. 3. 31 可決	
7	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案	西岡 武夫君 外7名	21. 4. 7			21. 4. 8 可決	
8	北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案	西岡 武夫君 外7名	21. 5. 27			21. 5. 27 可決	
9	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案	西岡 武夫君 外8名	21. 6. 17			21. 6. 17 可決	
10	内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案	興石 東君 外20名	21. 7. 13			21. 7. 14 可決	

可決したもの

平成21年1月7日

雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議

現在、世界の金融市場は100年に一度とも言われている危機に陥っている。とりわけ非正規雇用者を中心に失業者が急増しつつあり、国民の雇用不安が広がっている。今後、正規雇用者を含む大量失業者の発生が憂慮される。

政府は、このような事態に鑑み、離職者の住居など生活の安定の確保、円滑な再就職、職業訓練の実施など必要な支援を機動的に行うとともに、生活保護制度等の活用について緊急に全力で取り組むべきである。

企業は安易な解雇や内定取り消しにはしる事なく、雇用の維持、確保に全力で取り組み、政府は、企業に対し雇用維持のための十分な支援を行うべきである。

右決議する。

平成21年3月18日

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回 パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

参議院は、来る2016年の第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、一致協力して必要な活動を強力に推進するとともに、準備態勢の整備に万全を期すべきものと認める。

右決議する。

平成21年3月31日

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議

3月12日、北朝鮮は、「試験通信衛星」の打ち上げを関係各国に事前に通報してきた。

国連安保理決議第1695号及び第1718号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動は停止されなければならない旨規定している。

従って我が国は、今回の北朝鮮による飛翔体発射を、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として、断じて容認できないことから、北朝鮮による発射予告に対して、断固たる抗議の意思を表明する。

本院としては、我が国政府が世界各国と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働きかけを継続させるとともに、北朝鮮がこれらの国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

平成21年4月8日

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、4月5日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならない旨を規定している国連決議第1695号及び第1718号に違反し、我が国として容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院決議の趣旨を体し、我が国の国民の生命・財産を脅かす行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

平成21年5月27日

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議

5月25日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、2回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会と連携し、積極的な外交を推進すべきである。

右決議する。

平成21年6月17日

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議

わが国は、唯一の被爆国として、これまで世界の核兵器廃絶に向けて、1994年以来、国連総会へ「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議案提出など、先頭に立って活動してきたが、これからも、一層行動する責務がある。

しかし、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。この状況を打開する為、去る4月5日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示した。

我々はこの事態を重く受け止め、核保有国・非核保有国等と連携をとり、核軍縮、核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。また、政府はこの機会を捉え、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

平成21年7月14日

内閣総理大臣麻生太郎君問責決議

本院は、内閣総理大臣麻生太郎君を問責する。

右決議する。

理 由

麻生総理は、就任直後月刊誌で事実上の解散宣言を行ったにもかかわらず、その後ずると現在まで衆議院の解散を延ばしてきた。最近の日本郵政や党役員人事をめぐる騒動に至るまで、言動がぶれにぶれた10ヶ月間であった。「綸言汗のごとし」という言葉がある。一度言ったことは必ずやる、やれないことは言わない、というのが最高権力者として総理がとるべき当然の態度であり、この点だけでも、遺憾ながら、麻生総理に対して総理失格の烙印を押さざるを得ない。

こうして解散を延ばす間に麻生総理はなにをやってきたのか。「100年に一度の経済危機」への対策といいながら、その内実は、巨大マンガ喫茶と揶揄される「アニメの殿堂」をはじめ、官僚の机の中で眠っていた不要不急の政策のオンパレード。要するに、税金をつかっての選挙目当てのバラマキに過ぎなかった。その一方で、この5月の有効求人倍率は0.44倍と過去最悪を更新するなど、国民の暮らしの悪化には一向に歯止めがかかっていない。また、今年度一般会計予算の歳入は、「税収よりも借金の方が多い」という異常事態となりそうであり、このままだと、将来国民を待っているのは、「財政破綻か大增税か」という「究極の選択」である。

また、参議院選挙での与党の大敗の原因となった年金問題をはじめ、医師不足、介護労働者の待遇改善など国民の生活を守る政策は、次々と後回しになり、麻生総理の耳に国民の苦しみの声は全くとどいていないようだ。

自公政権が、この4年間、総選挙で国民の信を問わないまま、3代にわたって総理のイスをたらい回しにしてきたことに、国民はあきれ果てている。ましてや衆議院議員の任期切れ直前となった今、4たび顔を変えて選挙にあたらうとするのは、国民への背信以外のなにものでもない。

ことここに至って、麻生総理は、内閣総辞職ではなく、ただちに解散して国民に信を問うべきであり、ここに麻生総理の問責決議を提出する。

両院協議会の協議概要

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会

(1) 協議概観

平成21年1月5日国会に提出された平成二十年度第二次補正予算3案は、1月13日衆議院で可決されたものの、1月26日参議院で、一般会計補正予算(第2号)及び特別会計補正予算(特第2号)は修正議決され、政府関係機関予算(機第2号)は否決された。

参議院回付案に衆議院が同意せず、平成二十年度第二次補正予算3案は、衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から、国会法第85条により両院協議会を開くことを求められた。

参議院では、同日の本会議において、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)及び平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)の院議を構成した会派である民主、社民の両会派から協議委員を選任し、また、平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)の院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

それぞれの協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、両互選会とも、議長に北澤俊美君を、副議長に石井一君を互選した。

26日に開かれた平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、参議院側の北澤俊美協議委員議長が初会の協議会議長となった。その後、両院における議決の趣

旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられたが、論点が多岐にわたったため、翌27日も引き続き協議を行った。最後に、参議院側を代表して石井一協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

また、27日には、平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会が、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会の散会後に開会され、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の衛藤征士郎協議委員議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられ、最後に、参議院側を代表して石井一協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

これを受け、衆議院では27日、参議院では28日の本会議において、両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十年度第二次補正予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会

○平成21年1月26日(月)(第1回)

- ・平成二十年度一般会計補正予算(第2号)及び平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)について協議を行った。

○平成21年1月27日(火)(第2回)

- ・成案を得なかった。

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会

○平成21年1月27日(火)(第1回)

- ・成案を得なかった。

(3) 平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会及び平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会の経過及び結果について御報告を申し上げます。(発言する者あり)

静かにお聞きをいただきたい。それは、それはですね、それは、この両院協議会の運営について申し上げます。この両院協議会の一番主要な部分の、(発言する者あり)主要な部分の懇談の部分が議事録はなし、国民に対する公表もなし、そのことについて十分なる協議をいたしました。諸君は、(発言する者あり)諸君は、この私の報告を聞かなければ、あの議会、両院協議会の議事の内容を知るすべがありません。

本院協議委員は、去る26日の本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、北澤俊美が、副議長に石井一君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、衛藤征士郎君が協議委員議長に、鈴木恒夫君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員議長の私が議長に当選をいたしました。

協議会におきましては、衆議院側の鈴木恒夫君から、定額給付金の給付に必要な経費が計上されていること、緊急雇用創出事業等の国民生活の不安を解消する措置が講じられていること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、次に、本院側の福山哲郎君から、定額給付金は、真に支援を必要とする生活困窮者に行き渡らず、景気浮揚効果も極めて限定的であること等の理由により、これを削除する修正議決を行った旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から、定額給付金の是非等について意見が述べられました。その後、懇談に入り、成案を得るべく熱心な協議が行われましたが、協議会への総理を含む閣僚の出席要求など、論点が多岐にわたったため、翌27日も引き続き協議が行われました。

27日は衆議院側協議委員議長の衛藤征士郎君が協議会議長になりました。

協議会においては、成案を得るべく協議が行われたほか、両院協議会の在り方についても真摯な議論が交わされ、協議会に関する国会法の規定についても今後見直すべきとの議論がありました。

また、協議会議長より、両院協議会の在り方については、後日、検討することとしたい旨の発言がありました。

さらに、両院協議会の在り方について、衆参両院議長に報告の際、両議長より、その在り方について検討することに前向きな御発言がありました。

なお、これまで議事録が作成されていなかった懇談部分についても、新たに、(発言する者あり)新たに、新たに議事録を作成することとなり、その取扱いについては、両院協議会協議委員議長、副議長打合会で、後日、協議することとなりました。

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会は、熱心な協議が行われましたが、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

続いて、平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会の経過及び結果について御報告を申し上げます。

本院協議委員は、去る26日の本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私が、副議長に石井一君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、衛藤征士郎君が協議委員議長に、鈴木恒夫君が副議長に選任されました。

昨27日の両院協議会の開会に先立ち、抽せんを行いました結果、両院協議会の議長には、衆議院側協議委員議長の衛藤征士郎君が当選されました。

協議会におきましては、衆議院側の鈴木恒夫君から、特に厳しい経済情勢下に置かれている中小企業への対策として、一日も早い成立が望まれている等の理由で、原案どおり可決した旨の説明がありました。次に、本院側の福山哲郎君から、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業を支援するセーフティーネット貸付けや信用保険等事業の拡充が不十分であること等の理由により否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられました。

その後、懇談に入り、熱心な協議が行われましたが、平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告を申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十年度 一般会計補正 予算(第2号) 外一件	衆議院	両議院議決 不一致	21. 1. 26	21. 1. 26	21. 1. 26 1. 27	協議会におい て成案を得な かった		憲法第60条第2項に より衆議院の議決が 国会の議決となった
平成二十年度 政府関係機関 補正予算(機 第2号)	衆議院	両議院議決 不一致	21. 1. 26	21. 1. 26	21. 1. 27	協議会におい て成案を得な かった		憲法第60条第2項に より衆議院の議決が 国会の議決となった

(5) 協議委員

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会

議 長	北澤 俊美 (民主)	自見 庄三郎 (民主)	築瀬 進 (民主)
副議長	石井 一 (民主)	西岡 武夫 (民主)	近藤 正道 (社民)
	池口 修次 (民主)	福山 哲郎 (民主)	
	小川 勝也 (民主)	峰崎 直樹 (民主)	

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会

議 長	北澤 俊美 (民主)	西岡 武夫 (民主)	大門 実紀史 (共産)
副議長	石井 一 (民主)	福山 哲郎 (民主)	近藤 正道 (社民)
	小川 勝也 (民主)	峰崎 直樹 (民主)	
	自見 庄三郎 (民主)	築瀬 進 (民主)	

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会

(1) 協議概観

平成21年1月19日国会に提出された平成二十一年度総予算3案は、2月27日衆議院で可決されたものの、3月27日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に北澤俊美君を、副議長に石井一君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の衛藤征士郎協議委

員議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられ、最後に、参議院側を代表して石井一協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十一年度総予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成21年3月27日（金）（第1回）

- ・成案を得なかった。

(3) 平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、北澤俊美が、副議長に石井一君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、衛藤征士郎君が協議委員議長に、鈴木恒夫君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の衛藤征士郎君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側から、国民生活の不安を解消する措置がなされていること、成長力の強化・地域の活力向上に取り組んでいること、無駄の排除を徹底し、歳出改革に取り組んでいること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、次に、本院側から、本予算は現下の極めて厳しい経済情勢に対応していないこと、財政民主主義に反する多額の経済緊急対応予備費が計上

されていること、基礎年金国庫負担引上げの財源を特別会計の積立金に依存していること等の理由により、否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられましたが、平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

なお、本両院協議会の議事録は公開することとし、また、今後の両院協議会の在り方については、その開催方法、構成、人数、議事の進め方、採決の在り方等の運営、議事録の公開等について、これまでの在り方を踏まえつつ、建設的な方向で検討し、速やかに結論を得ること、以上、各院の議長に御報告を申し上げることについて合意をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十一年度一般会計予算外二件	衆議院	両議院議決不一致	21. 3. 27	21. 3. 27	21. 3. 27	協議会において成案を得なかった		憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった

(5) 協議委員

議 長	北澤	俊美 (民主)	自見	庄三郎 (民主)	大門	実紀史 (共産)
副議長	石井	一 (民主)	前川	清成 (民主)	近藤	正道 (社民)
	犬塚	直史 (民主)	峰崎	直樹 (民主)		
	小林	正夫 (民主)	森	ゆうこ (民主)		

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会

(1) 協議概観

平成21年2月24日国会に提出された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件は、4月14日衆議院で承認されたものの、5月13日参議院で承認されなかった。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に浅尾慶一郎君を、副議長に小川勝也君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、参議院側の浅尾慶一郎協議委

員議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられた。最後に、参議院側を代表して小川勝也協議委員から、また、衆議院側を代表して松島みどり協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件は、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成21年5月13日（水）（第1回）

- ・成案を得なかった。

(3) 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長報告

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、浅尾慶一郎が、副議長に小川勝也君が選任されました。

なお、衆議院におきましては、河野太郎君が協議委員議長に、三原朝彦君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、本院側協議委員議長の私、浅尾慶一郎が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、衆議院側の三原朝彦君から、我が国及び極東の平和と安全のための抑止力を維持しながらも沖縄県民が強く希望する海兵隊要員の移転の促進及び過重な基地負担軽減に資する等の理由で承認、次に、本院側一川保夫君から、政府が説明責任を全く果たしていないこと、地元の負担が実際に軽減されるのか不明であること、グアム移転等と普天間飛行場の代替施設問題がワンパッケージとなっていること、巨額の経費を負担する理由が明確でないこと等の理由によって承認しないと、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の白眞勲君、日本共産党の井上哲士君、社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の松浪健四郎君、公明党の西博義君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した問題点を踏まえ、参議院の議決どおり本協定を承認しないよう、衆議院側に要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の松島みどり君からは、本協定は、抑止力を維持しながらも沖縄の負担軽減に資するものであり、衆議院の議決どおり承認願いたい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

なお、前回の両院協議会から懸案事項となっております今後の両院協議会の在り方については、両院において建設的な方向で検討し、今国会中に成案を得るよう衆参両院の議長に御報告を申し上げますことについて合意をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請 求 議 院	請求の 理 由	請求日	本院協 議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の 議 決		備 考
						参 議 院	衆 議 院	
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆議院	両議院議決不一致	21. 5. 13	21. 5. 13	21. 5. 13	協議会において成案を得なかった		憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった

(5) 協議委員

議 長	浅尾 慶一郎 (民主)	一川 保夫 (民主)	井上 哲士 (共産)
副議長	小川 勝也 (民主)	白 眞勲 (民主)	近藤 正道 (社民)
	池口 修次 (民主)	広中 和歌子 (民主)	
	石井 一 (民主)	水岡 俊一 (民主)	

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

(1) 協議概観

平成21年4月27日国会に提出された平成二十一年度補正予算3案は、5月13日衆議院で可決されたものの、5月29日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に峰崎直樹君を、副議長に石井一君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、参議院側の峰崎直樹協議委員議長が協議会議長となった。その後、両院に

おける議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられ、最後に、参議院側を代表して石井一協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十一年度補正予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成21年5月29日(金)(第1回)

・成案を得なかった。

(3) 平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、峰崎直樹が、副議長に石井一君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、衛藤征士郎君が協議委員議長に、鈴木恒夫君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員議長の私が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、衆議院側から、景気の底割れを回避するために、雇用対策、金融対策な

などを打ち出していること、中長期的な成長を実現するため、「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」等の分野を重点的に推進すること、国民の安心と活力をもたらすため、防災・安全対策に取り組んでいること等の理由で原案どおり可決した旨の説明がありました。

次に、本院側から、46の基金に4兆3,000億円もの資金を投入し、予算の単年度主義に反して多年度にわたる支出が行われること、官庁や独立行政法人等の不要不急の施設整備のため当初予算を大幅に上回る予算が計上されていること、政府経済見通しを下方修正したにもかかわらず税収の減額補正を行っていないこと等の理由により、否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられました。

その後、懇談に入り、熱心な協議が行われましたが、平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

なお、両院協議会の開催方法、構成、人数等、その在り方について、本院側より、「これまでの経緯を踏まえて、今国会中に、できるだけ速やかに衆参両院において、それぞれ成案を得るべく努力し、一定の結論を得るべきである」旨の意見が出され、衆議院側からは、この点について改めて議長に報告する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件	衆議院	両議院議決不一致	21.5.29	21.5.29	21.5.29	協議会において成案を得なかった		憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった

(5) 協議委員

議 長	峰崎 直樹 (民主)	小林 正夫 (民主)	大門 実紀史 (共産)
副議長	石井 一 (民主)	鈴木 寛 (民主)	又市 征治 (社民)
	小川 勝也 (民主)	水岡 俊一 (民主)	
	亀井 亜紀子 (民主)	森 ゆうこ (民主)	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	愛知 治郎 (自民)	自見 庄三郎 (民主)	岩城 光英 (自民)
理事	松井 孝治 (民主)	芝 博一 (民主)	鴻池 祥肇 (自民)
理事	柳澤 光美 (民主)	島田 智哉子 (民主)	鈴木 政二 (自民)
理事	岡田 広 (自民)	徳永 久志 (民主)	山谷 えり子 (自民)
理事	中川 義雄 (自民)	藤本 祐司 (民主)	山本 香苗 (公明)
	大久保 潔重 (民主)	森 ゆうこ (民主)	糸数 慶子 (無)
	工藤 堅太郎 (民主)	市川 一朗 (自民)	(21. 3. 12 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件(うち本院先議1件)であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類104件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

道路交通法の一部を改正する法律案については、高齢運転者等の専用駐車区間制度の運用についての考え方、高齢者、障害者等の円滑な移動のための環境整備、高齢運転者への支援施策の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案については、P F I 刑務所での新規事業者参入の可能性、矯正教育等を民間委託の対象とする妥当性、社会教育施設の一体的管理による地域の活性化等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公文書等の管理に関する法律案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じようとするものである。なお、衆議院において、目的規定に、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記すること、行政機関の職員が作成すべき文書の範囲を具体化・明確化すること、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄について内閣総理大臣の同意を得なければならないものとすることを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、公文書管理の法制化の意義、作成すべき文書の範囲、国及び地方における公文書管理体制の充実・強化、国立公文書館の組織の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。な

お、附帯決議が付された。

青少年総合対策推進法案(衆議院において、題名を「子ども・若者育成支援推進法」に修正)は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成と、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、基本理念等を定めるとともに、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進しようとするものである。なお、衆議院において、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を基本理念に反映させること、支援対象となる子ども・若者の範囲を拡大すること、支援に関連する分野の事務に従事する機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置した地方公共団体の長が、協議会における支援全般について主導的な役割を果たす「子ども・若者指定支援機関」を指定できることを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、児童の権利に関する条約の本来の趣旨を適切に解釈し、施策に反映させる必要性、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態を踏まえた支援の必要性、協議会による支援の実効性の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成21年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について河村内閣官房長官から、

警察行政の基本方針及び平成21年度警察庁関係予算について佐藤国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、地方分権改革の基本方針について鳩山国務大臣から、経済財政政策の基本方針について与謝野国務大臣から、規制改革、行政改革、公務員制度改革の基本方針について甘利国務大臣から、科学技術政策、食品安全、消費者行政推進の基本方針について野田国務大臣から、少子化対策、男女共同参画の基本方針について小渕国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月17日、父子家庭に対する経済的支援の必要性、児童・生徒の自殺対策の取組、地上波デジタルテレビ放送の難視聴地域の早期解消に向けた内閣の取組、経済財政諮問会議の在り方、教育現場を通じた食育の推進、北朝鮮による拉致問題に関する関係国との連携強化、子どもの医療費助成の充実、結婚や家庭に関する教科書記述の現状、官邸における情報機能強化の推進、育児休業等の取得を理由とする解雇に対する厳正な対応の必要性、保育施設の数及び質の確保の両立、P F I 事業による公立病院整備の在り方、海賊対策についての海上保安庁と海上自衛隊の役割分担の在り方等の諸問題について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度内閣予算等の審査を行い、国会の立法調査活動の補佐機能の充実、国家公務員の新たな幹部職の任用制度、府省横断的な政策課題への対応の在り方、検視体制の強化、道州制特区推進法による保税地域の導入の可否、我が国の科学技術水準の現状と教育現場における対応、科学技術予算の現状と課題への対応、いわゆる「闇サイト」への

対応、配偶者暴力の加害者更生等の諸問題について質疑を行った。

6月25日、東京都において、公文書等の管理に関する実情調査を行った。

7月9日、警察行政等の諸施策について林国家公安委員会委員長から、経済財政運営の諸施策について林国務大臣から、それぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成21年3月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- ・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成21年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について河村内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- ・警察行政の基本方針に関する件及び平成21年度警察庁関係予算に関する件について佐藤国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。
- ・地方分権改革の基本方針に関する件について鳩山内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- ・経済財政政策の基本方針に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- ・規制改革、行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件について甘利国務大臣から所信を聴いた。
- ・科学技術政策、食品安全、消費者行政推進の基本方針に関する件について野田国務大臣から所信を聴いた。
- ・少子化対策、男女共同参画の基本方針に関する件について小淵内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、地方分権改革の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革、行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件、科学技術政策、食品安全、消費者行政推進の基本方針に関する件及び少子化対策、男女共同参画

の基本方針に関する件について小淵内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、河村内閣官房長官、甘利内閣府特命担当大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、倉田総務副大臣、加納国土交通副大臣、並木内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島田智哉子君(民主)、藤原良信君(民主)、岡田広君(自民)、山谷えり子君(自民)、山本香苗君(公明)、糸数慶子君(無)、徳永久志君(民主)

○平成21年3月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管) について駒崎衆議院事務総長、小幡参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、濱坂裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管) について西村検査官から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、消費者庁)) について河村内閣官房長官、甘利国務大臣、佐藤国家公安委員会委員長、野田国務大臣、小淵内閣府特命担当大臣、鴻池内閣官房副長官、宮澤内閣府副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

松井孝治君(民主)、柳澤光美君(民主)、

中川義雄君（自民）、山本香苗君（公明）
糸数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年4月2日（木）（第4回）

- ・道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）について佐藤国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月7日（第5回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）について佐藤国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、市川一朗君（自民）、
山本香苗君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第38号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月21日（火）（第6回）

- ・構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について鳩山国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月23日（木）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について鳩山国務大臣、早川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳永久志君（民主）、岡田広君（自民）、
山本香苗君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第42号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月16日（火）（第8回）

- ・公文書等の管理に関する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について小淵国務大臣から趣

旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴いた。

○平成21年6月23日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・公文書等の管理に関する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員枝野幸男君、同上川陽子君、小淵国務大臣、増原内閣府副大臣、並木内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国立公文書館長菊池光興君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳永久志君（民主）、松井孝治君（民主）、
岩城光英君（自民）、岡田広君（自民）、
山下栄一君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第41号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月25日（木）（第10回）

- ・青少年総合対策推進法案（閣法第48号）（衆議院送付）について小淵国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員吉田泉君から説明を聴いた。

○平成21年6月30日（火）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・青少年総合対策推進法案（閣法第48号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員吉田泉君、同田名部匡代君、同江崎洋一郎君、同菅原一秀君、小淵国務大臣、増原内閣府副大臣、萩生田文部科学大臣政務官、岸防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、柳澤光美君（民主）、
山谷えり子君（自民）、山本香苗君（公明）、
糸数慶子君（無）

（閣法第48号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年7月9日(木) (第12回)

- ・警察行政等の諸施策に関する件について林国家公安委員会委員長から説明を聴いた。
- ・経済財政運営の諸施策に関する件について林内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	内藤 正光 (民主)	武内 則男 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	加藤 敏幸 (民主)	外山 齋 (民主)	溝手 顕正 (自民)
理事	高嶋 良充 (民主)	林 久美子 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)
理事	長谷川 憲正 (民主)	平田 健二 (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	河合 常則 (自民)	吉川 沙織 (民主)	弘友 和夫 (公明)
理事	二之湯 智 (自民)	泉 信也 (自民)	山下 芳生 (共産)
	大島 九州男 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	又市 征治 (社民)
	加賀谷 健 (民主)	世耕 弘成 (自民)	
	行田 邦子 (民主)	谷川 秀善 (自民)	(21. 1. 20 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件、衆議院提出法律案1件(総務委員長提出)、承認案件1件及び日本放送協会(NHK)の平成19年度決算の合計11件である。内閣提出法律案8件のうち、6件は可決し、2件は否決した。衆議院提出法律案1件は可決した。承認案件1件は承認した。日本放送協会(NHK)の平成19年度決算は是認した。

また、本委員会付託の請願5種類18件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

行政・公務員 公共サービス基本法案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その基本的施策を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与しようとするものであり、委員会においては、衆議院総務委員長赤松正雄君から

趣旨説明を聴取した後、公共サービスの実施に関する責任の明確化、公共サービスの提供における国民の意見の反映、公共サービスを担う臨時・非常勤職員の処遇改善の必要性、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の平成21年5月1日付けの一般職の職員の期末手当等の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等に対し、平成21年6月に支給する特別給の額を暫定的に減額する措置を講ずるとともに、指定職職員等の特別給を勤務実績に基づき支給するための改正を行おうとするものであり、委員会においては、情勢適応の原則と公務員給与決定方法の在り方、平成21年5月の人事院勧告の妥当性、人事院が特別調査を実施する基準、人事院の独立性確保の必要性、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告の在り方、特別給の一部凍結による経済的影響等について質疑が行わ

れ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方税財政 **地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成20年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであり、委員会においては、地方交付税総額確保の在り方、地方交付税総額の補てんに係る地方負担分の額と精算方法、地方財源不足に関する国・地方折半ルールの見直し、安定した地方税財源の充実策、定額給付金の経済効果とその根拠等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成21年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴って必要となる経費充当のための地方債の発行、市町村の自動車取得税交付金の減収補てんのための地方特例交付金の拡充とともに、地方公共団体の一般会計の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構

の業務拡充を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地域雇用創出推進費の創設趣旨及びその効果の見込み、地方公共団体金融機構を創設する意義と財政基盤の確立、税制抜本改革における消費課税改革の方向性と地方交付税の法定率への影響、地方財政の現状を踏まえた地方財政計画の各歳出費目の見直し、地方財源不足に関する国・地方の折半ルールの廃止と法定率の引上げ、第三セクターの経営破綻に対する国の責任、公立病院の再編・統合の誘導が地域医療の崩壊を招く懸念、所得格差拡大の中で証券優遇税制を存続する意義と総合所得課税化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも賛成少数により否決された。両法律案は本会議において、賛成少数で否決されたが、衆議院は憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を再可決した。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、同空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、同法律の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとするものであり、委員会においては、空港関係自治体の要望を十分に踏まえた空港整備計画の推進、成田空港で発生した貨物機炎上事故の原因究明と再発防止策、空港周辺自治体における消防防災体制強化に向けた国の支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方行政・消防 **住民基本台帳法の一部を改正する法律案**は、市町村の区域外へ住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるようにするとともに、外国人住民を住民基本台帳法の適用

対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするものであり、衆議院において、外国人住民に係る住民票を作成する対象者となっていない仮放免者等について、引き続き行政上の便益を受けられるようにすると観点から、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正が行われた。

委員会においては、参考人愛知県豊田市長鈴木公平君、特定非営利活動法人難民支援協会事務局長石川えり君、日中交流研究所所長・日本橋報社編集長段躍中君から意見を聴取するとともに、法改正に際しての人権への配慮とプライバシー保護、外国人住民への行政サービスに対する法改正の影響、住民基本台帳カードと社会保障カード等との一元化への取組、外国人留学生支援に関する各府省連携の強化、自治体の外国人施策に対する支援、法改正に関する自治体への周知徹底等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

消防法の一部を改正する法律案は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置しようとするものであり、委員会においては、船橋市消防局及び船橋市消防局救急ステーションに視察を行うとともに、協議会での協議に消防機関の現場の声を反映させる必要性、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関の合意形成の在り方、救急搬送の広域化に

対応した実施基準の策定、救急医療に携わる医師、看護師等の充実策、消防職員の充足率と救急隊員等の人員確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信 電波法及び放送法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の用途の範囲を当分の間、拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るため所要の措置を講ずるものであり、委員会においては、地上デジタル放送への完全移行に向けた取組強化、デジタル化に伴う空き周波数帯の有効活用、受信機器購入等の支援対象世帯に対する施策の周知徹底と支援拡大の必要性、移動受信用地上放送が人間形成に与える影響と良質な番組の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

NHK 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(いわゆるNHK平成21年度予算)は、収支予算では、一般勘定事業収支において、事業収入6,699億円、事業支出6,728億円、29億円の収支不足であり、不足額は、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとし、事業計画では、信頼を高めるための組織風土改革、受信料の公平負担のための取組強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むこととしている。

委員会においては、公平・公正な放送の確保、視聴者の声を反映させる取組の充実、番組制作取引の適正化、受信料の支払率向上と公平負担の徹底、経営委員会の役割と権

限、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に向けた対策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(いわゆる平成19年度NHK決算)は、日本放送協会の平成19年度決算であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。一般勘定の損益状況は、経常事業収入6,847億円、経常事業支出6,416億円であり、差引き経常事業収支差金は431億円、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は375億円である。このうち8億円を債務償還に充当するため、収支過不足は367億円の黒字となっている。

委員会においては、放送の不偏不党と番組編成における公平公正の確保、取材・編集に当たっての放送倫理の徹底、放送番組の政治からの自主自律の確保とBPOの放送倫理検証委員会の意見書に対するNHKの対応、NHKオンデマンドの推進と著作権処理、難視聴解消のための衛星放送の在り方、生活保護世帯等に係るデジタル放送移行後のテレビ視聴の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

2月10日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、かんぼの宿等の譲渡、郵政民営化の見直し、定額給付金の支給等について質疑を行った。

3月12日、行政制度、地方行財政、消防行

政、情報通信行政等の基本施策に関する件について鳩山総務大臣から所信を聴取し、平成21年度総務省関係予算に関する件について倉田総務副大臣から、平成21年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

また、かんぼの宿等の譲渡をめぐる諸問題についての実情調査のため、かんぼの宿青梅に視察を行った。

3月17日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成21年度人事院業務概況に関する件について、国の出先機関改革に係る議論の方向性の在り方、総務省が行う政策評価の重要性、郵政民営化の進捗状況についての見直しに関する郵政民営化委員会意見に対する大臣所見、公立病院改革ガイドラインについての疑問点と適正な運用確保、地方公務員給与の在り方等の質疑を行った。

3月19日、平成21年度地方財政計画に関する件について鳩山総務大臣から概要説明を聴取した後、倉田総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月24日、予算委員会から委嘱を受けた平成21年度内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)の審査を行い、平成21年度総務省予算における行政評価関係経費の減額理由、時限立法である過疎法延長と条件不利地域対策、地方財源不足に関する「国と地方の折半ルール」を改める必要性、郵政資産に関する売却方法全体の抜本的見直し、国直轄事業の撤廃に対する大臣所見等の質疑を行った。

3月27日、地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を

行った。

4月7日、かんぼの宿等売却問題を含む郵政事業に関する件について参考人東洋大学経営学部教授石井晴夫君、京都大学大学院経済学研究科教授吉田和男君、ジャーナリスト東谷暁君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。また、かんぼの宿等売却問題を含む郵政事業に関する件について政府に対し、日本郵政株式会社によるかんぼの宿等の売却手続の問題点、四分社化による経営上の弊害、簡易生命保険の保険金不払い等についての点検状況と結果の速やかな公表等の質疑を行った。

5月26日、一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勧告に関する件について谷人事院総裁から説明を聴取した。

6月9日、郵政問題に関する件について、日本郵政株式会社社長再任に対する社長の決意、日本郵政株式会社社長の再任をめぐる総務大臣の認識、低料第三種郵便物の不適正利用による郵便法違反事件についての所見等の質疑を行った。

6月25日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、総務大臣の兼務体制、地方分権の推進、直轄事業負担金の見直し、地方税財源の充実、日本郵政株式会社の社長人事、郵政民営化の見直し、定額給付金、定住自立圏構想、小規模自治体の在り方、住宅用火災警報器の普及促進、政治資金規正の在り方、地方公務員の定員縮減、地方議会の機能強化等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年1月20日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年2月10日(火) (第2回)

- ・地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・かんぼの宿等の譲渡に関する件、郵政民営化の見直しに関する件、定額給付金の支給に関する件等について鳩山総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社専務執行役佐々木英治君、同株式会社執行役寺崎由起君及び同株式会社常務執行役藤本栄助君に対し質疑を行った。

[質疑者]

長谷川憲正君(民主)、武内則男君(民主)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年2月12日(木) (第3回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社執行役寺崎由起君及び同株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

林久美子君(民主)、武内則男君(民主)、二之湯智君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

○平成21年3月12日(木) (第4回)

- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について鳩山総務大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度総務省関係予算に関する件について倉田総務副大臣から説明を聴いた。
- ・平成21年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成21年度人事院業務概況に関する件について鳩山総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社専務執行役米澤友宏君、日本放送協会理事大西典良君及び同協会理事日向英美君に対し質疑を行った。

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、長谷川憲正君(民主)、加賀谷健君(民主)、泉信也君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年3月19日(木) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成21年度地方財政計画に関する件について鳩山総務大臣から概要説明を聴いた後、倉田総務副大臣から補足説明を聴いた。
- ・地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社専務執行役佐々木英治君及び同株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

[質疑者]

二之湯智君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、武内則男君(民主)、

行田邦子君(民主)、大島九州男君(民主)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年3月24日(火) (第7回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(人事院)及び総務省所管(公害等調整委員会を除く))について鳩山総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役藤本栄助君に対し質疑を行った。

[質疑者]

外山斎君(民主)、吉川沙織君(民主)、河合常則君(自民)、弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月26日(木) (第8回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について鳩山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

林久美子君(民主)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

- ・成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月27日(金) (第9回)

- ・地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について討論の後、いずれも否決した。

(閣法第10号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(閣法第11号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

- ・地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

○平成21年3月30日(月)(第10回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣、金子厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

加賀谷健君(民主)、山下芳生君(共産)

(閣法第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長福地茂雄君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協合理事日向英実君、同協会経営委員会委員長小丸成洋君、同協合理事溝口明秀君、同協会専務理事金田新君、同協合理事大西典良君、同協会副会長今井義典君及び同協合理事今井環君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

長谷川憲正君(民主)、加賀谷健君(民主)、武内則男君(民主)、大島九州男君(民主)、行田邦子君(民主)、吉川沙織君(民主)、谷川秀善君(自民)、河合常則君(自民)、二之湯智君(自民)、礮崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年4月7日(火)(第11回)

- ・かんぼの宿等売却問題を含む郵政事業に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東洋大学経営学部教授 石井晴夫君

京都大学大学院経済学研究科教授 吉田和男君

ジャーナリスト 東谷暁君

[質疑者]

外山斎君(民主)、二之湯智君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・かんぼの宿等売却問題を含む郵政事業に関する件について鳩山総務大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社専務執行役佐々木英治君、同株式会社常務執行役伊東敏朗君及び同株式会社執行役副社長山下泉君に対し質疑を行った。

[質疑者]

長谷川憲正君(民主)、大島九州男君(民主)、吉村剛太郎君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年4月14日(火)(第12回)

- ・電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月16日(木)(第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協合理事大西典良君及び日本郵政株式会社執行役副社長山下泉君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、外山斎君(民主)、二之湯智君(自民)、弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第20号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月21日(火)(第14回)

- ・消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月23日(木)(第15回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣、渡辺厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役伊東敏朗君、同株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君(民主)、武内則男君(民主)、
磯崎陽輔君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、
山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)
(閣法第45号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年5月12日(火)(第16回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・公共サービス基本法案(衆第25号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長赤松正雄君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理森山裕君、同原口一博君、同重野安正君、鳩山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

高嶋良充君(民主)、山下芳生君(共産)、
又市征治君(社民)

(衆第25号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成21年5月26日(火)(第17回)

- ・一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勧告に関する件につい

て谷人事院総裁から説明を聴いた。

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年5月28日(木)(第18回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について鳩山総務大臣、谷本内閣府副大臣、野村農林水産大臣政務官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

高嶋良充君(民主)、加藤敏幸君(民主)、
磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、
山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)
(閣法第67号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月9日(火)(第19回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・郵政問題に関する件について鳩山総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社専務執行役佐々木英治君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君、同株式会社常務執行役伊東敏朗君、同株式会社執行役副社長寺阪元之君及び同株式会社代表執行役副社長團宏明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

長谷川憲正君(民主)、河合常則君(自民)、
二之湯智君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、
山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年6月18日(木)(第20回)

- ・理事の補欠選任を行った。

○平成21年6月25日(木)(第21回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・総務大臣の兼務体制に関する件、地方分権の推進に関する件、直轄事業負担金の見直しに

関する件、地方税財源の充実に関する件、日本郵政株式会社の社長人事に関する件、郵政民営化の見直しに関する件、定額給付金に関する件、定住自立圏構想に関する件、小規模自治体の在り方に関する件、住宅用火災警報器の普及促進に関する件、政治資金規正の在り方に関する件、地方公務員の定員縮減に関する件、地方議会の機能強化に関する件等について佐藤総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高嶋良充君（民主）、長谷川憲正君（民主）、二之湯智君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について佐藤総務大臣、参考人日本放送協会会長福地茂雄君及び会計検査院当局から説明を聴き、佐藤総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事今井環君、同協会会長福地茂雄君、同協会理事日向英実君、同協会専務理事金田新君、同協会理事永井研二君、同協会経営委員会委員長小丸成洋君及び同協会理事大西典良君に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、世耕弘成君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（NHK平成19年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- ・住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について佐藤総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員森山裕君から説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年6月26日（金）（第22回）

- ・住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣

法第44号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

愛知県豊田市長 鈴木公平君
特定非営利活動法人難民支援協会事務局長
石川えり君
日中交流研究所所長
日本僑報社編集長 段躍中君

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、弘友和夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成21年6月30日（火）（第23回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員原口一博君、同黄川田徹君、佐藤総務大臣、大村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、行田邦子君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成21年7月7日（火）（第24回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員黄川田徹君、佐藤総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第44号）

賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

(3) 委員会決議

—— 地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている。このような状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい地方税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方財政計画の策定に当たっては、歳出規模の抑制等を通じた地方交付税総額の削減により地方独自に行う施策・取組の余地が失われていることを十分に認識し、地方の意見を確実に反映しながら、地方全体の財政需要を適切に積み上げるとともに、これに伴い必要となる一般財源の確保を図ること。
- 二、地方交付税の本来的な役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、基準財政需要額については、地域の再生・活性化や雇用創出の推進等地域住民が将来にわたって安心できるための施策に要する財政需要等を的確に反映した算定に努めること。
- 三、現下の厳しい地域経済環境において、地方の疲弊が極めて深刻化している中、毎年度発生する巨額の地方財源不足への対応については、いわゆる「国・地方の折半ルール」による暫定措置の在り方や、法定率の引上げを含め、地方税財政制度の抜本的改革を検討すること。
- 四、巨額の借入金を抱える地方財政の健全化に当たっては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保に留意しながら、計画的に進めること。また、臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、将来において各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。
- 五、地方公営企業等金融機構の貸付対象を一般会計に拡充すること等に伴い、機構の財務基盤については、引き続き市場の信認が得られるよう、その充実強化を図ること。
- 六、地方分権改革推進法に基づく地方公共団体に対する財政上の措置の在り方等の検討に当たっては、地方に参画の機会を保障すること。また、地方分権改革推進計画については、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を充分反映したものとなるよう最大限配慮しつつ、新地方分権一括法の早期制定を目指すこと。
- 七、地方公共団体は、直接住民サービスを提供する役割の大部分を担っていることから、その基盤となる地方税財源の拡充のため、地方公共団体の財政力格差に配慮しつつ、税源の偏在が小さく、税収が安定的である地方税体系の構築を早急に進めること。
- 八、国の直轄事業については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、抜本的に見直すこと。また、直轄事業負担金については、役割分担の明確化等に応じ、廃止を含む見直しを行うこと。
- 九、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に当たっては、各地方公共団体における住民サービスの不適切な低下を招く事態とならないよう十分な配慮に努めること。併せて、地方公共団体の財政運営をより透明化するため、企業会計を参考にしつつ、地方公会計の整備の促進を図ること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	澤 雄二（公明）	松浦 大悟（民主）	丸山 和也（自民）
理事	千葉 景子（民主）	松岡 徹（民主）	山崎 正昭（自民）
理事	松村 龍二（自民）	松野 信夫（民主）	仁比 聡平（共産）
理事	木庭 健太郎（公明）	築瀬 進（民主）	近藤 正道（社民）
	梅村 聡（民主）	青木 幹雄（自民）	江田 五月（無）
	小川 敏夫（民主）	秋元 司（自民）	山東 昭子（無）
	轟木 利治（民主）	舛添 要一（自民）	(21. 2. 17 現在)

（1）審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出1件の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類215件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

民事関係 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案は、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものである。

委員会においては、未承認国との商業的取引等についての民事裁判権、国連国家免除条約の外に本法律を制定する必要性、本法律の基本的考え方と主権についての制限免除主義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事関係 刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするもので

ある。

委員会においては、取調べの全過程可視化の必要性、取調べの可視化を導入する諸外国の捜査の在り方と我が国の実情、検察・警察における取調べの録音・録画に対する評価、国連人権委員会の勧告の理念を真剣に検討する必要性、検察官保管証拠の標目の一覧表の開示の必要性等について質疑が行われた後、国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取した。討論の後、多数をもって可決された。

出入国管理関係 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案は、法務大臣が外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため所要の改正等を行うほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、特別永住者証明書の常時携帯義務に関する規定の削除、団体監理型の技能実習の活動に対する団体の責任の明確化、法施行後3年を目途とした見直し規定等の追加等の修正が行われた。

委員会においては、外国人に対する情報把握の必要性和個人情報保護とのバランス、永住者に対する在留カードの常時携帯義務及びその罰則の在り方、配偶者の身分や住居地の変更等に関する在留資格の取消しの弾力的な運用の必要性、外国人研修生・技能実習生の更なる保護の必要性、入国者収容所等の適切な運営の確保策等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

2月19日、矯正行政に関する実情調査のため、喜連川社会復帰促進センターの視察を行った。

3月12日、法務行政の基本方針について森法務大臣から所信を聴取した。

3月17日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、検察の中立性、特別在留許可の基準、難民申請者のうち仮滞在者のみにも就労許可を出す必要性、少年が被告人となる裁判員裁判と少年法の理念、裁判員裁判におけるビジュアル立証の在り方と裁判員の心のケア、検察官が捜査上知り得た情報を公表することと国家公務員法上の守秘義務違反の関係等が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度法務省予算等の審査を行い、外国人政策の基本的な方向性を確立する必要性、再犯防止の観点からの厳格な処罰と適切な社会復帰の調和、DV被害者に対する定額給付金支給に対する特別の配慮の必要性、司法制度改革の裁判所予算への反映、裁判

所法83条1項に規定する裁判所の経費の独立性の意義、政治資金規正法違反事件に対する捜査の在り方、公訴時効制度の見直しの必要性等について質疑を行った。

4月9日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、これまでの裁判員制度の広報に関する問題点、制度実施に伴い被告人の防御権保障を更に充実させる必要性、裁判員の守秘義務と制度検証との関係、戦前の陪審制度の失敗から我が国に裁判員制度を導入することの疑問に対する見解、評議における裁判官の発言の在り方、裁判員制度における控訴審の在り方、入管法上の「特別在留許可」の判断基準を透明化する必要性及び制度の見直し、北朝鮮に対する人の移動に関する制裁措置の現状と今後の見通し等が取り上げられた。

6月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、広島少年院の4教官逮捕についての状況報告、防衛医大教授痴漢えん罪事件最高裁判決(2009年4月14日)についての法務省の受止め、検察官手持証拠の適切な開示の必要性、裁判員制度につき性犯罪の被害者の二次被害を防ぐための裁判員選定の際の配慮、殺人罪等の重大犯罪についての公訴時効の再延長の必要性、DNA鑑定を有罪の立証に使用することについての可否等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成21年2月17日(火) (第1回)

- ・法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年3月12日(木) (第2回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・法務行政の基本方針に関する件について森法務大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について佐藤法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・法務行政の基本方針に関する件について森法務大臣、漆間内閣官房副長官、佐藤法務副大臣、早川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

松野信夫君(民主)、今野東君(民主)、松岡徹君(民主)、松村龍二君(自民)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成21年3月24日(火) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

千葉景子君(民主)、前川清成君(民主)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月26日(木) (第5回)

- ・裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について森法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月30日(月) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ・裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

前川清成君(民主)、松村龍二君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第17号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成21年4月9日(木) (第7回)

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・法務及び司法行政等について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授 大澤裕君
弁護士

國學院大學教授 四宮啓君

共同通信社会部編集委員 竹田昌弘君

[質疑者]

千葉景子君(民主)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・裁判員制度実施をめぐる問題点に関する件、出入国管理法にいう「特別に在留を許可すべき事情」に関する件、偽造パスポートによる不法入国に対する法的措置に関する件等について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

松野信夫君(民主)、前川清成君(民主)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成21年4月14日(火) (第8回)

- ・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)につい

て森法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月16日(木) (第9回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について森法務大臣、早川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

小川敏夫君(民主)、松村龍二君(自民)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)(閣法第37号)

賛成会派 民主、自民、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成21年4月23日(木) (第10回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第10号)について発議者参議院議員松岡徹君から趣旨説明を聴き、同前川清成君、同松野信夫君、同松岡徹君、森法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

[質疑者]

松浦大悟君(民主)、松村龍二君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(参第10号)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 無

○平成21年6月11日(木) (第11回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・広島少年院教官による収容少年に対する暴行事件に関する件、足利事件や最近の痴漢えん罪事件等における捜査の問題点と取調べの全面可視化の必要性に関する件、初期のDNA型鑑定についての検証の必要性に関する件、DNA型鑑定による有罪立証の妥当性に関する件、飯塚事件における死刑執行の問題点に関する件、刑事裁判の構造の見直しに関する

件、公訴時効の見直しに関する件、法律扶助制度の拡充に関する件等について森法務大臣、佐藤法務副大臣、早川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

松岡徹君(民主)、松野信夫君(民主)、丸山和也君(自民)、森まさこ君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成21年6月25日(木) (第12回)

- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について森法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員桜井郁三君から説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年6月30日(火) (第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同桜井郁三君、同大口善徳君、森法務大臣、中村総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

今野東君(民主)、丸山和也君(自民)、松野信夫君(民主)、白眞勲君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成21年7月2日(木) (第14回)

- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

千葉大学法経学部教授 多賀谷一照君

一橋大学名誉教授 田中宏君

港区長

外国人登録事務協議会全国連合会会長 武井雅昭君

移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局次長 鈴木健君

〔質疑者〕

千葉景子君（民主）、松村龍二君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、
近藤正道君（社民）

○平成21年7月7日（火）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同桜井郁三君、森法務大臣、金子厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、千葉景子君（民主）、
松村龍二君（自民）、木庭健太郎君（公明）、
仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第51号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	榛葉 賀津也 (民主)	犬塚 直史 (民主)	佐藤 正久 (自民)
理事	浅尾 慶一郎 (民主)	風間 直樹 (民主)	橋本 聖子 (自民)
理事	一川 保夫 (民主)	谷岡 郁子 (民主)	山本 一太 (自民)
理事	白 眞勲 (民主)	広中 和歌子 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	浅野 勝人 (自民)	藤田 幸久 (民主)	山口 那津男 (公明)
理事	木村 仁 (自民)	岸 信夫 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	石井 一 (民主)	小池 正勝 (自民)	山内 徳信 (社民)
			(21. 2. 3 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、条約17件(うち衆議院継続3件)及び内閣提出法律案3件の計20件であった。そのうち条約16件(うち衆議院継続3件)及び内閣提出法律案2件についてそれぞれ承認又は可決し、条約1件及び内閣提出法律案1件についてそれぞれ承認しないこと又は否決とした。

また、本委員会付託の請願16種類209件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

在沖縄米海兵隊のグアム移転 2006年5月1日、日米安全保障協議委員会が合意した「再編実施のための日米ロードマップ」において、「地元負担の軽減」の観点を踏まえ、2014年までに在沖縄米海兵隊のグアムへの移転を行うことが明記された。**第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定は、日本国政府が第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転に際し28億ドルを上限とする資金提供**

を行うこと、米国政府が普天間飛行場代替施設の完成に向けての具体的な進展のあることなどを条件に海兵隊のグアム移転に必要な措置をとること、米国政府が日本国政府から提供された資金及びその利子をグアム移転事業にのみ使用すること等を定めるものである。委員会においては、沖縄県に委員を派遣して米軍基地の現状を視察し、関係地方公共団体との意見交換を行うとともに、グアム移転に伴い削減される在沖縄海兵隊の実員数、本協定に対する議会の承認の扱いが日米両国で異なる理由、グアム移転が我が国の抑止力に与える影響、グアム移転経費を我が国が負担する理由と28億ドルの積算根拠、家族住宅建設事業等の民活事業の検討状況、沖縄米軍基地返還による経済効果と跡地利用計画、米軍の新輸送機オスプレイの普天間飛行場代替施設への配備の可能性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、賛成少数により承認すべきものでないと決定された。

なお、2009年5月13日、本件は、本会議において、賛成105、反対133にて承認しないことと決定された後、両院協議会が開かれたも

のの成案を得ず、憲法第61条の規定により衆議院の議決(承認)が国会の議決となった。

海賊行為の処罰・対処 **海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案**は、近年発生している海賊行為が海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっていることから、船舶航行の安全確保と国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海上保安庁や自衛隊による海賊行為への対処など必要な事項を定めるものである。委員会においては、ソマリア沖・アデン湾での海賊事件多発の要因、諸外国の海賊対策の活動状況と米沿岸警備隊艦船の派遣の有無、海上保安庁巡視船ではなく自衛艦を派遣する理由、海上警備行動による護衛活動の現状、P3C哨戒機派遣の目的、本法案による自衛隊派遣に国会の事前承認規定を設けることの是非、本法案による武器使用の在り方と武力の行使との関係、ソマリア情勢の安定化のための我が国の支援等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、賛成少数により否決された。

なお、2009年6月19日、本法案は、本会議において記名投票をもって採決された結果、賛成99、反対131にて否決され、衆議院において3分の2以上の多数をもって再可決された。

クラスター弾の使用禁止 **クラスター弾に関する条約**は、クラスター弾の使用やその不発弾が文民に大きな被害を与えるなどの人道上の懸念から、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について定めるものである。委員会においては、非締約国を含めたクラスター弾の規制

強化に向けた外交努力、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおけるクラスター弾規制に向けた交渉の争点と軍縮分野での合意形成の在り方、クラスター弾の廃棄が我が国の防衛に与える影響と代替手段の検討、在日米軍に係るクラスター弾条約の適用関係等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

国家裁判権免除、強制失踪犯罪の処罰 **国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約**は、私人が外国との間で行う取引等の法的安定性を高めるため、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものである。**強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約**は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について定めるものである。委員会においては、国家の裁判権免除の在り方、強制失踪条約締結が北朝鮮による拉致問題の解決に与える影響、国際社会における強制失踪犯罪への我が国の取組等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

二国間における刑事共助の推進及び領事関係の強化 **刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定**は、我が国と香港との間で、一方の締約者が他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものである。**領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定**は、両国が共に締約国

である領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的として、領事機関の公館の不可侵、派遣国の国民との通信及び接触等の領事に関する事項について定めるものである。委員会においては、香港との刑事共助協定締結による国際組織犯罪摘発への効果、これまでの条約に基づく刑事共助の実績と今後の条約締結の促進、瀋陽総領事館事件の再発防止策としての日中領事協定の実効性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

IMF及び世界銀行の体制強化 国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正は、国際通貨基金（IMF）の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等を行うための改正について定めるものである。国際復興開発銀行協定の改正は、国際復興開発銀行（世界銀行）の機能を強化することを目的として、基本票の増加を行うための改正について定めるものである。委員会においては、途上国の発言権強化や融資政策等におけるIMF及び世界銀行改革の在り方等について質疑が行われ、いずれも多数をもって承認された。

経済連携の強化 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動を円滑化し、知的財産の保護を確保すること等について定めるものである。日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を

進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものである。委員会においては、両経済連携協定締結の意義と我が国農業に与える影響、ベトナム人看護師・介護福祉士の今後の受入れ交渉の方針、スイスとの間で導入される認定輸出者による原産地申告制度の信頼性確保等について質疑が行われ、いずれも多数をもって承認された。

二国間における経済交流の促進 航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定は、両国間の定期航空路を開設するため、定期航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営の方法及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものである。委員会においては、サウジアラビアとの間で就航見込みがない中で航空協定を締結する意味等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定及び投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定は、いずれも我が国と両国との間で投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。委員会においては、協定締結によるウズベキスタンの投資環境の改善、中南米諸国との投資協定締結の促進等について質疑が行わ

れ、いずれも全会一致をもって承認された。

租税・社会保障における二国間協力の推進 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約は、いずれも我が国と両国との間で課税権を調整するものであり、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものである。委員会においては、我が国と両国との間の経済交流の現状、租税条約締結による経済効果、カザフスタンとの間における使用料の源泉地国課税軽減の是非、対カザフスタン経済支援の体制強化等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定及び社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定は、いずれも人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とし、両国との間で、年金制度の適用の調整を行うことについて定めるほか、スペインとの間では保険期間の通算による年金の受給権の確立、イタリアとの間では雇用保険制度の適用の調整等について定めるものである。委員会においては、社会保障協定締結に当たって労災保険等の年金以外の制度の適用を確保する必要性、イタリアとの社会保障協定に保険期間の通算制度を設けなかった理由等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

防衛会議・防衛大臣補佐官の新設、陸上

自衛隊部隊の新編 **防衛省設置法等の一部を改正する法律案**は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、第15旅団の新編等の措置を講ずるものである。委員会においては、防衛大臣補佐官の在り方、自衛隊生徒制度の必要性、新設の防衛会議での審議事項と情報公開の在り方、事故・不祥事を再発させないシステムの構築等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

外交実施体制の整備 **在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、新たに外交関係を開設するコンボに日本国大使館を新設すること、ブラジルの在レシフェ及びスイスの在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものである。委員会においては、海外研修地の実態を踏まえた研修員手当額の検討、アフガニスタンなど問題国等における情報収集体制の強化、在外公館における公共調達の適正化等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、在外公館の戦略的な増強・整備等の8項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月12日、外交の基本方針について中曽根外務大臣から、国の防衛の基本方針について浜田防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月17日、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上における警備行動の発令に関する件について浜田防衛大臣から報告を聴取した。また、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月2日、日米安全保障条約、国の防衛等に関する実情調査のため在日米軍横須賀海軍施設及び海上自衛隊横須賀地区への視察を行った。

4月7日、北朝鮮からの飛翔体発射事案に関する件について浜田防衛大臣及び中曽根外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年2月3日(火) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- ・委員派遣を行うことを決定した。

○平成21年3月12日(木) (第2回)

- ・外交の基本方針に関する件について中曽根外務大臣から所信を聴いた。
- ・国の防衛の基本方針に関する件について浜田防衛大臣から所信を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上における警備行動の発令に関する件について浜田防衛大臣から報告を聴いた。
- ・外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、鴻池内閣官房副長官、加納国土交通副大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君(民主)、白眞勲君(民主)、風間直樹君(民主)、浅野勝人君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成21年3月24日(火) (第4回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送

付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について中曽根外務大臣及び浜田防衛大臣から説明を聴いた後、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、松本内閣官房副長官、北村防衛副大臣、橋本外務副大臣、並木内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君(民主)、谷岡郁子君(民主)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民) 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月26日(木) (第5回)

- ・在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月30日(月) (第6回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、鴻池内閣官房副長官、倉田総務副大臣、橋本外務副大臣、末松財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君(民主)、犬塚直史君(民主)、

井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）
（閣法第21号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月7日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・北朝鮮からの飛翔体発射事案に関する件について浜田防衛大臣及び中曽根外務大臣から報告を聴いた後、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣及び鴻池内閣官房副長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主）、白眞勲君（民主）、
浅野勝人君（自民）、木村仁君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

○平成21年4月16日（木）（第8回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた後、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、宮澤内閣府副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、木村仁君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

また、同件の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成21年4月21日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、橋本外務副大臣、北村防衛副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主）、藤田幸久君（民主）、
犬塚直史君（民主）、谷岡郁子君（民主）、
小池正勝君（自民）、佐藤正久君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

○平成21年4月23日（木）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、伊藤外務副大臣、北村防衛副大臣、竹下財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、島尻安伊子君（自民）、
山口那津男君（公明）、浅尾慶一郎君（民主）、
白眞勲君（民主）、風間直樹君（民主）、
藤田幸久君（民主）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成21年5月12日（火）（第11回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

沖縄国際大学法学部教授 佐藤学君
拓殖大学海外事情研究所教授 川上高司君
同志社大学法学部教授 村田晃嗣君
沖縄大学名誉教授 新崎盛暉君

〔質疑者〕

広中和歌子君（民主）、浅野勝人君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の

沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本
国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の
締結について承認を求めるの件（閣条第1号）
（衆議院送付）について浜田防衛大臣、中曾
根外務大臣、北村防衛副大臣及び政府参考人
に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきも
のでないと議決した。

〔質疑者〕

広中和歌子君（民主）、藤田幸久君（民主）、
喜納昌吉君（民主）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）
（閣条第1号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成21年5月21日（木）（第12回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年5月26日（火）（第13回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣、中曾根外務大臣、伊藤外務副大臣、北村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、藤田幸久君（民主）、
佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）
（閣法第31号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

○平成21年5月28日（木）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について金子国務大臣から趣旨説明を聴いた後、浜田防衛大臣、金子国務大臣、中曾根外務大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、白眞勲君（民主）、

谷岡郁子君（民主）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成21年6月2日（火）（第15回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について中曾根外務大臣、浜田防衛大臣、金子国務大臣、加納国土交通副大臣、北村防衛副大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、谷岡郁子君（民主）、
風間直樹君（民主）、小池正勝君（自民）、
佐藤正久君（自民）、山口那津男君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成21年6月4日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について金子国務大臣、浜田防衛大臣、中曾根外務大臣、北村防衛副大臣、橋本外務副大臣、加納国土交通副大臣、岡田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

米長晴信君（民主）、白眞勲君（民主）、
塚田一郎君（自民）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

- ・クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上3件について中曾根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月9日（火）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）国及びその財産の裁判権からの免除に関する

国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上3件について浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、北村防衛副大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（閣条第10号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第11号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第12号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成21年6月11日（木）（第18回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について金子国務大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、伊藤外務副大臣、岡田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

米長晴信君（民主）、一川保夫君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成21年6月16日（火）（第19回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国連開発計画武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）担当シニアアドバイザー デズモンド・ジョン・マロイ君

拓殖大学海外事情研究所所長・同大学院教授 森本敏君

東海大学海洋学部教授 山田吉彦君

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会全国理事

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員 高林敏之君

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、木村仁君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成21年6月18日（木）（第20回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について麻生内閣総理大臣、金子国務大臣、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、加納国土交通副大臣、北村防衛副大臣、岡田国土交通大臣政務官、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、否決した。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、※風間直樹君（民主）、小池正勝君（自民）、※佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民） ※関連質疑（閣法第61号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）
 - ・日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）
 - ・航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会閣条第3号）（衆議院送付）
- 以上3件について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月23日（火）（第21回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会

主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）
航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会閣条第3号）（衆議院送付）
以上3件について浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、加納国土交通副大臣、山内文部科学副大臣、柴山外務大臣政務官、金子厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人成田国際空港株式会社代表取締役社長森中小三郎君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、小池正勝君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

（閣条第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第13号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

（第170回国会閣条第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成21年6月30日（火）（第22回）

- ・ 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会閣条第1号）（衆議院送付）

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送

付）

以上4件について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月2日（木）（第23回）

- ・ 理事の補欠選任を行った。
- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会閣条第1号）（衆議院送付）

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上4件について浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、佐藤正久君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

（第170回国会閣条第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第9号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

（閣条第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

- ・ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結

について承認を求めるの件（第170回国会閣条第2号）（衆議院送付）

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上4件について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月7日（火）（第24回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会閣条第2号）（衆議院送付）

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上4件について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、佐藤正久君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

（第170回国会閣条第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第8号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について中曽根外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月9日（木）（第25回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について中曽根外務大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、山本香苗君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（閣条第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

委員派遣

○平成21年4月20日（月）

- ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の

沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本
国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の
締結について承認を求めるの件（閣条第1号）
の審査に資するための現地視察及び意見交換

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

榛葉賀津也君（民主）、白眞勲君（民主）、
木村仁君（自民）、風間直樹君（民主）、
広中和歌子君（民主）、佐藤正久君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	円 より子 (民主)	喜納 昌吉 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	尾立 源幸 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	林 芳正 (自民)
理事	大久保 勉 (民主)	姫井 由美子 (民主)	藤井 孝男 (自民)
理事	大塚 耕平 (民主)	峰崎 直樹 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	小泉 昭男 (自民)	森田 高 (民主)	荒木 清寛 (公明)
理事	椎名 一保 (自民)	山下 八洲夫 (民主)	白浜 一良 (公明)
	池口 修次 (民主)	尾辻 秀久 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	大石 尚子 (民主)	末松 信介 (自民)	
	川上 義博 (民主)	鶴保 庸介 (自民)	(21. 2. 3 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、本院議員提出8件及び衆議院提出3件の合計19件であった。

内閣提出8件のうち、4件は可決し、4件は否決した。なお、否決した4件については、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

本院議員提出8件のうち、2件は可決し、2件は修正議決した。また、継続審査とされていた4件のうち、2件は撤回された。

衆議院提出3件は、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願47種類491件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

20年度第2次補正予算関連法案等 内閣から、平成20年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時的措置として、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れる特例措置を定めよう

とする平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案が提出された。また、衆議院から、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講じようとする銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。さらに、本院議員から、平成20年度の一般会計補正予算(第2号)における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時的措置として、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、2兆1,185億円を限り、一般会計に繰り入れる特例措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定める平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案が提出された。

委員会では上記3法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、定額給付金の意義と妥当性、定額給付金の経済効果、自治体が行った定額給付金事業の準備行為を補助金の対象とすることの是非、銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開する理由、持ち合い株以外の資産買取りを検討する必要性等について質疑が行われた。内閣提出の平成二十年度財政運営特例法案は、賛成少数により否決されたが、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決された。銀行等株式保有制限法改正案及び平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案は可決された。なお、銀行等株式保有制限法改正案に附帯決議が付された。

所得税法等改正案 平成21年度税制改正では、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する法律案**が内閣から提出された。

委員会では、平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成21年度及び平成22年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定める内閣提出の**財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案**と一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、財政投融资特別会計の金利変動準備金の準備率の適正な水準、経済対策としての財源の在り方、所得税法等改正案附則に規定さ

れている税制抜本改革の方向性、住宅ローン減税の拡充による経済効果、法人実効税率の水準の在り方、所得再分配機能の回復に向けた今後の政府の取組等について質疑が行われ、両法律案はいずれも賛成少数により否決されたが、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決された。

租特透明化法案 本院議員から、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めようとする**租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案**が提出され、租特透明化法を導入する意義、租税特別措置の実態を把握する必要性、適用実態調査を行うことによる納税者及び税務当局の事務負担等について質疑が行われ、可決された。

金融関連2法案 信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずる**金融商品取引法等の一部を改正する法律案**が内閣から提出され、衆議院において、政府に対して、施行後3年以内に、指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の責務を課す検討条項を追加する修正が行われた。

委員会では、資金決済に関するサービスの

適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じる内閣提出の**資金決済に関する法律案**と一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、サブプライムローン問題における格付会社の責任、金融ADRに関して指定紛争解決機関制度を導入する趣旨、取引所相互乗り入れが商品市場に与える影響、地方公共団体がプロである特定投資家とされることの妥当性、資金移動業者に認められる少額の為替取引の上限、収納代行サービス等に対する規制の在り方等について質疑が行われ、両法律案はいずれも可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

21年度補正予算関連法案 最近の経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成21年及び平成22年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成21年度及び平成22年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずる**租税特別措置法の一部を改正する法律案**が内閣から提出され、交際費課税の法的根拠と経済効果、研究開発税制の有効性を検証していく必要性、住宅取得に係る贈与税非課税制度の目的等について質疑が行われ、本法律案は賛成少数により、否決されたが、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決された。

また、衆議院から、日本政策投資銀行が危

機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、政府による出資及び政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めようとする**株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案**及び銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を上場投資信託等に拡大しようとする**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

さらに、本院議員から、いわゆるオーナー課税制度については、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること等にかんがみ、これを廃止しようとする**法人税法の一部を改正する法律案**及び中小企業者等の経営を一層支援するため、中小企業者等の法人税の軽減税率を更に11%又は12%へ引き下げようとする**租税特別措置法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会では上記4法律案を一括して議題とし、日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方、銀行等保有株式取得機構の株式買取り状況に対する評価、オーナー課税制度を廃止する意義、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下げる理由等について質疑が行われ、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案について、国会法第57条の3の規定に基づいて内閣から意見を聴取した。日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案は可決され、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案は、施行期日を公布の日に改める等の修正がそれぞれ行われ、両法律案はいずれも修正議決された。なお、

日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式会社保有制限法改正案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

その他 最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの充実・強化及び通関手続の特例措置の拡充を図るための所要の改正を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**について、通関手続の特例措置の意義、多年続けられている暫定税率を見直していく必要性等について質疑が行われ、可決された。なお、附帯決議が付された。

また、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、国際通貨基金に対し、156億2,850万特別引き出し権に相当する金額の範囲内において出資することができるとしようとする**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**について、今般の国際通貨基金改革の目的、第2回金融サミットに向けて我が国が果たすべき役割等について質疑が行われ、可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月3日、中川前財務大臣がG7に出張した際のチャーター機の契約先及び契約形態、経済対策における中小企業金融の円滑化のための施策、商工ローン業者SFCGの経営破綻による影響等について、質疑を行った。

3月12日、財政政策等の基本施策及び金融行政について与謝野国務大臣から所信を聴取した。これに対し、3月17日、所得税法等改正案の附則に盛り込まれた「景気回復」の定義、内需拡大による経済成長がこれまでの

実現できなかった理由、認定NPO法人の認定基準緩和等による個人寄附金の支援、現在は分離課税となっている金融所得課税を総合課税に変更する必要性等について質疑を行った。

4月7日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**(平成20年6月10日、平成20年12月12日提出)及び**金融危機対応**について、与謝野国務大臣から説明を聴取した後、金融サミット等の場での時価会計見直しに関する議論、会計基準の適用指針に反してかんぽの宿に減損会計を適用したことの問題点、ゆうちょ銀行のカード事業における事業委託先の選定に対する日本郵政副社長の見解等について質疑を行った。

4月9日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**について、白川日本銀行総裁から説明を聴取した後、市場との対話のための日銀による継続的情報発信の必要性、日銀券発行残高と長期国債買入れとの関係、伝統的金融政策及び非伝統的金融政策についての日銀総裁の見解、日銀の新発債受入れについての日銀法及び財政法の解釈、適格担保の範囲の拡大による中小企業金融の円滑化への効果、日銀が行う劣後ローン引受けに対する金融機関のニーズの有無等について質疑を行った。

4月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告及び金融危機対応**について、金融機関の破綻処理が一段落した現状における預金保険機構の今後の役割、補正

予算編成による政府債務増加への懸念、地球規模の諸課題に対応するための国際連帯税等の活用、我が国の外貨準備の通貨構成を見直す必要性、タックスヘイブンをめぐる問

題について今後の国際連携の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年2月3日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年2月10日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について中川財務大臣から趣旨説明を聴き、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員柳澤伯夫君から趣旨説明を聴き、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた後、

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)

以上3案について発議者参議院議員近藤正道君、同尾立源幸君、同富岡由紀夫君、同川崎稔君、同森田高君、発議者衆議院議員野田毅君、同柳澤伯夫君、同大野功統君、中川国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣

府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事山本謙三君に対し質疑を行った。

[質疑者]

水戸将史君(民主)、藤末健三君(民主)、峰崎直樹君(民主)、小泉昭男君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

○平成21年2月12日(木) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)

以上3案について発議者参議院議員峰崎直樹君、同尾立源幸君、同富岡由紀夫君、同近藤正道君、発議者衆議院議員大野功統君、同七条明君、中川国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、倉田総務副大臣、平田財務副大臣、大村厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事中曾宏君及び同銀行理事水野創君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、峰崎直樹君(民主)、大門実紀史君(共産)、森まさこ君(自民)

○平成21年2月24日(火) (第4回)

- ・河村内閣官房長官及び与謝野国務大臣から発言があった。

○平成21年3月3日(火) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。

- ・中川前財務大臣のG7出張に関する件、特別会計の積立金等に関する件、電子納税の普及に関する件、株式会社SFCGの経営破綻に関する件等について与謝野国務大臣、谷本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事水野創君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、森まさこ君（自民）、大門実紀史君（共産）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案（参第1号）

以上3案について発議者参議院議員峰崎直樹君、発議者衆議院議員柳澤伯夫君、麻生内閣総理大臣、与謝野国務大臣、中村総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事中曾宏君及び同銀行総裁白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）を否決し、

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案（参第1号）

以上両案をいずれも可決した。

- ・質疑

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、大門実紀史君（共産）

- ・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

（衆第1号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

（参第1号）

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

なお、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○平成21年3月12日（木）（第6回）

- ・財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について与謝野国務大臣から所信を聴いた。

○平成21年3月17日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について与謝野国務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、川上義博君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成21年3月19日（木）（第8回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、吉野環境副大臣、平田財務副大臣、石崎総務副大臣、戸井田厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事水野創君、同銀行総裁白川方明君及び

日本郵政株式会社常務執行役妹尾良昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、小泉昭男君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年3月24日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫）について与謝野国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事水野創君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、椎名一保君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成21年3月25日（水）（第10回）

- ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院経済学研究科教授 醍醐聰君

慶應義塾大学経済学部准教授 土居丈朗君
白鷗大学法学部准教授 浅羽隆史君

〔質疑者〕

峰崎直樹君（民主）、鶴保庸介君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成21年3月26日（木）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について麻生内閣総理大臣、与謝野国務大臣、平田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事中曾宏君及び同銀行総裁白川方明君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

- ・質疑

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、大久保勉君（民主）、大門実紀史君（共産）

- ・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、森まさこ君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

- ・関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について与謝野財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月27日（金）（第12回）

- ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも否決した。

(閣法第4号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第6号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成21年3月30日(月)(第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・**関税込率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)**について与謝野財務大臣、末松財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、尾立源幸君(民主)、

大門実紀史君(共産)

(閣法第13号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- ・**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)**について与謝野財務大臣から趣旨説明を聴き、与謝野国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事中曾宏君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

水戸将史君(民主)、大塚耕平君(民主)、

大門実紀史君(共産)

(閣法第14号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- ・**租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第2号)**について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月7日(火)(第14回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法

律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件及び金融危機対応に関する件について与謝野国務大臣から説明を聴いた後、両件について同大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役藤本栄助君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君及び同株式会社常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

[質疑者]

川上義博君(民主)、峰崎直樹君(民主)、

大門実紀史君(共産)

○平成21年4月9日(木)(第15回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁白川方明君から説明を聴いた後、石田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君、同銀行理事堀井昭成君、同銀行副総裁西村清彦君、同銀行理事水野創君、同銀行理事中曾宏君及び同銀行理事山本謙三君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、大塚耕平君(民主)、

荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

○平成21年4月23日(木)(第16回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件及び金融危機対応に関する件について与謝野国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁西村清彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

富岡由紀夫君(民主)、喜納昌吉君(民主)、

大門実紀史君(共産)

- ・**租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第2号)**について発議者参議院議員水戸将史君、同尾立源幸君、同峰崎直樹

君、与謝野財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

川上義博君（民主）、藤末健三君（民主）、
荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）
（参第2号）

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中川正春君から説明を聞いた。

○平成21年6月2日（火）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野国務大臣、大村厚生労働副大臣、谷本内閣府副大臣、谷合経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、
森まさこ君（自民）、荒木清寛君（公明）、
大門実紀史君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年6月4日（木）（第18回）

- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について厚生労働委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野国務大臣、石田財務副大臣、松村経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

富岡由紀夫君（民主）、藤末健三君（民主）、
尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成21年6月8日（月）

厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

（厚生労働委員会を参照）

○平成21年6月9日（火）（第19回）

- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社三國事務所代表取締役 三國陽夫君

全国銀行協会会長 永易克典君

社団法人生命保険協会会長 松尾憲治君

社団法人日本損害保険協会常務理事 志鎌敬君

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、椎名一保君（自民）、
荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成21年6月11日（木）（第20回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野国務大臣、谷本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、峰崎直樹君（民主）、

大門実紀史君（共産）

○平成21年6月16日（火）

厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会
（第2回）

（厚生労働委員会を参照）

○平成21年6月16日（火）（第21回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）
資金決済に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人株式会社東京金融取引所代表取締役専務太田省三君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、大久保勉君（民主）、
尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）
（閣法第49号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

（閣法第50号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

- ・租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について与謝野財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月18日（木）（第22回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について与謝野財務大臣、石田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、否決した。

〔質疑者〕

水戸将史君（民主）、尾立源幸君（民主）、
大塚耕平君（民主）、荒木清寛君（公明）、
大門実紀史君（共産）

（閣法第65号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

- ・株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員大野功統君から趣旨説明を、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員竹本直一君から説明を聴き、

法人税法の一部を改正する法律案（参第17号）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（参第18号）

以上両案について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月23日（火）（第23回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
法人税法の一部を改正する法律案（参第17号）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（参第18号）

以上4案について発議者参議院議員尾立源幸君、同藤末健三君、発議者衆議院議員大野功統君、同上田勇君、同寺田稔君、同七条明君、修正案提出者衆議院議員竹本直一君、与謝野国務大臣、石田財務副大臣、加納国土交通副大臣、谷本内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長室伏稔君、同銀行取締役常務執行役員柳正憲君及び株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共

産)、峰崎直樹君(民主)、森まさこ君(自民)、荒木清寛君(公明)、藤末健三君(民主)

○平成21年6月25日(木)(第24回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議院提出)

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

以上4案について発議者参議院議員尾立源幸君、発議者衆議院議員七条明君、同山本明彦君、同大野功統君、同柳澤伯夫君、与謝野国務大臣、宮澤内閣府副大臣、政府参考人、参考人株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員柳正憲君、同銀行代表取締役社長室伏稔君、日本銀行理事山本謙三君及び日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君に対し質疑を行い、

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

以上両案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議院提出)

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

以上4案について討論の後、

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議

院提出)

以上両案をいずれも可決し、

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

以上両案をいずれも修正議決した。

[質疑者]

牧山ひろえ君(民主)、喜納昌吉君(民主)、大久保勉君(民主)、大塚耕平君(民主)、大門実紀史君(共産)

(衆第21号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

(衆第22号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

(参第17号)

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

(参第18号)

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

なお、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議院提出)についてそれぞれ附帯決議を行った。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	中川 雅治（自民）	神本 美恵子（民主）	中曽根 弘文（自民）
理事	佐藤 泰介（民主）	亀井 郁夫（民主）	西田 昌司（自民）
理事	鈴木 寛（民主）	友近 聡朗（民主）	山内 俊夫（自民）
理事	関口 昌一（自民）	那谷屋 正義（民主）	義家 弘介（自民）
理事	水落 敏栄（自民）	西岡 武夫（民主）	浮島 とも子（公明）
	青木 愛（民主）	藤谷 光信（民主）	山下 栄一（公明）
	大石 尚子（民主）	横峯 良郎（民主）	(21. 3. 12 現在)

（1）審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件及び本院議員提出4件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願45種類157件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案は、委員会において、国立高等専門学校再編の在り方、国策としての日本語教育事業の重要性、国立国語研究所の設置形態見直しの方向性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、賠償措置額引上げの理由と諸外国の動向、賠償措置額を超えた原子力損害に対する国の責務、原子力損害賠償制度に関する国際条約への加盟の見通し等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関

する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、本法律案の意義、ジェイパーク施設の安全管理方策、登録施設利用促進機関が行う利用者選定における公正・公平性の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、国立国会図書館における電子データの活用方法、障害者の情報アクセス確保に向けた本法律案の運用、違法なインターネット配信からの録音・録画の違法化が利用者に及ぼす影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、委員会において、研究開発力強化に向けた国立大学附属病院の窮状改善策、研究課題の選定の在り方と資金の配分手続における公正性の確保、衆議院における修正理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、教育職員の資質及

び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、3法律案を一括して議題とし、教育振興基本計画に数値目標を盛り込む必要性、法律案に基づく施策の実施に要する費用とその財源、教員免許状の取得に修士の学位を求める妥当性等について質疑が行われ、順次採決の結果、3法律案はいずれも多数をもって可決された。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案は、委員会において、後期中等教育の在り方、無償化に必要な経費とその財源の確保策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月12日、文教科学行政の基本施策について塩谷文部科学大臣から所信を、平成21年度文部科学省関係予算について松野文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月17日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、教育振興基本計画に追加して教職員定数の改善を盛り込む必要性、教員免許更新講習の受講者及び開設者に対する財政支援の在り方、教職調整額及び人材確保法の見直しを改める必要性、日教組に対する文部科学大臣の見解、公立小中学校の耐震化の現状と展望、学習指導要領に部活

動を盛り込んだ意義、新国立劇場の芸術監督選定過程への疑義、障害者権利条約批准へ向けた特別支援教育の在り方、財団法人日本漢字能力検定協会の運営問題と改善方策、大麻取締法に種子の販売及び吸引の処罰規定を明記する必要性、義務教育修了後の進路の在り方等の問題が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度文部科学省予算等の審査を行い、教育の基本方針に対する文部科学大臣の見解、学校図書費及び教材費を十分に措置する必要性、東京オリンピック招致に関する国会決議に対する文部科学大臣の所見、校庭の芝生化推進の重要性、学級規模縮小及び正規教職員増員の必要性、教員免許更新講習における受講費用負担軽減方策、一部の教職員組合による教育内容に踏み込む活動や人事介入に対する懸念、教職員組合主導による教職員の政治活動への懸念、特別支援学校高等部卒業後の生徒の雇用促進策、公立の中高一貫教育校入学に際し事実上学力検査が行われている実態に対する見解等について質疑を行った。

6月25日、教育に関する実情調査のため、国立大学法人名古屋大学、名古屋市立植田東小学校及び名古屋国際センターを視察した。

(2) 委員会経過

○平成21年3月12日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- ・文教科学行政の基本施策に関する件について塩谷文部科学大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度文部科学省関係予算に関する件について松野文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・文教科学行政の基本施策に関する件について塩谷文部科学大臣、松野文部科学副大臣、山内文部科学副大臣、渡辺厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤泰介君(民主)、西岡武夫君(民主)、
関口昌一君(自民)、神本美恵子君(民主)、
西田昌司君(自民)、山下栄一君(公明)

○平成21年3月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について塩谷文部科学大臣、山内文部科学副大臣、吉野環境副大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

亀井郁夫君(民主)、友近聡朗君(民主)、
那谷屋正義君(民主)、義家弘介君(自民)、
山下栄一君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月26日(木) (第4回)

- ・独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴いた。

○平成21年3月30日(月) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員牧義夫君、塩谷文部科学大臣、浮島文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

横峯良郎君(民主)、神本美恵子君(民主)、
水落敏栄君(自民)、山下栄一君(公明)
(閣法第18号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月7日(火) (第6回)

- ・原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月9日(木) (第7回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤谷光信君(民主)、大石尚子君(民主)、
山下栄一君(公明)

(閣法第22号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月21日(火) (第8回)

- ・国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員鈴木寛君から趣旨説

明を聴いた。

○平成21年4月23日(木)(第9回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員水岡俊一君、同鈴木寛君、塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

[質疑者]

那谷屋正義君(民主)、西田昌司君(自民)、
山下栄一君(公明)

(参第7号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

○平成21年4月28日(火)(第10回)

- ・特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月30日(木)(第11回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

亀井郁夫君(民主)、青木愛君(民主)、
山下栄一君(公明)

○平成21年5月21日(木)(第12回)

- ・特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第23号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第4号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第5号)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

以上3案について発議者参議院議員鈴木寛君から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月9日(火)(第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第4号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第5号)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

以上3案について発議者参議院議員植松恵美子君、同鈴木寛君、塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

佐藤泰介君(民主)、水落敏栄君(自民)、
山下栄一君(公明)

(参第4号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

(参第5号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

(参第6号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

- ・著作権法の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月11日(木)(第14回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・著作権法の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について塩谷文部科学大臣、

長尾国立国会図書館長、政府参考人及び国立国会図書館当局に対し質疑を行った後、可決

した。

〔質疑者〕

友近聡朗君（民主）、那谷屋正義君（民主）
（閣法第54号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月16日（火）（第15回）

- ・独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について塩谷文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴いた。

○平成21年6月18日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員池坊保子君、塩谷文部科学大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、山下栄一君（公明）
（閣法第66号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	辻 泰弘 (民主)	川合 孝典 (民主)	島尻 安伊子 (自民)
理事	中村 哲治 (民主)	小林 正夫 (民主)	西島 英利 (自民)
理事	柳田 稔 (民主)	下田 敦子 (民主)	南野 知恵子 (自民)
理事	蓮 舫 (民主)	谷 博之 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	衛藤 晟一 (自民)	森田 高 (民主)	渡辺 孝男 (公明)
理事	山本 博司 (公明)	石井 準一 (自民)	小池 晃 (共産)
	足立 信也 (民主)	石井 みどり (自民)	福島 みずほ (社民)
	家西 悟 (民主)	岸 宏一 (自民)	
	梅村 聡 (民主)	坂本 由紀子 (自民)	(21. 3. 12 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出4件、本院議員提出4件及び衆議院提出4件(厚生労働委員長3件)の合計12件であった。

内閣提出4件のうち、3件は可決し、1件は否決した。否決した**国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案**については、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。また、本院議員提出3件、衆議院提出3件を可決し、衆議院提出の**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案**及び本院議員提出の**子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案**については、委員会で質疑が終局した後、本会議における中間報告を行い、**臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案**は本会議において可決された。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願85種類1,385件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

雇用保険 **雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)**は、景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、平成21年度の雇用保険率を特例的に引き下げる等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である受給資格者をその対象とすること、施行期日を平成21年3月31日に改めること等の修正が行われた。

委員会においては、いわゆる非正規労働者を始めとする離職者に対するセーフティネットの在り方、雇用保険の対象を定める適用基準や被保険者資格確認の在り方、失業等給付の基本手当の拡充等を3年間の暫定措置とする理由等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。な

お、本法律案に対し附帯決議が付された。

年金 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするとともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する等のため、所要の改正を行おうとするものである。衆議院においては、平成21年4月1日とされていた施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

委員会においては、財政金融委員会との連合審査会を行うとともに、麻生内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行ったところ、平成16年改正法で求められていた安定財源が確保されなかった理由、国庫負担引上げのためにいわゆる埋蔵金を用いることの妥当性、基礎年金の最低保障機能の強化、財政検証の前提の妥当性、国民年金保険料納付率低下の年金財政への影響等について質疑が行われ、討論の後、賛成少数をもって否決された。本法律案は、本会議でも否決されたが、衆議院において憲法第59条第2項に基づき、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決された。

また、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の社会保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じる**社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(衆第18号)**及び、記録訂正により遅延して支払われる年金

額への特別加算金を支給する**厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(衆第19号)**が提出された。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、両法律案は全会一致をもって可決された。

そのほか、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合により、年金記録確認第三者委員会での審議促進等を図るための**厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)**が参議院に提出され、委員会においては、本法律案の年金記録回復に対する効果、年金記録確認第三者委員会の判断基準を法制化する理由等について質疑が行われた。質疑を終局し、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

育児・介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第64号)は、仕事と子育て、仕事と介護それぞれの両立を支援し、労働者が男女ともに、子どもの養育又は家族の介護を行いながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業制度の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、女性の継続就業率が改善しない理由、男性の育児休業取得率向上に向けた取組、育児休業中の所得保障の在り方、いわゆる「育休切り」などの不利益取扱い事案に厳正に対処する必要性等につい

て質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。

臓器移植 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)(以下「臓器移植法改正案」という。)は、移植のための臓器摘出等に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面により承諾した場合を加える等の措置を講じようとするものである。また、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)(以下「子ども脳死臨調設置法案」という。)は、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について定めるとともに、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、臓器移植法改正案について発議者衆議院議員山内康一君、子ども脳死臨調設置法案について発議者岡崎トミ子君から趣旨説明を聴取した後、我が国における臓器移植の経緯、現状等について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。また、脳死判定から臓器移植に至る医学的プロセス及び「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」における検証結果について、同検証会議座長の藤原参考人からの説明聴取及び質疑を行った。さらに、延べ20名の参考人より意見を聴取したほか、東京女子医科大学病院及び東邦大学医療センター大森病院を視察した。

委員会においては、臓器移植法改正案に関し、第6条第2項の「脳死した者の身体」の定義において、「その身体から移植術に使用

されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除した理由、本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認める理由、被虐待児からの臓器提供を防止する方策等について質疑が行われ、また、子ども脳死臨調設置法案に関し、「臨時子ども脳死・臓器移植調査会」について1年という期間で結論を得られる可能性、脳死を一律に人の死とすることの問題性、意思表示ができない子どもたちに臓器提供を求めることについての見解等について質疑が行われた。

臓器移植法改正案に対しては、谷博之委員外5名より、第6条第2項の規定から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除する改正を行わないこと、被虐待児が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されないようにするための検討規定を公布の日から施行すること等を内容とする修正案が提出され、質疑が行われた。

委員会において、臓器移植法改正案、同修正案及び子ども脳死臨調設置法案に対する質疑が終局した後、本会議では、臓器移植法改正案及び子ども脳死臨調設置法案について中間報告を求める動議が可決され、中間報告が行われた後、両法律案について本会議において直ちに審議することの動議が可決された。その後、委員会に提出された修正案と同内容の修正案が南野知恵子君より提出され、討論の後、修正案は否決され、臓器移植法改正案は賛成多数をもって可決された。

社会福祉 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参第24号)は、現行の児童扶養手当制度の対象が母子家庭等に限定され、父子家庭が対象外とされていることにより、父子家庭に対する必要な経済的支援がなされな

いままに放置されている現状にかんがみ、当分の間、父子家庭に対しても、児童扶養手当に相当する給付を行おうとするものであり、委員会においては、父子家庭が児童扶養手当の対象外とされてきた経緯及び理由、父子家庭に対して児童扶養手当に相当する給付を行う必要性等について質疑が行われた。質疑を終局し、国会法第57条の3の規定に基づいて内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

また、**生活保護法の一部を改正する法律案(参第25号)**は、平成17年度から段階的に削減され、本年4月に完全に廃止された生活保護の母子加算を復活させるため、平成21年10月以降、当分の間、生活保護法による保護の基準において、母子加算が完全に支給されていた平成16年度以前における制度に則した加算を行うよう、必要な措置を講ずるものであり、委員会においては、母子加算が廃止された経緯・理由とその評価、最低生活費における母子加算の位置付け等について質疑が行われた。質疑を終局し、国会法第57条の3の規定に基づいて内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

その他 **戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第24号)**は、平成21年4月1日における戦没者等の遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給しようとするもの

であり、委員会においては、特別弔慰金等に係る時効規定の見直しの必要性、特別弔慰金制度等の対象者の把握方法の改善と周知徹底の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)は、「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」、「きゆう師試験」等につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ、「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」、「きゆう師国家試験」等に改めようとするものであり、委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月12日、厚生労働行政の基本施策について舛添厚生労働大臣から所信を、平成21年度厚生労働省関係予算について大村厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月17日、厚生労働行政の基本施策に関し、今後の雇用情勢の見通しと新たな雇用対策の必要性、地方分権改革推進委員会第2次勧告のハローワーク縮小、雇用均等室集約化等に対する厚生労働大臣の見解、安心子ども基金を創設することによる待機児童解消効果、障害者自立支援法見直しにおける利用者負担及び負担水準の考え方等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度厚生労働省関係予算の審査を行い、難病のある人の雇用促進策を進める必要性、レセプトオンライン請求義務化の方針を

見直す必要性、児童養護施設等の退所者に対する継続的な支援の必要性、公立病院に対する財政支援の必要性等について質疑を行った。

4月2日、医療に対する積極的な財政投入の必要性、被爆者援護施策の在り方、歯科保健医療の推進方策、日本年金機構設立に伴う体制整備等、無届け高齢者施設における防火・安全対策、がん対策の推進、要介護認定方法の変更、保育制度の見直し等について質疑を行った。

4月7日、雇用対策、周産期医療等に関する実情調査のため、渋谷公共職業安定所及び日本赤十字社医療センターを視察した。

4月14日、雇用、医療等に関する件を議題とし、平成21年度失業等給付費予算額の妥当性及び補正予算における追加想定額、集団予防接種によるB型肝炎感染者に関する実態調査の有無と患者発生の可能性、救急医療機関の宿直許可に係る是正指導方策に関する厚生労働大臣の所見等について質疑を行った。

4月21日、雇用、医療等に関する件を議題とし、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構における今後の不正経理対策と雇用協会への委託の再検討、雇用調整助成金の拡充の具体的内容及び効果、「経済危機対策」における障害者の雇用対策の具体的内容、女性の継続就業促進のための環境整備の必要性等について質疑を行った。

5月8日、新型インフルエンザに関する件を議題とし、舛添厚生労働大臣から報告を聴いた後、新型インフルエンザ対策として検疫よりも国内体制を強化する必要性、在外邦人の感染等を把握する体制の整備状況、「新型イ

ンフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」の策定状況、危機管理における国と地方自治体との連携に関する厚生労働大臣の認識等について質疑を行った。

6月30日、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

6月30日、**保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を改めるとともに、新たに業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めようとするものである。

(2) 委員会経過

○平成21年3月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- ・厚生労働行政の基本施策に関する件について舛添厚生労働大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度厚生労働省関係予算に関する件について大村厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・厚生労働行政の基本施策に関する件について舛添厚生労働大臣、大村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

川合孝典君(民主)、足立信也君(民主)、島尻安伊子君(自民)、古川俊治君(自民)、山本博司君(公明)、下田敦子君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成21年3月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について舛添厚生労働大臣、松野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

谷博之君(民主)、石井みどり君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴いた後、舛添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣、宮澤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

梅村聡君(民主)、小林正夫君(民主)、坂本由紀子君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成21年3月26日(木) (第4回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

行田邦子君(民主)、岸宏一君(自民)

○平成21年3月27日(金) (第5回)

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年3月30日(月) (第6回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

下田敦子君(民主)、谷博之君(民主)、島尻安伊子君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成21年4月2日(木) (第7回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・医療に対する積極的な財政投入の必要性に関する件、被爆者援護施策の在り方に関する件、歯科保健医療の推進方策に関する件、日本年金機構設立に伴う体制整備等に関する件、無届け高齢者施設における防火・安全対策に関する件、がん対策の推進に関する件、要介護認定方法の変更に係る件、保育制度の見直

しに関する件等について舛添厚生労働大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森田高君（民主）、犬塚直史君（民主）、大久保潔重君（民主）、石井準一君（自民）、南野知恵子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年4月14日（火）（第8回）

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長田村憲久君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ・雇用、医療等に関する件について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、梅村聡君（民主）

○平成21年4月21日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ・雇用、医療等に関する件について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕

足立信也君（民主）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年4月23日（木）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員津田弥太郎君から趣旨説明を聴いた後、同行田邦子君、同津田弥太郎君、同蓮舫君、同加賀谷健君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、西島英利君（自民）、衛藤晟一君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、

福島みずほ君（社民）

- ・社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（衆第19号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長田村憲久君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（衆第19号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成21年5月8日（金）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・新型インフルエンザに関する件について舛添厚生労働大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、森田高君（民主）、山田俊男君（自民）、古川俊治君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月2日（火）（第12回）

- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（参第8号）について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

（参第8号）

賛成会派 民主、共産、社民
反対会派 自民、公明

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣、大村厚生労働副大臣、宮澤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株

式会社常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、森田高君（民主）、南野知恵子君（自民）、石井みどり君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月4日（木）（第13回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣、大村厚生労働副大臣、谷本内閣府副大臣、萩生田文部科学大臣政務官、谷口国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、川合孝典君（民主）、中村哲治君（民主）、島尻安伊子君（自民）、西島英利君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、同法律案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成21年6月8日（月）

厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣、与謝野財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

峰崎直樹君（民主）、衛藤晟一君（自民）、山本博司君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月9日（火）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣及び政府参考

人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、下田敦子君（民主）、谷博之君（民主）、石井準一君（自民）、古川俊治君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月11日（木）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、谷岡郁子君（民主）、小林正夫君（民主）、岸宏一君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月16日（火）

厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会（第2回）

- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について与謝野財務大臣、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳田稔君（民主）、梅村聡君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成21年6月16日（火）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、小林正夫君（民主）、川合孝典君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年6月18日（木）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、否決した。

- ・質疑

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、中村哲治君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

中村哲治君（民主）、※柳田稔君（民主）、衛藤晟一君（自民）、※西島英利君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑（閣法第19号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成21年6月23日（火）（第18回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第64号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・児童扶養手当法の一部を改正する法律案（参第24号）について発議者参議院議員島田智哉子君から趣旨説明を聴いた。

- ・生活保護法の一部を改正する法律案（参第25号）について発議者参議院議員大河原雅子君

から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月25日（木）（第19回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・児童扶養手当法の一部を改正する法律案（参第24号）について発議者参議院議員島田智哉子君、同前川清成君、同神本美恵子君、同藤末健三君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（参第24号）

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自民、公明

- ・生活保護法の一部を改正する法律案（参第25号）について発議者参議院議員中村哲治君、同川合孝典君、同大河原雅子君、同小池晃君、同近藤正道君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（参第25号）

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自民、公明

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成21年6月30日（火）（第20回）

- ・保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第14号）（衆議院提出）子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（参第26号）

以上両案の審査のため必要に応じ参考人の出

席を求めることを決定した。

・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第14号）（衆議院提出）

について発議者衆議院議員山内康一君から趣旨説明を聴き、

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（参第26号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について、我が国における臓器移植の経緯、現状等に関し政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、脳死判定から臓器移植に至る医学的プロセス及び検証会議における検証結果に関し次の参考人から説明を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

谷博之君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、蓮舫君（民主）、古川俊治君（自民）、森田高君（民主）、小林正夫君（民主）、家西悟君（民主）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院院長

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議座長 藤原研司君

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、森田高君（民主）、小池晃君（共産）、谷博之君（民主）、古川俊治君（自民）、南野知恵子君（自民）、山本博司君（公明）、梅村聡君（民主）、丸川珠代君（自民）、谷岡郁子君（民主）、足立信也君（民主）

○平成21年7月2日（木）（第21回）

・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第14号）（衆議院提出）

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（参第26号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本弁護士連合会人権擁護委員会委員 加藤高志君

社団法人日本医師会常任理事 木下勝之君
昭和大学医学部救急医学教授

日本救急医学会理事 有賀徹君

臓器移植患者団体連絡会代表幹事

NPO法人日本移植者協議会理事長 大久保通方君

日本移植学会理事長 寺岡慧君

社団法人日本小児科学会会長

横浜市立大学大学院医学研究科発生成育小児医療学教授 横田俊平君

日本移植コーディネーター協議会副会長

篠崎尚史君

作家

評論家 柳田邦男君

・参考人（加藤高志君、木下勝之君、有賀徹君、大久保通方君）に対する質疑

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、衛藤晟一君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、谷岡郁子君（民主）、古川俊治君（自民）、中村哲治君（民主）、谷博之君（民主）、丸川珠代君（自民）

・参考人（寺岡慧君、横田俊平君、篠崎尚史君、柳田邦男君）に対する質疑

〔質疑者〕

丸川珠代君（自民）、福島みずほ君（社民）、山本博司君（公明）、谷岡郁子君（民主）、南野知恵子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、小池晃君（共産）、谷博之君（民主）、衛藤晟一君（自民）、古川俊治君（自民）

○平成21年7月6日（月）（第22回）

・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第14号）（衆議院提出）

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（参第26号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

財団法人日本宗教連盟幹事 宍野史生君
社団法人全国腎臓病協議会会長 宮本高宏君

全国交通事故遺族の会理事 井手政子君
自治医科大学先端医療技術開発センター先端治療開発部門客員教授 小林英司君
兵庫医科大学小児科主任教授
日本小児科学会倫理委員会委員長 谷澤隆邦君

財団法人日本救急医療財団理事長
杏林大学医学部救急医学教授 島崎修次君
東京財団研究員 櫛島次郎君
上智大学法学研究科教授 町野朔君

- ・参考人(宍野史生君、宮本高宏君、井手政子君、小林英司君)に対する質疑

[質疑者]

森田高君(民主)、西島英利君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)、衛藤晟一君(自民)、姫井由美子君(民主)

- ・参考人(谷澤隆邦君、島崎修次君、櫛島次郎君、町野朔君)に対する質疑

[質疑者]

足立信也君(民主)、古川俊治君(自民)、谷博之君(民主)、小池晃君(共産)、森ゆうこ君(民主)、福島みずほ君(社民)、森田高君(民主)、丸川珠代君(自民)、中村哲治君(民主)、小林正夫君(民主)

○平成21年7月7日(火)(第23回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)(衆議院提出)子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)以上両案について次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、発議者参議院議員近藤正道君、同岡崎トミ子君、同小池晃君、同森ゆうこ君、同千葉景子君、発議者衆議院議員河野太郎君、同山内康一君、同富岡勉君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本移植支援協会副理事長 高橋和子君
大阪大学大学院医学系研究科先端移植基盤医療学教授 高原史郎君

大阪府立大学人間社会学部教授 森岡正博君
東京大学先端科学技術研究センター特任教授 米本昌平君

- ・参考人に対する質疑

[質疑者]

石井準一君(自民)、古川俊治君(自民)、田中康夫君(民主)、小池晃君(共産)、亀井亜紀子君(民主)、福島みずほ君(社民)、森ゆうこ君(民主)

- ・質疑

[質疑者]

谷博之君(民主)、南野知恵子君(自民)、山本博司君(公明)、亀井亜紀子君(民主)、石井準一君(自民)、田中康夫君(民主)、古川俊治君(自民)、川上義博君(民主)、島尻安伊子君(自民)、櫻井充君(民主、委員外議員)、石井みどり君(自民)、川田龍平君(無、委員外議員)

○平成21年7月9日(木)(第24回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)(衆議院提出)子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)以上両案について発議者参議院議員千葉景子君、同近藤正道君、同森ゆうこ君、同小池晃君、発議者衆議院議員富岡勉君、同山内康一君、同福島豊君、同河野太郎君、舛添厚生労働大臣、早川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、
- ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)(衆議院提出)子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)以上両案及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)(衆

議院提出) に対する修正案について発議者参議院議員千葉景子君、修正案提出者参議院議員衛藤晟一君、同谷博之君、同西島英利君、発議者衆議院議員富岡勉君、同福島豊君及び同河野太郎君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

〔質疑者〕

下田敦子君（民主）、丸川珠代君（自民）、山下栄一君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、梅村聡君（民主）、谷岡郁子君（民主）、亀井亜紀子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、足立信也君（民主）

・質疑（修正案を含む）

〔質疑者〕

小池晃君（共産）、古川俊治君（自民）、梅村聡君（民主）、福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（民主）、柳田稔君（民主）、谷岡郁子君（民主）、森ゆうこ君（民主）

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	平野 達男（民主）	大河原 雅子（民主）	野村 哲郎（自民）
理事	郡司 彰（民主）	金子 恵美（民主）	牧野 たかお（自民）
理事	高橋 千秋（民主）	亀井 亜紀子（民主）	山田 俊男（自民）
理事	加治屋 義人（自民）	主濱 了（民主）	風間 昶（公明）
理事	佐藤 昭郎（自民）	姫井 由美子（民主）	草川 昭三（公明）
	岩本 司（民主）	舟山 康江（民主）	紙 智子（共産）
	小川 勝也（民主）	岩永 浩美（自民）	(21.3.4 現在)

（1）審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、本院議員提出1件及び衆議院提出（農林水産委員長）2件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類17件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

郡司彰君外4名発議の農業協同組合法等の一部を改正する法律案（第170回国会参第1号）は、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織を特定の政党のために利用してはならないこととするため、それぞれの法律について所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会では、農協法等に政治的中立の規定を設ける必要性とその効果、消費生活協同組合法等に政治的中立の規定が設けられた経緯、農事組合法人に政治的中立を求めることの妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多発している状

況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を適用する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大など、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、法律の有効期間を5年間延長しようとするものである。

委員会では、本法の支援効果、本法の対象業種の設定基準と変更の可能性、農商工連携促進法と本法との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案は、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するため、基本方針の策定並びに生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定について定めるとともに、これらの計画の認定を受けた者に対する農業改良資金助成法、食品流通構造改善促

進法、種苗法等の特例を創設しようとするものである。

また、**米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案**は、事故米穀の不正規流通問題の発生によって、米製品全般にわたり消費者の不安が生じた状況を踏まえ、米穀等に関し、食品として安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀等の取扱事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存並びに産地情報の伝達を義務付けようとするものである。なお、衆議院においては、法律案の附則で規定された政府の検討すべき事項に、飲食物品の取引等に係る基礎的な情報の記録の作成・保存等及び加工食品の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加える旨の修正が行われた。

さらに、**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案**は、事故米穀の不正規流通問題において、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らいだ事態を踏まえ、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷・販売業者が遵守すべき事項の規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化しようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して議題とし、千葉県で現地視察を行うとともに、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、新用途米穀の需要喚起に必要な施策、米穀等の産地情報伝達とJAS法の原料原産地表示との関係、米のトレーサビリティ導入に係る関係事業者の負担軽減策、米の適正な流通を確保するための監視体制の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決され

た。なお、3法律案に対し附帯決議が付された。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、近年、我が国の漁業経営が一層厳しさを増していることから、漁業者のニーズや漁業実態に即した漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保するため、養殖共済において、共済契約者の任意の選択により病害を共済事故から除外することができること、漁業共済組合に総代会の制度を導入すること等の措置を講じようとするものである。

委員会では、漁業共済事業の収支改善策、養殖共済及び漁業施設共済の見直しと加入促進策、漁業共済組合の広域合併の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

バイオマス活用推進基本法案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農地法等の一部を改正する法律案は、国内の農業生産の基盤である農地を将来にわたり確保し、その有効利用が図られるようにするため、農地法の目的規定について、農地は耕作者自らが所有することを最も適当であるとする考え方から、農地を効率的に利用する者による農地の権利取得を促進するとの考え方により改めるとともに、一般企業を含めた多様な

担い手を確保するための農地の賃借権についての規制緩和、優良農地の確保に向けた転用規制の厳格化、農地の利用集積推進のための新たな施策の導入、遊休農地対策の充実等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院においては、目的規定について、農地の権利の取得を促進すべき対象が「耕作者」であることを明確化する旨の修正が行われるとともに、一般企業等が借り受けた農地の適正利用を担保するための措置及び一般企業等が撤退した際の農地の適正化を図るための措置をそれぞれ設ける等の修正が行われた。

委員会では、静岡県で現地視察を行い、参考人から意見を聴取するとともに、今後の我が国農業構造と家族農業経営の位置付け、一般企業や外資系企業の農業参入がもたらす弊害とその対策、自ら耕作する意思のない者が相続により農地の所有権を取得するのは是非、転用許可事務に関する国と地方の役割分担の在り方、抜本的な違反転用対策の必要性、法改正により役割と責任が増す農業委員会の体制整備への支援と新たな業務の判断基準の明確化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月4日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、所得確保につながる酪農経営安定対策の必要性、乳価値上げに伴う牛乳需要減少の懸念と対策、配合飼料価格決定の透明化と農水省関与の必要性、高病原性鳥インフルエンザ発生により殺処分が行われた農場の経営再建、体細胞クローン技術を食品安全委員会が検討する意図等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格

等に関する決議を行った。

3月12日、平成21年度の農林水産行政の基本施策について、石破農林水産大臣から所信を聴取し、3月17日、これに対し、米生産調整の在り方に関する農水大臣発言の真意と今後の検討方向、20か月齢以下の牛に対する自治体独自のBSE検査への支援策、水産物の漁協・小売業間の直接取引に対する評価、農水省における組合無許可専従問題の正確な実態把握と厳正な処分の必要性、平成19年度会計検査報告による農業集落排水事業に関する指摘を踏まえた改善策等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度農林水産省予算等の審査を行い、我が国における食料安定供給の確保策、農林中金の増資要請に応えたことによる農協等の農家への貸し渋り発生の懸念、カビ毒アフラトキシンB₁が検出された政府保管輸入米の取扱い、中国における我が国地名等の商標出願・登録への対応方針、我が国の森林整備・林業経営が立ち遅れた原因、北海道根室沖の貨物船航路における漁船衝突事故多発についての認識等について質疑を行った。

7月2日、農林水産に関する調査を議題とし、平成21年6月開催のWTO非公式閣僚会合における交渉経過、農地を適正かつ効率的に利用しない者に対するデメリット措置の検討、農業従事者の雇用・労災保険への加入促進、廃業が増加する都府県の酪農経営の将来像、森林の路網整備の推進策、長崎県平戸市沖で沈没した漁船の引揚げ等の迅速な実施、農地法改正案の修正等に関する農水事務次官発言の適切性、平成21年度補正予算で基金方式を取った理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年3月4日(水) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・畜産物等の価格安定等に関する件について石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、姫井由美子君(民主)、
舟山康江君(民主)、山田俊男君(自民)、
風間昶君(公明)、紙智子君(共産)

- ・畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成21年3月12日(木) (第2回)

- ・平成21年度の農林水産行政の基本施策に関する件について石破農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成21年度の農林水産行政の基本施策に関する件について石破農林水産大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

郡司彰君(民主)、大河原雅子君(民主)、
亀井亜紀子君(民主)、加治屋義人君(自民)、
佐藤昭郎君(自民)、風間昶君(公明)、
紙智子君(共産)

○平成21年3月24日(火) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について石破農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋千秋君(民主)、岩本司君(民主)、

牧野たかお君(自民)、草川昭三君(公明)、
紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年4月2日(木) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・**農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第170回国会参第1号)**について発議者参議院議員郡司彰君、同青木愛君、同米長晴信君、石破農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

主濱了君(民主)、岩永浩美君(自民)、
牧野たかお君(自民)、風間昶君(公明)、
紙智子君(共産)

(第170回国会参第1号)

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

- ・**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第35号)**について石破農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月7日(火) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第35号)**について石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

舟山康江君(民主)、大河原雅子君(民主)、
山田俊男君(自民)、草川昭三君(公明)、
紙智子君(共産)

(閣法第35号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

○平成21年4月9日(木) (第7回)

- ・**米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法第28号)**(衆議院送付)
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上3案について石破農林水産大臣から趣旨説明を聴き、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員筒井信隆君から説明を聴いた。

○平成21年4月14日（火）（第8回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員筒井信隆君、石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、大河原雅子君（民主）、高橋千秋君（民主）、山田俊男君（自民）、牧野たかお君（自民）、風間昶君（公明）、紙智子君（共産）

○平成21年4月16日（木）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員宮腰光寛君、石破農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、郡司彰君（民主）、

山田俊男君（自民）、風間昶君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第28号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

（閣法第29号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

（閣法第30号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成21年4月21日（火）（第10回）

- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長遠藤利明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

- ・漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について石破農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月23日（木）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小川勝也君（民主）、主濱了君（民主）、加治屋義人君（自民）、草川昭三君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第33号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月4日（木）（第12回）

- ・バイオマス活用推進基本法案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長遠藤利明君から趣旨説明を聴いた後、可

決した。

(衆第26号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月9日(火) (第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について石破農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮腰光寛君から説明を聴いた後、同筒井信隆君、石破農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(民主)、姫井由美子君(民主)、金子恵美君(民主)、岩永浩美君(自民)、風間昶君(公明)、紙智子君(共産)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年6月11日(木) (第14回)

- ・農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

株式会社農林中金総合研究所基礎研究部副部長 清水徹朗君

株式会社ワタミファーム代表取締役社長 武内智君

全国農業会議所専務理事 松本広太君

[質疑者]

高橋千秋君(民主)、牧野たかお君(自民)、風間昶君(公明)、紙智子君(共産)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員筒井信隆君、同宮腰光寛君、石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

亀井亜紀子君(民主)、舟山康江君(民主)、佐藤昭郎君(自民)、草川昭三君(公明)、

紙智子君(共産)

○平成21年6月16日(火) (第15回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員宮腰光寛君、同筒井信隆君、石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

主濱了君(民主)、大河原雅子君(民主)、舟山康江君(民主)、金子恵美君(民主)、山田俊男君(自民)、風間昶君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第32号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成21年7月2日(木) (第16回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・WTO農業交渉に関する件、改正農地法に関する件、農業従事者の雇用保険・労災保険に関する件、酪農対策に関する件、森林の路網整備に関する件、漁業の経営安定及び水産物の利用拡大に関する件、第11大栄丸沈没事故行方不明者救出に関する件、かじき等流し網漁業の禁漁期間に関する件、農林水産事務次官の発言に関する件、予算の適正執行に関する件等について石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩本司君(民主)、郡司彰君(民主)、山田俊男君(自民)、風間昶君(公明)、紙智子君(共産)

(3) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

平成18年秋以降の配合飼料価格の高騰を受け、平成20年度畜産・酪農緊急対策等の諸対策が講じられたが、我が国の畜産・酪農経営においては、生産性向上の努力を続けているものの、所得が減少し借入金が増えるなど、厳しい状況に置かれている。また、世界的な経済不況と景気悪化により、国産畜産物の需要と価格が低迷するとともに、WTO農業交渉が大詰めを迎え、また、各国とのEPA交渉も実施中であること等から、生産現場では経営不安が増している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、将来を見通せる畜産・酪農政策を確立するため、平成21年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう万全の措置を講ずること。

また、農家の負担を軽減する観点から、制度の見直しについても検討を行うこと。

二 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、水田フル活用による飼料用米・稲発酵粗飼料・青刈りとうもろこし等の生産拡大、エコフィードの活用、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、国産飼料の保管・流通体制の確立に努めること。

また、国産飼料の利用拡大には、輸入飼料に対する価格の優位性等が必要であることから、飼料用稲の多収化や低コストの播種技術等の開発を推進すること。

三 加工原料乳生産者補給金単価については、酪農経営の安定を図る観点から、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を踏まえて適正に決定すること。

四 平成21年3月から、飲用牛乳向け乳価が改定されることに伴い、飲用牛乳の消費者価格の上昇と需要の減少が懸念されるため、牛乳の有用性と機能性を消費者に訴えるなど、消費拡大策を強力に講ずること。

五 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、経済状況の悪化等により、国産牛肉への需要減少が生じ、枝肉価格の低下傾向が顕著になっていることにかんがみ、消費者ニーズを的確に把握しつつ、消費拡大に向けた取組を強力に推進すること。

六 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。

高病原性鳥インフルエンザ等悪性伝染病の侵入防止に万全を期すとともに、万が一発生した場合には早急にまん延防止の措置を講じ、その原因究明に努めること。また、生産者による疾病予防の取組に必要な支援を行うこと。

七 WTO農業交渉やEPA交渉に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	櫻井	充 (民主)	鈴木	陽悦 (民主)	松村	祥史 (自民)
理事	藤原	正司 (民主)	津田	弥太郎 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	増子	輝彦 (民主)	直嶋	正行 (民主)	谷合	正明 (公明)
理事	山根	隆治 (民主)	中谷	智司 (民主)	松	あきら (公明)
理事	荻原	健司 (自民)	前田	武志 (民主)	松下	新平 (改ク)
理事	北川	イッセイ (自民)	塚田	一郎 (自民)	渡辺	秀央 (改ク)
	木俣	佳丈 (民主)	松田	岩夫 (自民)	田中	直紀 (無)

(21. 3. 12 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された議案は、内閣提出に係る法律案12件(うち参議院先議2件、衆議院において前国会から継続1件)、参議院議員提出法律案2件(いずれも前国会から継続)、衆議院提出に係る法律案1件及び承認案件2件(いずれも衆議院先議)の計17件であり、内閣提出及び衆議院提出に係る法律案13件は可決されたが、参議院議員提出法律案2件及び承認案件2件は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願11種類154件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

技術流出の防止 不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るための措置を講じようとするものである。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案は、事業者等が保有する安全保障に関連する技術の国外への流出防止を徹底するため、技術取引規制の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案が一括して議題とされ、下請企業の保有する営業秘密の元請企業による侵害の防止策、営業秘密侵害罪の構成要件拡大が従業者の業務遂行に与える萎縮効果の回避策、営業秘密侵害罪に係る刑事裁判手続における裁判公開原則の見直しの必要性、安全保障貿易にかかわる貨物の輸出等に関する規制強化が輸出企業の事業活動に与える影響、大学・研究機関等による技術流出の防止策等について質疑が行われ、両案は全会一致をもって可決された。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

新たな経済産業構造の構築 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、資源生産性の向上に向けた取組への支援、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん制度の創設、オープン・イノベーションを促進する事業活動に対し資金供給等を

行う株式会社産業革新機構の創設、中小企業が第二会社方式により事業の再生を図る取組に対する支援等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、資源生産性革新計画を中小企業も活用できるよう支援すべきであること、株式会社産業革新機構における目利き人材の確保と積極的活用が必要であること、中小企業承継事業再生計画が人員整理に利用されることがないよう配慮すべきであること等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

化学物質管理の抜本的強化 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理制度の導入、流通過程における適切な化学物質管理の実施、及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、既存化学物質の安全性点検の進捗状況、第一種特定化学物質の限定的使用許可の際の安全性確保の方策、すべての化学物質について、製造数量・輸入数量等届出の対象とするに当たっての中小企業への配慮の必要性等について質疑が行われたほか、環境委員会との連合審査会が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

公正かつ自由な競争の促進 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的

展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、独占禁止法の審判制度の在り方、課徴金の適用範囲を拡大する理由と課徴金納付命令の対象となる行為の態様の明確化、課徴金減免制度の対象企業数を3社から5社に拡大する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

中小企業・中堅企業への資金供給円滑化

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案は、衆議院において高村正彦君外6名から提出されたものであり、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、政府が平成23年度末を目途として商工中金に関し検討する事項として、政府保有株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方を加える等の修正が行われている。

委員会においては、商工中金の危機対応準備金の創設により財政基盤を強化する必要があること、商工中金の完全民営化の方向性について十分に検討する必要があること、産業革新機構による支援対象の審査には目利き人材の確保が必要であること等について

質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。
地域中小企業の再生 株式会社地域力再生機構法案(衆議院において、題名を「株式会社企業再生支援機構法案」に修正)は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構を設立しようとするものである。

なお、衆議院において、政府原案が提出された後の経済情勢の急激な変動に対応するため、一刻も早い地域における経済対策が必要な状況にかんがみ、機構は有用な経営資源を有するが過大な債務を負っている事業者の再生を支援するとともに、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクターを除外すること、また、これらに伴い政府原案の株式会社地域力再生機構の名称を株式会社企業再生支援機構に改めること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、中小企業を取り巻く厳しい現状に対する認識と今後の中小企業政策の在り方、機構における公正・中立性の確保と機構に対する政府出資の追加等機動的な支援拡充の必要性、機構と中小企業再生支援協議会との連携体制の整備促進等について質疑が行われ、本案は全会一致をもって

可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。
エネルギー供給構造の高度化 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(エネルギー供給構造高度化法案)は、エネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用と、化石エネルギー原料の有効利用を義務付けるための措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、法律の施行後2年を経過した場合に、太陽光発電買取価格等の費用負担方法等について検討を加え、所要の措置を講じるとする修正が行われた。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(代エネ法等改正法案)は、開発及び導入促進の対象を石油代替エネルギーから非化石エネルギーに改めようとするものである。

委員会においては、両案が一括して議題とされ、参考人から意見を聴取するとともに、温室効果ガス排出削減中期目標とエネルギー政策の関係を明らかにすべきこと、新たに導入される太陽光発電による電力買取制度における国民負担の程度や必要性について国民の幅広い理解を得るべきこと、非化石エネルギー利用拡大における原子力発電の位置付けを明確にすべきこと、燃料電池及びヒートポンプを新エネルギーとして位置付けていない理由等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。

なお、エネルギー供給構造高度化法案に対し、附帯決議が付された。

商品先物取引の利便性・透明性向上 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、

商品先物取引をめぐる内外の環境変化にかんがみ、我が国商品先物市場における透明性及び取引の公正を確保するため、不当な価格が形成されるおそれがある場合の是正措置の強化、相場操縦行為に対する罰則の整備等の措置を講じるとともに、外国商品市場取引等における委託者等の保護を実現するため、事業者に対する許可制度の導入、不当な勧誘の禁止等の措置を講じ、併せて、商品先物市場の利便性を高めるため、商品取引所の業務範囲の見直し、商品取引所持株会社制度の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、商品先物市場の規模が世界的に拡大しているにもかかわらず、我が国の市場規模が縮小している原因とそれへの対策、商品先物取引をめぐるトラブルの現状と解決に向けた具体的な方策、特に、不請招勧誘の禁止の対象をすべての取引に拡大する必要性、今後の商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れの実現に向けた取組、不当な相場操縦行為等を防止するため、海外当局や他省庁との連携を強化する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。**地域商店街の活性化** 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案は、商店街が、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で後継者不足などの構造的な課題を抱え、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにより非常に厳しい経営環境にあることを踏まえ、地域住民の交流を促す「にぎわいの場」でもある商店街の活性化を図るため、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者

やサービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する措置を講じようとするものである。

委員会においては、これまで各種の商店街振興支援策が実施されてきたにもかかわらず、商店街の停滞・衰退が止まらない原因及び今後商店街が目指すべき方向、本律案による支援対策及び支援措置の具体的な内容並びに実効性の確保に向けた取組、全国商店街支援センターの果たすべき役割及びその具体的な取組、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立った支援策の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。**国際条約の適確な実施** クラスタ弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、一般市民が不発弾などにより甚大な被害を受けてきたクラスタ弾を規制するため、平成20年5月に採択された「クラスタ弾に関する条約」の適確な実施を担保するため、クラスタ弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、我が国が非締約国に対して条約への参加を働きかける必要性、クラスタ弾の所持の状況及び具体的な廃棄の方法等について質疑が行われ、本案は全会一致をもって可決された。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案は、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の適確な実施を確保するため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成することのできる制度を創設する等の措

置を講じようとするものである。

委員会においては、貿易自由化の度合いが高い経済連携協定の締結を二国間・多国間で推進していくための今後の方針、特定原産地証明書の円滑な発給に向けての支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、経済産業行政の基本施策について二階経済産業大臣から所信を、平成20年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月17日、経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、日本経済の現状と今

後の見通し、緊急保証制度の実績と雇用の維持等の効果、政府系金融機関において個人保証を撤廃するなど再挑戦を支援する施策の必要性、日本の技術が国際標準を獲得することの重要性、新エネルギー推進政策、柏崎刈羽原子力発電所運転再開、バイ・アメリカン条項に見られるアメリカの保護主義台頭等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された平成21年度経済産業省所管予算等の審査を行い、世界同時不況の原因及び我が国が不況を乗り切るための施策、地方における中堅企業支援の必要性、雇用確保の観点から中小企業の人材確保・育成に向けた取組の重要性、官公需創出のための低公害車、省エネ家電等買換え促進の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年3月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- ・経済産業行政の基本施策に関する件について二階経済産業大臣から所信を聴いた。
- ・平成20年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について二階経済産業大臣、高市経済産業副大臣、吉川経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官、松村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君(民主)、鈴木陽悦君(民主)、中谷智司君(民主)、荻原健司君(自民)、松あきら君(公明)、松下新平君(改ク)、田中直紀君(無)

○平成21年3月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について二階経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、高市経済産業副大臣、吉川経済産業副大臣、松村経済産業大臣政務官、谷合経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事日向英実君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、山根隆治君（民主）、
塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、
松下新平君（改ク）、田中直紀君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年4月2日（木）（第4回）

- ・不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

以上両案について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月7日（火）（第5回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

以上両案について二階経済産業大臣、谷合経済産業大臣政務官、松村経済産業大臣政務官、三ッ矢財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、鈴木陽悦君（民主）、
田中直紀君（無）

○平成21年4月9日（木）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

以上両案について二階経済産業大臣、吉川経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

北川イッセイ君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）

（閣法第39号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

（閣法第40号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成21年4月14日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、谷本内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、松村経済産業大臣政務官、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、直嶋正行君（民主）、
丸川珠代君（自民）、松あきら君（公明）
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年4月16日（木）（第8回）

- ・我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社団法人日本経済団体連合会金融制度委員会企画部会長
J F Eホールディングス株式会社取締役
山崎敏邦君
日本労働組合総連合会副事務局長 逢見直人君
慶應義塾大学経済学部教授 金子勝君
中小企業家同友会全国協議会幹事長
株式会社ヒロハマ代表取締役会長 広浜泰久君

〔質疑者〕

中谷智司君（民主）、荻原健司君（自民）、
松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）、
田中直紀君（無）、津田弥太郎君（民主）、
塚田一郎君（自民）、藤原正司君（民主）

○平成21年4月21日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・我が国における産業活動の革新等を図るため

の産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、高市経済産業副大臣、松村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、塚田一郎君（自民）、渡辺秀央君（改ク）、田中直紀君（無）

（閣法第25号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月23日（木）（第10回）

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成21年4月28日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について斉藤環境大臣、二階経済産業大臣、吉川経済産業副大臣、吉野環境副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主）、森まさこ君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（改ク）、川田龍平君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成21年4月30日（木）（第11回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、吉川

経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、前田武志君（民主）、北川イッセイ君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）

○平成21年5月12日（火）（第12回）

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年5月26日（火）（第13回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について河村内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、同長官及び竹島公正取引委員会委員長に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、荻原健司君（自民）
また、同法律案について参考人の出席をを求めることを決定した。

○平成21年5月28日（木）（第14回）

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 佐久間総一郎君
日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ委員 渡邊新矢君
立教大学法学部教授 舟田正之君

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、塚田一郎君（自民）、風間昶君（公明）、松下新平君（改ク）、田中直紀君（無）、増子輝彦君（民主）、姫井由美子君（民主）、中谷智司君（民主）、荻原健司君（自民）

○平成21年6月2日(火) (第15回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について河村内閣官房長官、高市経済産業副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

塚田一郎君(自民)、松下新平君(改ク)、
姫井由美子君(民主)、田中直紀君(無)、
中谷智司君(民主)、松あきら君(公明)

(閣法第36号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月9日(火) (第16回)

- ・中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員高村正彦君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

○平成21年6月11日(木) (第17回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について修正案提出者衆議院議員大島敦君、発議者衆議院議員寺田稔君、同加藤勝信君、同谷口隆義君、発議者・修正案提出者衆議院議員中野正志君、同梶山弘志君、二階経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山根隆治君(民主)、北川イッセイ君(自民)、松あきら君(公明)、松下新平君(改ク)

(衆第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月16日(火) (第18回)

- ・株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)(衆議院送付)について与謝野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉健太君から説明を聴いた。

○平成21年6月18日(木) (第19回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員泉健太君、同加藤勝信君、与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣、松村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、増子輝彦君(民主)、
荻原健司君(自民)、松あきら君(公明)、
松下新平君(改ク)

(第169回国会閣法第14号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)

以上両案について二階経済産業大臣から趣旨説明を、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

○平成21年6月23日(火) (第20回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に

関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について二階経済産業大臣、吉川経済産業副大臣、松村経済産業大臣政務官、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木俣佳丈君（民主）、前田武志君（民主）、荻原健司君（自民）、塚田一郎君（自民）、松下新平君（改ク）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年6月30日（火）（第21回）

- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長 茅陽一君
電気事業連合会会長 森詳介君
東京大学大学院工学系研究科教授 山地憲治君

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、塚田一郎君（自民）、加藤修一君（公明）、松下新平君（改ク）、田中直紀君（無）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について二階経済産業大臣、吉川経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも

可決した。

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、加藤修一君（公明）、田中直紀君（無）

（閣法第55号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

（閣法第56号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- ・商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月2日（木）（第22回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、高市経済産業副大臣、松村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中谷智司君（民主）、増子輝彦君（民主）、塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）、田中直紀君（無）

（閣法第46号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月7日（火）（第23回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（閣法第

53号) (衆議院送付) について二階経済産業大臣、高市経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

増子輝彦君 (民主)、鈴木陽悦君 (民主)、丸川珠代君 (自民)、風間昶君 (公明)、松下新平君 (改ク)

(閣法第53号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・ クラスタ一弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案 (閣法第57号) (衆議院送付) について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- ・ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付) について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年7月9日(木) (第24回)

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ クラスタ一弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案 (閣法第57号) (衆議院送付) について二階経済産業大臣、北村防衛副大臣、高市経済産業副大臣、柴山外務大臣政務官、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君 (民主)、風間昶君 (公明)、松下新平君 (改ク)

(閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

- ・ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付) について二階経済産業大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

津田弥太郎君 (民主)、荻原健司君 (自民)、松下新平君 (改ク)

(閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・ 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (閣承認第3号) (衆議院送付)
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (閣承認第4号) (衆議院送付)
以上両件について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	田村 耕太郎 (自民)	北澤 俊美 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	長浜 博行 (民主)	輿石 東 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	広田 一 (民主)	田中 康夫 (民主)	吉田 博美 (自民)
理事	伊達 忠一 (自民)	田名部 匡省 (民主)	脇 雅史 (自民)
理事	山本 順三 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	西田 実仁 (公明)
理事	鰐淵 洋子 (公明)	平山 幸司 (民主)	淵上 貞雄 (社民)
	岩本 司 (民主)	米長 晴信 (民主)	大江 康弘 (改ク)
	植松 恵美子 (民主)	岡田 直樹 (自民)	
	川崎 稔 (民主)	加納 時男 (自民)	(21.2.10 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願14種類196件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

道路 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、道路整備費の財源として、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する、いわゆる道路特定財源措置を平成21年度から廃止する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を改めるとともに、道路整備事業の実施の在り方についての検討規定を追加する修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、道路特定財源及びその一般財源化の意義・評価、道路特定財源の一般財源化が今後の道路整備に及ぼす影響、道路特定財源の一般財源化に伴う自動車関係

諸税の在り方、地域活力基盤創造交付金の位置付けと運用の在り方、道路事業の費用便益分析において地域の実情を踏まえた総合的評価を加味する必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案は、平成20年4月の暫定税率の一時的失効、景気の悪化等により、揮発油税収が平成20年度第2次補正予算で減額補正されるに際し、地方道路整備臨時交付金について当初予算額どおり執行できるよう、所要の特例措置を講じようとするものである。

委員会においては、道路整備財源の減収と原油価格の変動の影響、地方道路整備臨時交付金が果たしてきた役割・効果、道路特定財源の一般財源化に伴う地方道路整備財源の確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

都市・地域整備 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案については、奄

美・小笠原地域に果たしてきた特別措置法の役割・効果、奄美振興に不可欠な航空運賃の引下げ策、小笠原への交通アクセスの改善策、両地域の実情に即した産業振興の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案については、歩行者ネットワーク協定が必要とされる理由、協定締結が見込まれる箇所・数、都市再生特措法に基づくまちづくり交付金の交付実績とその効果、本法律案が地方都市の再生・地方の活性化に果たす役割・効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

高齢者居住 **高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案**については、本法律案による住宅・福祉施策の連携の意義・実効性、ケア付き住宅の供給促進効果、介護施設・高齢者向け住宅ニーズに対する供給側の対応策、高齢者の居住ニーズに応じた住み替え及びバリアフリー化の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

タクシー **特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案**は、特定の地域における輸送需要等の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の適正化及び活性化を推進するため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づくタクシー事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法の特例について定めようとする

ものである。なお、衆議院において、法律の目的、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、資金の融通、タクシーに係る制度の在り方の検討、運賃及び料金の認可基準等に関し修正が行われた。

委員会においては、タクシーの規制緩和に対する評価と本法律案の意義、本法律案による供給過剰対策の実効性の確保、衆議院修正を踏まえた今後のタクシー運賃等の在り方、タクシー事業の活性化のため地域公共交通としての位置付けを明確化する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港則・特定船舶 **港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案**については、船舶の安全な航行に必要な勧告制度の導入等航法ルール以外の補充的措置の在り方、外国船舶への航法に関する周知方法、船舶交通の安全に資する船舶自動識別装置の導入状況・効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件については、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

2月19日～21日、本委員会に付託を予定される道路財特法改正案、高齢者居住安定確保法改正案及び都市再生特措法等改正案の審査に資するため、島根県及び鳥取県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

3月12日、国土交通行政の基本施策について、金子国土交通大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月17日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、地方分権を踏まえた直轄事業負担金の在り方、道路事業評価基準見直しの必要性、高速道路通行料金引下げが他の交通機関へ及ぼす影響とその対策、公共事業の早期発注等効果的・効率的な執行に向けた取組状況、社会資本ストックの総点検・修繕の緊急的な実施及び管理体制の整備、国土交通省の地方支分部局の廃止問題、訪日ビザの発給条件緩和と外国人訪日観光振興策、ソマリア沖海賊対策における海上保安庁の役割と限界、海上保安庁の装備の充実・強化の必要性、建材・防火設備等の性能試験偽装による大臣認定不正取得への対応、瀬戸中央自動車道における櫃石島・岩黒島・与島の島民車用料金の無料化、道路関係公益法人に対する随意契約や天下りの廃止に向けた改革状況、建設弘済会関係8法人の非公益法人化の状況及びその一層の推進の必要性、ダム事業プロセス検証タスクフォースの性格と検証内容、治水行政におけるパラダイム転換の必要性、国土交通省の組織の見直しの必要性、地域公共交通の活性化及びタクシーの供給過剰の是正に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度国土交通省予算の審査を行い、金

子国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、河川国道事務所の移転建替費や宿舍建設費等を直轄事業負担金の対象経費とする法的根拠、直轄事業負担金の内訳の明確化と地方公共団体に対する説明の必要性、3月23日のフェデラルエクスプレス航空機事故の原因・影響と復旧状況、昨年夏以来の経済対策・予算措置を踏まえた経済回復のための国土交通省の取組、公共事業の必要性和乗数効果についての国土交通大臣の認識、資材費高騰による整備新幹線事業費の地元負担増への対応状況、地域経済活性化のための道路ネットワーク構築の必要性、地方建設業者の倒産状況及び地元企業の活性化策、入札予定価格の事前公表の取りやめ及び公共工事のダンピング受注の防止、老朽マンション再生に向けた国の支援策、大規模地震時に帰宅困難者等の避難先となる防災公園の整備の必要性、エレベーター事故に関し独立性を有する事故調査委員会設置の必要性、地方公共交通の疲弊が著しい地域に対する新たな地方バス補助制度の必要性、航路維持法の制定と離島補助の拡充、老朽・旧式化した海上保安庁の巡視船艇・航空機の代替整備の進ちよく状況、海上保安庁の船艇によるソマリア周辺海域等における海賊への対応の可能性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成21年2月10日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- ・委員派遣を行うことを決定した。
- ・平成二十年度における地方道路整備臨時交付

金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年2月12日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度における地方道路整備臨時交付

金の総額の限度額の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣、金子国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、平山幸司君（民主）、佐藤信秋君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、淵上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）（閣法第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

○平成21年3月12日（木）（第3回）

- ・国土交通行政の基本施策に関する件について金子国土交通大臣から所信を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成21年3月17日（火）（第4回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・国土交通行政の基本施策に関する件について金子国土交通大臣、加納国土交通副大臣、岡田国土交通大臣政務官、谷口国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本順三君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、大江康弘君（改ク）、長浜博行君（民主）、植松恵美子君（民主）、田中康夫君（民主）、淵上貞雄君（社民）

○平成21年3月24日（火）（第5回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について金子国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、中村総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、川崎稔君（民主）、長谷川大紋君（自民）、西田実仁君（公明）、淵上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月26日（木）（第6回）

- ・奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第7号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月30日（月）（第7回）

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

室井邦彦君（民主）、川崎稔君（民主）、吉田博美君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、淵上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）（閣法第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月9日（木）（第8回）

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院国土交通委員長望月義夫君から説明を聴いた後、金子国土交通大臣、金子国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中康夫君（民主）、米長晴信君（民主）、佐藤信秋君（自民）、西田実仁君（公明）、淵上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

また、同法律案について参考人の出席を定めることを決定した。

○平成21年4月14日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣、金子国土交通副大臣、末松財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、淵上貞雄君（社民）、

大江康弘君（改ク）

○平成21年4月16日（木）（第10回）

- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

都市交通分析モデル開発者 松下文洋君
筑波大学大学院システム情報工学研究科教授 石田東生君
京丹後市長 中山泰君

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、佐藤信秋君（自民）、
鰐淵洋子君（公明）、淵上貞雄君（社民）、
大江康弘君（改ク）

○平成21年4月21日（火）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

川崎稔君（民主）、平山幸司君（民主）、
淵上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）
（閣法第8号）
賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 改ク

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月23日（木）（第12回）

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年4月28日（火）（第13回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣、金子国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

奥石東君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、

植松恵美子君（民主）

○平成21年5月12日（火）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣、金子国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、森まさこ君（自民）、
鰐淵洋子君（公明）、淵上貞雄君（社民）、
大江康弘君（改ク）

（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年5月21日（木）（第15回）

- ・都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年5月26日（火）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、平山幸司君（民主）、
淵上貞雄君（社民）

（閣法第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月16日（火）（第17回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後

藤齋君から説明を聴いた後、同後藤齋君、同福井照君、金子国土交通大臣、加納国土交通副大臣、岡田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、川崎稔君（民主）、伊達忠一君（自民）、佐藤信秋君（自民）、西田実仁君（公明）、渕上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

○平成21年6月18日（木）（第18回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員後藤齋君、同三日月大造君、金子国土交通大臣、加納国土交通副大臣、岡田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

秋元司君（自民）、西田実仁君（公明）、長浜博行君（民主）、広田一君（民主）、米長晴信君（民主）、渕上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

（閣法第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月23日（火）（第19回）

- ・港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年6月25日（木）（第20回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

室井邦彦君（民主）、植松恵美子君（民主）、山本順三君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、渕上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

（閣法第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

○平成21年6月30日（火）（第21回）

- ・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク
反対会派 なし

委員派遣

○平成21年2月19日（木）～21日（土）

- ・島根県及び鳥取県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第8号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）及び都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）の審査に資するため

〔派遣地〕

島根県、鳥取県

〔派遣委員〕

田村耕太郎君（自民）、長浜博行君（民主）、広田一君（民主）、伊達忠一君（自民）、山本順三君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、吉田博美君（自民）、渕上貞雄君（社民）、大江康弘君（改ク）

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	有村 治子（自民）	大久保 潔重（民主）	若林 正俊（自民）
理事	岡崎 トミ子（民主）	佐藤 公治（民主）	加藤 修一（公明）
理事	ツルネン マルティ（民主）	轟木 利治（民主）	浜四津 敏子（公明）
理事	神取 忍（自民）	福山 哲郎（民主）	市田 忠義（共産）
理事	松山 政司（自民）	水岡 俊一（民主）	荒井 広幸（改ク）
	相原 久美子（民主）	川口 順子（自民）	川田 龍平（無）
	大石 正光（民主）	矢野 哲朗（自民）	(21.3.12 現在)

（1）審議概観

第171回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出2件（環境委員長）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類190件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案は、土地取引等の際の自主的な土壤汚染調査の増加、土壤汚染地から搬出された汚染土壤の不適正処理などの現状にかんがみ、汚染の状況把握のための制度の拡充、講ずべき汚染の除去等の措置を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壤の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じるものであり、衆議院において、都道府県知事は、公共施設等の設置者に対し、土地の形質の変更に際しての土壤汚染の調査が必要な土地か否かを把握させるよう努めること等の修正が行われている。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、衆議院における修正の趣旨と環境省の認識、土壤汚染の資産除去債務に関する会計基準、豊洲の土壤汚染問題と本法律の適用関係等につ

いて質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党から、要措置区域内における汚染除去等の措置の指示等を内容とする修正案が提出され、修正案は否決、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案は、昨今の生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり等にかんがみ、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じるものである。委員会においては、法の目的に「生物多様性の確保」を追加したことの意義、生態系維持回復事業創設による効果及び鳥獣保護関連法令との関係、アクティブレンジャーの活用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案は、水俣病被害者を救済し、水俣病問題の最終解決をすることとし、四肢末梢優位の感覚障害を有する者

及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を救済対象者に加え、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するほか、特定事業者（現チッソを想定）は、事業再編計画を作成し一時金の支給に同意した上で、環境大臣の認可を受け、裁判所の許可を得て事業会社（新会社）に事業譲渡を行い、救済の終了及び市況の好転後、事業会社の株式売却を行うこと等を内容とするものであり、衆議院環境委員長の提出にかかるものである。委員会においては提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、原因企業分社化の必要性及び新会社の株式譲渡の要件、救済措置の対象者及びその内容、胎児性患者等の生活支援の重要性、今後の対策にいかされる調査研究の在り方等について質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党より、水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、総合的かつ効果的に海岸漂着物対策を推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めるものであり、衆議院環境委員長の提出にかかるものである。委員会においては提出

者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案**について、経済産業委員会に対し連合審査会の申し入れを行うことを決定し、経済産業委員会との連合審査を行った。

〔国政調査等〕

3月12日、環境行政の基本施策について齊藤環境大臣から所信を聴取するとともに、平成21年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について古川環境大臣政務官から、公害等調整委員会の業務等について大内公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月17日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等に対し質疑を行った。主な質疑は、温室効果ガス削減に関する中期目標の策定、泡瀬干潟の埋立、四国におけるツキノワグマの保護、子どもへの化学物質の影響、国際的に深刻化する水問題、日本版グリーンニューディールへの具体的取組、容器包装リサイクル事業者の経営基盤確保、漂流漂着ゴミ対策、水俣病被害者救済、学校等の耐震化と太陽光パネルの設置、八丈島一般廃棄物最終処分場建設問題等である。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成21年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、外国由来の漂流漂着ゴミ対策、産業廃棄物の不法投棄、水俣病被害者救済、日本版グリーン・ニューディールの雇用創出効果、地熱発電における利害関係者の調整、都市鉱山におけるレアメタル回収、京都議定書削減

目標の進捗状況、安定型最終処分場における硫化水素発生問題、高速道路料金の引下げによる二酸化炭素排出増加の懸念、建物解体時のアスベスト飛散の子供に与える影響、海上標識灯火等へのLED(発光ダイオード)導入等について質疑を行った。

4月20～21日、付託が予定される自然公園法及び自然環境保全法一部改正案の審査に資するため、滋賀県及び福井県における自然公園に関する実情調査のための委員派遣を行った。

5月21日、同委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

6月16日、環境及び公害問題に関する調

査を議題とし、第11回日中韓三カ国環境大臣会合について、斉藤環境大臣から報告を聴取した後、温室効果ガス削減中期目標決定の評価、主要排出国全員参加に向けた日本の対処方針、風力発電導入促進、農薬の空中散布における健康被害、化学物質過敏症、エコポイント制度の経済・雇用・CO₂削減効果、国際再生可能エネルギー機関への加盟、固定価格買取制度、環境国債の創設、「創エネルギー」制度の必要性、東京外かく環状自動車道における換気所設置、オオサンショウウオの保護等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年3月12日(木) (第1回)

- ・環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- ・環境行政の基本施策に関する件について斉藤環境大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について古川環境大臣政務官から説明を聴いた。
- ・公害等調整委員会の業務等に関する件について大内公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成21年3月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について斉藤環境大臣、吉野環境副大臣、岡本内閣府大臣政務官、御法川外務大臣政務官、古川環境大臣政務官、大内公害等調整委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡崎トミ子君(民主)、ツルネンマルティ君(民主)、松山政司君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸

君(改ク)、川田龍平君(無)

○平成21年3月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について斉藤環境大臣、吉野環境副大臣、岡田国土交通大臣政務官、岸防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保潔重君(民主)、轟木利治君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(改ク)、川田龍平君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年4月9日(木) (第4回)

- ・土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について斉藤環境大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員川内博史君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求め

ることを決定した。

○平成21年4月14日(火) (第5回)

- ・ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

弁護士

日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会委員 佐藤泉君

早稲田大学法学部教授

早稲田大学大学院法務研究科教授 大塚直君

社団法人土壤環境センター副会長兼常務理事 大野眞里君

大阪市立大学大学院特任教授

日本環境学会会長 畑明郎君

[質疑者]

轟木利治君(民主)、神取忍君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(改ク)、川田龍平君(無)

- ・ 委員派遣を行うことを決定した。

○平成21年4月16日(木) (第6回)

- ・ 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について斉藤環境大臣、吉野環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

岡崎トミ子君(民主)、大石正光君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(改ク)、川田龍平君(無)

(閣法第59号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改ク、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年4月23日(木) (第7回)

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成21年4月28日(火)

経済産業委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

(経済産業委員会を参照)

○平成21年5月21日(木) (第8回)

- ・ 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について斉藤環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- ・ 派遣委員から報告を聴いた。

○平成21年5月26日(火) (第9回)

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について斉藤環境大臣、吉野環境副大臣、加納国土交通副大臣、古川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

ツルネンマルテイ君(民主)、相原久美子君(民主)、川口順子君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(改ク)、川田龍平君(無)

(閣法第60号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改ク、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成21年6月16日(火) (第10回)

- ・ 理事の補欠選任を行った。
- ・ 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・ 第11回日中韓三カ国環境大臣会合に関する件について斉藤環境大臣から報告を聴いた後、同伴、温室効果ガス削減中期目標に関する件、風力発電導入による健康影響に関する件、農薬の空中散布による健康被害に関する件、化学物質過敏症に関する件、エコポイント制度の効果等に関する件、環境国債の導入に関する件、東京外かく環状道路の換気施設に関する件、オオサンショウウオの保護に関する件等について斉藤環境大臣、伊藤外務副大臣、吉野環境副大臣、古川環境大臣政務官、谷口国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、
加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、
荒井広幸君（改ク）、川田龍平君（無）

○平成21年7月7日（火）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（衆第45号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長水野賢一君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理園田博之君、同江田康幸君、衆議院環境委員長水野賢一君、斉藤環境大臣、大島参議院法制局長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松野信夫君（民主）、加藤修一君（公明）、
仁比聡平君（共産）、荒井広幸君（改ク）、
川田龍平君（無）

（衆第45号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク

反対会派 共産、無

- ・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（衆第46号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長水野賢一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第46号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改ク、
無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

委員派遣

○平成21年4月20日（月）、21日（火）

- ・滋賀県及び福井県における自然公園に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案（閣法第60号）の審査に資するため

〔派遣地〕

滋賀県、福井県

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、
ツルネンマルティ君（民主）、神取忍君（自民）、
松山政司君（自民）、相原久美子君（民主）、
大石正光君（民主）大久保潔重君（民主）、
轟木利治君（民主）、水岡俊一君（民主）、
加藤修一君（公明）、荒井広幸君（改ク）、
川田龍平君（無）

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	大石 正光 (民主)	芝 博一 (民主)	末松 信介 (自民)
理事	小川 敏夫 (民主)	津田 弥太郎 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	佐藤 公治 (民主)	平田 健二 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理事	山谷 えり子 (自民)	広中 和歌子 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	脇 雅史 (自民)	築瀬 進 (民主)	西田 実仁 (公明)
	亀井 郁夫 (民主)	岡田 直樹 (自民)	井上 哲士 (共産)
	興石 東 (民主)	岸 信夫 (自民)	(21.3.18 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、鳩山由紀夫君が発言者となって、麻生内閣総理大臣との間で討議が行われた。

5月27日の合同審査会(第1回)では、大石正光参議院国家基本政策委員長が会長を

務め、北朝鮮の核実験を含む安全保障問題への対応、国家・社会の理念と政治の在り方、政治資金規正のための更なる取組の必要性、平成二十一年度補正予算と税金の無駄遣い問題等について討議が行われた。

6月17日の合同審査会(第2回)では、二田孝治衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、日本郵政社長の人事問題、北朝鮮の核実験に対する国連安保理決議と船舶検査に係る新法案、社会保障・医療政策の充実と財源問題等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成21年3月18日(水) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年5月8日(金) (第2回)

- ・国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成21年5月27日(水) (合同審査会第1回)

- ・国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君が麻生内閣総理大臣と討議を行った。

○平成21年6月17日(水) (合同審査会第2回)

- ・国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君が麻生内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	溝手 顕正 (自民)	川崎 稔 (民主)	岩城 光英 (自民)
理事	犬塚 直史 (民主)	郡司 彰 (民主)	木村 仁 (自民)
理事	小林 正夫 (民主)	自見 庄三郎 (民主)	北川 イッセイ (自民)
理事	前川 清成 (民主)	下田 敦子 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	峰崎 直樹 (民主)	鈴木 寛 (民主)	関口 昌一 (自民)
理事	森 ゆうこ (民主)	武内 則男 (民主)	南野 知恵子 (自民)
理事	岩永 浩美 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	林 芳正 (自民)
理事	坂本 由紀子 (自民)	白 眞勲 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	鶴保 庸介 (自民)	広田 一 (民主)	山本 一太 (自民)
理事	荒木 清寛 (公明)	藤末 健三 (民主)	加藤 修一 (公明)
	相原 久美子 (民主)	藤本 祐司 (民主)	草川 昭三 (公明)
	石井 一 (民主)	牧山 ひろえ (民主)	澤 雄二 (公明)
	大石 尚子 (民主)	蓮 舫 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	大河原 雅子 (民主)	泉 信也 (自民)	近藤 正道 (社民)
	大塚 耕平 (民主)	市川 一朗 (自民)	荒井 広幸 (改ク)

(21.1.6 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十年度補正予算3案(第2号、特第2号、機第2号)、平成二十一年度総予算3案及び平成二十一年度補正予算3案(第1号、特第1号、機第1号)であった。平成二十年度補正予算(第2号、特第2号)は修正議決、平成二十年度補正予算(機第2号)は否決され、平成二十一年度総予算3案は否決された。また、平成二十一年度補正予算3案は否決された。これらは、いずれも憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決(可決)が国会の議決となった。なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十年度補正予算 平成二十年度補正予算3案(第2号、特第2号、機第2号)は、1月5日国会に提出され、1月27日に成立し

た。

予算委員会では、衆議院からの送付の後、1月19日、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合から、定額給付金の経費を削る旨の一般会計補正予算及び特別会計補正予算に対する修正案が提出された。同日、財務大臣から補正予算3案の趣旨説明を聴取するとともに、修正案提出者より、両修正案の趣旨説明が行われた。以後、原案及び両修正案について一括して審議が行われ、同月26日、討論の後、平成二十年度補正予算(第2号、特第2号)は修正議決、平成二十年度補正予算(機第2号)は否決された。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず経済問題について、「今回の世界的な金融危機の要因は何か。政府は現在の経済状況にどう対応していくのか。厳しさを増す雇用情勢への対応はどうか」との質疑があり、これに

対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「近年、世界的に高い経済成長と低い物価水準が続き、金融機関や投資家のリスク評価が非常に甘くなった。また、先進国を中心に、低金利が続き、借金が大きく拡大したことも、今回の金融危機の要因の一つと考えている。金融市場は、世界中に拡大しており、金融危機が実体経済に与える影響は大きく、成長回復が各国共通の課題となっている。我が国も、事業規模75兆円の経済対策を実施することとしており、2次にわたる補正予算、21年度予算を合わせて、切れ目のない対策を講じていきたい。雇用については、非正規労働者だけでなく正規労働者にまで厳しさが拡がり始めており、今後、失業率は更に悪化することも懸念される。こうした状況を踏まえ、都道府県に雇用創出のための基金を造成するほか、派遣労働者の雇い入れに対する奨励金制度の創設、離職者訓練の拡充等の対策を進めていきたい」旨の答弁が行われた。

次に、定額給付金について、「世論調査等で国民の批判が多い定額給付金は、やめるべきではないか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣より、「生活者に対する支援のほか、GDPの多くを占める消費の落ち込みを防ぐ景気対策としての効果もある。諸外国でも家計への直接給付を実施する例は多く、即効性の観点からも、有効な対策と考えている」旨の答弁があった。また、両修正案の提出者からは、「定額給付金は、生活対策か景気対策か根本的な理念が曖昧な上、効果も限定的で、国民からは、その財源をもっと有効に使うべきとの声が多く聞かれる。定額給付金は削除し、学校耐震化、医療や介護の職員増員と待遇改善、雇用対

策など、より効果的な使い方を、与野党が胸襟を開いて議論すべきである」旨の答弁が行われた。

このほか、日韓関係、西アジア外交、公務員改革及び天下り、行政の無駄の排除、消費税の引上げ問題、補正予算の財源、学校の耐震化、基礎年金の国庫負担引上げ、少子化対策、中小企業対策、減反政策の見直し、地域の活性化、環境政策と米国のグリーン・ニューディール等について質疑が行われた。

平成二十一年度総予算 平成二十一年度総予算3案は、1月19日国会に提出され、3月27日に成立した。

予算委員会では、3月4日、財務大臣より趣旨説明を聴取した後、翌5日より質疑に入り、12日には経済・雇用・社会保障に関する集中審議、16日午後には行革・天下り・郵政に関する集中審議、19日午前には外交・安全保障等に関する集中審議を、また、3月17日には公聴会を、24日及び25日には委嘱審査を、そして、27日午前には締めくくり質疑を行い、討論の後、賛成少数をもって否決した。なお、予備審査中の2月16日及び17日に山口県及び広島県に委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、経済問題について、「なぜ米国発の経済金融危機が全世界に拡がったのか。日本経済の危機的な状況をどう認識し、対応していくのか。構造改革路線を総括し、方向転換を明らかにすべきではないか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係大臣より、「サブプライムと言われる米国の住宅ローン債権が世界中に売却されたが、住宅価格のバブルがはじけた結果、これらの債権を購入した金融機関が大きな被害を被ることと

なった。グローバル化した経済の下で、こうした金融危機が極めて短期間かつ広範に全世界に波及したと考えている。日本の金融システムは、諸外国に比べ安定しているものの、金融危機により世界経済が大きく減速したため、外需に依存してきた日本経済は、輸出関連企業を中心に急速に悪化した。政府としては、生活者、中小企業、地方の三つに重点を置いて内需喚起を図ることとし、総額75兆円の経済対策を策定しており、速やかに諸施策を実行に移し、その効果を国民が実感できるようにしていきたい。構造改革については、一連の改革により経済を活性化させた点で一定の成果はあったが、格差や地域の疲弊など改革による歪みが生じている。改革を否定するものではないが、改革の歪みへの配慮など改善措置を講ずることで、改革を更に進化させていくことが必要と考えている」旨の答弁があった。

また、雇用問題について、「派遣労働者の解雇、内定取消しなど、雇用情勢は厳しさを増しているが、雇用対策にどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣より、「経済情勢の悪化に伴い、有効求人倍率が急激に低下するなど、雇用は極めて厳しい状況にある。こうした状況にかんがみ、雇用維持を図る助成金の拡充や雇用機会を創出する4,000億円の基金を創設するなど、これまでにない規模・内容の雇用対策を実施していく」旨の答弁があった。

次に、財政問題について、「日本財政の現状をどう認識しているのか。税制抜本改革についての考えはどうか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣より、「国と地方の長期債務残高は804兆円、対GDP比で158パーセントになると見込まれ、我

が国財政は主要先進国の中でも、極めて厳しい状況にある。年金、医療、介護等の制度を含め財政を持続可能なものにしていかなければならず、そのためには、無駄の排除、行政改革を含めた歳出削減、経済成長の実現とともに、消費税を含む税制の抜本改革が必要と考えている。極めて厳しい経済情勢が続いており、今、国民に税制の抜本改革をお願いできる状況ではないが、経済が回復した後に、国民生活や経済にショックを与えないよう、段階的に実現していきたい」旨の答弁が行われた。

このほか、行政改革、北朝鮮問題、ソマリア沖海賊対策、政治とカネの問題、経済緊急対応予備費、医療・介護対策、子どもの貧困、青少年育成策、農業政策、高速道路料金の引下げ、公共事業の地方負担、観光立国、郵政民営化、地方分権、日本版グリーン・ニューディール、領土問題、沖縄米軍基地問題等について質疑が行われた。

平成二十一年度補正予算 平成二十一年度補正予算3案(第1号、特第1号、機第1号)は、4月27日国会に提出され、5月29日に成立した。

予算委員会では、衆議院からの送付の後、5月19日、財務大臣から補正予算3案の趣旨説明を聴取し、翌20日から質疑に入り、29日、討論の後、否決された。

まず、経済問題について、「日本経済の現状認識はどうか。世界同時不況の下、政府はどう対応していくのか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「実質GDPが、2四半期連続して年率2ケタの大幅なマイナスとなるなど、日本経済は厳しい状況にある。昨年

来の輸出の大幅減少に加え、今年に入り設備投資を中心に内需も減少し、さらに企業部門の悪化が家計にも波及してきている。先行指標である機械受注や生産などには、上向きの動きもみられるが、雇用情勢は悪化が続き、海外経済には下振れリスクもあり、今後の動向を注意深く見てまいりたい。政府としては、総額75兆円の経済対策が着実に成果を上げつつあると認識しているが、現下の経済情勢等を踏まえ、新たに「経済危機対策」を策定し、補正予算を編成した。今回の対策では、景気の底割れを防ぐため、雇用調整助成金の拡充など雇用対策や中小企業の資金繰り対策のほか、未来への成長力強化につながる施策、地域の活性化策等を盛り込んでおり、こうした施策を速やかに実行に移していくことが最も重要と考えている」旨の答弁が行われた。

また、「今回の補正予算では、基金に対し多額の予算が計上されているが、基金を造成する理由は何か。基金の使用状況については、適宜、国会に報告するとともに、残額は国庫に返納すべきではないか。多年度にわたる基金の支出は、憲法が定める予算の単年度

主義に反するのではないか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣等より、「複数年度にわたる事業を効率的かつ円滑に実施するため、必要な場合に限り、基金を活用することとした。いずれも経済危機対策を円滑に実施し、国民生活の安定に必要なものと考えている。基金の使用状況については、様々な方法で国会、国民に報告し、しっかりと説明責任を果たすとともに、基金の残額については、国庫返納の義務づけを要綱で定めるなど、適正な執行に努めていきたい。基金と憲法との関係については、国の支出に着目する限り、今年度中に総額を支出するもので、その経費を補正予算に計上し国会の審議に付することは、憲法の趣旨に反するものではないと考えている」旨の答弁が行われた。

このほか、北朝鮮の核実験、北方領土問題、雇用対策、中小企業対策、消費税問題、生活保護の母子加算、郵政民営化、少子化対策、農業問題、高速道路整備のあり方、介護対策、医師確保策、がん検診、自殺対策、新型インフルエンザ対策、天下り問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成21年1月6日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年1月19日(月) (第2回)

— 総括質疑 —

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)
平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(衆

議院送付)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)

以上3案について中川財務大臣から趣旨説明を聴いた後、以上3案、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)に対する修正案及び平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(衆議院送付)に対する修正案について修正案提出者参議院議員福山哲郎君、同福島みずほ君、同自見庄三郎君、同尾立源幸君、同大塚耕平君、麻生内閣総理大臣、与

謝野内閣府特命担当大臣、中川国務大臣、二階経済産業大臣、鳩山総務大臣、石破農林水産大臣、金子国土交通大臣、舛添厚生労働大臣、塩谷文部科学大臣、佐藤国家公安委員会委員長、野田国務大臣、浜田防衛大臣、斉藤環境大臣、甘利国務大臣、小渊内閣府特命担当大臣、平田財務副大臣及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

椎名一保君（自民）、※坂本由紀子君（自民）、※小池正勝君（自民）、※北川イッセイ君（自民）、峰崎直樹君（民主）、※蓮舫君（民主） ※関連質疑

○平成21年1月20日（火）（第3回）

— 総括質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）

平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）に対する修正案及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）に対する修正案について修正案提出者参議院議員福山哲郎君、麻生内閣総理大臣、中川国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣、二階経済産業大臣、中曾根外務大臣、金子国土交通大臣、塩谷文部科学大臣、斉藤環境大臣、小渊内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、甘利国務大臣、佐藤国家公安委員会委員長、宮崎内閣法制局長官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長大島賢三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

※蓮舫君（民主）、※直嶋正行君（民主）、峰崎直樹君（民主）、※犬塚直史君（民主）、※石井一君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年1月21日（水）（第4回）

— 質疑・一般質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）

平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）に対する修正案及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）に対する修正案について次の参考人から意見を聴いた後、修正案提出者参議院議員尾立源幸君、舛添厚生労働大臣、中川国務大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、小渊内閣府特命担当大臣、塩谷文部科学大臣、森法務大臣、二階経済産業大臣、鳩山総務大臣、斉藤環境大臣、石破農林水産大臣、中曾根外務大臣、政府参考人、参考人学習院大学経済学部教授宮川努君、社団法人日本経済団体連合会常務理事川本裕康君及び日本労働組合総連合会事務局長古賀伸明君に対し質疑を行った。

- ・質疑

〔参考人〕

社団法人日本経済団体連合会常務理事 川本裕康君

日本労働組合総連合会事務局長 古賀伸明君

学習院大学経済学部教授 宮川努君

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、坂本由紀子君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク）

- ・一般質疑

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、※藤末健三君（民主）、石井みどり君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年1月26日（月）（第5回）

— 締めくくり質疑 —

- ・平成二十年度一般会計補正予算（第2号）（衆

議院送付)

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(衆議院送付)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)

以上3案、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)に対する修正案及び平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(衆議院送付)に対する修正案について麻生内閣総理大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、鳩山国務大臣、佐藤国家公安委員会委員長、中川財務大臣、舛添厚生労働大臣、金子国土交通大臣、斉藤環境大臣、二階経済産業大臣、中曽根外務大臣、河村内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)(衆議院送付)

以上両案をいずれも修正議決し、

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)を否決した。

[質疑者]

森ゆうこ君(民主)、※広田一君(民主)、南野知恵子君(自民)、加藤修一君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民、委員外議員)、荒井広幸君(改ク)

※関連質疑

(平成二十年度一般会計補正予算(第2号)修正案)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明、改ク

(平成二十年度一般会計補正予算(第2号)修正部分を除く原案)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク

反対会派 共産、社民

(平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)修正案)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明、改ク

(平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)修正部分を除く原案)

賛成会派 民主、自民、公明、改ク

反対会派 共産、社民

(平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号))

賛成会派 自民、公明、改ク

反対会派 民主、共産、社民

・平成二十一年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成21年3月4日(水)(第6回)

・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について与謝野財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成21年3月5日(木)(第7回)

— 基本的質疑 —

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について麻生内閣総理大臣、甘利国務大臣、石破農林水産大臣、与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、小渕内閣府特命担当大臣、中曽根外務大臣、金子国土交通大臣、二階経済産業大臣、斉藤環境大臣、近藤農林水産副大臣、政府参考人、最高裁判所当局、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

[質疑者]

平田健二君(民主)、※森ゆうこ君(民主)、

※主濱了君(民主)、※長谷川憲正君(民主)、

※田中康夫君(民主) ※関連質疑

○平成21年3月6日(金)(第8回)

— 基本的質疑 —

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について麻生内閣総理大臣、森法務大臣、河村内閣官房長官、与謝野国務大臣、金子国土交通大臣、鳩山総務大臣、石破農林水産大臣、舛添厚生労働大臣、二階経済産業大臣、甘利国務大臣、野田国務大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、塩谷文部科学大臣、斉藤環境大臣、宮崎内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩永浩美君（自民）、※佐藤昭郎君（自民）、※山谷えり子君（自民）、※二之湯智君（自民）、木庭健太郎君（公明）、※西田実仁君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、大江康弘君（改ク）

※関連質疑

○平成21年3月9日(月) (第9回)

— 一般質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、鳩山国務大臣、森法務大臣、与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、中曽根外務大臣、河村内閣官房長官、斉藤環境大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、二階経済産業大臣、塩谷文部科学大臣、野田国務大臣、小淵内閣府特命担当大臣、漆間内閣官房副長官、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、木村仁君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、※藤田幸久君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

○平成21年3月10日(火) (第10回)

— 一般質疑 —

- ・平成二十一年度総予算審査のため公聴会開催承認要求書を提出することを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について与謝野国務大臣、石破農林水産大臣、塩谷文部科学大臣、河村内閣官房長官、金子国土交通大臣、小淵内閣府特命担当大臣、鳩山国務大臣、舛添厚生労働大臣、斉藤環境大臣、野田国務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び東日本高速道路株式会社代表取締役社長井上啓一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、山田俊男君（自民）、※西田昌司君（自民）、藤本祐司君（民主）、※相原久美子君（民主）、澤雄二君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

○平成21年3月11日(水) (第11回)

— 一般質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について鳩山総務大臣、与謝野財務大臣、舛添厚生労働大臣、金子国土交通大臣、塩谷文部科学大臣、小淵内閣府特命担当大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、二階経済産業大臣、加納国土交通副大臣、平田財務副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、※大河原雅子君（民主）、岩城光英君（自民）、※佐藤信秋君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、草川昭三君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

○平成21年3月12日(木) (第12回)

— 集中審議（経済・雇用・社会保障） —

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、二階経済産業大臣、鳩山国務大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、野田国務大臣、斉藤環境大臣、平田財務副大臣、谷本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、※下田敦子君（民主）、※大久保勉君（民主）、林芳正君（自民）、※関口昌一君（自民）、※島尻安伊子君（自民）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松下新平君（改ク） ※関連質疑

○平成21年3月13日（金）（第13回）

— 参考人に対する質疑（構造改革） —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社第一生命経済研究所主席エコノミスト 熊野英生君
慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平君
東洋大学経済学部教授 高橋洋一君

〔質疑者〕

峰崎直樹君（民主）、鶴保庸介君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（改ク）

○平成21年3月16日（月）（第14回）

— 一般質疑・集中審議（行革・天下り・郵政） —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、与謝野国務大臣、斉藤環境大臣、金子国土交通大臣、鳩山国務大臣、舛添厚生労働大臣、二階経済産業大臣、甘利国務大臣、河村内閣官房長官、漆間内閣官房副長官、竹島公正取引委員会委員長、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕

大石尚子君（民主）、※藤末健三君（民主）

・集中審議（行革・天下り・郵政）

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、※福山哲郎君（民主）、脇雅史君（自民）、澤雄二君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク）

○平成21年3月17日（火）（公聴会 第1回）

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

反貧困ネットワーク事務局長
NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長 湯浅誠君
大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 赤井伸郎君
北海道大学大学院法学研究科教授 山口二郎君
会社顧問 落合峻君
横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授 井手英策君
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 山崎泰彦君

- ・公述人（湯浅誠君、赤井伸郎君）に対する質疑（財政・経済・雇用）

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、市川一朗君（自民）、

加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、
福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク）

- ・公述人（山口二郎君、落合駿君）に対する質疑（行政改革、外交・安全保障）

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、山本一太君（自民）、
荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、
福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク）

- ・公述人（井手英策君、山崎泰彦君）に対する質疑（社会保障・国民生活）

〔質疑者〕

広田一君（民主）、南野知恵子君（自民）、
荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、
荒井広幸君（改ク）

○平成21年3月18日（水）（第15回）

— 一般質疑 —

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、
法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、
文教科学委員会、厚生労働委員会、農林
水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員
会及び環境委員会については3月24日の1日
間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会及
び政府開発援助等に関する特別委員会につ
いては3月25日の1日間、当該委員会の所管に
係る部分の審査を委嘱することを決定した。

以上3案について与謝野国務大臣、河村内閣
官房長官、佐藤内閣府特命担当大臣、金子国
土交通大臣、鳩山総務大臣、中曽根外務大臣、
二階経済産業大臣、舛添厚生労働大臣、浜田
防衛大臣、宮澤内閣府副大臣、大村厚生労働
副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

泉信也君（自民）、※森まさこ君（自民）、
森田高君（民主）、浜田昌良君（公明）、小
池晃君（共産）、淵上貞雄君（社民）、荒井
広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年3月19日（木）（第16回）

— 集中審議（外交・安全保障等） —

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送
付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、中曽根
外務大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、
塩谷文部科学大臣、斉藤環境大臣、森法務大
臣、河村内閣官房長官、与謝野財務大臣、漆
間内閣官房副長官、宮崎内閣法制局長官及び
政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、※喜納昌吉君（民主）、
山本一太君（自民）、※佐藤正久君（自民）、
山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

○平成21年3月23日（月）（第17回）

— 一般質疑 —

- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送
付）

以上3案について石破農林水産大臣、舛添厚
生労働大臣、与謝野財務大臣、金子国土交通
大臣、鳩山国務大臣、中曽根外務大臣、浜田
防衛大臣、森法務大臣、河村内閣官房長官、
塩谷文部科学大臣、甘利国務大臣、漆間内閣
官房副長官、渡辺厚生労働副大臣、橋本外務
副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対
し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、※広田一君（民主）、
市川一朗君（自民）、犬塚直史君（民主）、
北川イッセイ君（自民）、※坂本由紀子君
（自民）、澤雄二君（公明）、紙智子君（共
産）、淵上貞雄君（社民）、荒井広幸君（改
ク） ※関連質疑

○平成21年3月26日（木）（第18回）

— 一般質疑 —

- ・各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会
議録に掲載することに決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送

付)

以上3案について舛添厚生労働大臣、河村内閣官房長官、与謝野国務大臣、金子国土交通大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、石破農林水産大臣、鴻池内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、※藤本祐司君（民主）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年3月27日（金）（第19回）

— 締めくくり質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、河村内閣官房長官、与謝野国務大臣、塩谷文部科学大臣、森法務大臣、鳩山総務大臣、舛添厚生労働大臣、石破農林水産大臣、二階経済産業大臣、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

〔質疑者〕

峰崎直樹君（民主）、岩永浩美君（自民）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク）（平成二十一年度総予算）

賛成会派 自民、公明、改ク

反対会派 民主、共産、社民

○平成21年5月19日（火）（第20回）

- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
- 平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
- 平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について与謝野財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成21年5月20日（水）（第21回）

— 総括質疑 —

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
- 平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）

平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、与謝野国務大臣、二階経済産業大臣、舛添厚生労働大臣、金子国土交通大臣、石破農林水産大臣、小淵内閣府特命担当大臣、鳩山国務大臣、塩谷文部科学大臣、中曽根外務大臣、河村内閣官房長官、野田国務大臣、浜田防衛大臣、西村会計検査院長、宮崎内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷川秀善君（自民）、※吉村剛太郎君（自民）、※中川義雄君（自民）、※鶴保庸介君（自民）、峰崎直樹君（民主）、※大塚耕平君（民主） ※関連質疑

○平成21年5月21日（木）（第22回）

— 総括質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
- 平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）

平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、与謝野国務大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、石破農林水産大臣、鳩山総務大臣、甘利国務大臣、二階経済産業大臣、野田国務大臣、河村内閣官房長官、斉藤環境大臣、中曽根外務大臣、西村会計検査院長、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

※大塚耕平君（民主）、峰崎直樹君（民主）、
※郡司彰君（民主）、※自見庄三郎君（民主）、
※田中康夫君（民主）、山口那津男君
（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ
君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

○平成21年5月22日（金）（第23回）

— 参考人に対する質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）
（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

野村證券株式会社金融経済研究所経済調査部長 木内登英君
独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員 小杉礼子君
三菱UFJ証券株式会社参与景気循環研究所長 嶋中雄二君

[質疑者]

尾立源幸君（民主）、※相原久美子君（民主）、林芳正君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年5月25日（月）（第24回）

— 一般質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣、与謝野国務大臣、塩谷文部科学大臣、森法務大臣、野田国務大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、小淵内閣府特命担当大臣、石破農林水産大臣、浅野内閣官房副長

官、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

鈴木寛君（民主）、※富岡由紀夫君（民主）、北川イッセイ君（自民）、※石井みどり君（自民）、大河原雅子君（民主）、澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年5月26日（火）（第25回）

— 一般質疑 —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、二階経済産業大臣、石破農林水産大臣、野田内閣府特命担当大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、小淵内閣府特命担当大臣、鳩山総務大臣、齊藤環境大臣、倉田総務副大臣、金子国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

[質疑者]

加藤修一君（公明）、山田俊男君（自民）、※古川俊治君（自民）、蓮舫君（民主）、※下田敦子君（民主）、尾立源幸君（民主）、※大久保勉君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成21年5月28日（木）（第26回）

— 集中審議（新型インフルエンザ・北朝鮮の核実験と危機管理） —

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十一年度政府関係機関補正予算（機第

1号) (衆議院送付)

以上3案について麻生内閣総理大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、鳩山総務大臣、舛添厚生労働大臣、政府参考人、参考人国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官森兼啓太君、東京検疫所東京空港検疫所支所検疫衛生・食品監視課検疫医療専門職木村もりよ君、自治医科大学地域医療学センター教授・新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長尾身茂君及び国立感染症研究所感染症情報センター長岡部信彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

犬塚直史君 (民主)、※鈴木寛君 (民主)、山本一太君 (自民)、※西島英利君 (自民)、澤雄二君 (公明)、仁比聡平君 (共産)、福島みずほ君 (社民)、荒井広幸君 (改ク)

※関連質疑

○平成21年5月29日(金) (第27回)

— 締めくくり質疑 —

・平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について麻生内閣総理大臣、中曽根外務大臣、舛添厚生労働大臣、与謝野国務大臣、鳩山国務大臣、森法務大臣、石破農林水産大臣、斉藤環境大臣、二階経済産業大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

[質疑者]

森ゆうこ君 (民主)、木村仁君 (自民)、加藤修一君 (公明)、近藤正道君 (社民)、井上哲士君 (共産)、荒井広幸君 (改ク)
(平成二十一年度補正予算)

賛成会派 自民、公明、改ク

反対会派 民主、共産、社民

委員派遣

○平成21年2月16日(月)、17日(火)

・平成二十一年度総予算の審査に資するため

[派遣地]

山口県、広島県

[派遣委員]

溝手顕正君 (自民)、前川清成君 (民主)、峰崎直樹君 (民主)、森ゆうこ君 (民主)、岩永浩美君 (自民)、鶴保庸介君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、相原久美子君 (民主)、郡司彰君 (民主)、富岡由紀夫君 (民主)、佐藤信秋君 (自民)、林芳正君 (自民)、大門実紀史君 (共産)、福島みずほ君 (社民)、荒井広幸君 (改ク)

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	家西 悟 (民主)	外山 齋 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	神本 美恵子 (民主)	徳永 久志 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	那谷屋 正義 (民主)	中谷 智司 (民主)	松村 龍二 (自民)
理事	松野 信夫 (民主)	舟山 康江 (民主)	松山 政司 (自民)
理事	岸 宏一 (自民)	森田 高 (民主)	丸山 和也 (自民)
理事	西島 英利 (自民)	柳澤 光美 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	浜田 昌良 (公明)	吉川 沙織 (民主)	弘友 和夫 (公明)
	大久保 潔重 (民主)	石井 みどり (自民)	松 あきら (公明)
	金子 恵美 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	行田 邦子 (民主)	荻原 健司 (自民)	又市 征治 (社民)

(21. 3. 5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、第170回国会からの継続審査となる平成十九年度決算外2件に加え、平成十九年度予備費関係5件である。

審査の結果、平成十九年度決算外2件のうち、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認すべきものでないとし、国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものとした。また、平成十九年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その1)はいずれも承諾を与えるべきものでないとし、その外3件はいずれも承諾を与えるべきものとした。

〔決算の審査〕

平成十九年度決算外2件は、第170回国会の平成20年11月21日に提出され、11月26日、本会議において平成十九年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に中川財務大臣から概要説明を聴取し、12月15日に全般質

疑を行った後、審査を継続していた。

今国会においては、省庁別審査計7回、与謝野財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑等を経て、平成21年6月29日、麻生内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくり総括質疑を行った。また、3月16日、ラフレさいたま及び首都圏外郭放水路の視察を行った。

平成十九年度決算審査における質疑の主な項目は、かんぼの宿等の施設の譲渡等手続、地方自治体における不正経理、ITシステムの利用伸び悩み、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人による不適切な会計経理、委託費の不適切な執行、などである。

締めくり総括質疑を終局した後、討論に入るに先立ち、委員長より平成十九年度決算についての内閣に対する警告案及び平成19年度決算審査措置要求決議が示された。平成十九年度決算については、まず、本件決算を是認するか否かについて採決し、次いで、

委員長提示のとおり警告するか否かについて採決して、これらの結果をもって議決案とすることとされた。

討論では、民主党・新緑風会・国民新・日本より、平成十九年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党より、平成十九年度決算外2件は是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案は反対する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十九年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十九年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成十九年度決算は賛成少数により是認すべきものでないと、また、多数をもって内閣に対し警告すべきものと議決した。したがって、本会議で議決すべき議決案は、「一、本件決算は、これを是認しない。二、内閣に対し、次のとおり警告する。(以下5項目<略>)」となった。内閣に対する警告は、①平成19年度決算検査報告における過去最悪の指摘件数及び金額等、②テレビ会議装置の低調な利用状況、③国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の放置、④厚生労働省の委託事業における不適正経理の多発、⑤厚生年金記録改ざん問

題、である。

次に、9項目からなる平成19年度決算審査措置要求決議は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①電子申請システムの利用促進及び継続可否の検討、②地域再生関連施策の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の記載の工夫、③日本漢字能力検定協会及び日本農村情報システム協会の不適切な運営を踏まえた公益法人の指導監督、④地方自治体における国庫補助金等の経理等の適正化、⑤「かんぼの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正、⑥随意契約見直しにおける更なる競争性の向上、⑦特別会計の剰余金及び積立金等の更なる活用等、⑧農林水産省における無許可専従の実態解明と再発防止、⑨国直轄事業負担金の情報開示の徹底等、である。

次に、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成少数により是認すべきものでないと決定し、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員会において、平成十九年度決算外2件の審査を受けて、平成21年6月29日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した検査項目は、①在外公館に係る会計経理、②牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等、の2項目についてである。なお、同4月13日にも、簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について、会計検査を要請している。

〔予備費の審査〕

平成十九年度予備費関係5件のうち、一般

会計予備費(その1)外2件は第169回国会の平成20年3月18日に、特別会計予備費(その2)外1件は同年5月20日に提出され、いずれも衆議院において審査が継続されていた。

今国会において、予備費関係5件は、平成21年4月14日に衆議院から送付され、6月18日に本委員会に付託された。

委員会においては、6月22日、これら5件を一括して議題とし、与謝野財務大臣から説明を聴取した後、平成十九年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十九年度一般会計予備費(その1)及び平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その1)について反対、その他の予備費関係3件について賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十九年度一般会計予備費(その1)及び平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項

の規定による経費増額(その1)について反対、その他の予備費関係3件について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成十九年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その1)はいずれも賛成少数により承諾を与えるべきものでないと議決し、その外3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

なお、本会議においては、平成十九年度予備費関係5件はいずれも賛成少数により承諾を与えないと決定している。

〔国政調査等〕

3月5日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村会計検査院長職務代行検査官から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成21年3月5日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村検査官から説明を聴いた。

○平成21年4月6日(月) (第2回)

― 省庁別審査 ―

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十九年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参

考人として出席を求めることを決定した。

- ・平成十九年度決算外2件中、皇室費、国会、会計検査院、総務省及び公営企業金融公庫関係について鳩山総務大臣、鴻池内閣官房副長官、石田財務副大臣、小幡参議院事務総長、衆議院事務局当局、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び株式会社ゆうちょ銀行常務執行役宇野輝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

外山斎君(民主)、吉川沙織君(民主)、西田昌司君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、大門実紀史君(共産)、又市征治君(社民)

○平成21年4月13日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- ・平成十九年度決算外 2 件中、内閣、内閣府本府、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について与謝野国務大臣、鳩山内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、舟山康江君（民主）、西田昌司君（自民）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）

- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○平成21年 4 月20日（月）（第 4 回）

— 省庁別審査 —

- ・平成十九年度決算外 2 件中、厚生労働省関係について舛添厚生労働大臣、竹下財務副大臣、並木内閣府大臣政務官、西村会計検査院長、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、吉川沙織君（民主）、舟山康江君（民主）、西島英利君（自民）、衛藤晟一君（自民）、浜田昌良君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成21年 4 月24日（金）（第 5 回）

— 省庁別審査 —

- ・平成十九年度決算外 2 件中、外務省及び防衛省関係について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、伊藤外務副大臣、北村防衛副大臣、西村会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、徳永久志君（民主）、仁比聡平君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成21年 4 月27日（月）（第 6 回）

— 省庁別審査 —

- ・平成十九年度決算外 2 件中、経済産業省、国土交通省及び中小企業金融公庫関係について

二階経済産業大臣、金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中谷智司君（民主）、森田高君（民主）、加藤修一君（公明）、紙智子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成21年 5 月11日（月）（第 7 回）

— 省庁別審査 —

- ・平成十九年度決算外 2 件中、農林水産省、環境省及び農林漁業金融公庫関係について石破農林水産大臣、斉藤環境大臣、近藤農林水産副大臣、松野文部科学副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本中央競馬会理事長土川健之君及び株式会社日本政策金融公庫代表取締役農林水産事業本部長坂野雅敏君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、大久保潔重君（民主）、川上義博君（民主）、山田俊男君（自民）、川口順子君（自民）、弘友和夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成21年 6 月 1 日（月）（第 8 回）

— 省庁別審査 —

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・平成十九年度決算外 2 件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について森法務大臣、塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松野信夫君（民主）、神本美恵子君（民主）、古川俊治君（自民）、石井みどり君（自民）、松あきら君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成21年 6 月22日（月）（第 9 回）

— 准総括質疑 —

- ・平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）（第169回国会提出）（衆議院送付）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）（第169回国会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書（その１）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その２）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項
の規定による経費増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書（その２）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

以上５件について与謝野財務大臣から説明を
聴いた。

- ・平成十九年度決算外２件及び予備費関係５件
について舛添厚生労働大臣、佐藤総務大臣、
与謝野国務大臣、金子国土交通大臣、石破農
林水産大臣、野田国務大臣、河村内閣官房長
官、二階経済産業大臣、中曽根外務大臣、浜
田防衛大臣、小淵内閣府特命担当大臣、塩谷
文部科学大臣、北村防衛副大臣、萩生田文部
科学大臣政務官、政府参考人及び会計検査院
当局に対し質疑を行い、

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その１）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その１）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項
の規定による経費増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書（その１）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その２）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項
の規定による経費増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書（その２）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

以上５件について討論の後、

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その１）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項
の規定による経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書（その１）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

以上両件をいずれも承諾を与えるべきもので
ないと議決し、

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その１）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その２）（第169回国
会提出）（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項
の規定による経費増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書（その２）（第169回国会提出）
（衆議院送付）

以上３件をいずれも承諾を与えるべきものと
議決した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、行田邦子君（民主）、
吉川沙織君（民主）、中谷智司君（民主）、
塚田一郎君（自民）、森まさこ君（自民）、
山本順三君（自民）、浜田昌良君（公明）、
西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）、
又市征治君（社民）

（平成十九年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十九年度特別会計予算総則第七条第一
項の規定による経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書（その１））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十九年度特別会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十九年度特別会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十九年度特別会計予算総則第七条第一
項の規定による経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民
反対会派 民主

○平成21年6月29日(月) (第10回)

― 締めくくり総括質疑 ―

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・平成十九年度決算外2件について麻生内閣総理大臣、斉藤環境大臣、野田国務大臣、与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、佐藤総務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

家西悟君(委員長質疑)、木俣佳丈君(民主)、※松野信夫君(民主)、西島英利君(自民)、※西田昌司君(自民)、松あきら君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民) ※関連質疑

- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。
- ・平成十九年度決算外2件について討論の後、平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書を議決し、平成十九年度決算審査措置要求決議を行い、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算

書を是認すべきものでないと議決し、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書を是認すべきものと議決した後、与謝野財務大臣、佐藤国務大臣、中曽根外務大臣、塩谷文部科学大臣、舛添厚生労働大臣、石破農林水産大臣、金子国土交通大臣及び野田国務大臣から発言があった。

(平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民

(内閣に対する警告)

賛成会派 民主、共産、社民
反対会派 自民、公明

(平成十九年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

(平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民

(平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、公明、共産、社民
反対会派 民主

(3) 委員会決議

― 平成十九年度決算審査措置要求決議 ―

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 電子申請システムの利用促進及び継続可否の検討について

行政機関が扱う申請・届出等手続について、政府は、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上にすると目標を掲げ、その利用促進を図っている。しかし、多額の経費をかけて開発・運用をしたそれらシステムには利用率が極めて低調なものも多く、重点手続として挙げられている71手続の中でも依然として利用率が1%に満たないものがある。例えば、自動車保有関係手続のワンストップサービスでは、その開発・運用に要した経費が総額65億円にも上る一方で、運用を開始した17年12月から20年6月までの利用率はわずか0.67%にとどまっている。

政府は、オンライン利用率目標の達成に向けて、利用者の利便性向上のためのシステム改善や周知活動の更なる実施に努めるとともに、費用対効果を十分検討し、各システムの継続の可否につい

でも検討を行うべきである。

2 地域再生関連施策の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の記載の工夫について

地方再生関連施策については、予算上、省庁横断的に多彩な施策が示されているが、その実績については、全体像が分かるように示されていない。例えば、地域再生法に基づいて地方公共団体に交付される地域再生基盤強化交付金は、予算上、内閣本府に一括計上された後、年度途中で執行省庁に移替えをされ、決算上では、内閣本府、農林水産本省、林野庁、水産庁、国土交通本省及び環境本省に計上される。このような交付金の予算、決算の計上の方法では、その対比が困難であり、予算の執行状況を容易に把握することはできない。

政府は、施策や予算の執行状況が国民に分かりやすい形で明示されるようにするため、地方再生関連施策の実績の全体像を取りまとめ、予算額と実績額を示すとともに、交付金については、その活用状況の一層明確な開示に向けて決算書等の記載方法を工夫すべきである。

3 日本漢字能力検定協会及び日本農村情報システム協会の不適切な運営を踏まえた公益法人の指導監督について

文部科学省所管の財団法人日本漢字能力検定協会は、営利を目的としない公益法人であるにもかかわらず、年間7～8億円もの多額の利益を上げていた上に、前理事長等が役員を務める企業との不適切な取引を通じて協会の利益を不当に流出させ、前理事長等の逮捕に至る事態が生じた。また、農林水産省、総務省、経済産業省の3省が所管する社団法人日本農村情報システム協会は、同協会の基本財産4億円を所管府省の承認を得ることなく取り崩していた上に、債務超過状態にあることが明らかになった。これらの件に関して、所管府省である文部科学省及び農林水産省等の指導監督が不十分であったとの指摘がなされている。

政府は、所管公益法人に対し、関係法令にのっとった適切な運営がなされるよう厳正な指導監督を行うとともに、収益情報を始めとする財務状況の適確な把握及び必要に応じての指導をすべての所管府省に行わせるべきである。

4 地方自治体における国庫補助金等の経理等の適正化について

平成19年度決算検査報告において、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等について、会計検査をした12道府県のすべてで不適正な経理処理等による支出が明らかとなった。このような事態は、会計法令に抵触していることは言うまでもなく、公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

政府は、不適正な支出と認められる国庫補助金等について速やかに返還の措置を講ずるとともに、地方自治体に対して、会計経理の適正化について引き続き指導・助言の徹底を図るべきである。また、その監査制度について、監査委員の独立性の強化や監査能力の向上等監査機能の充実強化に向けて検討すべきである。

5 「かんぼの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について

日本郵政株式会社の所有・運営する「かんぼの宿」等の施設の譲渡に当たって、契約内容や契約手続、譲渡額等に不透明な点などがあるとして、本年4月、総務省は、16の問題点を指摘するとともに、日本郵政株式会社法に基づく監督上の命令を発出する事態に至っている。また、旧日本郵政公社等が締結した譲渡等に関する契約において、譲渡後に当該施設が売却額を大きく上回る額で転売される事態が見られるなど、施設の譲渡等に関する契約内容の妥当性が疑問視される事態が相次いでいる。

政府は、日本郵政株式会社に対し、「かんぼの宿」等の施設の譲渡等に関する契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保等を図るよう対応させるべきである。

6 随意契約見直しにおける更なる競争性の向上について

政府による随意契約の適正化に向けた取組が進められた結果、平成19年12月までの競争性のない随意契約割合は、件数で49.6%、金額で58.1%と着実に減少している。しかし一方で、一般競争入札や企画競争に移行した契約における一者応札・応募は多く、天下り先公益法人・独立行政法人との間における随意契約割合も依然として高くなっている。また、独立行政法人における随意契約割合は、件数で74.4%、金額で75.1%と政府に比し20ポイント程度高くなっており、再委託率が50%以上となっている契約も多数ある。

政府は、競争性のある契約方式への移行が形の上だけにとどまることのないよう、民間参入を事実上締め出す不当な入札参加資格の見直し、一者応札・応募となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策の検討・公表、天下り先法人との随意契約に係る透明性の確保等に取り組み、更なる競争性の向上に努めるとともに、独立行政法人に対しても一層の改善が図られるよう指導すべきである。

7 特別会計の剰余金及び積立金等の更なる活用等について

28特別会計全体における、平成19年度の剰余金総額は42.6兆円、19年度決算処理後の積立金・資金残高は204.9兆円と多額に上っている。

その内容を見ると、例えば、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、過年度の実績等を十分に考慮しないまま予算額が見積もられている等のため、予算額と実績額との間で乖離が生じ、不用額が継続的に発生している。また、外国為替資金特別会計においては、保有外貨資産が100兆円を超え、19年度の積立金残高が1ドル99円の水準で保有外貨資産に生じる為替評価損と同程度となる19.5兆円に達している一方、決算上の不足の補足のための使用実績は昭和34、35年度の合わせて3.3億円に過ぎない。

政府は、我が国の財政状況が、これまで目標としてきた23年度の基礎的財政収支の黒字化達成が不可能になるなど危機的状況にあることを踏まえ、各特別会計のリスク管理を含む財務の在り方を再検討するとともに剰余金及び積立金等の必要額を改めて検討し、一般会計への繰入れ等財政健全化のための更なる活用を図るべきである。

8 農林水産省における無許可専従の実態解明と再発防止について

農林水産省における無許可専従事案に関して、平成20年4月1日時点における調査で142人に疑いがあることを確認していたにもかかわらず、最終的にその事実が公表されず、またその後、総務省において実施された無許可専従一斉点検においてもその実態が明らかにされなかった。

政府は、無許可専従に係る再調査を徹底的かつ早急に実施し、行為者及び関係者に対する厳格な処分及び行為者に支払われた給与の返還など適切な対応を行うとともに、このような事態が二度と起こることのないよう情報公開や組織体質の改善に真摯に取り組み、農林水産行政に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

9 国直轄事業負担金の情報開示の徹底等について

国土交通省の直轄事業負担金に関し、地方自治体に対して十分な説明をすることなく、国道事務所等の庁舎の建て替え費用を含め、平成19年度は54か所に係る39億円、20年度は44か所に係る28億円を地方自治体に負担させていた。また、20年度における直轄事業の地方負担額の総額は9,711億円に上り、その中には、営繕宿舍費45億円、退職手当等の人件費575億円、事務費58億円が含まれていることや、維持管理費負担分が1,861億円、全体の19.2%を占めていること等も明らかになっている。政府は、直轄事業負担金について、事業費明細の情報開示に向けた取組に着手しているが、今後更なる内容の充実に努めるとともに、負担の対象範囲の見直し、更には国と地方の役割分担を踏まえた事業の在り方を検討すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山下 栄一 (公明)	主濱 了 (民主)	小泉 昭男 (自民)
理事	足立 信也 (民主)	田名部 匡省 (民主)	佐藤 正久 (自民)
理事	喜納 昌吉 (民主)	千葉 景子 (民主)	中川 義雄 (自民)
理事	林 久美子 (民主)	長谷川 憲正 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	川口 順子 (自民)	白 眞勲 (民主)	二之湯 智 (自民)
理事	山本 香苗 (公明)	松井 孝治 (民主)	古川 俊治 (自民)
	梅村 聡 (民主)	松岡 徹 (民主)	森 まさこ (自民)
	岡崎 トミ子 (民主)	石井 準一 (自民)	山下 芳生 (共産)
	行田 邦子 (民主)	加治屋 義人 (自民)	近藤 正道 (社民)
	島田 智哉子 (民主)	小池 正勝 (自民)	松下 新平 (改ク)

(21. 2. 25 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本委員会は、「政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件」をテーマに調査を行ったほか、時事的な問題についても調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査等〕

2月26日、警察庁科学警察研究所における業務の実施状況に関する調査のため、千葉県において同研究所の視察を行った。

4月8日、政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について鳩山総務大臣から説明を聴いた。

4月27日、政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件につ

いて森法務大臣、鳩山国務大臣、舛添厚生労働大臣、河村内閣官房長官、加納国土交通副大臣、金子国土交通副大臣、竹下財務副大臣、橋本外務副大臣、野村農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

質疑では、外国人観光客数の増大を重視する政府の姿勢と観光の質的充実の重要性、空港の国際線発着枠等に関し、民間事業者の意見聴取の必要性、検察の公平性を担保するための監視機関の設置についての政府の見解、那覇新都心開発に関する地域再生法上の問題と政府の見解、公共事業における予定価格の透明性を確保する仕組み、公共事業における需要予測の在り方、豚インフルエンザ発生に伴う産地偽装を防ぐための政府の努力、農林水産省のヤミ専従問題への対応と今後の取組、漢方薬の販売で対面販売を義務付けることの妥当性、待機児童の解消に向けた認可保育所の増加の必要性、保育士の処遇改善のための方策、経済協力国際機関分担金に係る流用についての

財政法上の疑義、消費者庁の設置に関し、行政組織、行政評価・監視を所管する総務大臣の所見、消費者庁の設置で期待される内閣のリーダーシップに関する政府の決意などが取り上げられた。

6月24日、政策評価の現状等に関する件について佐藤総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、中曽根外務大臣、橋本外務副大臣、加納国土交通副大臣、金子国土交通副大臣、渡辺厚生労働副大臣、早川法務大臣政務官、並木内閣府大臣政務官、野村農林水産大臣政務官、金子厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国民生活センター理事島野康君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社専務執行役米澤友宏君に対し質疑を行った。

質疑では、日本酒等の我が国食文化を広めるための外務省の取組、いわゆる追い出し屋の問題に関する関係機関の対応と消費者庁が果たすべき役割、過疎地域対策における現地重視の重要性と過疎対策事業債の拡

充、いわゆる国境離島の重要性に関する政府の認識と施策の在り方、DV被害者に対する就労支援の現状と市町村への財政支援の在り方、裁判員制度における性犯罪被害者保護の必要性、大学生の就職活動の早期化・長期化による弊害についての文部科学大臣の見解、大学生の就職活動に関する新たな公的ルール必要性、中山間地域等直接支払制度の運用改善と恒久的制度化への提言、農地・水・環境対策の営農活動支援における政府の努力の必要性、地方における道路整備の必要性の確認と費用便益評価見直しの提言、要介護認定基準の変更に関する厚生労働省の考え方の合理性、介護職員の処遇改善につながる介護報酬引上げのための方策、日米安保条約改定時の密約に関する報道に対する政府の所見、法務大臣の検察に対する指揮監督権と国権の最高機関である国会との関係、日本郵政株式会社の社長人事に関する総務大臣の見解、日本郵政専務執行役の問題に係る同社と三井住友銀行との関係などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成21年2月25日(水) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成21年4月8日(水) (第2回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について鳩山総務大臣から説明を聴いた。

○平成21年4月27日(月) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政策評価の現状等に関する件、行政評価・監

視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について森法務大臣、鳩山国務大臣、舛添厚生労働大臣、河村内閣官房長官、加納国土交通副大臣、金子国土交通副大臣、竹下財務副大臣、橋本外務副大臣、野村農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君(民主)、喜納昌吉君(民主)、水戸将史君(民主)、古川俊治君(自民)、石井準一君(自民)、弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年6月24日(水) (第4回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政策評価の現状等に関する件について佐藤総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、中曽根外務大臣、橋本外務副大臣、加納国土交通副大臣、金子国土交通副大臣、渡辺厚生労働副大臣、早川法務大臣政務官、並木内閣府大臣政務官、野村農林水産大臣政務官、金子厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国民生活センター理事島野康君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社専務執行役米澤友宏君に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君 (自民)、佐藤正久君 (自民)、
山本香苗君 (公明)、山下芳生君 (共産)、
近藤正道君 (社民)、松下新平君 (改ク)、
水戸将史君 (民主)、喜納昌吉君 (民主)、
武内則男君 (民主)

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	西岡	武夫 (民主)	風間	直樹 (民主)	伊達	忠一 (自民)
理事	池口	修次 (民主)	川合	孝典 (民主)	西田	昌司 (自民)
理事	小川	勝也 (民主)	谷岡	郁子 (民主)	長谷川	大紋 (自民)
理事	水岡	俊一 (民主)	友近	聡朗 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	秋元	司 (自民)	直嶋	正行 (民主)	義家	弘介 (自民)
理事	世耕	弘成 (自民)	姫井	由美子 (民主)	山本	博司 (公明)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	米長	晴信 (民主)	鰐淵	洋子 (公明)
	大島	九州男 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)		
	加賀谷	健 (民主)	島尻	安伊子 (自民)		(21.1.5 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	羽田	雄一郎 (民主)	谷岡	郁子 (民主)	島尻	安伊子 (自民)
	池口	修次 (民主)	姫井	由美子 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	小川	勝也 (民主)	水岡	俊一 (民主)	西田	昌司 (自民)
	加賀谷	健 (民主)	秋元	司 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
	金子	恵美 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
						(21.1.16 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	伊達	忠一 (自民)	川合	孝典 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	池口	修次 (民主)	友近	聡朗 (民主)	丸川	珠代 (自民)
	小川	勝也 (民主)	水岡	俊一 (民主)	義家	弘介 (自民)
	風間	直樹 (民主)	米長	晴信 (民主)	魚住	裕一郎 (公明)
	金子	恵美 (民主)	秋元	司 (自民)	山本	博司 (公明)
						(21.1.16 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の4件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願18種類106件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の

改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定するものである。

本法律案は、3月4日に衆議院から提出、31日、本委員会に付託され、同日、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、平成21年6月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を2割削減する措置を講ずるものである。

本法律案は、5月26日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、29日に全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の勤勉手当の暫定的減額措置に準じ、平成21年6月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものである。

本法律案は、5月26日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、29日、可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備するものである。

本法律案は、7月2日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、3日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成21年1月5日(月) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、総務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国家基本政策委員長及び決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本9人、自由民主党7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本17人、自由民主党12人、公明党3人、日本共産党、

社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本16人、自由民主党10人、公明党2人、社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各1人 計30人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、自由民主党5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年1月7日(水) (第2回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月7日

ロ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本25分、自由民主党15分、公明党10分

ハ、人数 各派1人

ニ、順序 大会派順

一、雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案（西岡武夫君外9名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年1月16日(金) (第3回)

・参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成21年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成21年1月26日(月) (第4回)

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外一件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本9人、社会民主党・護憲連合1人 計10人

一、平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計10人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年1月28日(水) (第5回)

一、事務総長から平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外一件両院協議会及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年1月30日(金) (第6回)

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月30日及び2月2日

ロ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本105分、自由民主党45分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10

分、改革クラブ5分

ハ、人数 民主党・新緑風会・国民新・日本4人、自由民主党2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会・国民新・日本 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会・国民新・日本 5 自由民主党 6 民主党・新緑風会・国民新・日本 7 民主党・新緑風会・国民新・日本 8 日本共産党 9 社会民主党・護憲連合 10 改革クラブ

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年2月2日(月) (第7回)

一、裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年2月9日(月) (第8回)

一、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年2月13日(金) (第9回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年2月17日(火) (第10回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

人事官候補者

産経新聞社東京本社編集局特別記者 千野境子君

[質疑者]

高嶋良充君（民主）、秋元司君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、加藤敏幸君（民主）、
長谷川大紋君（自民）、長谷川憲正君（民主）

○平成21年2月23日（月）（第11回）

一、次の件について鴻池内閣官房副長官、増原内閣府副大臣、谷本内閣府副大臣、石崎総務副大臣、渡辺厚生労働副大臣及び加納国土交通副大臣から説明を聴いた後、人事官、再就職等監視委員会委員長及び同委員並びに中央社会保険医療協議会委員のうち前田雅英君の任命については同意を与えないことに、総合科学技術会議議員、公正取引委員会委員、預金保険機構監事、日本放送協会経営委員会委員、中央社会保険医療協議会委員のうち遠藤久夫君及び白石小百合君並びに運輸審議会委員の任命については同意を与えることにそれぞれ決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ハ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、預金保険機構監事の任命同意に関する件
ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年3月4日（水）（第12回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年3月18日（水）（第13回）

一、第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（田名部匡省君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議における平成二十一年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

イ、人事官の任命同意に関する件

〔参考人〕

人事官候補者

日本司法支援センター理事 篠塚英子君

〔質疑者〕

高嶋良充君（民主）、秋元司君（自民）、山本博司君（公明）、加藤敏幸君（民主）、丸川珠代君（自民）、長谷川憲正君（民主）

ロ、検査官の任命同意に関する件

〔参考人〕

検査官候補者

会計検査院事務総長 重松博之君

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、鱒淵洋子君（公明）、松野信夫君（民主）、義家弘介君（自民）、舟山康江君（民主）

○平成21年3月25日（水）（第14回）

一、次の件について鴻池内閣官房副長官、宮澤内閣府副大臣、倉田総務副大臣、山内文部科学副大臣及び吉野環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

ニ、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件

ホ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ト、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年3月27日(金) (第15回)

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人計10人

一、事務総長から平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年3月31日(火) (第16回)

一、裁判官訴追委員及び皇室経済会議予備議員の選任について決定した。

一、北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(西岡武夫君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第4号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部

改正に関する件について決定した。

一、国会職員退職手当審査会等に関する規程の制定に関する件について決定した。

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月8日(水) (第17回)

一、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(西岡武夫君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月10日(金) (第18回)

一、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月15日(水) (第19回)

一、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月17日(金) (第20回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月22日(水) (第21回)

一、消費者問題に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本12人、自由民主党8人、公明党2人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各1人 計25人

一、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本20分、自由民主党及び公明党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月24日(金) (第22回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月27日(月) (第23回)

一、国民年金法等の一部を改正する法律等の一

部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年4月28日(火) (第24回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 4月28日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本25分、自由民主党15分、公明党10分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年5月13日(水) (第25回)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計10人

一、事務総長から第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの

件両院協議会の結果の報告を聴いた。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年5月27日(水) (第26回)

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

- 一、北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(西岡武夫君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年5月29日(金) (第27回)

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第32号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第32号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第33号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第33号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

- 一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

- 一、本会議において国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

- 一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

- 一、平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

計10人

- 一、事務総長から平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月3日(水) (第28回)

- ・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月5日(金) (第29回)

- 一、次の件について増原内閣府副大臣、谷本内閣府副大臣、渡辺厚生労働副大臣及び加納国土交通副大臣から説明を聴いた後、食品安全委員会委員のうち吉川泰弘君の任命については同意を与えないことに、食品安全委員会委員のうち小泉直子君、長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君、情報公開・個人情報保護審査会委員、預金保険機構理事、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会委員並びに運輸審議会委員の任命については同意を与えることにそれぞれ決定した。

イ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ニ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ホ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ヘ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

- 一、農地法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月10日(水) (第30回)

- ・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月12日(金) (第31回)

一、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本会議において少子高齢化・共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月17日(水) (第32回)

一、坂本由紀子君の議員辞職を許可することに決定した。

一、核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(西岡武夫君外8名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月19日(金) (第33回)

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び生活保護法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月24日(水) (第34回)

一、元議員故植木光教君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年6月26日(金) (第35回)

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決

定した。

○平成21年7月1日(水) (第36回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年7月3日(金) (第37回)

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第43号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第43号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年7月8日(水) (第38回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年7月10日(金) (第39回)

一、厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、速やかに厚生労働委員長の中間報告を求めることの動議を本日の本会議の日程に追加して議題とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年7月13日(月) (第40回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成21年7月14日(火) (第41回)

一、内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案(興石東君外20名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成21年1月16日(金) (第1回)

・参議院の平成21年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○平成21年1月16日(金) (第1回)

- ・国立国会図書館の平成21年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

○平成21年7月2日(木) (第2回)

- ・次の件について協議を行った。
 - イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件
 - ロ、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	藤井	孝男（自民）	榛葉	賀津也（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	山下	八洲夫（民主）	谷	博之（民主）	白浜	一良（公明）
理事	山崎	正昭（自民）	内藤	正光（民主）		
	櫻井	充（民主）	平野	達男（民主）		（21.1.7 現在）

委員会経過

○平成21年1月7日(水)（第1回）

- ・理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	鈴木 陽悦 (民主)	高橋 千秋 (民主)	佐藤 正久 (自民)
理事	前田 武志 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	室井 邦彦 (民主)	藤谷 光信 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	加治屋 義人 (自民)	松浦 大悟 (民主)	西田 実仁 (公明)
理事	神取 忍 (自民)	吉川 沙織 (民主)	山本 博司 (公明)
	一川 保夫 (民主)	浅野 勝人 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	川崎 稔 (民主)	佐藤 信秋 (自民)	(21.1.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月20日、立川広域防災基地の実情調査のため、視察を行った。

3月25日、災害対策の基本施策について佐藤内閣府特命担当大臣(防災担当大臣)から所信を、また、平成21年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

4月1日、災害対策の基本施策について質疑を行い、緊急地震速報の周知状況・受信装置の普及状況及び導入における優遇税制措置の対象地域の拡大、放送のデジタル化に伴う緊急地震速報到達時間の遅延への対策、全国瞬時警報システム等の整備状況と緊急地震速報等へのシステム活用促進、学校施設の耐震診断・耐震改修の促進策、大規

模災害時の緊急参集チームの具体的な参集体制と参集訓練の実施状況、中央省庁の業務継続計画の策定状況及び食料備蓄等その具体的内容、災害時要援護者の避難救援体制の確保に向けた国・地方公共団体における取組状況、局地的集中豪雨に伴う都市型水害等大規模水害対策の現状、中小河川における局地的豪雨対策・水難事故防止策等の治水安全度向上策の検討状況、利根川流域における堤防強化事業実施に伴う周辺関係住民への配慮策、浅間山噴火時における気象庁の火山情報の収集・分析・公表状況、気象庁等による火山活動観測監視体制の現状とその強化の必要性、桜島の火山対策の現状及び道路降灰除去事業への国庫補助の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成21年1月5日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成21年3月25日(水) (第2回)

- ・災害対策の基本施策に関する件について佐藤内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- ・平成21年度防災関係予算に関する件について

宮澤内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成21年4月1日(水) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・緊急地震速報等の運用改善に関する件、学校施設の耐震化の促進に関する件、災害時の緊急参集体制及び業務継続体制に関する件、災

害時要援護者等の避難支援対策に関する件、火山観測監視体制の充実に関する件、利根川流域における堤防強化事業に関する件等について佐藤内閣府特命担当大臣、山内文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、川崎稔君（民主）、神取忍君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	市川 一朗 (自民)	高嶋 良充 (民主)	水落 敏栄 (自民)
理事	岩本 司 (民主)	ツルネン マルテイ (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	今野 東 (民主)	藤原 正司 (民主)	草川 昭三 (公明)
理事	北川 イッセイ (自民)	円 より子 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	伊達 忠一 (自民)	横峯 良郎 (民主)	紙 智子 (共産)
	喜納 昌吉 (民主)	島尻 安伊子 (自民)	山内 徳信 (社民)
	佐藤 泰介 (民主)	中川 義雄 (自民)	(21.1.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出1件(沖縄及び北方問題に関する特別委員長)の合計2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

沖縄科学技術大学院大学学園法案は、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、学園に対する国の補助に関する規定を改めるなどの修正が行われている。

委員会においては、参考人から意見を聴取したほか、大学院大学が沖縄の自立的発展と豊かな住民生活実現に寄与するプロセス、大学院大学を世界の最先端に行く大学に育てていくための方策、大学院大学設立当初の理事等の役員の選任方法、優秀な学生や研究員を確保するための戦略的取組、大学院大学の自立的経営に向けた見通し等につ

いて質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、法律の目的に北方領土が我が国固有の領土であることを明記し、北方領土問題等の解決の促進に関する国の責務を明らかにし、特別の措置を講ずべき施策として交流等事業の推進を追加するとともに、北方領土返還運動の後継者の育成、北方領土隣接地域の振興に係る特定事業に対する国の特別の助成措置の拡充、北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保等に関する事項について定めようとするものである。

委員会においては、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月16日及び17日、北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のため北海道に委員派遣を行った。

3月13日、沖縄及び北方問題に関しての

施策について、佐藤内閣府特命担当大臣、中曽根外務大臣から所信を聴取した。また、前記の委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成21年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、沖縄振興開発計画の下での多額の財政支出が県民生活に与えた効果、沖縄科学技術大学院大学構想と県民生活向上との関係、泡瀬埋立事業見直しの必要性、中国人観光客誘致に向けた観光ビザ規制緩和策導入を推進する必要性、セーフティーネット貸付け等沖縄金融公庫の中小企業等への金融支援状況、景況状況の厳しい沖縄での雇用創出に向けた取組の状況、北方対策関連予算が少額である理由、北方四島の旧漁業権に対する政府解釈の妥当性、議員立法による北特法改正の検討に対する沖縄北方担当大臣の見解、北特法第7条の適用状況及び見直しの必要性、日露サケ・マス漁業交渉の経過及び入漁料について国が補てんを行う必要性、北方問題において差別感のある「元島民」との呼称を改める必要性、

北方四島の旧漁業権に対して補償を行う必要性などについて質疑を行った。

4月6日、沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件を議題とし、沖縄総合事務局の整理統合に対する大臣見解、沖縄振興策が自立経済を意図的に阻害との指摘に対する大臣見解、普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価準備書にヘリパッド建設を追加した理由、全国の自衛隊の都市型訓練施設のうち日米共同訓練が実施された施設名と訓練目的、普天間基地視察後に外務大臣が最重要であると感じた課題、嘉手納以南の米軍基地返還後の在沖縄米軍専用基地の全国に占める割合、沖縄の離島住民に対する民間金融機関のサービス向上に対する金融庁の考え、北方領土元居住者の体験を映画化する考え方の有無、平和条約締結問題日露合同委員会の現在の活動状況、北方領土問題解決に向けての外務大臣の決意、北方四島訪問における出入国カード提出要求問題の解決の見通しなどについて質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成21年1月5日（月）（第1回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- ・委員派遣を行うことを決定した。

○平成21年3月13日（金）（第2回）

- ・沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について佐藤内閣府特命担当大臣及び中曽根外務大臣から所信を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成21年3月25日（水）（第3回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十一年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について佐藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、西村外務大臣政務官、岡本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今野東君（民主）、島尻安伊子君（自民）、木庭健太郎君（公明）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年4月6日(月) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について佐藤内閣府特命担当大臣、中曽根外務大臣、宮澤内閣府副大臣、伊藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

喜納昌吉君(民主)、北川イッセイ君(自民)、草川昭三君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成21年6月19日(金) (第5回)

- ・沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)(衆議院送付)について佐藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員三井辨雄君から説明を聞いた。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聞いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長 シドニー・ブレナー君

[質疑者]

今野東君(民主)、島尻安伊子君(自民)、木庭健太郎君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成21年7月1日(水) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)(衆議院送付)について佐藤内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣、岡本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

岩本司君(民主)、今野東君(民主)、喜納昌吉君(民主)、谷岡郁子君(民主)、義家弘介君(自民)、木庭健太郎君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

(閣法第43号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- ・北方領土問題等の解決のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)について提出者衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長前原誠司君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆議院提出)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

委員派遣

○平成21年2月16日(月)、17日(火)

- ・北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査

[派遣地]

北海道

[派遣委員]

市川一朗君(自民)、岩本司君(民主)、今野東君(民主)、北川イッセイ君(自民)、伊達忠一君(自民)、木庭健太郎君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	谷 博之 (民主)	亀井 郁夫 (民主)	二之湯 智 (自民)
理事	青木 愛 (民主)	谷岡 郁子 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	芝 博一 (民主)	辻 泰弘 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	津田 弥太郎 (民主)	中村 哲治 (民主)	松村 龍二 (自民)
理事	山下 八洲夫 (民主)	長浜 博行 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	川口 順子 (自民)	林 久美子 (民主)	丸山 和也 (自民)
理事	西島 英利 (自民)	平山 幸司 (民主)	荒木 清寛 (公明)
理事	弘友 和夫 (公明)	柳田 稔 (民主)	山口 那津男 (公明)
	足立 信也 (民主)	石井 準一 (自民)	井上 哲士 (共産)
	浅尾 慶一郎 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	又市 征治 (社民)
	梅村 聡 (民主)	河合 常則 (自民)	松下 新平 (改ク)
	尾立 源幸 (民主)	岸 宏一 (自民)	(21.1.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

(2) 委員会経過

○平成21年1月5日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	藤田 幸久 (民主)	外山 齋 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	川上 義博 (民主)	徳永 久志 (民主)	松山 政司 (自民)
理事	山根 隆治 (民主)	白 眞勲 (民主)	山崎 正昭 (自民)
理事	山谷 えり子 (自民)	前川 清成 (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山本 一太 (自民)	森 ゆうこ (民主)	風間 昶 (公明)
	風間 直樹 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	山下 芳生 (共産)
	川合 孝典 (民主)	関口 昌一 (自民)	(21.1.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

麻生内閣総理大臣は、施政方針演説において、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現すべく取り組むこと、また、六者会合において非核化プロセスを前進させるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、北朝鮮に対し、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう、具体的な行動を強く求めていくことを表明した。

3月16日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため新潟県佐渡市において視察を行い、曾我ひとみさんとその母ミヨシさんの拉致現場を実地調査するとともに、新潟県、佐渡市、新潟県警察本部から、拉致事案の経緯、曾我ひとみさんと御家族の帰国後の状況、拉致問題に関する県・市の取組等について説明を聴取し質疑を行った。次いで、曾我ひとみさんとの懇談を行い、拉致問題の早期解決、生活支援への要望、現在の御家族の様子と将来の見通し等について意見を聴取した。

4月5日、北朝鮮がミサイルを発射し、これを受けて国連安全保障理事会は、4月13日、北朝鮮による発射を非難する議長声明を発出した。

4月27日、上記視察について視察委員から報告を聴取するとともに、北朝鮮をめぐる最近の状況について中曽根外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について河村国務大臣からそれぞれ報告を聴いた後、北朝鮮のミサイル発射、六者会合の再開と拉致問題、北朝鮮に対する追加制裁措置、北朝鮮のミサイル発射に関する国連安保理議長声明、拉致被害者等給付金の支給等について質疑を行った。

5月25日には北朝鮮が地下核実験を実施し、これを受けて国連安保理は、6月12日、北朝鮮の核実験を非難し、制裁措置の強化を含む追加的措置を定めた決議第1874号を採択した。

(2) 委員会経過

○平成21年1月5日(月)(第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成21年4月27日(月)(第2回)

- ・北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。
- ・北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び拉致問題をめぐる現状に関する件について中曽根外務大臣及び河村国務大臣からそれぞれ報告を聴いた。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・北朝鮮のミサイル発射に関する件、六者会合の再開と拉致問題に関する件、北朝鮮に対する追加制裁措置に関する件、北朝鮮のミサイル発射に関する国連安保理議長声明に関する件、拉致被害者等給付金の支給に関する件等について河村国務大臣、中曽根外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森ゆうこ君(民主)、風間直樹君(民主)、
山下芳生君(共産)

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	谷川 秀善 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	石井 みどり (自民)
理事	木俣 佳丈 (民主)	亀井 亜紀子 (民主)	木村 仁 (自民)
理事	工藤 堅太郎 (民主)	武内 則男 (民主)	佐藤 昭郎 (自民)
理事	藤末 健三 (民主)	轟木 利治 (民主)	西田 昌司 (自民)
理事	小泉 昭男 (自民)	姫井 由美子 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	椎名 一保 (自民)	藤原 良信 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	浜田 昌良 (公明)	牧山 ひろえ (民主)	山本 順三 (自民)
	犬塚 直史 (民主)	増子 輝彦 (民主)	谷合 正明 (公明)
	植松 恵美子 (民主)	松岡 徹 (民主)	近藤 正道 (社民)
	小川 敏夫 (民主)	柳澤 光美 (民主)	渡辺 秀央 (改ク)
			(21.1.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月25日、予算委員会から委嘱された平成21年度政府開発援助関係経費の審査を行い、保健分野ODAに関する国際公約の進捗状況、今後のアフリカ支援の在り方、ODA予算の対国民総所得(GNI)比0.7%目標達成のための工程等について質疑を行った。

3月31日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成20年度政府開発援助調査派遣団(第1班～第4班)の参加議員からの意見表明を踏まえ、平和構築支援に関する我が国ODAの在り方とJICAの取組、新JICA及び新設されたJICA研究所に期待される役割、ドイツ等での援助対象国の重点化の経緯と我が国の対応、援助人材のキャリアパス形成のための体制整備、我が国の海外援助活動における官民連携の促進、ツバル水没問題の原因に関する住民の意識と対

応の実態等について意見交換を行った。

4月20日、パキスタン支援国会合開催の意義、対ベトナム援助の再開、PCI社贈収賄事件と再発防止策、ODAにかかわる不正事件の摘発、第5回太平洋・島サミット開催に向けた我が国の取組状況、ソマリア沖海賊対策とODAの活用、対ミャンマー援助等について質疑を行った。

7月1日、食糧援助、JICA海外投融資業務の再開、対アフリカ支援の在り方、母子保健支援、感染症対策、気候変動対策、対モンゴル支援等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成21年1月5日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成21年3月25日(水) (第2回)

- ・特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成二十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費)について中曽根外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、河村内閣官房長官、塩谷文部科学大臣、伊藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

木俣佳丈君(民主)、藤末健三君(民主)、石井みどり君(自民)、浜田昌良君(公明)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成21年3月31日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政府開発援助等に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成21年4月20日(月) (第4回)

- ・パキスタン支援国会合に関する件、対ベトナム援助の再開に関する件、P C I 社贈収賄事件と再発防止策に関する件、ODAにかかわる不正事件の摘発に関する件、第5回太平洋・島サミットに関する件、ソマリア沖海賊対策とODAの活用に関する件、対ミャンマー援助に関する件等について中曽根外務大臣、橋本外務副大臣、早川法務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事新井泉君に対し質疑を行った。

[質疑者]

木俣佳丈君(民主)、藤末健三君(民主)、

森まさこ君(自民)、浜田昌良君(公明)、近藤正道君(社民)、渡辺秀央君(改ク)

○平成21年7月1日(水) (第5回)

- ・食糧援助に関する件、J I C A 海外投融資業務に関する件、対アフリカ支援に関する件、母子保健支援に関する件、第5回太平洋・島サミットに関する件、感染症対策に関する件、気候変動対策に関する件、対モンゴル支援に関する件等について中曽根外務大臣、橋本外務副大臣、渡辺厚生労働副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君及び同機構理事上田善久君に対し質疑を行った。

[質疑者]

増子輝彦君(民主)、藤原良信君(民主)、武内則男君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、亀井亜紀子君(民主)、西田昌司君(自民)、浜田昌良君(公明)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年7月8日(水) (第6回)

- ・特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	草川 昭三 (公明)	島田 智哉子 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	藤本 祐司 (民主)	高橋 千秋 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	松井 孝治 (民主)	徳永 久志 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	柳澤 光美 (民主)	中村 哲治 (民主)	山本 香苗 (公明)
理事	岩城 光英 (自民)	藤原 良信 (民主)	大門 実紀史 (共産)
理事	小池 正勝 (自民)	森 ゆうこ (民主)	近藤 正道 (社民)
	工藤 堅太郎 (民主)	石井 みどり (自民)	松下 新平 (改ク)
	自見 庄三郎 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	
	芝 博一 (民主)	佐藤 信秋 (自民)	

(21. 4. 22 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類32件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

消費者庁関連3法案 事故米穀の不正規流通問題を始め、さまざまな製品事故、食品の表示偽装、高齢者をねらった悪徳商法の横行など、消費者の安全、安心を脅かす問題が次々と発生している中で、消費者として安心して暮らせる社会を実現し、トラブルに遭った消費者の泣き寝入りを防ぐため、国において、各省庁の縦割りの弊害を是正するとともに、地域において、消費者の苦情や相談に対応する身近な窓口を充実していくことが重要である。このため、政府は、消費者行政の一元化を実現するための消費者庁関連3法案を第170回国会(臨時会)に提出した。

消費者庁設置法案(衆議院において、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に修正)は、消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理

念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するとともに、内閣府の審議会等として消費者委員会を設置しようとするものである。なお、衆議院において、消費者庁に設置することとしていた消費者政策委員会を内閣府の審議会等として消費者行政全般に対する監視機能を有する消費者委員会に改めることを主な内容とする修正が行われた。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院において、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に修正)は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、消

費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図ること、消費者政策委員会の名称変更等に伴う規定の整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。

消費者安全法案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講じようとするものである。なお、衆議院において、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化を図ること、消費者委員会の内閣総理大臣に対する権限を強化することを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、4月23日、3法律案を一括して議題とし、趣旨説明及び衆議院の修正部分の説明を聴取した後、麻生内閣総理大臣の出席を求めるとともに、野田国務大臣

及び修正案提出者等に対して質疑を行った。また、学識経験者等8名の参考人から意見を聴取したほか、公聴会を開会し、消費者の利益の擁護及び増進のため、地方の現場で活躍する8名の公述人から意見を聴取した。さらに、参考人及び公述人の意見を踏まえ、野田国務大臣、修正案提出者及び参考人に対する質疑を行った。

委員会の質疑においては、消費者庁の司令塔機能を発揮させるための体制整備、消費者委員会の監視機能の実効性確保、消費者委員会による事業者からの情報収集の在り方、消費者教育の重要性、国民生活センターの機能強化、地方消費者行政の充実に向けられた国の支援、被害者救済制度の早期検討の必要性等について議論が行われた。

5月28日、委員会において質疑を終局し、討論、採決の結果、3法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、34項目の附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成21年4月22日(水) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成21年4月23日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・参考人の出席を定めることを決定した。
- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)

(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について野田国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岸田文雄君から説明を聴い

た後、同仙谷由人君、同階猛君、同小宮山洋子君、同大口善徳君、同吉井英勝君、野田国務大臣、増原内閣府副大臣、近藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、大河原雅子君(民主)、石井みどり君(自民)、山田俊男君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改く)

○平成21年4月27日(月) (第3回)

- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)

(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員仙谷由人君、同岸田文雄君、同小宮山洋子君、舛添厚生労働大臣、石破農林水産大臣、河村内閣官房長官、斉藤環境大臣、野田国務大臣、鴻池内閣官房副長官、金子国土交通副大臣、増原内閣府副大臣、谷合経済産業大臣政務官、萩生田文部科学大臣政務官、並木内閣府大臣政務官、坂本総務大臣政務官、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

松井孝治君(民主)、姫井由美子君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、塚田一郎君(自民)

○平成21年4月28日(火)(第4回)

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

また、3案について修正案提出者衆議院議員仙谷由人君、同小宮山洋子君、野田国務大臣、舛添厚生労働大臣、石破農林水産大臣、高市経済産業副大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島田智哉子君(民主)、木庭健太郎君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年5月7日(木)(第5回)

- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国消費者団体連絡会事務局長 阿南久君
主婦連合会事務局長 佐野真理子君
日本弁護士連合会消費者行政一元化推進本部事務局長 石戸谷豊君

[質疑者]

姫井由美子君(民主)、森まさこ君(自民)、山本博司君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年5月8日(金)(第6回)

- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

横浜国立大学教育人間科学部教授
日本消費者教育学会会長 西村隆男君
東京学芸大学客員教授
前杉並区立和田中学校長 藤原和博君
雪印乳業株式会社社外取締役 日和佐信子君
ジャーナリスト 川戸恵子君
信州大学教授 樋口一清君

- ・参考人(西村隆男君、藤原和博君、日和佐信子君)に対する質疑

[質疑者]

柳澤光美君(民主)、佐藤信秋君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

- ・参考人(川戸恵子君、樋口一清君)に対する質疑

[質疑者]

森ゆうこ君(民主)、佐藤信秋君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年5月12日(火)(公聴会 第1回)

- ・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

[公述人]

長崎市消費者センター消費生活相談員 佐藤加奈江君

新宿区長 中山弘子君

適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長 長野浩三君

盛岡市消費生活センター主査 吉田直美君
社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問 三村光代君

グリーンコープ生協ふくおか生活再生相談室室長 行岡みち子君

兵庫県但馬県民局但馬生活科学センター消費生活相談員 義本みどり君

千葉県消費者団体連絡協議会会長

我孫子市消費者の会会長 和田三千代君

・公述人(佐藤加奈江君、中山弘子君、長野浩三君、吉田直美君)に対する質疑

[質疑者]

藤原良信君(民主)、石井みどり君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)

・公述人(三村光代君、行岡みち子君、義本みどり君、和田三千代君)に対する質疑

[質疑者]

徳永久志君(民主)、山田俊男君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年5月22日(金)(第7回)

・参考人の出席を求めることを決定した。

・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員仙

谷由人君、同園田康博君、同日森文尋君、野田国務大臣、佐藤国家公安委員会委員長、与謝野内閣府特命担当大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、河村内閣官房長官、増原内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本弁護士連合会消費者行政一元化推進本部本部長代行中村雅人君、主婦連合会事務局長佐野真理子君、赤とんぼの会・エレベーター事故犠牲者遺族市川正子君及び東京学芸大学客員教授・前杉並区立和田中学校長藤原和博君に対し質疑を行った。

[質疑者]

下田敦子君(民主)、前川清成君(民主)、藤本祐司君(民主)、島尻安伊子君(自民)、丸川珠代君(自民)、石井みどり君(自民)、西田実仁君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

○平成21年5月28日(木)(第8回)

・参考人の出席を求めることを決定した。

・消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)(衆議院送付)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)(衆議院送付)

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員仙谷由人君、同小宮山洋子君、同岸田文雄君、麻生内閣総理大臣、野田国務大臣、舛添厚生労働大臣、与謝野財務大臣、塩谷文部科学大臣、増原内閣府副大臣、政府参考人及び参考人滋賀県野洲市市民部市民課市民生活相談室主査生水裕美君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

松井孝治君(民主)、小池正勝君(自民)、森まさこ君(自民)、山本香苗君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、松下新平君(改ク)

(第170回国会閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、改ク

反対会派 なし

(第170回国会閣法第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、
改ク

反対会派 なし

(第170回国会閣法第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、
改ク

反対会派 なし

なお、3案について附帯決議を行った。

2 調査会審議経過

国際・地球温暖化問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	石井	一 (民主)	喜納	昌吉 (民主)	牧野	たかお (自民)
理 事	島田	智哉子 (民主)	郡司	彰 (民主)	丸山	和也 (自民)
理 事	主濱	了 (民主)	中村	哲治 (民主)	水落	敏栄 (自民)
理 事	富岡	由紀夫 (民主)	長浜	博行 (民主)	山田	俊男 (自民)
理 事	川口	順子 (自民)	広中	和歌子 (民主)	山下	栄一 (公明)
理 事	小池	正勝 (自民)	福山	哲郎 (民主)	山本	香苗 (公明)
理 事	加藤	修一 (公明)	神取	忍 (自民)	山内	徳信 (社民)
	青木	愛 (民主)	佐藤	正久 (自民)		
	川合	孝典 (民主)	島尻	安伊子 (自民)		(21.2.10 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置された。今期3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定し、調査を進めており、第169回国会の平成20年6月9日に、第1年目の調査を取りまとめた調査報告書(中間報告)を議長に提出している。

今国会においては、国際問題に関しては、「NGOの役割」、「地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組」及び「アフリカをいかに助けるか」を、また、地球温暖化問題に関しては、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」を、それぞれ調査項目として取り上げ、調査を行った。

まず、「NGOの役割」では、平成21年2月10日に「NGOの現状及び役割」について、政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。

2月25日には、「NGOの役割及び今後の課題」について、片山信彦(特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン常務理事・事務局長)及び目加田説子(中央大学総合政策学部教授)の両参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「NGOの役割」について、委員間の意見交換を行った。

また、「地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組」では、4月1日に「地震等大規模自然災害及び感染症に対する国際的取組と我が国の支援の現状・課題」について、高瀬初雄(警察庁長官官房国際課課長補佐)、原修(東京消防庁警防部救助課長)、岩本愛吉(東京大学医科学研究所附属先端医療研究センター教授)及び白子順子(名古屋第二赤十字病院国際医療救護部部長)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月15日には、「地震等大規模自然災害及び感染症に対する国際的取組の在り方」について、政府参考人から報告を、浅野壽夫(神戸学院大学学際教育機構教授)及び中村安秀(大阪大学大学院人間科学研究科教授)

の両参考人から意見を、それぞれ聴取し、質疑を行ったほか、「地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組」について、委員間の意見交換を行った。

「アフリカをいかに助けるか」では、6月24日に「アフリカ援助の現状と課題」について、富田杏子(特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド開発事業部ベナン・ブルキナファソ担当)、永岡宏昌(特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会代表理事)、船橋周(財団法人ジョイセフ広報アドボカシーグループプログラムオフィサー)及び佐渡友雄基(合同会社アースティール代表)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

7月1日には、「アフリカ援助の在り方」について、大林稔(龍谷大学経済学部教授、同大学大学院経済学研究科長、同大学大学院アジア・アフリカ総合研究プログラム委員長)及び平野克己(JETROアジア経済研究所地域研究センター長)の両参考人から意見を、政府参考人から報告を、それぞれ聴取し、質疑を行ったほか、「アフリカをいかに助けるか」について、委員間の意見交換を行った。

次に、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」では、2月18日に「北海道洞爺湖サミットからCOP14までの状況報告と今後の課題」について、政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。

4月8日には、「国民運動としてのCO₂削減努力」について、飯田哲也(特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長)、中上英俊(株式会社住環境計画研究所代表取締役所長)及び藤野純一(独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温暖化対

策評価研究室主任研究員)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

6月17日には、「低炭素社会の実現と環境分野での日本のリーダーシップに向けて」について、小宮山宏(株式会社三菱総合研究所理事長)及び枝廣淳子(環境ジャーナリスト)の両参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」について、委員間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

1. NGOの役割

2月10日の調査会では、政府参考人(外務省、内閣府及び財務省)から、NGOの現状と役割、NGOに関する法制度や税制上の支援等について報告を聴取した。続いて、政府参考人に対し、我が国における政策提言型NGOを増加させるための法制度の在り方、NGOの財政・組織基盤強化に対する政府の考え方、NGOへの国民の理解を深めるための施策の必要性等について質疑を行った。

2月25日の調査会では、参考人から、財政基盤や組織運営能力のぜい弱性など日本のNGOの課題及び支援の方策、NGOと政府とのパートナーシップの在り方等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、国際会議における日本政府代表団へのNGOの参加状況、主にコンサルティング型の支援を行っている日本のNGOの有無、NGOで仕事をした人の引退後の進路及び欧米との比較等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、NGOの寄附を集めるノウハウ蓄積に向けた支援の重要性、官製NGOとならないような財政支援の在り方、NGO活

動の経験がキャリアとして認められる必要性、日本のNGOの専門性強化に向けた支援の必要性、税制等によるNGOの財政支援の重要性等について意見が述べられた。

2. 地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組

4月1日の調査会では、参考人から、効果的な国際救助活動を行う上での情報収集や相手国政府との意思疎通の重要性、現場への迅速な移動手段確保の重要性、文化等複雑なアジアでの感染症対策支援に大学やNGOを活用することの有効性、感染症への緊急支援の際に必要となる相手国政府等との調整などへの支援の必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、我が国の顔が見える援助との視点から病院船による国際貢献を検討する必要性、我が国の医療援助に対する国際的評価、国際緊急援助隊を構成する組織間での日常的な連携、交流、共同研究等の必要性等について質疑を行った。

4月15日の調査会では、政府参考人(外務省及び内閣府)から、防災及び感染症分野における二国間や国際機関を通じた協力の現状、アジア各国の災害被害軽減に向けた取組への協力の現状等について報告を、参考人から、災害支援における救助、復旧・復興、防災・減災の各段階で継ぎ目のない支援を行う必要性、保健医療分野における日本の国際協力の成果や活動実績を英語で発信する必要性等について意見を、それぞれ聴取した。続いて、政府参考人及び参考人に対し、感染症への国際的取組のため、被災国からの要請がない場合の災害支援の在り方を検討する必要性、被災国での様々な機関による

支援活動を一体的に行う必要性、災害へ迅速に対応するため災害の起因別になっている政府の援助体制を一元化する必要性等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、国際支援に携わる人材の育成に向けた教育や将来のキャリアパス構築の必要性、日本におけるP4施設の設置、稼働の必要性、感染症予防対策等を行う際、途上国の能力レベルに応じた技術を利用して支援を行う必要性、日本の感染症対策支援や災害支援による効果について評価を行う必要性、日本の評価を高めるためNGOの支援活動を海外へ情報発信していく必要性等について意見が述べられた。

3. アフリカをいかに助けるか

6月24日の調査会では、参考人から、慢性的な飢餓、栄養不足への対策を緊急課題として認識する必要性、現地で必要な教育、環境、保健などの問題を組み合わせた包括的な教育支援の必要性、妊産婦の健康改善のための取組強化の必要性、アフリカの人々に対するビジネス教育の重要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、我が国の対アフリカODAへの要望及び期待、参考人の活動国におけるガバナンスの状況、アフリカでマイクロファイナンスが普及する可能性等について質疑を行った。

7月1日の調査会では、参考人から、貧困削減における直接貧困者へ行う人道支援やODAによるNGOや市民社会組織への支援の意義、実利に基づくアフリカとの関係構築の意義と民間投資促進をODAで支援する必要性等について意見を、政府参考人(外務省)からアフリカ支援のこれまでの取組と今後の課題等について報告を、それぞれ聴取し

た。続いて、参考人及び政府参考人に対し、人間の安全保障に対する支援と経済への支援とのバランス、アフリカの相互審査メカニズムの機能向上に日本政府が果たすべき役割、アフリカにおいて道路等のインフラ整備を行っていく必要性等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、アジア諸国援助での成果を踏まえたアフリカ援助を行う必要性と課題、国際連帯税を検討する必要性、ガバナンス向上に資するアフリカ支援のための国際的ルール遵守の必要性、支援の現場に日本人が関与することの重要性、アフリカの人材育成を日本国内でも行う必要性、日本の得意分野である保健衛生などでアフリカ問題の解決に貢献していく重要性等について意見が述べられた。

4. 京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－

2月18日の調査会では、政府参考人(環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、外務省及び内閣官房)から、北海道洞爺湖サミットからCOP14までの取組状況と今後の課題等について報告を聴取した。続いて、政府参考人に対し、温暖化防止関係施策についての費用対効果の検証や予算査定への反映を行う必要性、原子力発電所の新・増設についての今後の見通しと進め方、排出量取引に頼らない本質的な削減目標策定に向け我が国がリーダーシップを発揮する必要性等について質疑を行った。

4月8日の調査会では、参考人から、エネルギー転換部門の低炭素化に切り込む政策を行う必要性、省エネ意識につながる省エネ

教育の重要性、国民が削減を行う上で、科学的知見の周知や政策の「見える化」を進める必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入を促進していくための方策、円滑なエネルギー政策推進の障害となる縦割り行政の改善策、米国におけるグリーンニューディール政策の意図及び成否等について質疑を行った。

6月17日の調査会では、参考人から、ものづくりにおける省エネが限界に近い中で、冷暖房、給湯など、日々の暮らしにおける省エネの重要性、政治が科学をベースにしたぶれない軸を持つ必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、政府の発表した中期目標が日本の国際的地位や産業等にもたらす影響、温暖化防止運動に市民を巻き込むための具体的方法、原子力発電におけるリスク等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、政府発表の中期目標に対し、IPCCが示す最低25%削減に近づける必要性、温暖化対策の実施と温暖化による被害という二つの国民負担の観点についての認識を深めることの重要性、林業をグリーンニューディールの柱の一つとして考えていく必要性、再生可能エネルギーを化石燃料とイコールフィッティングになるようなグリーン税制の重要性、一般国民の取組を促すため、税制、補助金等の経済的手法を活用することの重要性等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成21年2月10日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・国際問題及び地球温暖化問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、NGOの役割(NGOの現状及び役割)について政府参考人から報告を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

郡司彰君(民主)、川口順子君(自民)、中村哲治君(民主)、広中和歌子君(民主)、主濱了君(民主)、石井一君(会長質疑)、山内徳信君(社民)、山下栄一君(公明)、神取忍君(自民)、島尻安伊子君(自民)、丸山和也君(自民)、山田俊男君(自民)、長浜博行君(民主)、牧野たかお君(自民)、島田智哉子君(民主)

○平成21年2月18日(水) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—(北海道洞爺湖サミットからCOP14までの状況報告と今後の課題)について政府参考人から報告を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

木俣佳丈君(民主)、加藤修一君(公明)、福山哲郎君(民主)、山内徳信君(社民)、増子輝彦君(民主)、広中和歌子君(民主)、水落敏栄君(自民)、主濱了君(民主)、山下栄一君(公明)、富岡由紀夫君(民主)

○平成21年2月25日(水) (第3回)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、NGOの役割(NGOの役割及び今後の課題)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑

を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン常務理事・事務局長 片山信彦君
中央大学総合政策学部教授 目加田説子君

[質疑者]

加藤修一君(公明)、高橋千秋君(民主)、福山哲郎君(民主)、西田昌司君(自民)、佐藤正久君(自民)、島田智哉子君(民主)、島尻安伊子君(自民)、富岡由紀夫君(民主)、大島九州男君(民主)、山内徳信君(社民)、喜納昌吉君(民主)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、NGOの役割(NGOの現状及び役割)に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、NGOの役割について意見の交換を行った。

○平成21年4月1日(水) (第4回)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組(地震等大規模自然災害及び感染症に対する国際的取組と我が国の支援の現状・課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

警察庁長官官房国際課課長補佐 高瀬初雄君

東京消防庁警防部救助課長 原修君
東京大学医科学研究所附属先端医療研究センター教授 岩本愛吉君

名古屋第二赤十字病院国際医療救援部部長 白子順子君

[質疑者]

加藤修一君(公明)、木俣佳丈君(民主)、水落敏栄君(自民)、峰崎直樹君(民主)、島尻安伊子君(自民)、主濱了君(民主)、山下栄一君(公明)

○平成21年4月8日(水) (第5回)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達

成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—(国民運動としてのCO₂削減努力)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也君

株式会社住環境計画研究所代表取締役所長 中上英俊君

独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温暖化対策評価研究室主任研究員 藤野純一君

[質疑者]

福山哲郎君(民主)、加藤修一君(公明)、喜納昌吉君(民主)、石井一君(会長質疑)、山下栄一君(公明)、主濱了君(民主)、神取忍君(自民)、郡司彰君(民主)、牧野たかお君(自民)

○平成21年4月15日(水) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組(地震等大規模自然災害及び感染症に対する国際的取組の在り方)について政府参考人から報告を聴き、次の参考人から意見を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

神戸学院大学学際教育機構教授 浅野壽夫君

大阪大学大学院人間科学研究科教授 中村安秀君

[質疑者]

加藤修一君(公明)、福山哲郎君(民主)、佐藤正久君(自民)、石井一君(会長質疑)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組(地震等大規模自然災害及び感染症に対する国際的取組と我が国の支援の現状・課題)に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、地震等大規模自然災害及び感染症への

国際的取組について意見の交換を行った。

○平成21年6月17日(水) (第7回)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—(低炭素社会の実現と環境分野での日本のリーダーシップに向けて)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

株式会社三菱総合研究所理事長 小宮山宏君

環境ジャーナリスト 枝廣淳子君

[質疑者]

福山哲郎君(民主)、加藤修一君(公明)、喜納昌吉君(民主)、西田昌司君(自民)、富岡由紀夫君(民主)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—(北海道洞爺湖サミットからCOP14までの状況報告と今後の課題及び国民運動としてのCO₂削減努力)に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—について意見の交換を行った。

○平成21年6月24日(水) (第8回)

- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アフリカをいかに助けるか(アフリカ援助の現状と課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド開発事業部ベナン・ブルキナファソ担当 富田杏子君

特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会代表理事 永岡宏昌君

財団法人ジョイセフ広報アドボカシーグ

ループプログラムオフィサー 船橋周君
合同会社アースティ代表 佐渡友雄基君
〔質疑者〕

主濱了君（民主）、小池正勝君（自民）、
西田昌司君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、
加藤修一君（公明）、島尻安伊子君（自民）、
神取忍君（自民）、山内徳信君（社民）

○平成21年7月1日(水) (第9回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アフリカをいかに助けるか（アフリカ援助の在り方）について次の参考人から意見を聴き、政府参考人から報告を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

龍谷大学経済学部教授
同大学大学院経済学研究科長
同大学大学院アジア・アフリカ総合研究プログラム委員長 大林稔君
JETROアジア経済研究所地域研究センター長 平野克己君

〔質疑者〕

- 川口順子君（自民）、増子輝彦君（民主）、
山下栄一君（公明）、加藤修一君（公明）、
峰崎直樹君（民主）、広中和歌子君（民主）
- ・「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アフリカをいかに助けるか（アフリカ援助の現状と課題）に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、アフリカをいかに助けるかについて意見の交換を行った。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	矢野 哲朗 (自民)	大久保 勉 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	大石 尚子 (民主)	加藤 敏幸 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	亀井 亜紀子 (民主)	川上 義博 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	藤本 祐司 (民主)	川崎 稔 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	岩城 光英 (自民)	行田 邦子 (民主)	若林 正俊 (自民)
理事	吉田 博美 (自民)	鈴木 寛 (民主)	澤 雄二 (公明)
理事	松 あきら (公明)	広田 一 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	浅尾 慶一郎 (民主)	松井 孝治 (民主)	
	一川 保夫 (民主)	石井 準一 (自民)	(21. 1. 28 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日(第168回国会)に設置され、同年12月に調査項目を「幸福度の高い社会の構築」と決定した。

今国会においては、「幸福度の高い社会の構築」について、若干、逆説的な仮説を設定し、その検証を行うという、「仮説検証型」の調査を試みた。具体的には、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」の両仮説について、順次、調査を行い、中間取りまとめを行った。

平成21年1月28日には、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」に関し、「人口減少社会の姿」について、作家・経済評論家堺屋太一君及び株式会社大和総研常務理事チーフエコノミスト原田泰君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月4日には、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向

上する」に関し、「人口減少社会の姿」について、恵泉女学園大学大学院人間社会学研究科教授大日向雅美君及び東京大学大学院教育学研究科教授本田由紀君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月18日には、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」に関し、「人口減少及び経済・国民の幸福度」について、株式会社日本総合研究所調査部主任研究員池本美香君及び法政大学大学院政策創造研究科教授小峰隆夫君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月25日には、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」に関し、中間取りまとめとして、委員間の意見交換を行った。

4月8日には、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」に関し、「日本と世界の働き方と自由時間の過ごし方」について、独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員小倉一哉君、株式会社ミキハウス人事部坂本達君及び札幌大学文化学部文化学科教授ファビオ・ラン

ベッリ君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月15日には、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」に関し、「自由時間と経済力の関係」について、獨協大学経済学部教授阿部正浩君、株式会社大分フットボールクラブ代表取締役溝畑宏君及びイケア・ジャパン株式会社代表取締役社長ラース・ペーテルソン君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月22日には、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」に関し、中間取りまとめとして、委員間の意見交換を行った。

以上のような調査の概要を調査報告書(中間報告)として取りまとめ、5月27日、議長に提出した。

なお、次国会以降に、仮説3「高負担・高福祉国家の国民は総じて国民幸福度が高い」について、調査を行うこととした。

〔調査の概要〕

1月28日の調査会では、参考人から、少子化による三つのゆがみ、人口減少と国力の関係等について意見が述べられ、団塊の世代が活躍するための条件と環境、人口減少下における地方の在り方等について質疑が行われた。

2月4日の調査会では、参考人から、子育て支援において真に求められている施策、戦後日本型循環モデルの特質とその崩壊等について意見が述べられ、新しい循環モデルと高負担・高福祉との関係、高度経済成長期の循環構造がほころびた原因、少子化対策としての雇用対策等について質疑が行われた。

2月18日の調査会では、参考人から、人口

減少と国民所得、国民幸福度との関係、人口減少による「人口オーナス」の影響等について意見が述べられ、幸福についての考え方、ワーク・ライフ・バランスの推進に不可欠な事項、所得と幸福度との関係と政治が果たす役割等について質疑が行われた。

2月25日の調査会では、仮説1に関し、中間取りまとめとしての委員間の意見交換を行い、仮説1の評価、仮説1の実現とその留意点、幸福のとらえ方、国民の幸福度と政治の在り方等について意見が述べられた。

4月8日の調査会では、参考人から、これからの経済社会と休暇の効用、自転車による世界一周から学んだもの、労働至上主義からの転換等について意見が述べられ、休日・休暇の増加による中小企業への影響、仕事に対する日本人の考え方、休むことの意味と効用等について質疑が行われた。

4月15日の調査会では、参考人から、労働時間が短くとも豊かに暮らせる国の背景、自由時間と地方の活性化との関係、スウェーデン式時間の過ごし方とその長所・短所等について意見が述べられ、ワーク・ライフ・バランスの推進策、仕事の質と日本人の働き方等について質疑が行われた。

4月22日の調査会では、仮説2に関し、中間取りまとめとしての委員間の意見交換を行い、仮説2の評価、仮説2の実現とその条件、ワーク・ライフ・バランスの現状と課題、休日・休暇と祝日の意義・役割、生活充実度と幸福感の背景、国民の幸福度と政治の役割等について意見が述べられた。

5月27日、2年目の調査の概要を調査報告書(中間報告)として取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成21年1月28日(水) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ・「幸福度の高い社会の構築」のうち、人口減少社会の姿について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

作家

経済評論家 堺屋太一君

株式会社大和総研常務理事チーフエコノミスト 原田泰君

[質疑者]

吉田博美君(自民)、行田邦子君(民主)、
亀井亜紀子君(民主)

○平成21年2月4日(水) (第2回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」のうち、人口減少社会の姿について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

恵泉女学園大学大学院人間社会学研究科教授 大日向雅美君

東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀君

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、石井準一君(自民)、
澤雄二君(公明)、松あきら君(公明)、
亀井亜紀子君(民主)、森まさこ君(自民)

○平成21年2月18日(水) (第3回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」のうち、人口減少及び経済・国民の幸福度について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
池本美香君

法政大学大学院政策創造研究科教授 小峰隆夫君

[質疑者]

松井孝治君(民主)、山田俊男君(自民)、
松あきら君(公明)、大門実紀史君(共産)、

一川保夫君(民主)、澤雄二君(公明)、藤本祐司君(民主)、若林正俊君(自民)、大久保勉君(民主)

○平成21年2月25日(水) (第4回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成21年4月8日(水) (第5回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」のうち、日本と世界の働き方と自由時間の過ごし方について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 小倉一哉君

株式会社ミキハウス人事部 坂本達君

札幌大学文化学部文化学科教授 ファビオ・ランベッリ君

[質疑者]

長谷川大紋君(自民)、松あきら君(公明)、
加藤敏幸君(民主)、亀井亜紀子君(民主)、
一川保夫君(民主)、藤本祐司君(民主)

○平成21年4月15日(水) (第6回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」のうち、自由時間と経済力の関係について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

獨協大学経済学部教授 阿部正浩君

株式会社大分フットボールクラブ代表取締役 溝畑宏君

イケア・ジャパン株式会社代表取締役社長
ラース・ペーテルソン君

[質疑者]

広田一君(民主)、松あきら君(公明)、
松井孝治君(民主)、佐藤信秋君(自民)、
大門実紀史君(共産)、大久保勉君(民主)、
澤雄二君(公明)

○平成21年4月22日(水) (第7回)

- ・「幸福度の高い社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成21年5月27日(水) (第8回)

- ・国民生活・経済に関する調査報告書(中間報

告)を提出することを決定した。

- ・国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会、平成19年10月5日に設置された。同年12月に3年間の調査項目を「幸福度の高い社会の構築」と決定し、1年目は、国民生活の現状を全般的に把握するとの観点から、調査を行った。

2年目は、仮説を設定し、その検証を行う、仮説検証型の調査を試みることとした。仮説については、若干逆説的な命題を立てることとし、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」、仮説3「高負担・高福祉国家の国民は総じて国民幸福度が高い」の3つの仮説を設定した。

第171回国会においては、仮説1及び仮説2について、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、中間取りまとめとして、委員間の意見交換を行った。

また、第170回国会において、スーダン共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びフランス共和国における経済・社会保障・労働・貧困問題等国民生活に関する実情調査等のため、本院から海外に派遣された議員から報告を聴取した。

なお、仮説3については、次国会以降に調査を行うこととした。

以上のような調査の概要を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、去る5月27日、議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

仮説1に関しては、まず、「人口減少社会の姿」について、参考人から、少子化による三つのゆがみ、人口減少と国力の関係、子育て支援において真に求められている施策、戦後日本型循環モデルの特質とその崩壊等について意見が述べられ、団塊の世代が活躍するための条件と環境、人口減少下における地方の在り方、新しい循環モデルと高負担・高福祉との関係、高度経済成長期の循環構造がほころびた原因、少子化対策としての雇用対策等について質疑が行われた。

次に、「人口減少及び経済・国民の幸福度」について、参考人から、人口減少と国民所得、国民幸福度との関係、人口減少による「人口オーナス」の影響等について意見が述べられ、幸福についての考え方、ワーク・ライフ・バランスの推進に不可欠な事項、所得と幸福度との関係と政治が果たす役割等について質疑が行われた。

その後、委員間の意見交換を行い、仮説1の評価、仮説1の実現とその留意点、幸福のとらえ方、国民の幸福度と政治の在り方等について意見が述べられた。

次に、仮説2に関しては、まず、「日本と世界の働き方と自由時間の過ごし方」について、参考人から、これからの経済社会と休暇の効用、自転車による世界一周から学んだもの、労働至上主義からの転換等について意見が述べられ、休日・休暇の増加による中小企業への影響、仕事に対する日本人の考え方、休むことの意味と効用等について質疑が行われた。

次に、「自由時間と経済力の関係」について、参考人から、労働時間が短くとも豊かに暮らせる国の背景、自由時間と地方の活性化との関係、スウェーデン式時間の過ごし方とその長所・短所等について意見が述べられ、ワーク・ライフ・バランスの推進策、仕事の質と日本人の働き方等について質疑が行われた。

その後、委員間の意見交換を行い、仮説2の評価、仮説2の実現とその条件、ワーク・ライフ・バランスの現状と課題、休日・休暇と祝日の意義・役割、生活充実度と幸福感の背景、国民の幸福度と政治の役割等について意見が述べられた。

少子高齢化・共生社会に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	田名部 匡省 (民主)	神本 美恵子 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	相原 久美子 (民主)	佐藤 泰介 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	下田 敦子 (民主)	千葉 景子 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	羽田 雄一郎 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	浮島 とも子 (公明)
理事	岡田 広 (自民)	松浦 大悟 (民主)	紙 智子 (共産)
理事	南野 知恵子 (自民)	柳田 稔 (民主)	福島 みずほ (社民)
理事	鰐淵 洋子 (公明)	石井 みどり (自民)	松下 新平 (改ク)
	梅村 聡 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	
	岡崎 トミ子 (民主)	塚田 一郎 (自民)	(21. 1. 21 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置され、調査テーマ「コミュニティの再生」の下、調査を進めている。調査の1年目は、第169回国会の20年6月4日、外国人との共生についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の2年目である今国会においては、理事懇談会における協議を踏まえ、「地域コミュニティの再生」を調査事項として取り上げることとし、まず、平成21年2月18日、地域の現状及び取組について、株式会社日本政策投資銀行地域振興部参事役藻谷浩介君、長野県栄村長島田茂樹君及び株式会社小川の庄代表取締役権田辰夫君を、2月25日には、都市におけるコミュニティの問題点について、淑徳大学総合福祉学部教授川上昌子君、尾道市医師会会長・岡山大学医学部臨床教授片山壽君及び特定非営利活動法人福祉亭理事長元山隆君を、4月8日には、地域コミュニティの活性化と経済的自立について、江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授鈴木輝隆君、民俗研究家・「鳴子の米プロジェクト」

総合プロデューサー結城登美雄君、陽気な母さんの店友の会副会長石垣一子君及び由布院温泉観光協会会長・株式会社玉の湯代表取締役社長桑野和泉君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

4月15日には、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、地域コミュニティの再生について、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、4つの柱から成る18項目の「地域コミュニティの再生についての提言」を取りまとめ、6月10日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢化・共生社会に関する実情調査のため、2月23日及び24日の2日間、滋賀県に委員派遣を行った。

さらに、6月10日、本調査会の1年目の中間報告における「外国人との共生についての提言」に対する政府の取組について、増原内閣府副大臣、佐藤法務副大臣、松野文部科学副大臣及び渡辺厚生労働副大臣から説明を聴取した後、質疑を行ったほか、6月17日、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について、増原内閣府副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

2月18日の調査会では、参考人から、地域コミュニティの再生に当たっては国内の高齢者を対象に経済活動を行うことが重要である、少子高齢化に対応するため地域の実情に応じて行政と住民が協働する必要がある、高齢者が自分の意見や経験をいかすことのできる場を提供することが重要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①女性就労促進のための国や企業の対応策、②三位一体改革後の地方財政の状況に対する過疎地域自治体の要望点、③過疎地域の生き残り策としてその土地でしか入手できない商品を季節限定で提供する重要性等について質疑を行った。

2月25日の調査会では、参考人から、高齢者のみ世帯について身辺自立のみならず生活全面における自立が求められている、在宅医療を推進し多職種連携により医療と介護を包括的に提供する体制を整備することが重要である、孤独死の防止等に向けたセーフティネット構築には困難が伴う等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①老後の生活における住宅問題の重要性及び支援策、②認知症ケアの課題、③老朽化したニュータウンの建て替えによるコミュニティの崩壊事例及び対応策等について質疑を行った。

4月8日の調査会では、参考人から、地域で生産や購入を行うことにより風景、文化等を残すことが地域ブランドをつくることとなる、他者と何かを分かち合うことによって生まれるも

のがコミュニティである、農村女性として農業の魅力を発信していかなければ若い担い手を確保することはできない、住みよい町こそ優れた観光地である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①地域ブランドづくりにおける行政の果たすべき役割、②地域の課題を解決するために行政と住民の責任領域を明確化する必要性、③農村社会における女性の発言力拡大のために女性の普及指導員を増員する必要性、④地域の実情に応じた多様な少子化対策の必要性等について質疑を行った。

4月15日の調査会では、①地域の多様性に着目した地域振興策の策定、②高齢者の生きがいの創出と居場所づくりの必要性、③在宅医療促進のための環境整備、④地産地消の促進策、⑤農村女性の経済的自立、⑥地域ブランド育成の重要性等の意見が述べられた。

6月10日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①本国への帰国を希望する定住外国人に対する帰国支援事業の実施状況、②経済連携協定に基づき来日した外国人看護師・介護福祉士候補者について国家試験における語学面での配慮を行う必要性、③ブラジル人学校等における不就学児童生徒に対する就学支援の必要性、④期間途中で帰国を余儀なくされた外国人研修・技能実習生への対応等について質疑を行った。

6月17日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①市町村におけるDV基本計画の策定件数が少ないことへの対応、②DV相談ナビの利用状況及び周知の必要性、③若年層を中心とするDV予防教育の重要性等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成21年1月21日(水) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・委員派遣を行うことを決定した。
- ・少子高齢化・共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成21年2月18日(水) (第2回)

- ・「コミュニティの再生」のうち、地域コミュニティの再生（地域の現状及び取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

株式会社日本政策投資銀行地域振興部参事
役 藻谷浩介君

長野県栄村長 島田茂樹君

株式会社小川の庄代表取締役 権田辰夫君

[質疑者]

相原久美子君（民主）、岡田広君（自民）、
鱈淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、福
島みずほ君（社民）、下田敦子君（民主）、
塚田一郎君（自民）、丸川珠代君（自民）

○平成21年2月25日(水) (第3回)

- ・「コミュニティの再生」のうち、地域コミュニティの再生（都市におけるコミュニティの問題点）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

淑徳大学総合福祉学部教授 川上昌子君

尾道市医師会会長

岡山大学医学部臨床教授 片山壽君

特定非営利活動法人福祉亭理事長 元山隆
君

[質疑者]

松浦大悟君（民主）、石井みどり君（自民）、
鱈淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、福
島みずほ君（社民）、下田敦子君（民主）、
丸川珠代君（自民）

○平成21年4月8日(水) (第4回)

- ・派遣委員から報告を聴いた。
- ・「コミュニティの再生」のうち、地域コミュ

ニティの再生（地域コミュニティの活性化と
経済的自立）について次の参考人から意見を
聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教
授 鈴木輝隆君

民俗研究家

「鳴子の米プロジェクト」総合プロデュー
サー 結城登美雄君

陽気な母さんの店友の会副会長 石垣一子
君

由布院温泉観光協会会長

株式会社玉の湯代表取締役社長 桑野和泉
君

[質疑者]

那谷屋正義君（民主）、石井みどり君（自
民）、浮島とも子君（公明）、紙智子君（共
産）、福島みずほ君（社民）、磯崎陽輔君（自
民）

○平成21年4月15日(水) (第5回)

- ・「コミュニティの再生」のうち、地域コミュニティの再生について意見の交換を行った。

○平成21年6月10日(水) (第6回)

- ・少子高齢化・共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- ・少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- ・「コミュニティの再生」のうち、外国人との共生について増原内閣府副大臣、佐藤法務副大臣、松野文部科学副大臣及び渡辺厚生労働副大臣から説明を聴いた後、松野文部科学副大臣、渡辺厚生労働副大臣、佐藤法務副大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

相原久美子君（民主）、石井みどり君（自
民）、鱈淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、
福島みずほ君（社民）、松下新平君（改ク）、
神本美恵子君（民主）、丸川珠代君（自民）、
下田敦子君（民主）、松浦大悟君（民主）

○平成21年6月17日(水) (第7回)

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について増原内閣府副大臣から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、石井みどり君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、千葉景子君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、下田敦子君（民主）

委員派遣

○平成21年2月23日（月）、24日（火）

- ・少子高齢化・共生社会に関する実情調査

〔派遣地〕

滋賀県

〔派遣委員〕

田名部匡省君（民主）、相原久美子君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、岡田広君（自民）、南野知恵子君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、松浦大悟君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、塚田一郎君（自民）、紙智子君（共産）、松下新平君（改ク）

（3）調査会報告要旨

少子高齢化・共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月に設置された。

本調査会は、「コミュニティの再生」をテーマと定め、2年目は「地域コミュニティの再生」を調査事項とした。

参考人からの意見聴取・質疑及び委員間自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「地域コミュニティの再生についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、6月10日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

一 総論

1 地域の多様性の尊重

地域コミュニティの再生に当たっては、地域の多様性への着目が重要であり、地域の課題に対応した地域振興策が策定されるべきである。その際、住民と行政が協働しての地域資源活用も必要である。

2 都市と地方との連携

地方においては、都市との連携・交流、外部人材の導入を積極的に図る必要がある。

3 地方財源の確保

住民福祉増進を図る地方公共団体本来の使命と役割を発揮できるよう、安定財源確保が求められる。

二 医療・福祉等

1 医療体制の充実

公立病院の機能・役割を再評価し、地域医療体制を確立すべきである。小児医療充実も求められる。

2 医療・介護における職種間の連携

医療・介護の包括的提供体制整備を行うべきである。開業医と急性期病院の連携、勤務医の

負担軽減に努めるべきである。職種間連携による医療システム対応の診療報酬の検討が求められる。

3 高齢者の生活支援

地域包括支援センターの機能等の拡充・強化、地方公共団体との連携を進めるべきである。

4 高齢者の住への配慮

家賃補助の拡充等が必要であり、状況に応じた住宅整備、バリアフリー化推進に努めるべきである。

5 高齢者が生き生きと働ける環境整備

高齢者の就業機会確保は重要課題であり、高齢者が生き生きと働ける環境整備が求められる。

三 経済的自立

1 地域資源の活用

地域コミュニティ再生には地域資源の活用等が重要であり、福祉関連産業の振興も求められる。

2 地域ブランド、コミュニティビジネスの育成

コミュニティビジネスの育成、地域ブランドの確立が求められ、そのための人材育成が急務である。

3 地産地消運動の拡大

地産地消を意識した購買行動奨励が望まれ、学校給食において地元産品使用促進を図るべきである。

4 農村女性の経済的自立

国、地方公共団体等における有望事業顕彰、支援等の充実、女性の普及指導員増員等が求められる。

5 農業の新たな担い手の確保

農業関係団体役員の女性比率拡大等が求められ、若年者の農業定着のための条件整備も重要である。

6 ツーリズムの一層の推進

ツーリズム振興の条件整備が求められる。受入側においても、景観の保全等の取組が求められる。

四 互助・共助

1 地域のきずなの再生

「オールド・ニュータウン」においては、単身高齢者のセーフティネット構築等の支援が必要である。

2 ワーク・ライフ・バランスの重視

世代を問わず、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づく地域活動参加が求められ、仕事と地域活動の共存の必要がある。企業においては、従業員の地域活動を援助するような取組が求められる。

3 リーダーの育成・人材確保

NPO等においては、参画体制づくり、国・地方公共団体等における人材育成支援等が求められる。

4 NPO等への資金面での配慮

行政の支援、民間資金を地域振興に効果的に呼び込むための枠組づくりが求められる。

3 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日(平成19年5月18日)から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われないうことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においても、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。

4 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	平田 健二 (民主)	小川 勝也 (民主)	林 芳正 (自民)
幹 事	興石 東 (民主)	高嶋 良充 (民主)	山崎 正昭 (自民)
幹 事	築瀬 進 (民主)	水岡 俊一 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)
幹 事	佐藤 昭郎 (自民)	山下 八洲夫 (民主)	脇 雅史 (自民)
	池口 修次 (民主)	鈴木 政二 (自民)	浜四津 敏子 (公明)
			(召集日 現在)

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,341件（299種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」361件、「トンネル建設労働者のじん肺被害の予防と被災者の速やかな救済に関する請願」108件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」107件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願」87件、「七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願」76件などであった。

各委員会の付託件数は、内閣104件、総務18件、法務215件、外交防衛209件、財政金融491件、文教科学157件、厚生労働1,385件、農林水産17件、経済産業176件、国土交通196件、環境190件、議院運営106件、倫理選挙1件、消費者問題32件であった。

請願者の総数は1,091万1,421人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初5月21日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月27日までと決定されたが、6月2日の衆・本会議において55日間の会期延長が議決されたため、4日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、7月14日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月21日までと決定された。

今国会の会期は7月28日までであったが、同月21日に衆議院が解散されたのに伴い、付託された請願は、委員会審査が行われないまますべて審査未了となった。また、7月15日から同月21日までに受理した請願44件は、委員会付託に至らなかった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	104	—	—	104	—	
総 務	18	—	—	18	—	
法 務	215	—	—	215	—	
外交防衛	209	—	—	209	—	
財政金融	491	—	—	491	—	
文教科学	157	—	—	157	—	
厚生労働	1,385	—	—	1,385	—	
農林水産	17	—	—	17	—	
経済産業	176	—	—	176	—	
国土交通	196	—	—	196	—	
環 境	190	—	—	190	—	
議院運営	106	—	—	106	—	
倫理選挙	1	—	—	1	—	
消費者問題	32	—	—	32	—	
計	3,297	—	—	3,297	—	提出総数 3,341件 付託に至ら 44件 なかったもの

質問主意書一覧

第171回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	歴史教科書と国連人権委員会による従軍慰安婦についての勧告に関する質問主意書	谷岡 郁子君	21. 1. 5	21. 1. 7	21. 1. 13	21. 1. 26 第3号
2	経済的理由による高校中退を予防するための施策に関する質問主意書	谷岡 郁子君	1. 5	1. 7	1. 13	1. 26 第3号
3	新エネルギーの導入推進とリスク管理に関する質問主意書	谷岡 郁子君	1. 5	1. 7	1. 13	1. 26 第3号
4	「留学生三〇万人計画」に関する質問主意書	谷岡 郁子君	1. 5	1. 7	1. 13	1. 26 第3号
5	国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問主意書	小池 晃君	1. 8	1. 14	1. 20	1. 26 第3号
6	沖縄県東村高江区周辺における在日米軍ヘリパッド建設に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 9	1. 14	1. 20	1. 26 第3号
7	教科書検定に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 9	1. 14	1. 20	1. 26 第3号
8	日本の国連安保理非常任理事国としての外交方針に関する質問主意書	喜納 昌吉君	1. 9	1. 14	1. 20	1. 26 第3号
9	日本の対テロ戦争支援に関する質問主意書	喜納 昌吉君	1. 19	1. 21	1. 27	1. 28 第4号
10	食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する質問主意書	松野 信夫君	1. 19	1. 21	1. 27	1. 28 第4号
11	原子力施設の耐震安全審査及び耐震安全性再検討と「活断層等に関する安全審査の手引き」に関する質問主意書	近藤 正道君	1. 20	1. 26	1. 30	2. 2 第6号
12	米海兵隊普天間航空基地の「移設」に関する質問主意書	喜納 昌吉君	1. 22	1. 26	1. 30	2. 2 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
13	ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問主意書	喜納 昌吉君	21. 1.23	21. 1.28	21. 2.3	21. 2.9 第7号
14	教科書検定の見直しに関する質問主意書	喜納 昌吉君	1.26	1.28	2.3	2.9 第7号
15	金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問主意書	大久保 勉君	1.27	2.2	2.6	2.9 第7号
16	生活保護受給者の指定施術機関での柔道整復施術についての事務連絡等に関する質問主意書	大久保 勉君	1.27	2.2	2.6	2.9 第7号
17	かんぼの宿等の売却に関する質問主意書	川上 義博君	1.27	2.2	2.6	2.9 第7号
18	「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問主意書	山内 徳信君	1.28	2.2	2.6	2.9 第7号
19	利根川水系河川整備計画と八ッ場ダム建設事業に関する質問主意書	大河原 雅子君	1.29	2.2	2.6	2.9 第7号
20	国有農地等及び開拓財産に関する質問主意書	大河原 雅子君	1.29	2.2	2.6	2.9 第7号
21	諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意書	松野 信夫君	1.29	2.2	2.6	2.9 第7号
22	戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問主意書	藤田 幸久君	1.29	2.2	2.6	2.9 第7号
23	食料自給率の計算に関する質問主意書	藤末 健三君	2.3	2.9	2.13	2.23 第9号
24	ホームレス対策に関する質問主意書	藤末 健三君	2.3	2.9	2.13	2.23 第9号
25	政府及び日本銀行による金融市場の安定確保と企業金融の円滑化のための対策と再就職規制等との関係に関する質問主意書	大久保 勉君	2.4	2.9	2.13	2.23 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
26	在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定に関する質問主意書	喜納 昌吉君	21. 2. 4	21. 2. 9	21. 2. 13	21. 2. 23 第9号
27	大相撲力士等の不祥事に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 4	2. 9	2. 13	2. 23 第9号
28	「アフガニスタン東・パキスタン西プロジェクト」構想に基づくわが国のアフガニスタン支援に関する質問主意書	犬塚 直史君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 23 第9号
29	フランチャイズチェーンに関する質問主意書	水戸 将史君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 23 第9号
30	不発弾爆発事故による被害補償に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 23 第9号
31	沖縄駐留米海兵隊のグアム移転に伴う日米協定に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 23 第9号
32	麻生政権の「共謀罪」審議に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 6	2. 12	2. 17	2. 23 第9号
33	政府による東京五輪の財政保証等に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 6	2. 12	2. 17	2. 23 第9号
34	国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 9	2. 12	2. 17	2. 23 第9号
35	かんぼの宿等の売却に関する再質問主意書	川上 義博君	2. 9	2. 12	2. 17	2. 23 第9号
36	戦時中の連合国捕虜使役問題に関する再質問主意書	藤田 幸久君	2. 9	2. 12	2. 17	2. 23 第9号
37	裁判員制度における辞退事由に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 10	2. 16	2. 20	2. 23 第9号
38	農林中央金庫「二〇〇九年三月期半期決算」の修正に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 10	2. 16	2. 20	2. 23 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
39	国土交通省の「随意契約見直し計画」に関する質問主意書	大久保 勉君	21. 2. 12	21. 2. 16	21. 2. 20	21. 2. 23 第9号
40	山間地域における集落の振興に関する質問主意書	姫井 由美子君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 23 第9号
41	国家公務員の給与振込手数料に関する質問主意書	田中 康夫君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 23 第9号
42	薬害肝炎救済立法に関する質問主意書	前川 清成君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 23 第9号
43	万能ワクチン開発に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 13	2. 18	2. 24	3. 4 第10号
44	労働行政における労災認定に関する質問主意書	外山 斎君	2. 13	2. 18	2. 24	3. 4 第10号
45	第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問主意書	田中 康夫君	2. 13	2. 18	2. 24	3. 4 第10号
46	高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 16	2. 18	2. 24	3. 4 第10号
47	独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 16	2. 18	2. 24	3. 4 第10号
48	第二次軍転特措法に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 17	2. 23	2. 27	3. 4 第10号
49	高速自動車国道東九州自動車道に関する質問主意書	松野 信夫君	2. 18	2. 23	2. 27	3. 4 第10号
50	国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問主意書	井上 哲士君	2. 19	2. 23	2. 27	3. 4 第10号
51	外国人労働者の緊急総合支援（雇用、住宅、帰国、教育、情報提供）に関する質問主意書	近藤 正道君	2. 19	2. 23	2. 27	3. 4 第10号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
52	戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書	藤田 幸久君	21. 2. 19	21. 2. 23	21. 2. 27	21. 3. 4 第10号
53	かんぼの宿等の売却に関する第三回質問主意書	川上 義博君	2. 19	2. 23	2. 27	3. 4 第10号
54	障害者基本法改正に関する質問主意書	谷 博之君	2. 20	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
55	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第百四条に関する質問主意書	峰崎 直樹君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
56	食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書	松野 信夫君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
57	諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問主意書	松野 信夫君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
58	同一価値労働同一報酬に関する質問主意書	谷岡 郁子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
59	男性の育児休業取得推進に関する質問主意書	谷岡 郁子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
60	学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問主意書	谷岡 郁子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
61	教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問主意書	谷岡 郁子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
62	中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書	亀井 亜紀子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
63	国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問主意書	糸数 慶子君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 4 第10号
64	最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問主意書	尾立 源幸君	2. 24	3. 2	3. 6	3. 18 第11号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
65	国家公務員制度改革に関する質問主意書	喜納 昌吉君	21. 2. 24	21. 3. 2	21. 3. 6	21. 3. 18 第11号
66	不発弾等の新たな安全対策に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 25	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
67	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
68	生活保護活用に関する質問主意書	仁比 聡平君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
69	竹島を適用除外とする法令に関する質問主意書	今野 東君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
70	障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問主意書	谷 博之君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
71	「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二一年財政検証結果—」に関する質問主意書	辻 泰弘君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 18 第11号
72	ホワイトビーチ原潜問題に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 27	3. 4	3. 10	3. 18 第11号
73	麻生首相の外遊に関する質問主意書	喜納 昌吉君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 18 第11号
74	米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に関する質問主意書	白 眞勲君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 18 第11号
75	日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問主意書	大久保 勉君	3. 3	3. 9	3. 13	3. 18 第11号
76	アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書	喜納 昌吉君	3. 4	3. 9	3. 13	3. 18 第11号
77	診療報酬のオンライン請求の完全義務化の抜本的見直しに関する質問主意書	辻 泰弘君	3. 5	3. 9	3. 13	3. 18 第11号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	中国の沖縄総領事館開設の打診に関する質問主意書	喜納 昌吉君	21. 3. 5	21. 3. 9	21. 3. 13	21. 3. 18 第11号
79	障害者権利条約の批准に関する質問主意書	神本 美恵子君	3. 9	3. 11	3. 17	3. 18 第11号
80	照射食品に関する質問主意書	大河原 雅子君	3. 11	3. 16	3. 19	3. 25 第12号
81	生活保護活用にに関する再質問主意書	仁比 聡平君	3. 12	3. 16	3. 19	3. 25 第12号
82	漆間巖内閣官房副長官の「自民党には捜査が及ばない」との趣旨の発言に関する質問主意書	松野 信夫君	3. 12	3. 16	3. 19	3. 25 第12号
83	日米合同委員会合意の公表に関する質問主意書	喜納 昌吉君	3. 12	3. 16	3. 19	3. 25 第12号
84	核燃料サイクルの推進体制・安全管理体制の抜本の見直しに関する質問主意書	藤末 健三君	3. 18	3. 23	3. 27	3. 31 第14号
85	食料の廃棄量に係る情報収集の責務に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 18	3. 23	3. 27	3. 31 第14号
86	定額給付金に係る事務費に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 18	3. 23	3. 27	3. 31 第14号
87	定額給付金のホームレス、ネットカフェ宿泊者への支給促進に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 18	3. 23	3. 27	3. 31 第14号
88	介護保険制度における要介護認定の改定と介護予防事業に関する質問主意書	大河原 雅子君	3. 18	3. 23	3. 27	3. 31 第14号
89	沖縄の言語に関する質問主意書	糸数 慶子君	3. 23	3. 25	3. 31	4. 8 第15号
90	定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問主意書	姫井 由美子君	3. 25	3. 30	4. 3	4. 8 第15号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
91	民間企業作成の副教材に関する質問主意書	喜納 昌吉君	21. 3.26	21. 3.30	21. 4.3	21. 4.8 第15号
92	捜査情報の漏洩に関する質問主意書	松野 信夫君	3.27	4.1	4.7	4.8 第15号
93	産科医療補償制度に関する質問主意書	糸数 慶子君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
94	「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問主意書	藤末 健三君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
95	公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問主意書	藤末 健三君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
96	商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問主意書	藤末 健三君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
97	経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問主意書	藤末 健三君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
98	国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問主意書	福島 みずほ君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
99	難病患者等の福祉に関する質問主意書	谷 博之君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
100	難病患者の就労施策に関する質問主意書	谷 博之君	3.30	4.1	4.7	4.8 第15号
101	障害の範囲の国際比較に関する質問主意書	谷 博之君	3.31	4.6	4.10	4.15 第17号
102	裁判官の非行と報酬等に関する質問主意書	松野 信夫君	4.1	4.6	4.10	4.15 第17号
103	我が国の自殺防止対策に関する質問主意書	藤末 健三君	4.1	4.6	4.10	4.15 第17号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
104	青田買い禁止の推進に関する質問主意書	藤末 健三君	21. 4. 1	21. 4. 6	21. 4. 10	21. 4. 15 第17号
105	海外要人の広島平和記念資料館・長崎原爆資料館への視察の促進に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 1	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
106	我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問主意書	藤末 健三君	4. 1	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
107	日本国憲法の改正手続に関する法律に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 1	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
108	弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書	前川 清成君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
109	任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する質問主意書	前川 清成君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
110	フランチャイズ契約の改善についての行政指導に関する質問主意書	姫井 由美子君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
111	検察を監視する仕組みに関する質問主意書	藤末 健三君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
112	予断排除の徹底に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
113	裁判員制度を適用する案件についての捜査中の情報開示ガイドライン策定の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 15 第17号
114	淀川水系河川整備計画に関する質問主意書	田中 康夫君	4. 3	4. 8	4. 14	4. 15 第17号
115	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が会計検査で指摘された過払い額を減額して返還させたことに関する質問主意書	足立 信也君	4. 3	4. 8	4. 14	4. 15 第17号
116	生活保護の受給申請に関する質問主意書	辻 泰弘君	4. 6	4. 8	4. 14	4. 15 第17号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
117	生活福祉資金貸付制度に関する質問主意書	辻 泰弘君	21. 4. 6	21. 4. 8	21. 4. 14	21. 4. 15 第17号
118	産業廃棄物処理施設に関する質問主意書	姫井 由美子君	4. 6	4. 8	4. 14	4. 15 第17号
119	北朝鮮によるミサイル発射に関する質問主意書	喜納 昌吉君	4. 6	4. 8	4. 14	4. 15 第17号
120	防衛省改革・組織改編における文民統制の考え方に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第19号
121	教科書検定手続きの透明化に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第19号
122	我が国の教科書の充実に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第19号
123	雇用保険の受給期間の延長に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 10	4. 15	4. 21	4. 22 第19号
124	年金の相談窓口の強化に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 10	4. 15	4. 21	4. 22 第19号
125	深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 10	4. 15	4. 21	4. 22 第19号
126	インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問主意書	柳澤 光美君	4. 13	4. 15	4. 21	4. 22 第19号
127	米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問主意書	井上 哲士君	4. 13	4. 15	4. 21	4. 22 第19号
128	障害の範囲見直しと支給決定に関する質問主意書	谷 博之君	4. 15	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
129	学校芸術鑑賞教室に関する質問主意書	井上 哲士君	4. 15	4. 20	4. 24	4. 27 第21号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
130	「裁判員制度」の開始に先立っての質問主意書	前川 清成君	21. 4. 15	21. 4. 20	21. 4. 24	21. 4. 27 第21号
131	憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書	前川 清成君	4. 15	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
132	弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問主意書	前川 清成君	4. 15	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
133	任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問主意書	前川 清成君	4. 15	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
134	国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問主意書	辻 泰弘君	4. 16	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
135	イレッサの副作用被害問題などに関する質問主意書	小池 晃君	4. 16	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
136	白リン弾の使用禁止に関する質問主意書	紙 智子君	4. 16	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
137	汚染者負担原則に関する質問主意書	松野 信夫君	4. 16	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
138	裁判官の非行と報酬等に関する再質問主意書	松野 信夫君	4. 16	4. 20	4. 24	4. 27 第21号
139	国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問主意書	大久保 勉君	4. 17	4. 22	4. 28	5. 13 第23号
140	中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問主意書	亀井 亜紀子君	4. 20	4. 22	4. 28	5. 13 第23号
141	メガソーラーに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 20	4. 22	4. 28	5. 13 第23号
142	追加経済対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 20	4. 22	4. 28	5. 13 第23号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
143	裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問主意書	松野 信夫君	21. 4. 21	21. 4. 22	21. 4. 28	21. 5. 13 第23号
144	国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問主意書	小池 晃君	4. 23	4. 27	5. 1	5. 13 第23号
145	国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問主意書	辻 泰弘君	4. 27	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
146	厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
147	ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
148	ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問主意書	中村 哲治君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
149	憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問主意書	前川 清成君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
150	全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問主意書	松野 信夫君	4. 30	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
151	日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問主意書	松野 信夫君	4. 30	5. 7	5. 12	5. 13 第23号
152	平成二十一年度経済見通し暫定試算（内閣府試算）に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
153	平成二十一年度総務省補正予算に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
154	平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
155	平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
156	社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備に関する質問主意書	藤末 健三君	21. 5. 11	21. 5. 13	21. 5. 19	21. 5. 27 第24号
157	平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
158	投票所設置拡大に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
159	食品のカロリー表示の義務化に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
160	留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
161	我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
162	高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 11	5. 13	5. 19	5. 27 第24号
163	発達障害の子どもたちへの投薬に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 14	5. 18	5. 22	5. 27 第24号
164	衆議院選挙の日程に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 14	5. 18	5. 22	5. 27 第24号
165	危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 14	5. 18	5. 22	5. 27 第24号
166	アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問主意書	紙 智子君	5. 15	5. 20	5. 26	5. 27 第24号
167	診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問主意書	松野 信夫君	5. 18	5. 20	5. 26	5. 27 第24号
168	インターチェンジ設置等に関する質問主意書	松野 信夫君	5. 18	5. 20	5. 26	5. 27 第24号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
169	与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問主意書	松野 信夫君	21. 5. 18	21. 5. 20	21. 5. 26	21. 5. 27 第24号
170	調理師免許に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 19	5. 25	5. 29	6. 3 第26号
171	建設業退職金共済制度に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 21	5. 25	5. 29	6. 3 第26号
172	「一〇〇年安心」という年金制度に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 21	5. 25	5. 29	6. 3 第26号
173	二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 21	5. 25	5. 29	6. 3 第26号
174	介護保険制度に関する質問主意書	水戸 将史君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第26号
175	沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書	今野 東君	5. 25	5. 27	6. 2	6. 3 第26号
176	死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 25	5. 27	6. 2	6. 3 第26号
177	国境離島等の保全・支援に関する質問主意書	糸数 慶子君	5. 27	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
178	再編実施のための日米のロードマップに関する質問主意書	糸数 慶子君	5. 27	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
179	海砂採取に関する質問主意書	糸数 慶子君	5. 27	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
180	衆議院議員総選挙の選挙日程に関する質問主意書	川上 義博君	5. 27	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
181	チンソに対する抜本的金融支援措置に関する質問主意書	松野 信夫君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第28号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
182	同一価値労働同一報酬に関する再質問主意書	谷岡 郁子君	21. 5. 28	21. 6. 1	21. 6. 5	21. 6. 10 第28号
183	学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する再質問主意書	谷岡 郁子君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
184	「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」に関する質問主意書	谷岡 郁子君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
185	スクールヘルスリーダーに関する質問主意書	谷岡 郁子君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第28号
186	供用開始遅延ダムおよび八ッ場ダム等に関する質問主意書	大河原 雅子君	5. 29	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
187	公的年金制度における既裁定者の年金水準に関わる「八割ルール」に関する質問主意書	辻 泰弘君	5. 29	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
188	定額給付金に係る事務費の縮減とホームレス、ネットカフェ宿泊者に対する支給状況に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
189	「追い出し屋」被害対策に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
190	原爆症認定訴訟に関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
191	危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する再質問主意書	加賀谷 健君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
192	軍用地賃貸借契約及び流弾事件に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
193	米軍基地から排出される廃棄物等に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第28号
194	裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 2	6. 8	6. 12	6. 17 第30号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
195	ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	21. 6. 4	21. 6. 8	21. 6. 12	21. 6. 17 第30号
196	内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問主意書	峰崎 直樹君	6. 5	6. 10	6. 16	6. 17 第30号
197	国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の I A E A における地位の獲得に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 5	6. 10	6. 16	6. 17 第30号
198	外国人の生活保護に関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 5	6. 10	6. 16	6. 17 第30号
199	電子行政クラウドに関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 5	6. 10	6. 16	6. 17 第30号
200	空港のマッサージチェアに関する質問主意書	白 眞勲君	6. 8	6. 10	6. 16	6. 17 第30号
201	土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問主意書	前田 武志君	6. 9	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
202	土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問主意書	前田 武志君	6. 9	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
203	合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 10	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
204	朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問主意書	山内 徳信君	6. 10	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
205	酪農経営の健全化等に関する質問主意書	松野 信夫君	6. 11	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
206	J R 姫新線の高速化に関する質問主意書	今野 東君	6. 11	6. 15	6. 19	6. 24 第32号
207	サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問主意書	紙 智子君	6. 15	6. 17	6. 22	6. 24 第32号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
208	チッソに対する抜本的金融支援措置に関する再質問 主意書	松野 信夫君	21. 6.18	21. 6.22	21. 6.26	21. 7.1 第34号
209	ハウジングプア対策に関する質問主意書	藤末 健三君	6.18	6.22	6.26	7.1 第34号
210	「個別事件」に関する国会答弁についての質問主意書	前川 清成君	6.18	6.22	6.26	7.1 第34号
211	障がい者団体向け郵便割引制度悪用からむ第三種 郵便物制度に関する質問主意書	谷 博之君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
212	八ッ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書	大河原 雅子君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
213	臓器移植関連施策に関する質問主意書	川上 義博君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
214	合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問主意書	糸数 慶子君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
215	日系人離職者に対する帰国支援金等に関する再質問 主意書	松野 信夫君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
216	水俣病研究に関する質問主意書	松野 信夫君	6.22	6.24	6.30	7.1 第34号
217	一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に 関する質問主意書	長浜 博行君	6.25	6.29	7.3	7.8 第36号
218	介護老人保健施設に関する質問主意書	姫井 由美子君	6.25	6.29	7.3	7.8 第36号
219	自治体病院の経営に関する質問主意書	辻 泰弘君	6.29	7.1	7.6	7.8 第36号
220	特命担当大臣と外局の庁の長官との併任の可否に 関する質問主意書	藤末 健三君	6.29	7.1	7.6	7.8 第36号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
221	法科大学院の評価及び見直しに関する質問主意書	藤末 健三君	21. 6.29	21. 7.1	21. 7.6	21. 7.8 第36号
222	わが国におけるスーパーコンピュータ開発利用の総合的な施策の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	6.29	7.1	7.6	7.8 第36号
223	厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問主意書	藤末 健三君	6.29	7.1	7.6	7.8 第36号
224	特別職公務員の守秘義務に関する質問主意書	藤末 健三君	7.2	7.6	7.10	7.13 第38号
225	若年層の投票率向上のための施策に関する質問主意書	藤末 健三君	7.2	7.6	7.10	7.13 第38号
226	国民年金種別変更届出漏れのある被保険者の障害基礎年金の受給申請に関する質問主意書	辻 泰弘君	7.2	7.6	7.10	7.13 第38号
227	裁判員制度下の性犯罪被害者の保護に関する質問主意書	姫井 由美子君	7.6	7.8	7.14	7.24 追録
228	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書	藤谷 光信君	7.7	7.13	7.17	7.24 追録
229	障がい者団体向け郵便割引制度悪用にからむ第三种郵便物制度に関する再質問主意書	谷 博之君	7.8	7.13	7.17	7.24 追録
230	スティーブンス・ジョンソン症候群の特定疾患治療研究事業への指定に関する質問主意書	辻 泰弘君	7.9	7.13	7.17	7.24 追録
231	衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問主意書	川上 義博君	7.9	7.13	7.17	7.24 追録
232	酪農経営の健全化等に関する再質問主意書	松野 信夫君	7.10	7.15	7.21	7.24 追録
233	特別職公務員の守秘義務に関する再質問主意書	藤末 健三君	7.13	7.15	7.21	7.24 追録

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
234	ツイッターを使用して選挙運動を行うことに関する質問主意書	藤末 健三君	21. 7.13	21. 7.15	21. 7.21	21. 7.24 追録
235	選挙ポスター用写真の条件に関する質問主意書	藤末 健三君	7.13	7.15	7.21	7.24 追録
236	核弾頭型トマホーク巡航ミサイルの退役に関する質問主意書	近藤 正道君	7.13	7.15	7.21	7.24 追録
237	独立行政法人国際協力機構による海外投融資の再開に関する質問主意書	近藤 正道君	7.13	7.15	7.21	7.24 追録
238	厚生労働省公表の「日本人の食事摂取基準」に関する質問主意書	森田 高君	7.14	7.21	7.24	7.24 追録
239	汚染者負担原則に関する再質問主意書	松野 信夫君	7.14	7.21	7.24	7.24 追録
240	チッソに対する抜本的金融支援措置に関する第三回質問主意書	松野 信夫君	7.14	7.21	7.24	7.24 追録
241	土地改良事業における公共工事の品質確保に関する再質問主意書	前田 武志君	7.14	7.21	7.24	7.24 追録
242	土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する再質問主意書	前田 武志君	7.14	7.21	7.24	7.24 追録
243	歯科医療に係わる先進医療技術の適正評価に関する質問主意書	円 より子君	7.15	7.21	7.24	7.24 追録
244	麻生太郎内閣総理大臣の外交に関する質問主意書	喜納 昌吉君	7.15	7.21	7.24	7.24 追録
245	鍼灸専門学校の乱立と教育の質の確保に関する質問主意書	谷 博之君	7.16	7.21	7.24	7.24 追録
246	平成二十年養鶏危機突破緊急全国生産者大会に関する質問主意書	大久保 勉君	7.16	7.21	7.24	7.24 追録

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
247	生活保護費の遡及支給に関する質問主意書	仁比 聡平君	21. 7.16	21. 7.21	21. 7.24	21. 7.24 追 録
248	イレッサ問題と市販直後調査に関する質問主意書	川田 龍平君	7.17	7.21	7.24	7.24 追 録
249	アグリガイアシステム飼料化センターに関する質問 主意書	姫井 由美子君	7.17	7.21	7.24	7.24 追 録

参議院改革協議会

協議員一覧（10名）

座長	平田 健二（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	池口 修次（民主）	谷川 秀善（自民）	荒井 広幸（改ク）
	工藤 堅太郎（民主）	木庭 健太郎（公明）	
	羽田 雄一郎（民主）	小池 晃（共産）	(21. 4. 10 現在)

専門委員（選挙制度）一覧（9名）

委員長	工藤 堅太郎（民主）	泉 信也（自民）	井上 哲士（共産）
	池口 修次（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	羽田 雄一郎（民主）	魚住 裕一郎（公明）	大江 康弘（改ク）
			(21. 3. 11 現在)

（1）検討の経緯

参議院改革協議会（平田健二座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、専門委員会（選挙制度）が設置された。

第171回国会において、本協議会は2回の調査検討を行った。

まず、4月10日に協議会（第5回）を開き、清水谷議員宿舎の整備の経緯について事務局から説明を聴取した後、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

次に、5月27日に協議会（第6回）を開き、前回に引き続き、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

専門委員会（選挙制度）（工藤堅太郎専門委員長）は2回の調査検討を行った。

まず、3月11日に専門委員会（第2回）を開き、これまでの経緯について事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った。

次に、7月1日に専門委員会（第3回）を開き、各会派における検討状況について報告した後、意見交換を行った。

（2）協議会経過

○平成21年4月10日（金）（第5回）

- ・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成21年5月27日（水）（第6回）

- ・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

専門委員会（選挙制度）

○平成21年3月11日（水）（第2回）

- ・参議院選挙制度改革のこれまでの経緯について事務局から説明を聴取した。
- ・今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成21年7月1日（水）（第3回）

- ・各会派における検討状況について報告があった後、協議を行った。

（3）参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4	—	4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128
第169回 (常会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156
第170回 (臨時会)	20. 9. 24(水)	20. 9. 29(月)	20. 12. 25(木)	68	25	93
第171回 (常会)	21. 1. 5(月)	21. 1. 5(月)	21. 7. 21(火) 衆議院解散	150	48	198

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成21年7月2日現在)

麻生内閣国務大臣

内閣総理大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

佐藤 勉 (衆・自民) ※

法務大臣

森 英介 (衆・自民)

外務大臣

中曽根 弘文 (参・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

与謝野 馨 (衆・自民) ※

文部科学大臣

塩谷 立 (衆・自民)

厚生労働大臣

舛添 要一 (参・自民)

農林水産大臣

石破 茂 (衆・自民)

経済産業大臣

二階 俊博 (衆・自民)

国土交通大臣

金子 一義 (衆・自民) ※

環境大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

防衛大臣

浜田 靖一 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

河村 建夫 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
防災))

林 幹雄 (衆・自民) ※

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品
安全))

野田 聖子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共
同参画))

小渊 優子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

林 芳正 (参・自民) ※

※ 20. 9.28 国土交通大臣中山成彬辞任、9.29 金子一義就任

21. 2.17 財務大臣、内閣府特命担当大臣 (金融) 中川昭一辞任、同日 与謝野馨就任

21. 6.12 総務大臣、内閣府特命担当大臣 (地方分権改革) 鳩山邦夫辞任、同日 佐藤勉
就任

21. 7. 2 国務大臣 (国家公安委員会委員長)、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
防災) 佐藤勉辞任、同日 林幹雄就任

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) 与謝野馨辞任、同日 林芳正就任

内閣官房副長官

松本 純 (衆・自民) 浅野 勝人 (参・自民) ※ 漆間 巖

※ 21. 5.13 内閣官房副長官鴻池祥肇辞任、同日 浅野勝人就任

副大臣

内閣府副大臣

谷本 龍哉 (衆・自民)
増原 義剛 (衆・自民)
宮澤 洋一 (衆・自民)

総務副大臣

石崎 岳 (衆・自民)
倉田 雅年 (衆・自民)

法務副大臣

佐藤 剛男 (衆・自民)

外務副大臣

伊藤 信太郎 (衆・自民)
橋本 聖子 (参・自民)

財務副大臣

竹下 亘 (衆・自民)
石田 真敏 (衆・自民)※

文部科学副大臣

松野 博一 (衆・自民)
山内 俊夫 (参・自民)

厚生労働副大臣

大村 秀章 (衆・自民)
渡辺 孝男 (参・公明)

農林水産副大臣

石田 祝稔 (衆・公明)
近藤 基彦 (衆・自民)

経済産業副大臣

高市 早苗 (衆・自民)
吉川 貴盛 (衆・自民)

国土交通副大臣

金子 恭之 (衆・自民)
加納 時男 (参・自民)

環境副大臣

吉野 正芳 (衆・自民)

防衛副大臣

北村 誠吾 (衆・自民)

※ 21. 3. 27 財務副大臣平田耕一辞任、3. 28 石田真敏就任

大臣政務官

内閣府大臣政務官

宇野 治 (衆・自民)
並木 正芳 (衆・自民)
岡本 芳郎 (衆・自民)※

総務大臣政務官

坂本 哲志 (衆・自民)
鈴木 淳司 (衆・自民)
中村 博彦 (参・自民)

法務大臣政務官

早川 忠孝 (衆・自民)

外務大臣政務官

柴山 昌彦 (衆・自民)
西村 康稔 (衆・自民)
御法川 信英 (衆・自民)

財務大臣政務官

三ツ矢 憲生 (衆・自民)
末松 信介 (参・自民)

文部科学大臣政務官

萩生田 光一 (衆・自民)
浮島 とも子 (参・公明)

厚生労働大臣政務官

金子 善次郎 (衆・自民)

農林水産大臣政務官

江藤 拓 (衆・自民)
野村 哲郎 (参・自民)

経済産業大臣政務官

谷合 正明 (参・公明)
松村 祥史 (参・自民)

国土交通大臣政務官

谷口 和史 (衆・公明)
西銘 恒三郎 (衆・自民)
岡田 直樹 (参・自民)

環境大臣政務官

古川 禎久 (衆・自民)

防衛大臣政務官

武田 良太 (衆・自民)
岸 信夫 (参・自民)

※ 21. 1. 14 内閣府大臣政務官松浪健太辞任、同日 岡本芳郎就任

21. 6. 16 厚生労働大臣政務官戸井田とおる辞任

政府特別補佐人 (21. 1. 5 承認)

人事院総裁	谷 公士	内閣法制局長官	宮崎 礼壹
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	大内 捷司

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成 11年	145 (常会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
14年	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
	154 (常会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常会)	5,906	2,129	3,777

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	12,151	184,388	45,118	74,463	59,301	4,678	828	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成21年の数は、第171回国会終了日(7月21日)現在。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度					
4月	2,279	47	7	35	5
5月	6,314	101	42	59	0
6月	5,570	79	55	21	3
7月	2,033	30	17	4	9
8月	542	23	0	1	22
9月	2,723	43	32	8	3
10月	7,951	112	102	7	3
11月	9,681	133	121	8	4
12月	10,636	145	143	0	2
1月	9,426	128	126	1	1
2月	10,618	155	151	3	1
3月	3,563	51	44	2	5
(平成20年度計)	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度					
4月	3,173	52	10	40	2
5月	4,255	65	26	39	0
6月	7,085	100	73	22	5
(年度途中計)	14,513	217	109	101	7

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
東ティモール民主共和国 国民議会議長一行 (20.12.12 招待状発送)	団長 国民議会議長 フェルナンド・ラサマ・デ・アラウジョ君 団員 国民議会議員 アラン・ノエ・デ・ジェズス・ダ・コスタ・アマラル君 同 同 マリア・マイア・ドス・レイス・エ・コスタ君 同 同 ペドロ・ドス・マルティレス・ダ・コスタ君 同 同 イナシオ・フレイタス・モレイラ君 公式随員 国民議会議事務局儀典担当官 イジルダ・ダ・シルバ・ペレイラ君 随員 警護官 マヌエル・ロドリゲス・バルボザ・ペレイラ君 同 国営東ティモール・テレビ局テレビ・カメラマン カジミロ・ダ・クルス君	21. 2. 9 ~ 2.14

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第17回アジア・太平洋議員フォーラム（A P P F）総会出席 (20. 11. 28 議長決定)	ラオス	21. 1. 11 ～ 1. 17	大島 九州男君(民主) 淵上 貞雄君(社民)	21. 2. 23 議院運営委員会 に報告書提出
第120回 I P U（列国議会同盟）会議出席 (21. 3. 4 議長決定)	エチオピア	21. 4. 4 ～ 4. 11	横峯 良郎君(民主) 水落 敏栄君(自民)	21. 6. 12 議院運営委員会 に報告書提出

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第3回日中議員会議		
開催地	東京		
期 間	平成21年3月26日		
出席議員	参議院日中交流議員団		全国人民代表大会代表団
	団長 大石 正光君		団長 常務委員会副委員長兼秘書長
	副団長 泉 信也君		李 建国君
	尾立 源幸君		環境及び資源保護委員会副主任委員
	木俣 佳丈君		張 文台君
	喜納 昌吉君		農業及び農村委員会副主任委員
	高橋 千秋君		李 乾元君
	轟木 利治君		常務委員会副秘書長
	内藤 正光君		曹 衛洲君
	中谷 智司君		法律委員会委員
	神取 忍君		信 春鷹君
	北川イッセイ君		財政経済委員会委員
	小泉 昭男君		何 曉衛君
	佐藤 信秋君		教育科学文化衛生委員会委員
	西島 英利君		呉 啓迪君
	魚住 裕一郎君		全国人民代表大会代表
	西田 実仁君		洛桑靈智多傑君
	山下 芳生君		外事委員会委員
	山内 徳信君		李 義虎君
	荒井 広幸君		

会議名	第30回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期 間	平成21年4月7日	
出席議員	<p>日本国会代表团</p> <p>団長 衆議院議員 中山 太郎君 副団長 参議院議員 山下 八洲夫君 参議院議員 相原久美子君、池口修次君、岩本司君、広中和歌子君、峰崎直樹君、坂本由紀子君、関口昌一君、松山政司君、吉田博美君、加藤修一君、仁比聡平君 衆議院議員 逢沢一郎君、猪口邦子君、鴨下一郎君、小坂憲次君、小杉隆君、後藤田正純君、近藤三津枝君、清水鴻一郎君、菌浦健太郎君、津島雄二君、額賀福志郎君、平井たくや君、保利耕輔君、森山眞弓君、柳澤伯夫君、市村浩一郎君、鈴木克昌君、高木義明君、原口一博君、伴野豊君、古川元久君、伊藤涉君、丸谷佳織君</p>	<p>欧州議会代表团</p> <p>団長 ゲオルク・ヤルツェンボウスキー君 (ドイツ) 副団長 ヤラスラフ・ズヴィエジナ君 (チェコ) ヤヌシュ・レヴァンドフスキ君 (ポーランド) シルヴィア・イヴォンヌ・カウフマン君 (ドイツ) マルガリータ・スタルケヴィシュテー君 (リトアニア) マルティ・グラウ・イ・セグ君 (スペイン)</p>

10 国会に対する報告等 (20.12.26～21.7.21)

第170回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年 月 日	報 告 等 の 名 称
平成21年	
1. 16(金)	<ul style="list-style-type: none"> 行政組織の新設改廃状況報告書(平成20年9月24日から平成21年1月4日まで) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成21年1月)
27(火)	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成20年7月1日から同年12月31日まで)
30(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成21年1月) ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成21年1月) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成20年)
2. 6(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書
3. 6(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本放送協会平成19年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書 ネパール国際平和協力業務実施計画の変更(平成21年3月) ネパール国際平和協力業務の実施の状況(平成21年3月)
17(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度第3・四半期予算使用の状況 平成20年度第3・四半期国庫の状況 平成21年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告 地方財政の状況(平成21年3月) 平成19年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 平成19年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
19(木)	<ul style="list-style-type: none"> 郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見の報告(平成21年3月)
25(水)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年営利企業への就職の承認に関する年次報告 平成20年官民人事交流に関する年次報告
4. 3(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告 平成20年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
17(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況
21(火)	<ul style="list-style-type: none"> 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成20年1月1日から同年12月31日まで) 平成20年団体規制状況の年次報告
24(金)	<ul style="list-style-type: none"> 「平成20年度中小企業の動向」及び「平成21年度中小企業施策」
5. 1(金)	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勧告
12(火)	<ul style="list-style-type: none"> 「平成20年度森林及び林業の動向」及び「平成21年度森林及び林業施策」
22(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度犯罪被害者等施策 平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 平成20年度エネルギーに関する年次報告 平成20年度首都圏整備に関する年次報告
26(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度食育推進施策 平成20年度障害者施策の概況 平成20年度人権教育及び人権啓発施策 「平成20年度土地に関する動向」及び「平成21年度土地に関する基本的施策」

29(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成21年度男女共同参画社会の形成の促進施策」 ・「平成20年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成21年度高齢社会対策」 ・「防災に関してとった措置の概況」及び「平成21年度の防災に関する計画」 ・平成20年度人事院の業務状況報告書
6. 2(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ・平成20年度科学技術の振興に関する年次報告 ・「平成20年度観光の状況」及び「平成21年度観光施策」 ・「平成20年度環境の状況」及び「平成21年度環境の保全に関する施策」 ・「平成20年度循環型社会の形成の状況」及び「平成21年度循環型社会の形成に関する施策」 ・「平成20年度生物の多様性の状況」及び「平成21年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」
9(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告(平成21年6月) ・自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告(平成21年6月)
12(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成21年6月) ・通貨及び金融の調節に関する報告書(平成21年6月)
22(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成21年6月) ・スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成21年6月) ・平成20年度第4・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。) ・平成20年度第4・四半期国庫の状況
7. 3(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更(平成21年7月) ・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果(平成21年7月)

11 国会関係日誌 (20.12.26～21.7.21)

年月日	事 項
【第170回国会(臨時会)閉会后】	
平成21年	
1. 3(土)	・ 永田寿康元衆議院議員逝去
【第171回国会(常会)】	
5(月)	・ 第171回国会召集 ・ 参・本会議(議席の指定、常任委員長の選挙、特別委員会設置、財政演説) ・ 衆・本会議(議席の指定、常任委員長の選挙、特別委員会設置、財政演説) ・ 開会式
6(火)	・ 衆・本会議(財政演説に対する質疑)
7(水)	・ 参・本会議(財政演説に対する質疑、雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議)
8(木)	・ 衆・予算委(平成20年度第2次補正予算:基本的質疑)
9(金)	・ 衆・予算委(基本的質疑)
11(日)	・ 麻生総理、韓国訪問(～12日)
13(火)	・ 衆・予算委(締めくくり質疑、採決) ・ 衆・本会議(平成20年度2次補正予算可決) ・ 渡辺喜美衆議院議員、自民党離党
14(水)	・ 松浪健太内閣府大臣政務官罷免、後任に岡本芳郎衆議院議員
16(金)	・ 麻生総理、ソマリア沖海賊対策に護衛艦派遣を表明 ・ 吉田正雄元参議院議員逝去
18(日)	・ 自由民主党党大会 ・ 民主党党大会
19(月)	・ 参・予算委(平成20年度第2次補正予算:総括質疑)
20(火)	・ 参・予算委(総括質疑)
21(水)	・ 参・予算委(参考人質疑、一般質疑)
25(日)	・ 山形県知事選、吉村美栄子氏当選 ・ 岐阜県知事選、古田肇氏再選
26(月)	・ 参・予算委(締めくくり質疑、採決) ・ 参・本会議(平成20年度第2次補正予算:一般会計補正予算(第2号)・特別会計補正予算(特第2号)を修正議決、政府関係機関補正予算(機第2号)を否決) ・ 平成20年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会
27(火)	・ 平成20年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会(成案を得ず)、平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会(成案を得ず)、平成20年度第2次補正予算成立 ・ 柿澤弘治元参議院議員逝去
28(水)	・ 衆・本会議(政府4演説) ・ 参・本会議(2両院協議会の報告:成案を得ず、政府4演説)
29(木)	・ 衆・本会議(代表質問1日目) ・ 竹田四郎元参議院議員逝去
30(金)	・ 参・本会議(代表質問1日目) ・ 衆・本会議(代表質問2日目) ・ 麻生総理、スイス訪問(ダボス会議出席、～2月1日)
2. 2(月)	・ 参・本会議(代表質問2日目)
3(火)	・ 衆・予算委(平成21年度総予算:基本的質疑)
4(水)	・ 衆・予算委(基本的質疑)
5(木)	・ 衆・予算委(基本的質疑)
9(月)	・ 参・本会議(財投繰入法趣旨説明) ・ 衆・予算委(景気・雇用集中審議) ・ 東ティモール国民議会議長一行来日(参招待、～14日) ・ 塩出啓典元参議院議員逝去
13(金)	・ 衆・予算委地方公聴会(大分県、青森県)
16(月)	・ 衆・予算委公聴会 ・ 参・予算委委員派遣(山口県、広島県) ・ クリントン国務長官訪日(～18日)
17(火)	・ 衆・予算委(公務員制度改革等集中審議)
18(水)	・ 麻生総理、ロシア(サハリン)訪問

- 19(木)・衆・予算委(麻生内閣の方針について集中審議)、分科会(～20日)
- 20(金)・衆・予算委(社会保障政策等集中審議)
- 23(月)・参・本会議(人事官の任命について不同意)
- ・麻生総理、米国訪問(～25日)
- 26(木)・衆・予算委(外交及び国際関係集中審議)
- 27(金)・衆・予算委(締めくり質疑、採決)
- ・衆・本会議(平成21年度予算可決)
- 3. 1(日)・吉岡古典元参議院議員逝去
- 2(月)・ラトビア国会議長一行訪日(衆招待、～7日)
- 5(木)・参・予算委(平成21年度予算:基本的質疑)
- ・稲垣実男元衆議院議員の逝去がわかる
- 6(金)・参・予算委(基本的質疑)
- 9(月)・参・予算委(一般質疑)
- 10(火)・参・予算委(公聴会議決、一般質疑)
- 11(水)・参・予算委(一般質疑)
- 12(木)・参・予算委(経済・雇用・社会保障集中審議)
- 13(金)・参・予算委(構造改革について参考人質疑)
- ・浜田靖一防衛大臣、ソマリア沖海賊対策で自衛隊に海上警備行動を発令
- 16(月)・参・予算委(一般質疑、行革・天下り・郵政集中審議)
- 17(火)・参・予算委公聴会
- ・衆・本会議(第31回オリンピック及び第15回パラリンピック東京招致に関する決議、消費者庁設置法案・消費者安全法案趣旨説明)
- 18(水)・参・本会議(第31回オリンピック及び第15回パラリンピック東京招致に関する決議、平成21年度公債発行特例法案及び所得税法等改正案趣旨説明、総務大臣の報告(地方財政計画)及び地方税2法趣旨説明)
- ・参・予算委(委嘱審査議決、一般質疑)
- ・参議院自民党幹事長に谷川秀善氏
- 19(木)・参・予算委(外交・安全保障等集中審議)
- 22(日)・マレーシア下院議長一行訪日(衆招待、～27日)
- 23(月)・参・予算委(一般質疑)
- 24(火)・参・予算委委嘱審査(常任委)
- ・東京地検特捜部は、資金管理団体の政治資金規正法違反事件で小沢一郎民主党代表の公設第1秘書を起訴
- 25(水)・参・予算委委嘱審査(特別委)
- 26(木)・参・予算委(一般質疑)
- 27(金)・参・予算委(締めくり質疑、採決)
- ・参・本会議(平成21年度予算:否決)
- ・平成21年度予算外二件両院協議会(成案を得ず)、平成21年度予算成立
- 29(日)・千葉県知事選、森田健作氏当選
- 31(火)・参・本会議(北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議)
- ・衆・本会議(北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議)
- ・麻生総理、英国訪問(G20金融サミット出席、～4月3日)
- 4. 7(火)・衆・本会議(河村たかし君辞職許可、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議)
- ・第30回日本・EU議員会議
- 8(水)・参・本会議(北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議)
- 10(金)・麻生総理、タイ訪問(～12日)
- 11(土)・及川一夫元参議院議員逝去
- 12(日)・秋田県知事選、佐竹敬久氏当選
- 14(火)・衆・本会議(グアム移転協定承認、海賊対処法案趣旨説明)
- 15(水)・参・本会議(グアム移転協定趣旨説明)
- 17(金)・衆・本会議(消費者庁設置法案・消費者安全法案修正議決)
- 20(月)・衆・決算委分科会(～21日)
- ・ニュージーランド国会議長一行訪日(衆招待、～25日)
- 22(水)・参・本会議(消費者庁設置法案・消費者安全法案趣旨説明)
- 27(月)・参・本会議(財政演説(平成21年度補正予算)、国民年金法等改正案趣旨説明)
- ・衆・本会議(財政演説(平成21年度補正予算))

- 28(火)・衆・本会議(財政演説に対する質疑)
- ・参・本会議(財政演説に対する質疑)
- 29(水)・麻生総理、中国訪問(～30日)
- 5. 3(日)・麻生総理、チェコ、ドイツ訪問(～6日)
- 7(木)・衆・予算委(平成21年度補正予算:基本的質疑)
- 8(金)・衆・予算委(基本的質疑)
- ・衆・本会議(中森ふくよ君辞職許可)
- 11(月)・衆・予算委(一般質疑)
- ・小沢一郎民主党代表、代表辞任を表明
- 12(火)・衆・予算委(今後の日本社会集中審議)
- 13(水)・衆・予算委(締めくくり質疑、採決)
- ・衆・本会議(鍵田忠兵衛君辞職許可、平成21年度補正予算可決)
- 16(土)・民主党両院議員総会で、鳩山由紀夫氏を代表に選出
- 20(水)・参・予算委(平成21年度補正予算:総括質疑)
- 21(木)・参・予算委(総括質疑)
- 22(金)・参・予算委(参考人質疑)
- 25(月)・参・予算委(一般質疑)
- 26(火)・衆・本会議(北朝鮮核実験実施に対する抗議決議)
- ・参・予算委(一般質疑)
- 27(水)・参・本会議(北朝鮮核実験実施に対する抗議決議、海賊対処法案趣旨説明)
- ・国家基本政策委員会合同審査会
- 28(木)・参・予算委(新型インフルエンザ・北朝鮮の核実験と危機管理集中審議)
- 29(金)・参・予算委(締めくくり質疑、採決)
- ・参・本会議(平成21年度補正予算:否決、消費者庁設置法案・消費者安全法案可決、成立)
- ・平成21年度補正予算外二件両院協議会(成案を得ず)、平成21年度予算成立
- 6. 2(火)・衆・本会議(会期を7月28日まで55日間延長を議決)
- 6(土)・植木光教元参議院議員逝去
- 9(火)・衆・本会議(臓器移植法改正案中間報告)
- 11(木)・衆・本会議(憲法審査会規程案可決)
- 16(火)・衆・本会議(核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議)
- 17(水)・参・本会議(坂本由紀子君辞職許可、核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議)
- ・国家基本政策委員会合同審査会
- 18(木)・衆・本会議(臓器移植法改正案可決)
- 19(金)・参・本会議(海賊対処法案否決、租税特措法改正案否決、国民年金法等改正案否決)
- ・衆・本会議(海賊対処法案、租税特措法改正案、国民年金法等改正案再議決)
- 23(火)・沖縄全戦没者追悼式(江田議長出席)
- 24(水)・参・本会議(平成19年度予備費関係5件不承諾)
- 25(木)・衆・本会議(平成19年度決算外2件是認)
- 26(金)・参・本会議(臓器移植法改正案趣旨説明)
- 29(月)・参・決算委(平成19年度決算外2件締めくくり総括質疑、議決)
- 7. 1(水)・参・本会議(平成19年度決算外2件是認せず、警告決議)
- 3(金)・天皇皇后両陛下、カナダ及び米国御訪問(～17日)
- 5(日)・静岡県知事選、川勝平太氏当選
- ・兵庫県知事選、井戸敏三氏3選
- 6(月)・麻生総理、イタリア訪問(サミット出席、～11日)
- 8(水)・参・本会議(水俣病被害救済法案可決、成立)
- 10(金)・参・本会議(臓器移植法改正案中間報告)
- 12(日)・東京都議会選挙、民主党が第1党に
- 13(月)・参・本会議(臓器移植法改正案可決、成立)
- 14(火)・参・本会議(内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案可決)
- ・衆・本会議(麻生内閣不信任決議案否決)
- 15(水)・佐藤道夫元参議院議員逝去
- 16(木)・平井卓志元参議院議員逝去
- 20(月)・安田隆明元参議院議員逝去
- 21(火)・衆・本会議(解散詔書朗読)、衆議院解散
- ・第171回国会閉会